

新規就農者を雇用している集落営農法人の現状と経営展開の方向性：高齢化及び国際化に対応した山口県を事例として

和田，清孝

<https://doi.org/10.15017/1931958>

出版情報：九州大学，2017，博士（農学），課程博士
バージョン：
権利関係：

新規就農者を雇用している集落営農法人の現状と
経営展開の方向性

—高齢化及び国際化に対応した山口県を事例として—
The Current Situation and Future Directions of Community
-based Group Farming Corporations in Yamaguchi Prefecture
Focusing on Employments of Young Workers.

指導教員 伊東 正一 教授

磯田 宏 准教授

小田切徳美 教授

九州大学大学院 生物資源環境科学府
博士（農学）請求論文

和田 清孝

2018

要 旨

わが国では、全国的に農家数の減少と農業従事者の高齢化・減少が進んでいる。こうした中、政策的に集落営農が農業の担い手として位置づけられ、全国的に設立が増加するとともに法人化も進んでいる。しかしながら、集落営農法人が、構成員の高齢化に対応して経営発展を進めていくためには、次代を担う後継者の確保が喫緊の課題となっている。

集落営農法人の労働力確保や雇用、経営展開の方向性に関する先行研究は、島根県や広島県等における地域ぐるみ型法人を例にあげ、その多くが、基幹的従事者が不在の中で、兼業従事者や高齢者を中心として労働力を確保し土地利用型農業の効率化と集落農地の維持管理を一体的に進めることを法人設立の基本目的にしていること、経営効率の追求よりは、平等対等を基礎とした運営が優先されること、専従者を雇用する事例では、規模拡大や経営の複合化多角化が見られることを明らかにしている。更に、地域ぐるみ型集落営農法人は、専従者による効率的かつ安定的な農業経営に転換していく可能性は乏しいことを指摘している。

しかし、先行研究では、地域ぐるみ型集落営農法人は、高齢化に対応して、設立されているものの、更なる高齢化が進展した場合にどのような展開が見られるのか分析されていない。また、集落営農法人の雇用と雇用に伴う収益性の改善には関係があることを明らかにしているものの、雇用に至る背景や実態、更には、新規就農者を雇用している集落営農法人の経営的特徴、また、更なる高齢化が進展した場合の集落営農法人の経営展開の方向性を明らかにするまでには至っていない。

そこで、本論文では、法人の労働の組織化の態様（地域ぐるみ型、少数担い手型）と新規就農者を雇用した理由及び作目・事業部門の複合化多角化の程度

に着目して、新規就農者を雇用している集落営農法人を類型化し、類型間の比較を通して、第1に、新規就農者を雇用するためにはどのようなハードル（経営的特徴を有する必要）があるのか、第2に、新規就農者を雇用するためにどのようにしてそのハードルを乗り越えたのか、その際、どのようにして地代と労賃の相克を乗り越えたのか、第3に、新規就農者を雇用することによってどのような経営展開が可能となるのか、第4に、新規就農者を雇用して経営発展を進めている集落営農法人にはどのような経営発展の方向性（進化の段階性）があるのか、以上の4点を事例調査を通じて明らかにした。

対象事例は、小規模で、水稻に特化し、兼業化が進み全国に先駆けて高齢化が進んでいることから、早くから集落営農法人の育成に取り組み、法人化率が高いという特徴を有する山口県において新規就農者を雇用している集落営農法人を取り上げた。

本論文で得られた結論は以下のとおりである。

第2章の全国における分析により、農業を職業として選択し農業法人に就業する39歳以下の非農家出身の若者が増加していること、また、全国的に農業従事者が高齢化・減少する中で、「30歳から49歳」でコーホート増減数において基幹的農業従事者の増加幅が拡大していることを明らかにした。また、販売農家は、高齢化、兼業化が進んでおり、水稻に特化している地域は、山口県を含む中国、近畿及び北陸であることが明らかとなった。これらの地域は、早くから集落営農の取り組みが見られた集落営農ベルト地帯と重なっている。

さらに、集落営農の動向については、規模が小さく、地域ぐるみ型の集落営農が多い地域は、山口県を含む中国、近畿及び四国であること、また、集落営農の法人化は全国的に進んでいる（法人化率24.3%、2015年センサス）が、地域別では北陸と山陽で法人化率が高く、山陽は39.9%と最も高いこと、特に山口県では60.5%と法人化率が非常に高いこと、が明らかとなった。また、販売

金額が大きい経営体ほど、販路の多様化、農業生産関連事業実施割合や常時雇
用者の増加が見られること、農業生産関連事業を行っている経営体の90%は法
人経営体であることを明らかにした。また、新規就農者の供給源となっている
山口県立農業大学校の概要や研修体系を整理し、農業大学校において集落営農
法人と農業大学校生とのマッチング機能があることを明らかにした。

第3章において、新規就農者を雇用している集落営農法人を、労働の組織化
の態様（地域ぐるみ型、少数担い手型）と新規就農者を雇用した理由及び作目
や事業部門の複合化、多角化の程度に注目して分類し6類型（A型～F型）を
析出した。その中で類型間の経営的特徴を比較すると、経営の複合化、多角化
の進んだ類型ほど、地代を重視する経営から労働評価型の経営的特徴が強まっ
ていることを明らかにした。また、集落営農法人が雇用する新規就農者には農
業大学校卒業生が多いことから、第2章で明らかにした農業大学校のマッチン
グ機能が有効であることが明らかとなった。

第4章においては、地域ぐるみ型集落営農法人について、高齢化や人材確保
の実態について分析し、その結果、役員やオペレーターは団塊の世代やそれよ
り上の世代の定年退職者が中心となって担っていること、構成員の農業離れや
定年延長などの理由により集落内からオペレーター等の人材を確保できなくな
り組織の維持そのものが厳しい状況となる中、組織を維持するために集落外か
ら新規就農者を雇用していること、法人は年金を生活資金とし「+α」の収入
を期待する多数の高齢者を中心とした組織から、専従者として雇用され他産業
並みの所得を期待する若い新規就農者を加えた組織に変化していること、が明
らかとなった。

また、法人が新規就農者を雇用するには、①新規就農者に賃金の支払える収
益性の向上、②周年就労の確保、③新規就農者の雇用に対する法人内の合意形
成、という3つのハードルがあること、さらに、④新規就農者を雇用すること

により、労賃の増加に備え収益性をより一層向上させることが求められるという新たな4つ目のハードルが発生することが明らかとなった。そして、①と②のハードルを露地野菜や施設野菜の導入や規模拡大により乗り越えていること、③の雇用に対する法人内の合意形成については、労働力が圧倒的に不足する中で、収益性を向上させていること、雇用に伴う構成員還元額の減少が少なかったこと、高齢者の労働時間数が減少していたこと、等から合意が得られていることを明らかにした。また、④の雇用することによって、労賃増加に備えより一層収益性を向上させることが求められるというハードルについては、施設野菜の規模拡大や6次化に取り組むことによって乗り越えていることを明らかにした。

第5章において、少数担い手型法人は、高齢農家のリタイアに対応して、農地の受け皿になることによって規模拡大していること、規模拡大に対応して新規就農者を雇用していること、が明らかとなった。また、新規就農者を雇用するために存在するハードルについては、地域ぐるみ型法人に見られた4つのハードルのうち、法人内の合意を得るというハードル以外の、3つのハードルが存在すること、さらに、地域ぐるみ型法人に見られた資源管理組織（集落）との密接な連携は見られないこと、が明らかになった。

第6章においては、第2章、第3章、第4章の分析を踏まえ、新規就農者を雇用して経営発展を進めている集落営農法人の経営展開の方向性（進化の段階性）について分析した。そこで得た結論は、「集落の農地は集落で守る」を目的に設立された地域ぐるみ型集落営農法人は、更なる高齢化の進展と組合員の分化により協業の深化が進んでいること、また、更なる高齢化の進展に伴い組織そのものの維持が厳しい状況となる中、経営継続のために新規就農者を雇用していること、また、雇用に伴い経営を複合化、多角化して収益性の向上を図っていること、雇用者数の増加や昇給による労賃の増加に対応して更なる収益性

向上を図るため6次化等に取り組んでいること、が明らかとなった。こうしたことを背景として、新規就農者を雇用して経営発展を進めている地域ぐるみ型の集落営農法人には、D型（地域ぐるみ農業・農地維持野菜導入型）→E型（地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜導入型）→F型（地域ぐるみ地域活性化多角化型）へ移行する経営展開の方向性が強く示唆された。また、経営展開が進んだ類型ほど地代重視の経営から労働重視の経営の特徴が強まっていることが明らかとなった。

次に、第5章の事例分析を踏まえ、少数担い手型の集落営農法人の経営展開の方向性について整理した。そこで得られた結論は、少数担い手型法人は、普通作物規模拡大のための雇用、雇用に伴う収益性向上や周年就労のための野菜導入・規模拡大、更なる規模拡大や収益性向上のための雇用増加に対応して、より収益性を高めるべく6次化に取り組んでいることである。こうしたことから、少数担い手型法人には、A型（少数担い手規模拡大型）→B型（少数担い手規模拡大野菜導入型）→C型（少数担い手規模拡大多角化型）へ移行する経営展開の方向性が示唆された。

先行研究では、中国地域の地域ぐるみ型集落営農法人は、集落農地の維持管理を基本目標にしており、少数のオペレーターを中心とした他産業並みの所得を期待する「専従者」を中心とした経営体に転換していくといった展望は描きにくいと整理されてきた。しかし、高齢化に対応して設立されてきた山口県における地域ぐるみ型の集落営農法人において、更なる高齢化の進展により協業の深化と農家の分化が進み、より一層労働力が枯渇し組織維持が困難な状況となってきた。このような状況に対応し雇用導入に必要な先の4つのハードルを乗り越えて新規就農者を雇用し、定年退職者を中心とした農業・農地維持型の法人から、世代交代を機に少数の他産業並みの所得を期待する専従者を中心とした地域活性化に向けて事業を積極的に拡大する経営体へ変化するという経営

展開の方向性が本研究により示唆された。

目次

要 旨 i

図表目次 xiii

第1章 課題と方法.....	1
第1節 問題の所在と背景.....	1
第2節 関連先行研究のレビュー.....	8
1-2-1 集落営農法人の労働力確保及び雇用に関する研究.....	8
1-2-2 集落営農法人の経営展開に関する研究.....	9
1-2-3 先行研究の成果と課題（未解明な点）.....	11
第3節 本研究の具体的課題設定.....	13
第4節 構成と分析方法.....	14
第2章 農業構造の動向及び集落営農法人の展開と山口県の特徴 —農林業センサス分析、集落営農実態調査分析等を中心として—....	16
第1節 本章の課題.....	16
第2節 農業労働力の動向.....	18
2-2-1 基幹的農業従事者の動向.....	18
2-2-2 農業大学校卒業生の動向.....	22
2-2-3 雇用労働力の動向.....	24
第3節 農業経営体の動向.....	26
2-3-1 農業経営体と農家等の動向.....	26
2-3-2 販売農家の状況.....	26
2-3-3 大規模経営層の規模拡大.....	28
第4節 土地利用の動向.....	30
2-4-1 経営耕地と農家数の減少.....	30
2-4-2 農家と農家以外の農業事業体の経営耕地面積の動向.....	31

第5節	農業経営体の経営動向	34
2-5-1	販路の多様化	34
2-5-2	大規模経営で進む雇用労働力の導入と経営の多角化	35
第6節	集落営農の動向	37
2-6-1	集落営農構成農家割合、現況集積面積の状況	37
2-6-2	設立年次別集落営農数	38
2-6-3	規模別集落営農法人数	40
2-6-4	集落営農の法人化	43
2-6-5	農業生産以外の事業への取り組み状況	46
第7節	山口県立農業大学校について	48
2-7-1	山口県立農業大学校の沿革	48
2-7-2	山口県立農業大学校の教育方針	49
2-7-3	山口県立農業大学校の研修体系	50
第8節	山口県における農業振興施策	53
2-8-1	「山口県農林業振興の基本構想」（1990年3月）	53
2-8-2	「山口県農林業農山村振興の基本構想」（1996年3月）	53
2-8-3	「やまぐち食と緑のプラン21」（2001年3月）	55
2-8-4	「やまぐち食と緑・水産チャレンジ実行計画」（2009年）	57
2-8-5	「やまぐち農林水産業再生・強化行動計画」（2013年）	58
第9節	まとめ	61
第3章	新規就農者を雇用する集落営農法人の特徴と課題 —山口県を事例として—	67
第1節	本章の課題と調査方法	67
3-1-1	本章の課題	67
3-1-2	調査方法	67

第2節	新規就農者を雇用している法人の概要	69
第3節	新規就農者を雇用した法人の6類型	70
第4節	6類型の経営的特徴	72
3-4-1	6類型の経営的特徴（雇用時期、栽培作物、経営の複合化・多角化等）	72
3-4-2	土地所有と労働・役員業務への収益配分から見た6類型の特徴	73
3-4-3	地代水準から見た6類型の経営的特徴	75
第5節	新規就農者を雇用する経過に関する具体的分析結果	77
3-5-1	少数担い手規模拡大型（A型）（表3-3 No.2の法人）	77
3-5-2	少数担い手規模拡大大野菜導入型（B型）（表3-3 No.3の法人）	77
3-5-3	少数担い手規模拡大多角化型（C型）（表3-3 No.5の法人）	77
3-5-4	地域ぐるみ農業・農地維持野菜導入型（D型）（表3-3 No.6の法人）	78
3-5-5	地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜等導入型（E型→F型）（表3-3 No.13の法人）	78
3-5-6	地域ぐるみ地域活性化多角化型（F型）（表3-3 No.14の法人）	79
第6節	新規就農者の情報収集方法と法人選択理由等	81
3-6-1	新規就農者の概況と情報収集方法	81
3-6-2	新規就農者の法人選択理由	82
3-6-3	新規就農者を雇用するために法人に求められるもの	83
第7節	新規就農者の受け入れと既存法人構成員との関係づくり	84
第8節	まとめ	85
第4章	地域ぐるみ型集落営農法人における新規就農者の雇用と雇用を契機とした経営展開の方向性 —D型、E→F型の事例から—	88
第1節	本章の課題	88

4-1-1	新規就農者を雇用した集落営農法人の6類型と事例調査法人の位置づけ.....	89
第2節	(農) Xの事例分析	91
4-2-1	(農) Xの概要	91
4-2-2	(農) Xの役員の推移	92
4-2-3	(農) Xの農作業従事者の推移	93
4-2-4	新規就農者雇用に関する合意形成.....	94
4-2-5	新規就農者の雇用と相前後した経営変化.....	95
4-2-6	新規就農者の育成	97
4-2-7	「X地区農用地利用改善団体」と法人との関係	98
第3節	(農) Yの事例分析	100
4-3-1	(農) Yの概要	100
4-3-2	(農) Yの役員の状況.....	101
4-3-3	(農) Yのオペレーターの確保状況.....	102
4-3-4	(農) Yの農業生産、加工の展開	103
4-3-5	(農) Yの6次産業化への取り組み.....	105
4-3-6	(農) Yの補助作業者の確保状況	106
4-3-7	新規就農者雇用に関する合意形成.....	106
4-3-8	新規就農者の育成	107
4-3-9	「Y地域水と緑運用協議会」と法人との関係.....	107
第4節	まとめ	109
第5章	少数担い手型集落営農法人における新規就農者の雇用と経営展開の方向性.....	112
第1節	本章の課題	112
第2節	(株)Uの事例分析	114

5-2-1	(株)Uの概要	114
5-2-2	(株)Uの経営展開の推移と雇用.....	114
第3節	(有)Vの事例分析	117
5-3-1	(有)Vの概要	117
5-3-2	(有)Vの経営展開の推移と雇用.....	118
第4節	(有)Wの事例分析	120
5-4-1	(有) Wの概要	120
5-4-2	(有) Wの経営展開の推移と雇用	121
5-4-3	(有) Wの組織図.....	124
5-4-4	(有) Wの6次産業化への取り組み.....	125
第5節	まとめ	127
第6章	結論と今後の課題.....	130
第1節	本研究の要約と結論.....	130
6-1-1	本研究の課題と方法	130
6-1-2	各章ごとの分析の要約.....	131
6-1-2-(1)	分析対象地域山口県の位置づけ.....	131
6-1-2-(2)	新規就農者を雇用した集落営農法人の6類型と6類型の経営的 特徴.....	133
6-1-2-(3)	地域ぐるみ型集落営農法人の雇用と雇用を契機とした経営展開 の方向性.....	134
6-1-2-(4)	少数担い手型法人の雇用と雇用を契機とした経営展開の方向性	136
6-1-3	本研究課題別に見た結論	137
6-1-3-(1)	新規就農者を雇用するにはどのようなハードル（経営的特徴を有 する必要）があるのか.....	137

6-1-3-(2)	新規就農者を雇用するために、どの様にしてそのハードルを乗り越えたのか、その際、地代と労働費の相克をどの様にクリアしたのか.....	138
6-1-3-(3)	新規就農者を雇用することによって、どの様な経営展開が可能となるのか.....	139
6-1-4	新規就農者の雇用と雇用を契機とした新たな経営展開の方向性 —A～C、D～F型の類型間の関係の考察—.....	139
第2節	政策提言.....	146
第3節	残された課題.....	149
引用文献・参考文献	150
謝辞	154
付録	(公聴会発表用パワーポイント資料スライド115枚).....	155

図表目次

図 1-1	集落営農法人数の推移（山口県）	3
図 1-2	山口県における集落営農法人の位置	4
図 1-3	自営就農・法人就業別新規就農者数の推移（山口県）	6
図 2-1	基幹的農業従事者における世代別割合の推移.....	21
図 2-2	自営就農・法人就業別農業大学校卒業生の推移（山口県）	23
図 2-3	経営耕地面積規模別の農地集積状況（農業経営体、都府県） ..	28
図 2-4	経営耕地規模別の累積面積率（農業経営体、都府県）	29
図 2-5	農家減少率と経営耕地減少率との関係（全国）	31
図 2-6	農産物販売金額規模別事業展開状況（都府県、全国、2015 年）	34
図 2-7	農産物販売規模別事業展開状況（全国、2015 年）	35
図 2-8	設立年次別集落営農数（地域ブロック別）	38
図 2-9	設立年次別集落営農数（全国、山口県）	40
図 2-10	山口県の集落営農法人の経営規模別農地集積状況（2015 年）	42
図 2-11	集落営農数と法人化率の推移（全国と山口県）	43
図 2-12	山口県における集落営農法人数の推移（年次別、累計別）	46
図 2-13	担い手育成の推進体系（山口県農林業振興の基本構想）	54
図 2-14	多様な担い手の育成及び効率的な生産のシステムづくり	55
図 2-15	集落営農の機能と効果.....	56
図 2-16	担い手育成の施策体系（やまぐち食と緑のプラン 21）	57
図 2-17	担い手育成の施策体系（やまぐち食と緑・水産チャレンジ実行計 画）	57
図 2-18	担い手育成にかかる施策体系（やまぐち農林水産業再生・強化行	

動計画)	58
図 4-1 (農)X の組織図.....	92
図 4-2 (農)X の役員の変遷.....	93
図 4-3 (農)X の農業所得の内訳 (作物別、2016 年)	97
図 4-4 (農) Y の組織図.....	101
図 4-5 (農)Y の粗収入の推移	105
図 5-1 (株)U の規模拡大の推移	115
図 5-2 (有)W の規模拡大の推移	121
図 5-3 (有)W の農産物と加工品の売上高の推移	124
図 5-4 (有)W の組織図.....	124
図 5-5 (有)W の米粉製造販売による 6 次化への取り組み.....	126
図 6-1 新規就農者の雇用と雇用を契機とした経営展開の方向性 (地域ぐるみ型法人)	143
図 6-2 新規就農者の雇用と雇用を契機とした経営展開の方向性 (少数担い手型法人)	145
表 1-1 基幹的農業従事者の高齢者割合の推移 (全国、山口県)	1
表 1-2 新規就農者数の推移 (全国)	5
表 1-3 就農形態別新規就農者の年齢別就農人数の推移 (全国)	6
表 1-4 年齢別新規雇用就業者数 (全国、農家、非農家別)	7
表 2-1 基幹的農業従事者の地域別動向 (75 歳以上)	18
表 2-2 昭和一桁世代等の基幹的農業従事者の推移 (男女計)	20
表 2-3 基幹的農業従事者の年齢別コーホート増減人数 (販売農家) ..	22
表 2-4 自営就農・法人就業別農業大学校卒業者数(2015 年).....	24
表 2-5 組織経営体における雇用労働力の動向 (全国)	25

表 2-6	農業経営体と農家等の動向（全国）	26
表 2-7	販売農家における専兼別、経営規模別、水稻販売金額1位の状況 （全国）	27
表 2-8	農家と農家以外の農業事業体の経営面積の動向(2000～2015年)	32
表 2-9	農業生産関連事業を行っている組織経営体（全国）	36
表 2-10	集落営農構成農家割合及び現況集積面積の状況（2015年） ..	37
表 2-11	現況集積規模別集落営農数割合（法人）	41
表 2-12	山口県の集落営農法人におけるタイプ別農地集積割合(2016年)	42
表 2-13	組織形態別集落営農の構成比の推移（地域ブロック別）	44
表 2-14	組織形態別集落営農数の変化（地域ブロック別）	45
表 2-15	農業生産以外の事業への取り組み状況（2015年）	47
表 2-16	山口県立農業大学校の沿革	48
表 2-17	山口県立農業大学校の研修体系	50
表 2-18	やまぐち就農支援塾の受講実績	51
表 2-19	山口県における集落営農数と農業振興施策の推移	60
表 3-1	新規就農者を雇用している集落営農法人数（山口県）	68
表 3-2	新規就農者を雇用した法人の6類型	70
表 3-3	新規就農者を雇用している集落営農法人	73
表 3-4	6類型の経営的特徴（地代と収益配分）	74
表 3-5	6類型の経営的特徴（地代の水準）	76
表 3-6	新規就農者の法人就業選択理由	82
表 4-1	新規就農者を雇用した法人の6類型と事例調査法人の位置づけ	90

表 4-2	(農)X の農作業従事者の推移	94
表 4-3	(農)X の農業生産の推移	95
表 4-4	(農)X の作物別 10a 当たり所得 (2016 年)	96
表 4-5	農用地利用改善団体と法人との関係	99
表 4-6	(農)Y の役員の状況.....	101
表 4-7	(農)Y のオペレーターの確保状況	102
表 4-8	(農)Y の農業生産、加工の展開.....	104
表 4-9	(農)Y の補助作業者確保状況	106
表 4-10	Y 地域水と緑運用協議会と法人との関係.....	108
表 5-1	新規就農者を雇用した法人の 6 類型と事例調査法人の位置づけ (少数担い手型)	113
表 5-2	(株)U の経営展開の推移と雇用	116
表 5-3	(有)V の経営展開の推移と雇用	118
表 5-4	(有)W の経営展開の推移と雇用	122

第1章 課題と方法

第1節 問題の所在と背景

山口県は、中山間地域が県土の70%を占めるなど条件不利地域が多い。また、表1-1に示すように基幹的農業従事者の高齢化が全国に5～10年程度先駆けて進んでおり、1990年当時、過疎化、高齢化が進行し、農林業従事者の高齢化や後継者の減少、農山村地域の活力の停滞等が課題となっていた。

表1-1 基幹的農業従事者の高齢者割合の推移（全国、山口県）

単位：%

		1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
基幹的農業従事者 65歳以上割合	全国	26.8	39.7	51.2	57.4	61.1	64.6
	山口県	37.6	46.6	61.2	73.1	77.2	80.6
基幹的農業従事者 75歳以上割合	全国	5.0	7.6	12.7	20.6	28.7	31.0
	山口県	10.8	14.9	21.5	30.3	39.6	41.2

出所：農林業センサス各年

このため、山口県は、農林業の一層の体質強化を進めるため、1990年に21世紀に向けて新たな農林行政運営の指針となる「山口県農林業の基本構想」を策定した。

この構想では、「地域農業の担い手育成」の推進体系に「生産組織の育成」を位置づけ、地縁組織、機能組織等様々なタイプの生産組織を育成することとした。特に、地縁組織タイプの生産組織の誘導方向として、将来的には農業生産法人化を目標とする、1から数集落を単位とし土地利用型作物を主体として土地・労働力・地域資源の有効活用により生産性の高い農業を実現する集落営農組織の育成を推進することが明記され集落営農の設立が推進されることとなっ

た。さらに、本格的に集落営農の育成に取り組んだのは、表 1-1 に示すように、その後の更なる高齢化の進行等に対応して 1996 年に作成した「山口県農林業農山村振興の基本構想」を受けて、1999 年にスタートした「やまぐち型担い手組織育成モデル事業」以降である。

特に、集落営農法人数が本格的に増加するのは、主要な施策の柱となる担い手の育成について、「やまぐち型担い手組織」¹の育成を設定し特定農業法人の加速的育成を定めた「やまぐち食と緑のプラン 21」（2001 年）の策定を受け、2002 年からスタートした「やまぐち型担い手組織育成緊急対策事業」の取り組み以降である。2001 年当時、更なる担い手の減少や高齢化に対する対策が主要な課題となっており、農業改良普及センターにおいても「やまぐち食と緑のプラン 21」を踏まえ、集落営農法人を地域の中心となる担い手（経営体）として位置づけた。そして、この設立支援は、主要な普及指導課題として設定され、県、JA、市町一体となって集落営農法人の設立が推進された。これらの取り組みに対して、国による「品目横断的経営安定対策」の導入が追い風となり、図 1-1 に示すように、2006 年から集落営農法人の設立が急増している。

「やまぐち型担い手組織育成緊急対策事業」以降も種々のハード、ソフトの単県事業を今日まで切れ目なく立ち上げ集落営農法人の設立を促進してきた。

このように、集落営農法人の設立を促進した結果、図 1-1、図 1-2 に示すように山口県における集落営農法人数は、2003 年にはわずか 10 法人であったが、2016 年 3 月現在 249 法人が県下各地に設立されており、管理作業すらできない自立した労働力を持たない農家の所有する農地の受け皿として、また、地域農業・農村の活性化にとって無くてはならない存在となっている。

¹ やまぐち型担い手組織とは、出し手（農地所有者）組織と受け手（農業生産組織）の合意に基づき両組織が一体となって農地の有効利用や効率的かつ持続的な農業生産を進める組織を言う。将来的には、特定農業法人を目指す。平成 19 年度「やまぐち食と緑と水のレポート」152 ページより引用。

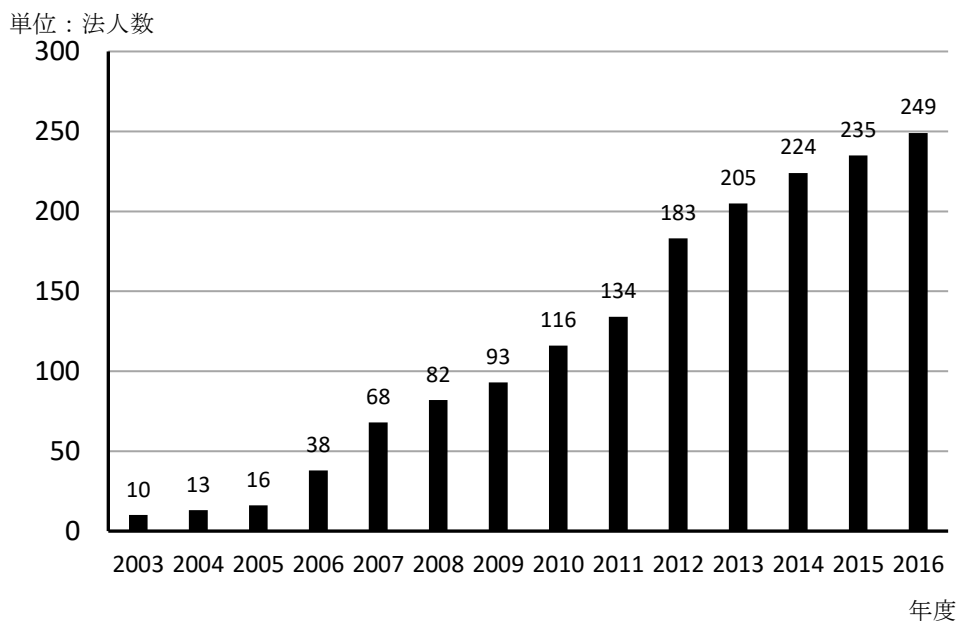


図 1-1 集落営農法人数の推移（山口県）

出所：山口県農業振興課資料(2016年)より作成。

しかし、表 1-1 が示すように、2015 年には 75 歳以上の基幹的農業従事者の割合が山口県では、41.2%となっている。また、農業就業人口の平均年齢が全国 2 位の 70.3 歳（2015 年センサス）となるなど農業従事者の高齢化が全国に比べ非常に高いレベルで進んでいる。

このように、農業従事者の一層の高齢化や減少が急激に進む中、集落営農法人は、役員、オペレーター等の構成員の高齢化・減少、さらに米価の低下等といった課題に直面している。これらの課題に対応して、持続可能な経営体として経営発展を進めるためには、次代を担う人材の確保及び収益性の向上など経営体質の強化が喫緊の課題となっている。

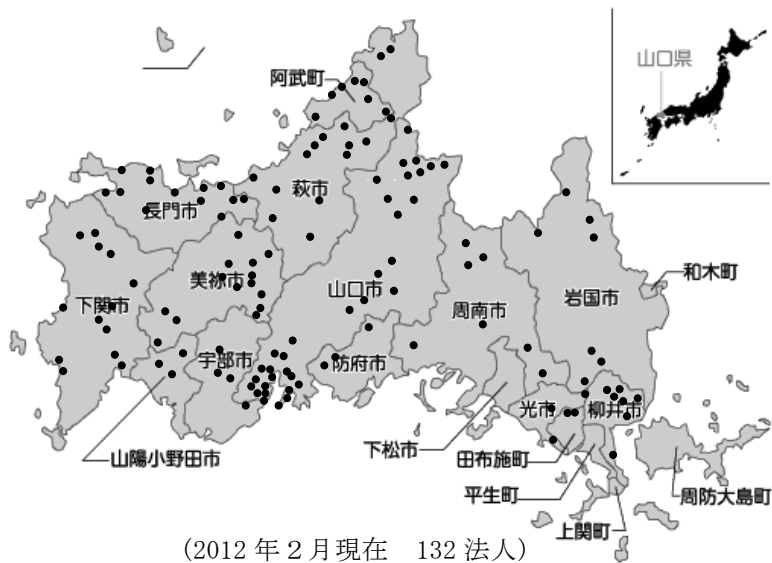


図 1-2 山口県における集落営農法人の位置

出所：山口県農業振興課資料(2012年)より作成

一方、全国の就業形態別新規就農者数の推移を表 1-2 に示している。2010 年から 2014 年にかけて、新規就農者数は 5 万人台で推移してきたが、2015 年には 6 万人台に増加し、2010 年以降最も多くなっている。また、2013 年以降、44 歳以下の新規就農者数は増加している。

次に、就業形態別に新規就農者の状況を見てみると、新規自営農業就業者は 2007 年には新規就農者数の 88% を占めていたが、徐々にその割合が低下し、2015 年には 78% となっている。一方、新規雇用就業者数及び新規参入者数はその割合が増加しており 2015 年における新規雇用就業者の構成比は 16%、新規参入者の構成比は 5% となっている。

表 1-2 新規就農者数の推移（全国）

単位:人、%

区分	計	年齢別				就業形態別			構成比		
		49歳以下	割合 (%)	44歳以下	割合 (%)	新規自営農 業就業者	新規雇用 就業者	新規参 入者	新規自営 農業就業 者	新規雇用 就業者	新規参 入者
2007年	73,460	21,050	29			64,420	7,290	1,750	88	10	2
2008年	60,000	19,840	33			49,640	8,400	1,960	83	14	3
2009年	66,820	20,040	30			57,400	7,570	1,850	86	11	3
2010年	54,570	17,970	33			44,800	8,040	1,730	82	15	3
2011年	58,120	18,600	32			47,100	8,920	2,100	81	15	4
2012年	56,480	19,280	34	17,260	31	44,980	8,490	3,010	80	15	5
2013年	50,810	17,940	35	16,020	32	40,370	7,540	2,900	79	15	6
2014年	57,650	21,860	38	18,500	32	46,340	7,650	3,660	80	13	6
2015年	65,030	23,030	35	19,760	30	51,020	10,430	3,570	78	16	5

出所：農林水産統計「平成 27 年度新規就農者調査」2016 年 9 月、より作成。

表 1-3 に、就農形態別新規就農者数の年齢別人数の推移及び 2015 年における年齢別構成比を示している。2015 年は、2012 年に比較すると新規自営農業就業者、新規雇用就業者、新規参入者ともに増加している。2015 年の就業形態別新規就農者に占める「39 歳以下」の割合の構成比に注目すると、新規参入者 49.9%、新規自営農業就業者 15.4%、新規雇用就業者 61.6%で、新規雇用就業者や新規参入者は、39 歳以下の若者が多い。一方、新規自営就業者は 60 歳以上が 59.4%を占めるなど退職帰農者が多くなっている。

また、山口県における新規就農者²について自営就農・法人就業別新規就農者数の推移を図 1-3 に示している。山口県における新規就農者数は、1999 年から 2004 年までは 30 名程度で推移していたが、2004 年以降増加傾向にあり 2016 年に 120 名を越えている。

自営就業と法人就業に着目すると 2009 年に「農の雇用事業」が開始され法人就業が増加している。これに対応して自営就業は減少傾向にあった。しかし、

² 山口県における新規就農者調査には、新規学卒や U・I ターン者が中心で 60 歳以上の退職帰農者等はほとんど含まれていない。

表 1-3 就農形態別新規就農者の年齢別就農人数の推移（全国）

		人数 (計) 構成比 (計)	39歳以下	40～44歳	45～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
新規参入者	2012年	3,010	1,540	420	210	330	270	250
	2015年	3,570	1,780	540	200	390	290	380
	2015年構成比	100	49.9	15.1	5.6	10.9	8.1	10.6
	12-15増減率	18.6	15.6	28.6	-4.8	18.2	7.4	52.0
新規自営農業就業者	2012年	44,980	8,160	1,140	1,240	6,340	16,760	11,340
	2015年	51,020	7,880	2,190	2,460	8,150	14,920	15,420
	2015年構成比	100	15.4	4.3	4.8	16.0	29.2	30.2
	12-15増減率	13.4	-3.4	92.1	98.4	28.5	-11.0	36.0
新規雇用就業者	2012年	8,490	5,330	670	570	1,170	570	190
	2015年	10,430	6,430	930	620	1,160	700	590
	2015年構成比	100	61.6	8.9	5.9	11.1	6.7	5.6
	12-15増減率	22.9	20.6	38.8	87.7	-0.9	22.8	210.5

出所：農林水産省「新規就農者調査」（2012年、2015年）、より作成。

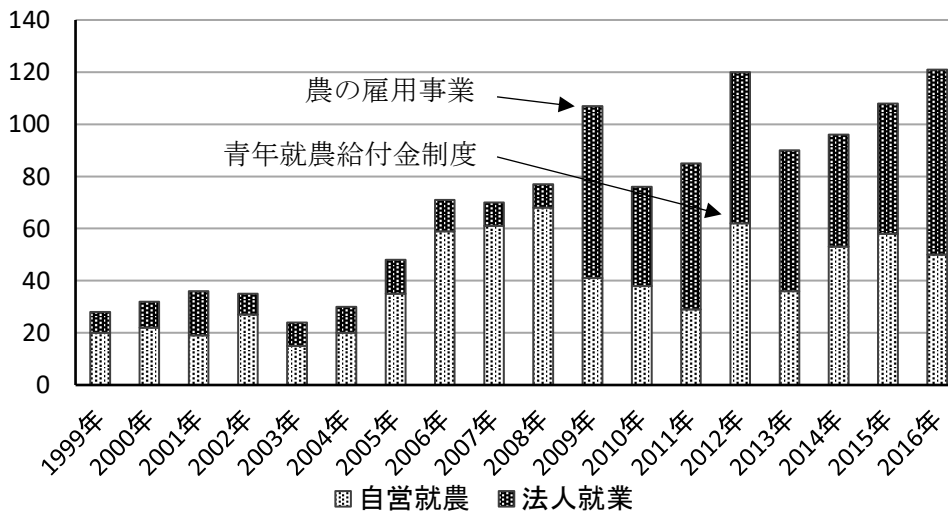


図 1-3 自営就農・法人就業別新規就農者数の推移（山口県）

出所：山口県農業振興課資料（2016年）より作成。

2012年に「青年就農給付金制度」³が導入されて以降、自営就農者と法人就業者ともに増加している。これらの新規就農者の多くは、転職型参入⁴である。

³ 2017年から「農業次世代人材投資資金」に名称変更。

⁴ 秋津（2009）より引用。

表 1-4 に年齢別農家非農家出身別新規雇用就農者数を示している。全ての年齢において、非農家出身割合が高い。特に 49 歳以下では、非農家出身者の割合は、約 90%と非常に高くなっている。

以上のように、新規就農者数は近年増加傾向にあり、特に、39 歳以下の非農家出身の法人就業者数が多くの割合を占めている。

こうした中、山口県においては、集落営農法人の次代を担う担い手として新規就農者を雇用して経営発展を進めている集落営農法人が出現するなど新しい動きが出てきた。

表 1-4 年齢別新規雇用就業者数（全国、農家、非農家別）

単位：人、%

区分	計	農家出身	非農家出身	割合
39歳以下	6,420	830	5,590	87
40～44歳	930	110	820	88
45～49歳	620	70	550	89
50～59歳	1,160	280	880	76
60歳以上	1,290	370	930	72

出所：農林水産統計、「平成 27 年度新規就農者調査
農林水産省」2016 年 9 月

第2節 関連先行研究のレビュー

1-2-1 集落営農法人の労働力確保及び雇用に関する研究

杉田(2011)は、全国の個人経営及び農業法人を対象に雇用導入の現状と課題を営農類型別（普通作物、園芸、畜産）に分析し、経営組織別にみた農業雇用の特徴は、法人経営において、①雇用者数が多い、②給与体系で月給制の割合が高い、③労働環境整備水準が高いことを指摘している。また、営農類型別にみると、園芸型経営は周年雇用が確保されているが、普通作物型経営は季節労働が多いことを示した。また、農家以外の農業事業体のうち販売目的の事業体において、年雇・常雇が増加していること、また、雇用に占める新規就農者の割合が大きくなっていることを指摘している。

伊庭（2014）は、中国地方中山間地域における集落営農に共通する労働力不足と収益性の低さという課題への対応について、地区外から労働力を雇用する場合は事業収益性が必要になること、また、事業収益性の低さの改善には園芸部門や農産加工への取り組みがみられること、特に、専従者を雇用する事例では、園芸を含む多品目生産や販売事業、更には、社会サービス事業に取り組むなど、多様な事業展開がみられることを明らかにした。楠本（2010）、小田切・藤山（2013）も島根県において地域コミュニティの活性化などの多様な事業展開が見られることを指摘している。

加古・初川（2007）は、6集落営農組織の合併により設立された経営面積が159haの兵庫県下でも最大規模の広域集落営農法人の現状と課題について整理した。法人化の効果としては、若い専従者の雇用が可能になったこと、農地の受託ができるようになったこと、を指摘している。また、広域化・大規模化の効果として、ロットが拡大したため販路が多様化したこと、様々なキャリアを持った人材が構成員となり経営の多角化、6次化が進んだこと、を示している。

また、課題としては、専従職員の給料の引き上げのためにコストを低減し収支を均衡させること、を指摘している。

久保（2013）は、山口県における専従、非専従の後継者を確保する集落営農法人の後継者育成及び労務環境の整備状況を整理し、専従者のいる経営の複合化多角化した法人は非専従で非多角化の法人よりも労務環境が整理されていることを指摘している。

金子（2007）は、山口県や福井県の圃場整備を契機として整備後の担い手として設立された数集落を構成範囲とする集落営農法人の事例を調査し、作業者の雇用方法について、専従者については、一定の地域内の者に限られているものの、個人的な資質による採用となっており個人の希望と能力を重視した選出の方法がとられていること、逆に、管理作業については、家や集落への帰属意識によって多くの作業者を確保していることを指摘している。また、専従者を確保するには雇用環境を整えるだけの収益規模が必要であるが、専従者を置くだけの事業収益性を有する法人において、あえて、専従者を置くことを選択しない法人も見られることを指摘している。

また、青柳他（2008）は、農業における周年雇用型経営の課題として、耕種経営において周年就労の確保が難しいこと、従業員に経営継承をする場合の経営者としての教育等が難しいことを指摘している。

1-2-2 集落営農法人の経営展開に関する研究

棚田（2004）は、島根県・広島県における集落営農法人について、組織運営の実態等を検討して、多くの集落営農法人が地域ぐるみで法人化し、基幹的農業従事者が不在の中で、土地利用型農業の効率化と集落農地の維持管理を一体的に進めることを法人設立の基本目的としていること、経営効率の追求よりも、平等対等を基礎とした運営が優先されること、一部に野菜作の導入が見られる

ことを指摘している。

棚田（2007）は、広島県の専従者不在で、稲作を基幹作物とする地域ぐるみ型集落営農法人を対象に、園芸作に対する取り組みの現状と課題を分析した。園芸作導入には、役員等のリーダーの意向が大きく影響していること、収益部門確立よりも女性や高齢者の働き場所の確保を重視して導入した場合の方が多いいことを指摘している。また、園芸作導入には、生産から販売まで一貫して対応できる責任者の確保が不可欠であり、青壮年者不在という条件下でも園芸作を開始するうえでの必須条件であると指摘している。

安藤（2013）は、大分県の中山間地域に位置する規模の小さい集落営農法人を対象に実態調査を行った。そこでは、補助金頼みという面はあるが、機械施設の更新のための資金積み立ては可能となり、資金面では、持続可能な領域に何とか到達しつつあるが、集落営農が、少数のオペレーターを中心とした「専従者」による「効率的かつ安定的な農業経営」に転換していくといった展望を描くことは出来にくいと指摘している。荒井（2005）も滋賀県の事例を調査して同様な指摘をしている。

田代（2016）は、集落営農の取り組みを地域協業経営体形成に至るプロセスととらえれば、地域性ととともに次のような段階性があると指摘している。A:任意組織の段階、B:法人化の第一段階、C:法人化の第二段階。発展段階の必要性（協業、利用権、経営自立）が地域に継起するかぎり発展段階的と言えるが、各段階にとどまる期間が長くなる（定年継承により A あるいは B 段階に永くとどまる可能性もある）と、地域差による類型となると指摘している。

北田（2008）は、集落営農組織における事業多角化の実態と課題について、地域ぐるみ型集落営農法人と少数担い手型集落営農法人の事例を中心に分析し、少数担い手型法人は、経営の持続性を確立するうえで、付加価値を付け労働力の有効利用が図られる事業多角化に対する意向が強いこと、売上高の比較的低

い地域ぐるみ型法人では、事業多角化の目的に、地域農業の活性化といった理由をあげる法人が多いことを指摘している。また、売上高の多い法人ほど、収益を高めることを目的に加工部門に雇用労働を導入している法人が多いこと、売上高の少ない法人は、法人構成員家族労働力のみで加工部門に対応していることを指摘している。このように、集落営農法人といってもタイプによって両者の戦略にかなりの違いがあることを示している。

宮武（2007）は、富山県における3つの集落営農を統合し設立された集落営農法人を対象に分析した。この事例では、140haという大きな経営規模を確保することにより、若手を常勤理事として処遇できるほどの収益を確保しており、組織の合併による経営単位の拡大が、集落営農の生産力や担い手育成といった面での限界を突破するための一つのカギとなると指摘している。

小山・宮田（2012）は、大分県の協業型集落営農法人を取り上げ、法人化をへて運営管理をどの様に変化させてきたのか分析し、経営において経営の論理に比重を置くことで、経営体の発展に寄与することを指摘している。

小林（2007）は、広島県の地域ぐるみ型集落営農法人を対象に、労働参加形態に注目し、法人と組合員の結合関係について実態分析を行った。広範かつ多様な労働参加機会が用意された「水平的な結合関係」と、賃借関係だけで結合する「垂直的な結合関係」があることを指摘している。また、集落営農の多角化や他組織との連携などのステップアップ（経営展開方向）の議論については、「組織内の労働参加形態」及び「地域と集落営農法人の関係」が重要な分析視点となることを指摘している。

1-2-3 先行研究の成果と課題（未解明な点）

これらの先行研究の成果と残された課題（未解明な点）を集落営農法人における新規就農者の雇用と経営発展の方向性という視点から整理すると次のよう

になる。

第1に、営農類型別に雇用導入を分析すると普通作物経営は季節労働が多いこと、畜産や園芸は周年雇用が確保されていること、雇用と野菜導入や多角化による収益性の向上には関係があること、について明らかにしているが、雇用に至る実態や背景、雇用している法人にはどのような経営的特徴、また、どのようなハードルを乗り越えたならば雇用が可能となりかまでは分析がなされていない。

第2に、島根県や広島県における地域ぐるみ型法人の多くは、基幹的従事者が不在の中で、兼業者や高齢者を中心として労働力を確保し土地利用型農業の効率化と集落農地の維持管理を一体的に進めることを法人設立の基本目標にしていることを明らかにしている。また、地域ぐるみ型法人は、「農業専従者」による「効率的な経営体」に転換する可能性は乏しいと指摘されている。しかし、更なる高齢化が進み、労働力を確保できなくなった場合にどのような展開がみられるのか、このような新たな動きについては分析がなされていない。

第3に、集落営農法人の経営展開の方向性については、発展段階なのか地域性による類型なのかという論点が指摘されているが、高齢化が一層進展した場合に、どのような展開が見られるのか、については分析がなされていない。

第3節 本研究の具体的課題設定

第1節で述べたように、集落営農法人が、法人の役員やオペレーターの高齢化、米価の低下等の課題に対応して、持続可能な経営体として経営発展を進めて行くためには、次代を担う担い手の確保及び収益性の向上等経営体質の強化が喫緊の課題となっている。

こうした課題に対して、第2節での関連先行研究の検討を踏まえると以下のような点を明らかにすることが、次代を担う担い手の確保と雇用を契機とした経営展開の方向性を明らかにするために必要となってくる。

そこで、本研究は、第1に、新規就農者を雇用するためにはどのようなハードル（経営的特徴を有する必要）があるのか

第2に、新規就農者を雇用するためにどのようにしてそのハードルを乗り越えたのか、その際、どのようにして地代と労働費の相克を乗り越えたのか、

第3に、新規就農者を雇用することによってどのような経営展開が可能となるのか、

第4に、新規就農者を雇用して経営発展を進めている集落営農法人にはどのような経営発展の方向性（進化の段階性）があるのか、

以上4点を明らかにすることを課題とする。

現場では、新規就農者を雇用している集落営農法人の組織の姿は様々である。このことについて、集落営農の取り組みを地域協業経営体の形成に至るプロセスととらえれば、発展段階があるのか、地域差による類型なのか、といった論点があることを田代（2016）は指摘している。そこで、本研究では経営発展の方向性（進化の段階性）を明らかにするために有効であると考え、新規就農者を雇用している様々な法人を類型化し類型間の経営的特徴の比較を行うことを研究を進めるうえで方法的に重要視した。

第4節 構成と分析方法

第1章において、研究の背景と課題を述べ、先行研究のレビューを行う。その上で、本研究の具体的課題設定を行う。

第2章において、全国及び分析地山口県の農業構造、集落営農、農業従事者の現状や特徴を明らかにするため、農林業センサスや集落営農実態調査等を用いた分析を行う。また、山口県農政における集落営農の取り組みの歴史を明らかにする。

第3章において、新規就農者を雇用している集落営農法人を事例調査に基づき次の3つの視点、第1に、労働の組織化の態様（少数担い手型、地域ぐるみ型）、第2に、新規就農者を雇用した理由、第3に、作目や事業部門の複合化、多角化の程度、で類型化を行うとともに、地代水準や労働への収益配分から見た類型間の経営的特徴を明らかにする。

第4章において、山口県に多く存在する地域ぐるみ型に着目し、D型（地域ぐるみ農業・農地維持野菜導入型）の典型的な法人及びE型（地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜等導入型）からF型（地域ぐるみ地域活性化多角化型）へ進化していることが注目される法人について詳しい事例調査を行う。これら調査をとおして、第1に、農作業従事者や役員等の高齢化や人材確保の実態を具体的に明らかにする。第2に、高齢化に対応して新規就農者を雇用することによって、法人内の役割分担がどのように変化しているのか、また、新規就農者をどのように位置づけ育成しようとしているのか、第3に、雇用導入のために乗り越えなければならないどの様なハードルがあるのか、また、どの様にして乗り越えているのか、第4に、雇用と相前後した法人経営の変化がその後の経営発展にどの様な影響をもたらしているのか（経営発展の方向性）を明らかにする。

第5章において、少数担い手型に着目して、事例分析をとおして、第1に、普通作物規模拡大と雇用との関係、第2に、野菜導入や多角化の背景、第3に、新規就農者を雇用する場合にどのようなハードルがあるのか、また、どの様に乗り越えたのか、第4に、雇用と相前後した経営の変化がその後の法人経営にどのような影響を与えたのか、第5に、第1から第4において、地域ぐるみ型法人と比較した場合どのような違いがあるのか、明らかにする。

第6章において、本研究の課題と方法のまとめ、各章の分析の要約、本研究課題別に見たまとめ及び集落営農法人の雇用と雇用を契機とした経営展開の方向性（進化の段階性）について考察する。

本研究の分析対象地域を山口県に設定した。それは、第2章で詳述するように、山口県では、第1に、基幹的農業従事者の高齢化率から分かるように全国に先駆けて農業従事者の高齢化が進んでいること、また、第2に、全国的にも早くから集落営農への取り組みが見られた集落営農ベルト地帯⁵の中国地域に位置しており、また、比較的早くから県独自に集落営農法人の設立を支援してきたため多くの集落営農法人が設立されていること、更に、第3に、以上のような背景から、近年、更なる高齢化による構成員のリタイア等に対応して、新規就農者を雇用することにより経営発展を進めている集落営農法人が比較的多く見られるようになってきた、からである。

⁵ 小田切(2008)より引用

第2章 農業構造の動向及び集落営農法人の展開と山口県 の特徴

—農林業センサス分析、集落営農実態調査分析等を中心として—

第1節 本章の課題

本章では、農林業センサスや集落営農実態調査等から新規就農者の状況、農業従事者の高齢化や集落営農法人の農地の受け皿としての動向及び農業経営体の経営動向を明らかにする。さらに、全国の動向を踏まえつつ、本研究が研究対象とする山口県の位置・特徴を明らかにする。また、山口県農政における集落営農の取り組みの歴史を明らかにする。具体的には次の7点である。

(1) 農業労働力の動向について

基幹的農業従事者や農業大学校卒業生の動向及び雇用労働力の動向を明らかにする。

(2) 農業経営体の動向について

農業経営体や農家の状況等から農業構造の状況を明らかにする。

(3) 土地利用の動向について

経営耕地と農家数の減少及び農家以外の農業事業体の経営耕地面積の動向について明らかにする。

(4) 農業経営体の経営動向について

大規模経営において進む雇用労働力の導入や経営の多角化、販路の多様化等の状況について明らかにする。

(5) 集落営農の動向について

集落営農の法人化や経営動向の状況について明らかにする。

(6) 山口県立農業大学校について

新規就農者の供給源となっている山口県立農業大学校の概要や山口県農政における位置づけについて明らかにする。

(7) 山口県における農業振興施策について

山口県における農林業振興の基本構想や各種施策の策定状況の分析をとおして山口県における集落営農法人育成の歴史を明らかにする。

第2節 農業労働力の動向

2-2-1 基幹的農業従事者の動向

全国の基幹的農業従事者の動向を 2000 年センサスから 2015 年センサスまでの数字で確認する。表 2-1 に 75 歳以上の基幹的農業従事者の年次別、地域別動向と都道府県及び山口県の動向を示している。全国の基幹的農業従事者のうち 75 歳以上の割合は、2000 年には 12.7%であった。2000 年から 2010 年までは、5 年ごとに 75 歳以上の割合が 8 ポイント程度ずつ増加しており高齢化が進んでいる。2010 年から 2015 年までの 5 年間では、増加ポイントが 2%程度に低下している。これは、80 歳以上となった昭和一桁世代がリタイアする時期を迎えその数を減らしていることが要因と考えられる。

表 2-1 基幹的農業従事者の地域別動向（75 歳以上）

単位：%

	基幹的農業従事者75歳以上の割合						
	2000年	2005年	2010年	2015年	増減①	増減②	増減③
					00~2005	05~2010	10~2015
北海道	6.6	9.5	13.1	13.5	3	4	0
東北	9.4	16.2	24.7	29.1	7	9	4
北陸	13.3	21.8	31.2	33.5	9	9	2
北関東	11.4	20.9	28.7	30.1	10	8	1
南関東	12.6	21.3	28.5	30.4	9	7	2
東山	16.8	25.9	34.4	36.8	9	9	2
東海	17.2	26.1	33.8	35.2	9	8	1
近畿	15.9	23.8	32.1	32.1	8	8	0
山陰	19.1	29.4	38.2	40.0	10	9	2
山陽	21.2	30.2	39.9	40.6	9	10	1
四国	14.8	22.6	30.4	32.2	8	8	2
北九州	9.3	16.2	24.5	28.3	7	8	4
南九州	9.9	17.4	26.4	30.1	8	9	4
沖縄	13.3	18.4	26.0	27.8	5	8	2
全国	12.7	20.6	28.7	31.0	8	8	2
(都府県)	13.1	21.2	29.5	32.0	8	8	3
山口県	21.5	30.3	39.6	41.2	9	9	2

出所：農林業センサス各年

一方、山口県における 75 歳以上の割合の変化も全国と同様の傾向を示しているが、その水準は、全国に比べ 10%程度高くなっており、山口県は全国より 5 年から 10 年程度高齢化が進んでいる。

地域別に見ると、2005 年に 75 歳以上の割合が 30%を超えているのは山陽のみであったがその後西日本から東日本へと高齢化が全国的に進んでいる。2015 年では、75 歳以上の割合が 30%以下の地域は、北海道、東北、北九州、沖縄の 4 地域のみである。特に、山口県の位置する中国地域は 40%を越えており非常に高齢化が進んでいる。全国的に基幹的農業従事者の 3 人に 1 人は 75 歳以上で占められており、今後急速にこれら高齢者層のリタイアが発生することが予想される。

昭和一桁世代等の世代ごとの基幹的農業従事者数の推移を表 2-2、図 2-1 に示している。2005 年には昭和一桁世代やそれより上の世代が基幹的農業従事者に占める割合は 40%を占めていたが、2015 年では 15%となり急激に減少している。昭和 10 年代生まれの世代も 70 歳～79 歳となり減少幅が大きくなっている。一方、団塊の世代は 2005 年以降、定年帰農の時期を迎え増加している。また、昭和 20 年後半生まれの世代についても、60 歳～65 歳となり定年帰農の時期を迎え増加している。昭和一桁世代や昭和 10 年世代の減少を団塊の世代を中心として昭和 20 年代世代が補っていることがうかがえる。しかし、昭和一桁世代やこれより上の世代のリタイア数を補うには人数が非常に少ない状況である。

山口県においても同様の傾向が見られるが、山口県においては、昭和 10 年世代の割合が高くなっている。また、昭和 30 年代生まれより下の世代の割合が全国と比べると少なくなっており、比較的若い基幹的農業従事者が少ない状況にある。

表 2-2 昭和一桁世代等の基幹的農業従事者の推移（男女計）

単位：人、%

	年	基幹的農業従事者		基幹的農業従事者		基幹的農業従事者		基幹的農業従事者		昭和30年代世代以		基幹的農業従	
		人数	年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数	割合
販売農家 (全国)	2005年	894,682	70歳以上	671,922	60～69歳	207,089	55～59歳	175,100	50～54歳	291,879	49歳以下	2,240,672	100
	2010年	589,400	75歳以上	664,077	65～74歳	271,460	60～64歳	192,811	55～59歳	333,689	54歳以下	2,051,437	92
	2015年	271,632	80歳以上	555,614	70～79歳	304,826	65～69歳	242,076	60～64歳	379,616	59歳以下	1,753,764	78
基幹的農業 従事者に占 める割合 (%)	2005年	40		30		9		8		13			
	2010年	29		32		13		9		16			
	2015年	15		32		17		14		22			
販売農家 (山口県)	2005年	16,744	70歳以上	9,844	60～69歳	1,989	55～59歳	1,100	50～54歳	1,296	49歳以下	30,974	100
	2010年	11,140	75歳以上	10,568	65～74歳	3,406	60～64歳	1,459	55～59歳	1,550	54歳以下	28,131	91
	2015年	5,145	80歳以上	9,033	70～79歳	4,624	65～69歳	2,510	60～64歳	2,019	59歳以下	23,331	75
基幹的農業 従事者に占 める割合 (%)	2005年	54		32		6		4		4			
	2010年	40		38		12		5		6			
	2015年	22		39		20		11		9			

出所：農林業センサス（2005年、2010年、2015年）

2005年～2015年まで各5年間の基幹的農業従事者の年齢別コーホート増減数を表2-3に示した。昭和一桁世代を含む「75歳以上」で減少幅が拡大しているが団塊の世代を含む「65～69歳」で増加幅が拡大している。これは定年帰農によるものと思われる。「30歳～64歳」でいずれも増加しており「30歳から49歳」で2010年から2015年にかけて増加人数が拡大している。このことは、70歳以上の基幹的農業従事者が減少する中、担い手確保の点で注目される。山口県においても同様の傾向が見られるが、特に、2015年の同県においては、「35歳から39歳」を除く「30歳から49歳」において、実人数においても増加に転じている。このことは、70歳以上の基幹的農業従事者が減少する中、今後の担い手確保の点から注目される。

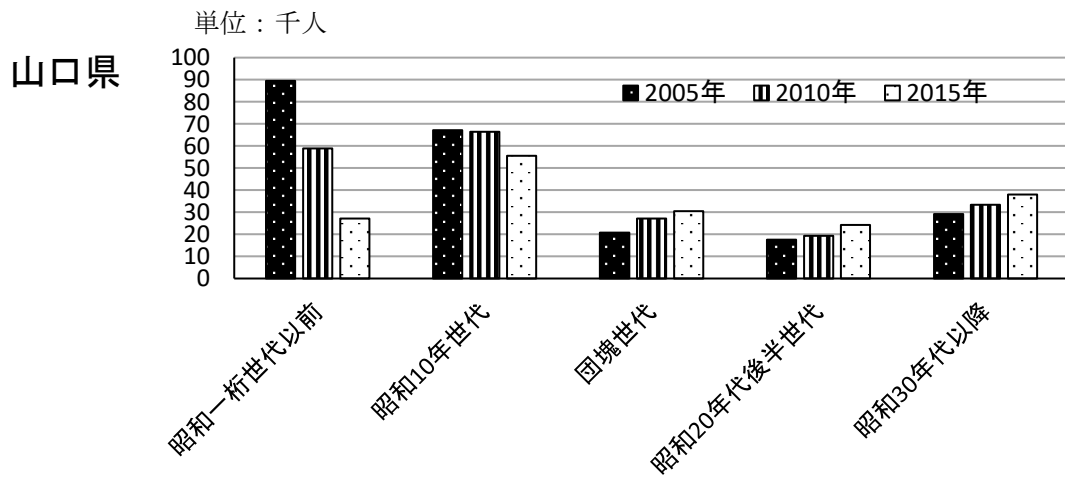
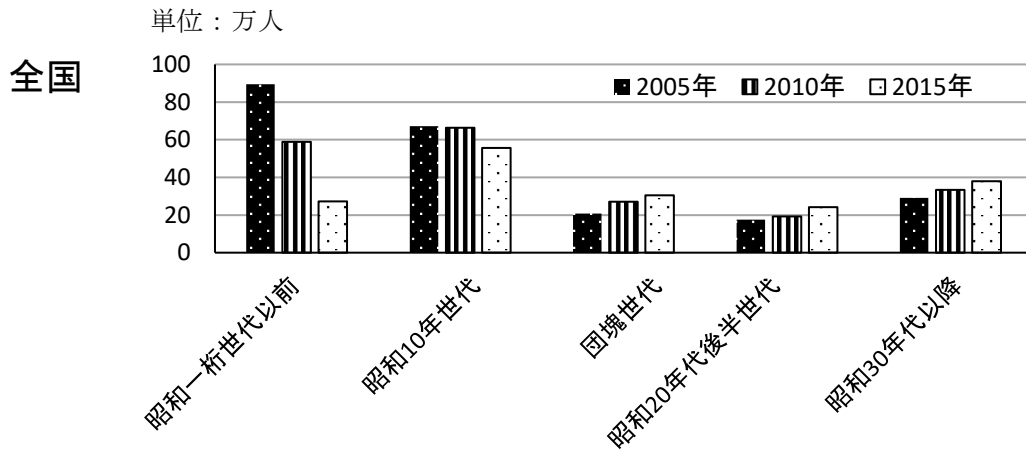


図 2-1 基幹的農業従事者における世代別割合の推移

出所：農林業センサス（2005年、2010年、2015年）

表 2-3 基幹的農業従事者の年齢別コーホート増減人数（販売農家）

全国(男女合計)

単位:1,000 人, 歳

各年齢別階級	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	70以上	75以上
2005年	13	23	31	42	71	111	175	207	280	392	433	895	462
		(8)	(5)	(5)	(5)	(3)	(6)	(18)	(64)	(23)	(-31)		(-306)
2010年	10	21	28	36	47	74	117	193	271	303	361	950	589
		(7)	(6)	(6)	(6)	(3)	(3)	(9)	(49)	(34)	(-20)		(-406)
2015年	7	17	27	34	42	50	77	126	242	305	283	673	544

山口県(男女合計)

単位:人, 歳

各年齢別階級	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	70以上	75以上
2005年	45	109	153	146	267	576	1,100	1,989	3,936	5,908	7,359	16,816	9,385
		(45)	(6)	(12)	(31)	(43)	(92)	(359)	(1,417)	(856)	(-132)		(-5,676)
2010年	25	90	115	165	177	310	668	1,459	3,406	4,792	5,776	16,916	11,140
		(30)	(37)	(36)	(59)	(158)	(68)	(189)	(1,051)	(1,218)	(-143)		(-7,387)
2015年	16	55	127	151	224	335	378	857	2,510	4,624	4,649	14,178	9,529

出所：農林業センサス（2005年、2010年、2015年）

2-2-2 農業大学校卒業生の動向

山口県立農業大学校卒業生の自営就農・法人就業別新規就農者数の推移を図2-2に示している。20歳と若い農業大学校の卒業生は、自営就業よりも法人就業を希望する学生が多くなっている。法人就業割合は2012年以降80%程度で推移している。非農家出身者が多い⁶ことから自営就業よりも法人就業を希望する学生が多いと推察される。

⁶ 非農家出身者の割合は、県農業振興課資料（2017年）によると81%である。

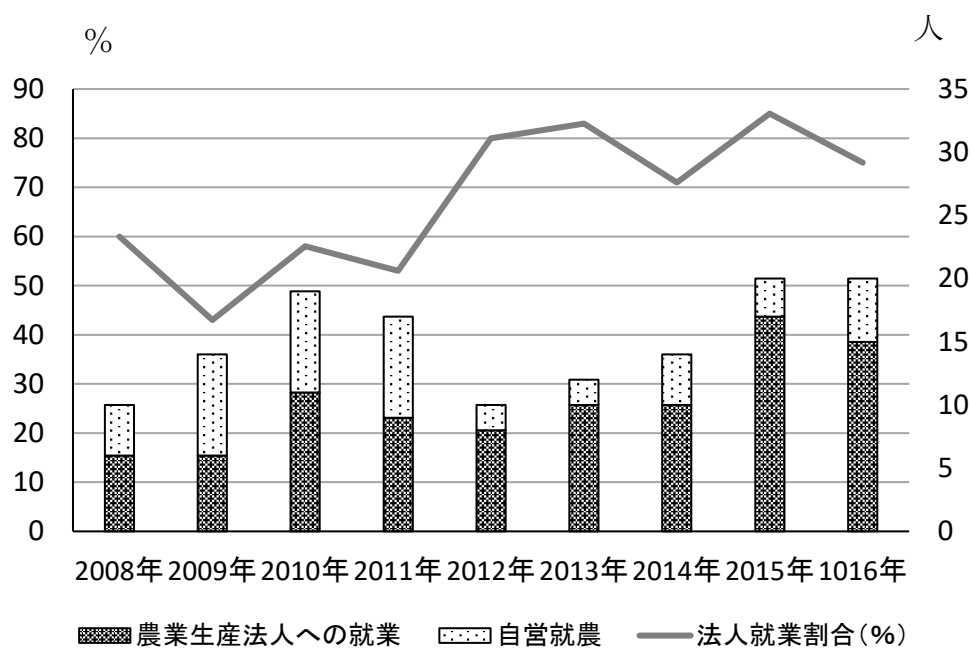


図 2-2 自営就農・法人就業別農業大学校卒業生の推移（山口県）

表 2-4 に自営就農・法人就業別農業大学校卒業者の状況（2015 年全国）を示している。中国地域の法人就業割合が高くなっている。北海道は法人就業割合 23.3%と低く、東北、東山、近畿、北九州、沖縄で低く、中国地域以外では、北陸、東海、四国、南九州で高くなっている。民間の農業大学校も法人就業割合が高い。大規模個別経営の割合が高い地域は、法人就業割合が低くなっている。大規模個別経営が多数展開する北海道や東北、東山、北九州で親元就農が多いためと推察される。

表 2-4 自営就農・法人就業別農業大学校卒業者数(2015 年)

	2015年度			
	卒業者数 (人)	農業専従 者数(人)	構成比(%)	
			自営就農	法人
北海道	59	43	76.7	23.3
東北	217	85	50.6	49.4
北陸	69	31	25.8	74.2
関東	302	121	35.3	64.7
東山	67	23	52.2	47.8
東海	206	95	18.9	77.0
近畿	133	56	44.6	55.4
山陰	51	33	9.1	90.9
山陽	79	49	14.3	85.7
四国	145	57	36.8	63.2
北九州	223	105	47.6	52.4
南九州	148	85	27.1	72.9
沖縄	37	26	46.2	53.8
民間	130	67	14.9	85.1
計	1,866	876	35.2	64.8
山口県	29	20	15.0	85.0

出所：平成 28 年度全国農業大学校等の概要
(全国農業大学校協議会)、2016 年

注：1) 秋田、富山、石川、福井の各県、東京都には
公立農業大学校が設立されていない。

2) 民間は、中国四国酪農大学校、鯉淵学園
八ヶ岳中央農業実践大学校、日本農業実践学園、
日本農業経営大学校の合計

2-2-3 雇用労働力の動向

組織経営体における雇用労働力の導入状況の推移を表 2-5 に示している。組織経営体では、雇入れ経営体数と実人数が常雇いと臨時の両方において増加している。常雇いに注目すると雇い入れた経営体は、10～15 年で 46%増加しており、雇用への依存度は高まっている。

表 2-5 組織経営体における雇用労働力の動向（全国）

単位：1,000 経営体、1,000 人日、%

	組織経営体数	雇用者計						常雇					臨時			
		雇い入れた経営体数	雇用導入割合(%)	実人数	1経営体当たり(人)	延べ人日	1経営体当たり(人日)	雇い入れた経営体数	常雇導入割合(%)	実人数	1経営体当たり(人)	延べ人日	雇い入れた経営体数	実人数	延べ人日	
実数	2005年	28	13	46.4	195	15.0	18,183	1,399.0	7	25.0	68	9.7	13,448	10	127	4,735
	2010年	31	16	51.6	237	14.8	21,681	1,355.0	9	29.0	82	9.1	16,468	12	155	5,213
	2015年	33	22	66.7	278	12.6	31,556	1,434.4	14	42.4	121	8.6	25,354	16	157	6,202
増減率	05～10年	10.2	23.0	11.2	21.5	-1.3	19.2		28.6	16.0	20.6	-6.2	22.5	20.0	22.0	
	10～15年	6.5	37.5	29.3	17.3	-14.9	45.5		55.6	46.2	47.6	-5.5	54.0	33.3	1.3	

出所：農業センサス（2005年、2010年、2015年）

第3節 農業経営体の動向

2-3-1 農業経営体と農家等の動向

農業経営体と農家等の動向を表 2-6 に示している。総農業経営体数、総農家数、販売農家数は減少傾向が続いている。農家数は「10年—15年」の方が「05年—10年」よりも減少率が大きくなっており、特に販売農家の減少率は18.5%で過去最高になっている。

一方、農家以外の農業事業体（販売目的）の増加率は低下しているが増加傾向は続いており組織経営体が伸びている。

表 2-6 農業経営体と農家等の動向（全国）

		農業経営体		農家			農家以外の農業事業体	土地持ち 非農家
		総農業経営体数	組織経営体	総農家数	販売農家		販売目的	
					自給的農家			
実数	1990年			3,834,732	2,970,527	864,205	7,474	775,016
	1995年			3,443,550	2,651,403	792,147	6,439	906,176
	2000年			3,120,215	2,336,909	783,306	7,542	1,097,455
	2005年	2,009,380	28,097	2,848,166	1,963,424	884,742	13,742	1,201,488
	2010年	1,679,084	31,008	2,527,948	1,631,206	896,742	19,937	1,374,160
	2015年	1,377,266	32,979	2,155,082	1,329,591	825,491	25,124	1,413,727
増減率	90～95年			-10.2	-10.7	-8.3	-13.8	16.9
	95～00年			-9.4	-11.9	-1.1	17.1	21.1
	00～05年			-8.7	-16.0	12.9	82.2	9.5
	05～10年	-16.4	10.4	-11.2	-16.9	1.4	45.1	14.4
	10～15年	-18.0	6.4	-14.7	-18.5	-7.9	26.0	2.9

出所：農林業センサス

2-3-2 販売農家の状況

販売農家の全国及び山口県の状況を明らかにするため、その専兼別、経営規模別、水稻販売金額1位の状況を表 2-7 に示している。

男子生産年齢のいない専業農家（高齢専業農家）の割合は、山口県その他、山口県の位置する中国、四国、北陸、東山、近畿で全国平均を大きく上回っており、特に山陽は都府県平均より 19.7 ポイントも高くなっている。

1.5ha 以下の規模の小規模農家の割合は、山口県その他山口県の位置する中国、四国、近畿、東海、東山で全国平均より 13.8～16.2 ポイントも高くなっている。

また、水稻の農産物販売額 1 位の農家割合は、山口県その他山口県の位置する中国、近畿、北陸、東北で全国平均を 8.3～32.4 ポイントも上回っている。高齢専業農家を除いて算出した第 2 種兼業農家割合は、山口県その他、山口県の位置する中国、近畿、東海及び北陸は、全国平均より高くなっている。山口県は 84.6% で非常に高くなっている。

このように、山口県の位置する中国、近畿は、高齢専業農家が多く、兼業化

表 2-7 販売農家における専兼別、経営規模別、水稻販売金額 1 位の状況（全国）

	販売農家 1,000 戸	専業農家 割合 %	うち男子生 産年齢人 口なし%	兼業農家割合			経営規模		農産物販 売額1位 農家割合 (稲作) %
				第1種 兼業 %	第2種 兼業 %	2種兼 業割合 (高齢 専業農 家)を除 く%	1.5ha以 下割合 %	5ha以 上割合 %	
東北	240	25.8	58.3	15.5	58.6	69.2	54.6	9.5	67.7
北陸	99	19.5	71.5	11.4	69.0	79.8	60.1	7.4	90.7
北関東	123	30.7	56.3	13.3	55.9	67.8	61.6	7.0	61.8
南関東	99	33.9	54.1	13.0	53.0	64.4	71.0	3.2	49.5
東山	69	35.6	68.8	11.8	52.4	69.1	85.6	1.8	38.1
東海	121	27.5	63.0	11.6	60.7	73.0	83.2	2.3	51.8
近畿	126	29.3	69.7	8.7	61.9	78.0	84.8	1.7	66.6
山陰	37	24.1	75.4	9.0	66.7	82.5	84.6	2.0	73.5
山陽	85	35.3	83.3	7.2	57.4	81.7	85.5	1.7	76.2
四国	79	42.5	67.7	9.4	47.9	67.9	84.4	1.1	47.7
北九州	136	39.2	58.1	13.9	46.8	61.0	69.8	4.1	48.7
南九州	63	55.4	62.4	12.3	32.1	48.8	64.7	6.9	28.3
沖縄	14	52.6	55.8	13.2	34.0	50.0	66.0	5.5	1.1
都府県	1,292	32.2	63.6	12.1	55.6	69.9	69.4	6.8	58.3
山口県	20	39.2	85.0	7.1	53.5	84.6	81.7	2.1	76.2

出所：農林業センサス（2015年）

が進んでおり、水稻に特化した生産を行っている地域である。また、高齢化、兼業化が進んでおり、水稻に特化した地域は、中国、近畿、北陸であり、集落営農の動きが本格化する起点となった集落営農ベルト地帯⁷（北陸、近畿、中国）と重なっている。

2-3-3 大規模経営層の規模拡大

図 2-3 は、都府県について、面積規模別に農業経営体の農地利用状況を示したものである。5 ha 以上の農業経営体に農地が集積されていることが分かる。経営耕地面積の最も多い規模は、2010 年までは、「0.5—1.0ha」であったが、2015 年では、「5.0—10ha」となっている。都府県の分岐点は、5 ha であるが、10 年から 15 年の伸び率が 05 年から 10 年の伸び率に比べ大幅に減少しており、今後、分岐点が「10—20ha」に移行することが推察される。

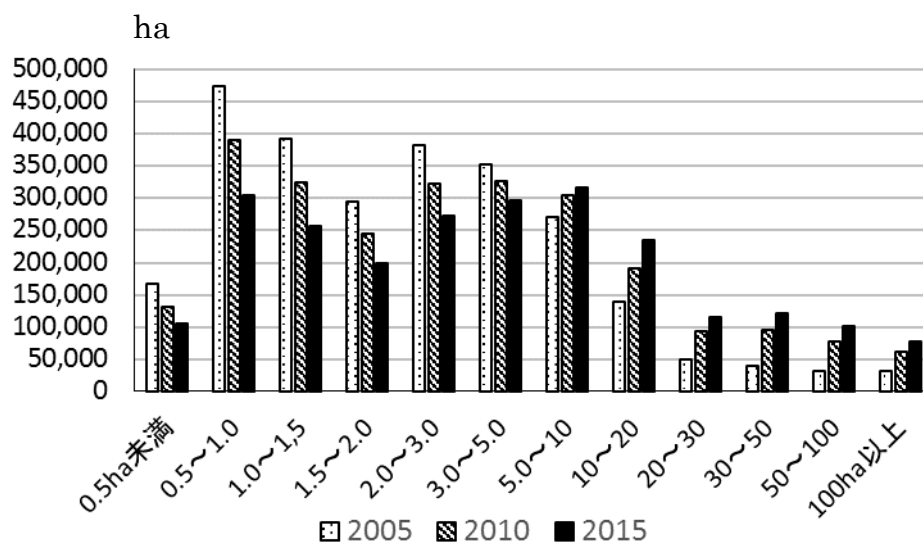


図 2-3 経営耕地面積規模別の農地集積状況（農業経営体、都府県）

出所：農林業センサス（2005 年、2010 年、2015 年）

⁷ 小田切（2008）より引用

図 2-4 に経営耕地規模別の累積面積率を示している。5 ha 以上層の累積面積率は、2005 年で 11%、2010 年で 20.2%、2015 年で 27%と規模の大きい経営体に農地集積が進んでいる。しかし、20ha 以上規模の経営体による農地集積率は 2015 年で 12.4%にとどまっている。

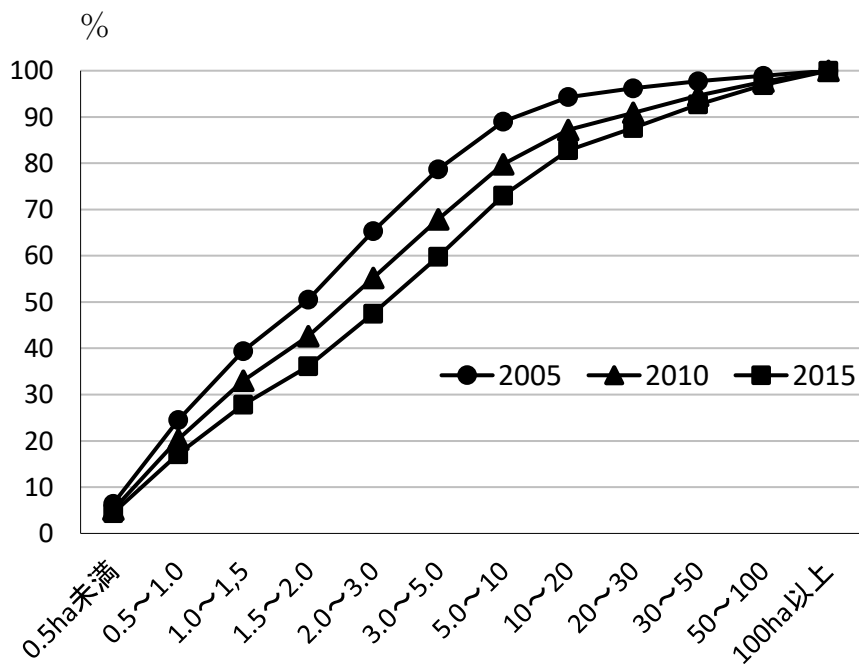


図 2-4 経営耕地規模別の累積面積率（農業経営体、都府県）

出所：農林業センサス（2005年、2010年、2015年）

第4節 土地利用の動向

2-4-1 経営耕地と農家数の減少

農業経営体数が減少傾向にあるが、経営耕地面積が減少していなければ構造再編は進んでいることになる。そこで、各地域における総農家数減少率と経営耕地面積減少率の関係⁸を図 2-5 に示している。2005 年から 2010 年にかけての減少率を（●）で示しているが、農家数減少率より経営耕地面積減少率が低い地域は見られない。農家数減少率よりも経営耕地面積減少率が 10%ポイント以上小さい地域は、北海道、東北、北陸、北九州、南九州で、北海道、南九州以外は、この時期に集落営農が急激に増加した地域である。

2010 年から 2015 年にかけての減少率を（■）で示しているが、ほぼ全ての地域で総農家数、経営耕地面積の減少幅が拡大しており、農業の衰退的な面が強まったことを示している。山口県においても総農家数、経営耕地面積ともに大幅に減少し、経営耕地面積の減少率は四国に次いで高く 10%程度となっている。

⁸ 本指標の考え方は、安藤(2013)を参考にした。

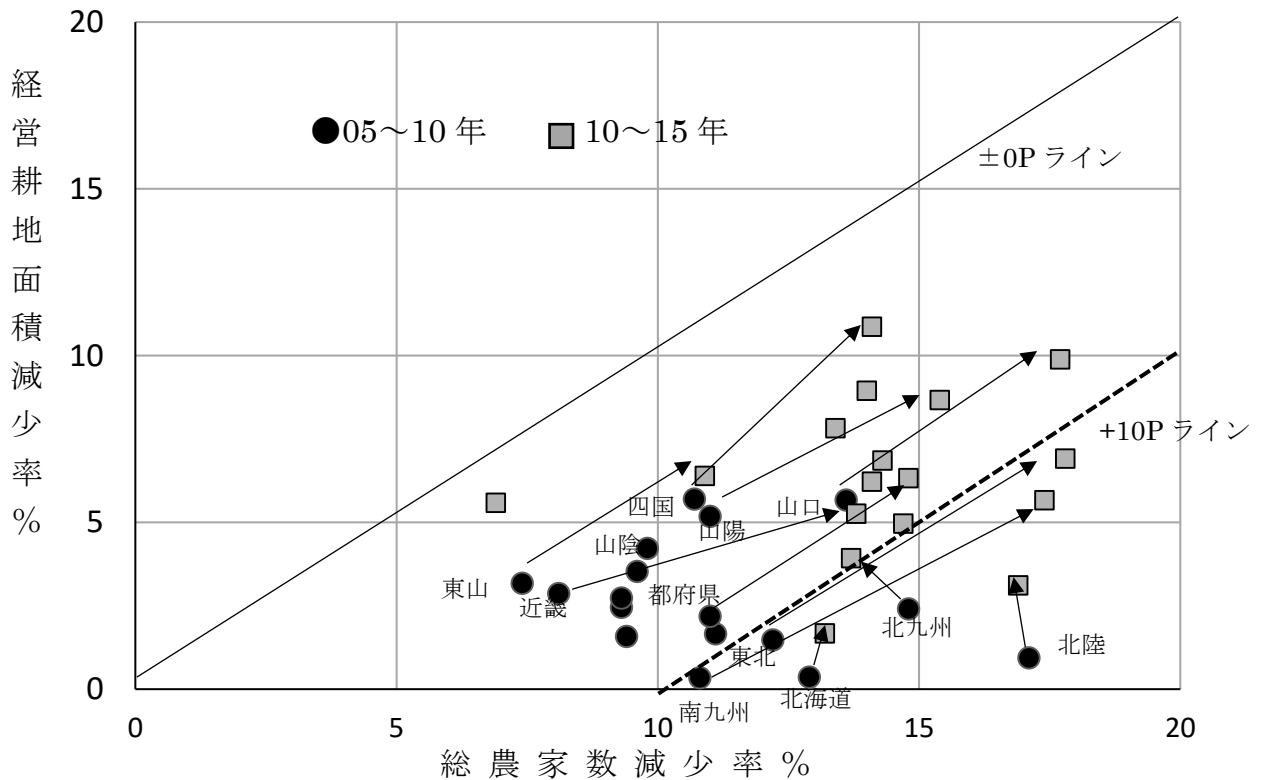


図 2-5 農家減少率と経営耕地減少率との関係（全国）

出所：農林業センサス(2005年、2010年、2015年)

2-4-2 農家と農家以外の農業事業体の経営耕地面積の動向

総農家の経営耕地面積が減少する中、農家以外の農業事業体が経営耕地面積を増加させている。このことから、農家の経営耕地面積の減少分を農家以外の農業事業体がどれほどカバーしているのかという指標（農家以外の農業事業体の経営耕地面積の増加面積／農家（総農家）の経営耕地面積の減少面積）⁹を設定することができる。これを地域ブロック別に表 2-8 に示している。00年—05年における都府県における農家以外の事業体のカバー率は 20.5%であり農地減少の 20%程度がカバーされているに過ぎない。しかし、地域間に大きな差異

⁹ 本指標の考え方は、小田切徳美(2008)を参考にした。

がみられる。北海道、北陸、東海、近畿、山陰、南九州で高くなっている。北陸、近畿、山陰は集落営農が盛んな地域である。05年—10年における都府県カバー率の値が72.5%に急増している。地域別に見ると、東北、北陸、北九州で80%を越えており、これらの地域は、この時期に集落営農が急増した地域である。また、山陽地域は、00年—05年よりも05—10年の方が総農家の経営耕地面積の減少幅は小さくなっており、東北や北九州にみられた急激な総農家の経営耕地面積の減少は見られないものの農家以外の農業事業体の面積は増加しており、2010年の山陽地域のカバー率は50%程度に増加している。山陽地域に位置する山口県は、山陽地域と同様な傾向を示している。

表 2-8 農家と農家以外の農業事業体の経営面積の動向(2000～2015年)

単位：ha,%

	総農家の経営耕地面積			農家以外の農業事業体経営耕地面積 (販売目的)			農家以外事業体による面積 カバー率(%)		
	増減①	増減②	増減③	増減③	増減④	増減⑤	(-③/①)	(-④/②)	(-⑤/③)
	00～2005	05～2010	10～2015	00～2005	05～2010	10～2015			
北海道	-29,121	-25,148	-40,833	14,050	7,916	26,509	48.2	31.5	64.9
東北	-49,358	-68,454	-65,689	9,923	55,167	19,564	20.1	80.6	29.8
北陸	-26,324	-28,870	-22,226	13,317	25,557	13,549	50.6	88.5	61.0
北関東	-25,954	-14,317	-22,484	3,260	9,928	4,463	12.6	69.3	19.8
南関東	-16,534	-7,805	-17,447	2,163	3,208	3,766	13.1	41.1	21.6
東山	-10,948	-7,540	-8,204	1,682	5,192	2,426	15.4	68.9	29.6
東海	-23,293	-12,971	-24,416	6,633	7,133	6,908	28.5	55.0	28.3
近畿	-17,375	-10,930	-18,867	4,395	5,684	8,162	25.3	52.0	43.3
山陰	-7,886	-5,316	-6,440	2,240	2,825	2,708	28.4	53.1	42.0
山陽	-17,754	-12,681	-17,118	2,590	5,356	6,082	14.6	42.2	35.5
四国	-14,335	-9,247	-13,175	1,020	3,243	1,901	7.1	35.1	14.4
北九州	-22,040	-46,656	-19,817	148	40,905	9,064	0.7	87.7	45.7
南九州	-10,789	-3,773	-13,156	2,918	2,273	4,520	27.0	60.2	34.4
沖縄	-3,806	-1,103	-1,707	298	-47	596	7.8	-4.3	34.9
全国	-275,515	-254,809	-291,582	64,641	174,338	110,227	23.5	68.4	37.8
(都府県)	-246,394	-229,663	-250,748	50,590	166,422	83,718	20.5	72.5	33.4
山口県	-5,066	-4,879	-5,615	850	2,520	2,155	16.8	51.6	38.4

出所：農林業センサス（2000年、2005年、2010年）

10年—15年の都府県のカバー率は、33.4%となっている。05年—10年の東北、北陸及び北九州の集落営農の急増の影響により72.5%まで増加した都府県のカバー率は、10年—15年には、33.4%に低下している。00年—05年のカバー率と10年—15年のカバー率の増加を地域別に見ると、集落営農ベルト地帯

に位置する、北陸、近畿、中国で、10ポイント以上増加しており増加幅が大きい。また、北九州は45ポイントとカバー率が急増しているが東北のカバー率は、29.8%に低下している。山口県では、10年—15年のカバー率は山陽と同程度の38.4%となっており、05年—10年より21.6ポイント増加している。これは、集落営農法人の増加により増加したものと推察される。

第5節 農業経営体の経営動向

2-5-1 販路の多様化

販売先の多様化といった農業経営の展開と農産物販売金額規模との関連を図2-6に示している。農産物販売金額が大きくなるにしたがい農協への出荷割合が減少している。また、農産物販売金額が5,000万円～1億円以上の経営体では、小売業者や食品製造業・外食産業への出荷割合が増加している。農産物販売金額を増加させている経営は、農協への出荷が減少し小売り業者や食品製造業・外食産業との取引が増加するなど、多様な販売ルート of 確保を行い拡大を遂げている。

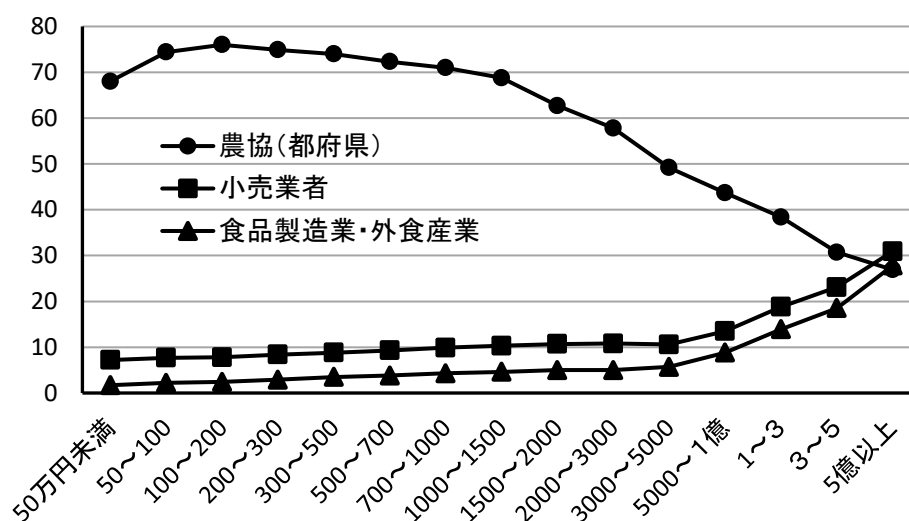


図 2-6 農産物販売金額規模別事業展開状況（都府県、全国、2015年）

出所：農林業センサス（2015年）

注：販売先が農協は、都府県。販売先が小売業者、食品製造業・外食産業は、全国。

2-5-2 大規模経営で進む雇用労働力の導入と経営の多角化

販売金額規模と常雇導入割合、稲作単一経営割合及び農業生産関連事業実施割合との関係を図 2-7 に示している。農産物販売金額の増加と共に常雇導入割合は増加しており、5,000 万円を越えると常雇の導入割合は、50%を越えている。農産物の販売金額の大きな経営ほど稲作単一経営の割合は小さくなっており 2,000 万円を越えると 10%を切っている。農産物販売金額の大きい経営ほど稲作以外の部門を導入した経営を行っている。

また、販売金額規模と農業生産関連事業の実施状況との関係を見ると、5,000 万円を越えると農業生産関連事業割合が増加しており、販売金額が大きいほど農業生産関連事業を導入している。

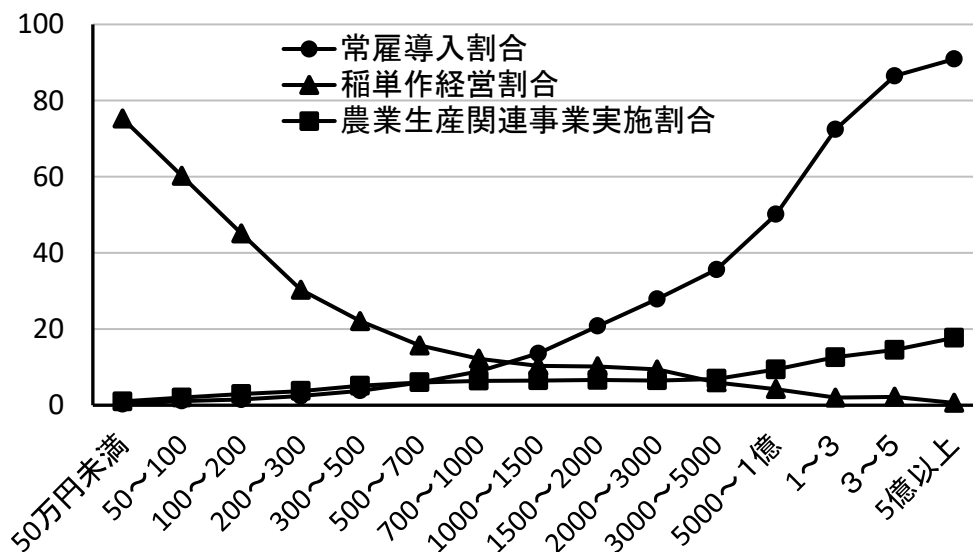


図 2-7 農産物販売規模別事業展開状況（全国、2015年）

出所：農林業センサス（2015年）

次に、組織経営体に注目し農業生産関連事業の取組内容の状況を表 2-9 に示している。農業生産関連事業に取り組んでいる組織経営体は、2010年に比べ

表 2-9 農業生産関連事業を行っている組織経営体（全国）

単位：経営体、%

		農業関連 事業を 行っている 経営体 数	農産物の 加工	消費者 に直接 販売	観光 農園	貸農 園・体 験農 園等	農家 民泊	農家レ ストラ ン	海外に 輸出	その他
2005年		5,802	1,474	4,612	431	421	22	127	946	
2010年	組織経営体	7,100	2,164	5,889	589	612	81	257	110	319
2015年	組織経営体	9,376	3,565	7,555	735	672	111	431	225	448
	うち法人 経営体	8,310	3,378	6,629	681	595	107	418	217	422
10～15年 増減率	組織経営体	32.1	64.7	28.3	24.6	9.8	37.0	67.7	104.5	-5.8

出所：農林業センサス（2010年、2015年）

2015年では、32%増加している。最も多いのは、農産物の加工、次いで、消費者への直接販売が多い。特に、農業生産関連事業を行っている組織経営体の88%は、法人経営体であり農業生産関連事業を行っている組織経営体のうち、法人経営体がほとんど（89%）を占めている。

第6節 集落営農の動向

2-6-1 集落営農構成農家割合、現況集積面積の状況

集落営農構成農家割合（集落営農の集落内の総農家数に占める構成農家数の割合）と集落営農の経営耕地規模別集落営農割合の状況を地域ブロック別に表2-10に示している。

表 2-10 集落営農構成農家割合及び現況集積面積の状況（2015年）

	構成農家数割合別集落営農数割合		経営耕地規模別集落営農数割合 (%)		
	50%未満	90%以上	5～20ha	30ha以上	50ha以上
全国	30.3	33.7	35.1	33.6	12.7
北海道	21.0	27.6	8.1	86.4	81.0
都府県	30.4	33.8	35.4	33.0	12.0
東北	35.8	24.3	20.9	47.8	21.2
北陸	33.4	31.1	26.2	42.0	11.6
関東	61.5	11.9	20.6	47.6	20.1
東山	45.9	20.5	28.5	49.3	28.5
東海	25.2	45.2	29.8	36.2	14.3
近畿	18.9	50.9	48.4	20.0	6.9
山陰	17.4	40.5	57.5	13.0	4.8
山陽	16.1	53.5	48.1	22.2	5.6
四国	42.2	25.2	53.0	12.1	2.6
北九州	30.1	27.7	43.8	23.1	10.3
南九州	32.8	36.4	30.4	23.9	17.4
沖縄	16.6	33.3	-	-	-
山口県	14.5	42.5	52.2	27.1	8.5

出所：農水省「平成27年度集落営農実態調査」

構成農家数割合が90%以上の地域ぐるみ型の集落営農は、全国では33.7%であるが、地域別に見ると山口県の位置する山陽(53.5%)の他、山陰(40.5%)、近畿(50.9%)、東海(45.2%)で地域ぐるみ型の集落営農が多い。

経営耕地規模別に見ると山口県は「5—20ha」が多く、「50ha以上」が少ない。山口県と同様に規模の小さい集落営農が多く規模の大きい集落営農が少な

い地域は、中国、四国、近畿である。中国、四国、近畿は中山間地域が多いため規模の小さい集落営農が多いことが推察される。

2-6-2 設立年次別集落営農数

設立年次別集落営農数を図 2-8 に示している。「2004 年～2008 年」に注目すると各地域で設立数が増加している。これは、2006 年の「品目横断的経営安定対策」に対応して集落営農の設立が進んだことが背景にある。特に、東北、北陸、北九州で急増している。また、「2004 年～2008 年」で急増した東北、北陸、北九州は、「2009 年～2013 年」で設立数は「1999 年～2003 年」程度を少し上回る程度に急減している。

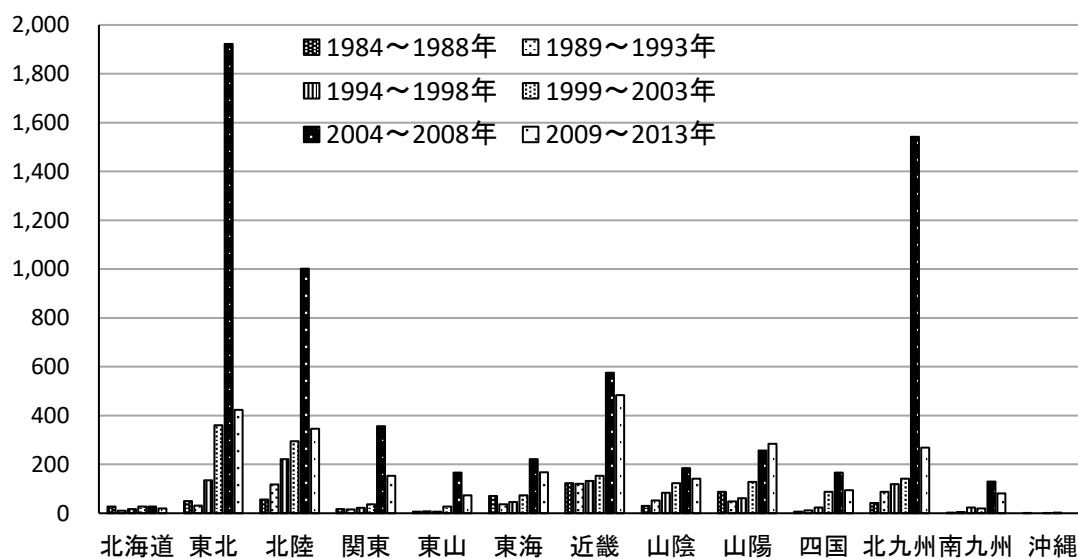


図 2-8 設立年次別集落営農数 (地域ブロック別)

出所：農水省「平成 27 年度集落営農実態調査」(2015 年)

設立年次別集落営農数について山口県と全国の状況を図 2-9 に示している。山口県においても全国と同様に「2004 年～2008 年」で増加している。しかし、

「2009年～2013年」においても引き続き増加している。これは、後述するよう
に山口県では、1990年の「山口県農林業振興の基本構想」を起点として2013
年の「やまぐち農林水産業再生・強化行動計画」までの山口県農林業振興の基
本構想において、地域農業の担い手として集落営農の設立・法人化の数値目標
を掲げ加速的に推進したため及び2005年の「やまぐち型担い手組織育成モデ
ル事業」を初めとして種々の施策が県、市町、JA一体となって展開されてきた
ためと推察される。

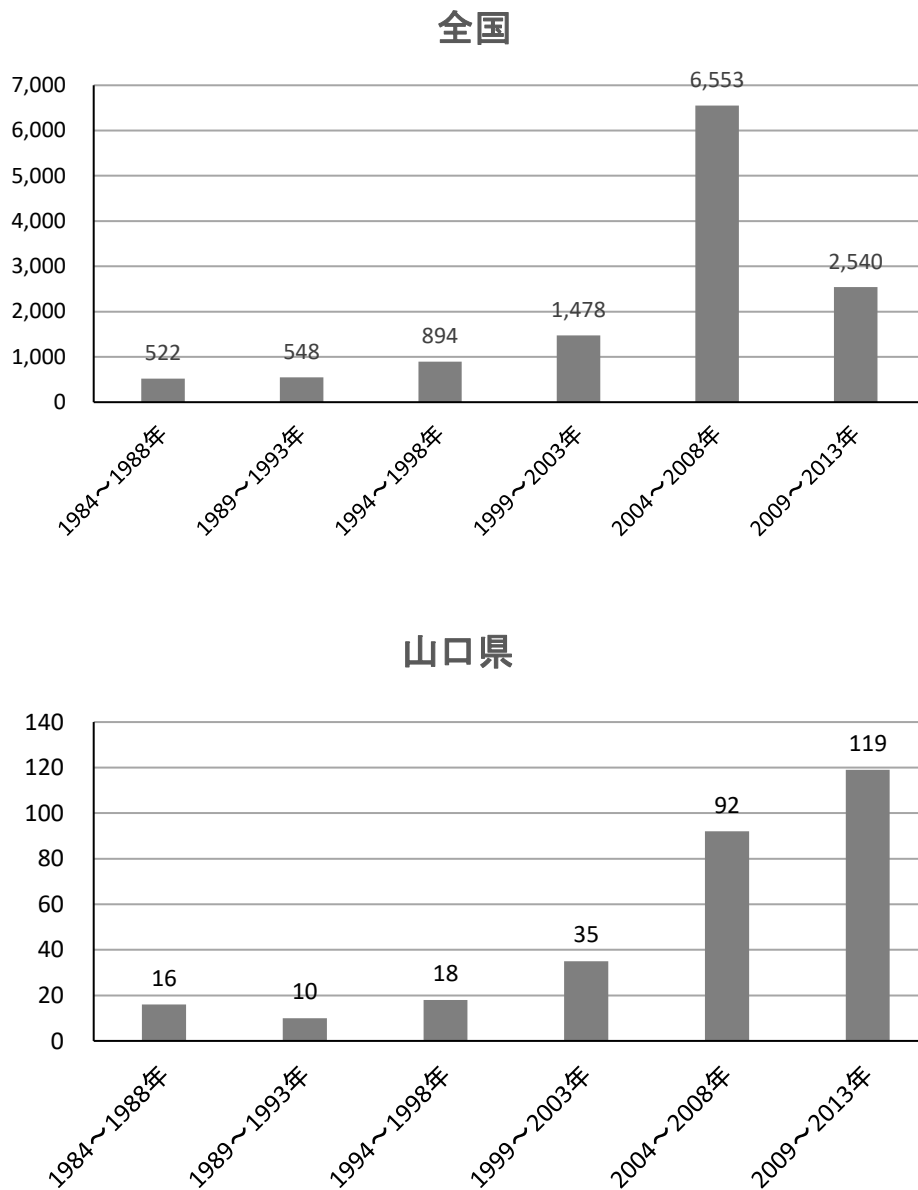


図 2-9 設立年次別集落営農数（全国、山口県）

出展：農水省「集落営農実態調査」（各年）

2-6-3 規模別集落営農法人数

規模別集落営農法人数について山口県と全国の状況を表 2-11 に示している。
20ha 以下の層に着目すると、全国では 45.1%と約 4 割の法人は 20ha 以下の

規模の小さい法人が占めている。中国地域は中山間地域が多いことから 20ha 以下の規模の小さい法人は 59.4%と約 6 割の法人は、20ha 以下の規模の小さい法人が占めている。中国地域に位置する山口県も 20ha 以下の規模の小さい法人は、56.8%と約 6 割を占めている。

一方、50ha 以上の規模の大きい法人は全国では、12.7%見られるのに対して中国地域では 5.4%、山口県 8.5%と中国地域や山口県は規模の大きな法人は少ない。

表 2-11 現況集積規模別集落営農数割合（法人）

	10ha未満	10-20	20-30	30-50	50-100	100ha以上
全国	21.2	23.9	21.3	20.9	9.6	3.1
中国	24.0	35.4	21.4	13.9	4.2	1.2
山口県	18.6	38.2	16.0	18.6	6.5	2.0

出所：農林水産省、集落営農実態調査(2015年)

表 2-12 に集落営農法人における法人集積面積のタイプ別集積割合を示している。山口県では、地域ぐるみ型法人¹⁰は法人数の 84%、法人集積面積の 86%を占めている。また、集落営農法人の農地集積面積の合計は、6,182.8ha で、水田の経営耕地面積 25,953ha（農林業センサス、2015年）の 23.8%を占めており、地域になくってはならない存在となっている。

¹⁰ 山口県における地域ぐるみ型法人とは、1～数集落を範囲として、関係農家の多くが参加し度重なる話し合い活動により農地の利用調整や農業経営の効率化を行うために設立された法人であり、集落内の相当面積の集積を決定し当該集落の相当数の農家が参加して設立された法人。山口県集落営農法人連携協議会(2016年)、「平成 25 年度版集落営農法人のすすめ」,p1.より引用。

表 2-12 山口県の集落営農法人におけるタイプ別農地集積割合(2016年)

区分	法人数	集積面積 (ha)	法人集積面積 に占める割合 (%)
地域ぐるみ型	198	5,322	86
少数担い手型	25	652	11
その他	13	209	3
合計	235	6,183	100

出所：山口県農業振興課資料（2016年）より作成

注：1）地域ぐるみ型とは、1～数集落を範囲として、関係農家の多くが参加し度重なる話し合い活動により、集落内の相当面積の集積を決定し当該集落の相当数の農家が参加して設立された法人。

2）少数担い手型とは、特定の専業農家等が中心となって設立した特定農業法人。

図 2-10 に集落営農法人の経営規模別農地集積状況を示している。20ha 未満の層は、法人数の 51.4% を占めているが、法人集積面積に占める割合は、24.5% である。一方、40ha 以上の層は、法人数の占める割合は、15.3% であるが農地

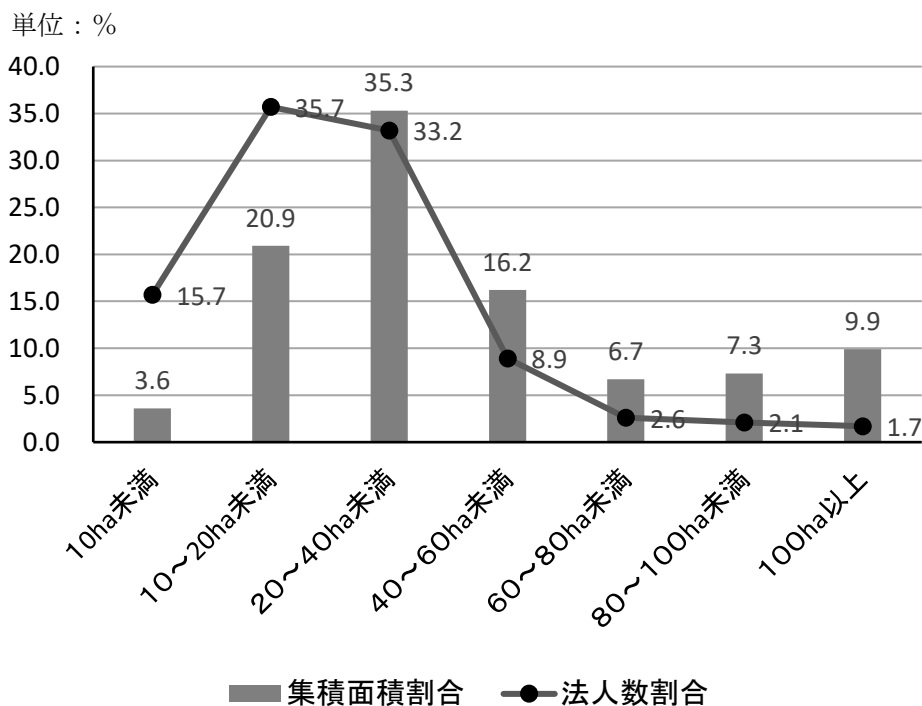


図 2-10 山口県の集落営農法人の経営規模別農地集積状況（2015年）

出所：山口県農業振興課資料（2015年）より作成

集積割合は 40.1%である。規模大きい法人の農地集積割合が大きい。

2-6-4 集落営農の法人化

全国の集落営農数及び全国と山口県における集落営農の法人化率を図 2-11 に示している。集落営農数は、2006 年から 2011 年にかけて急増しているが 2011 年以降はほぼ横ばい状況である。こうした中、全国の集落営農の法人化率に着目すると 2005 年の 6.4%から年々増加し 2016 年では 27.9%になっており、非法人の法人化が進んでいることが分かる。山口県における法人化率は、61%で全国より非常に高いレベルで推移している。これは、第 8 節で述べるように、山口県では、担い手の高齢化に対応して県独自に集落営農法人の設立支援を進めてきたためと推察される。

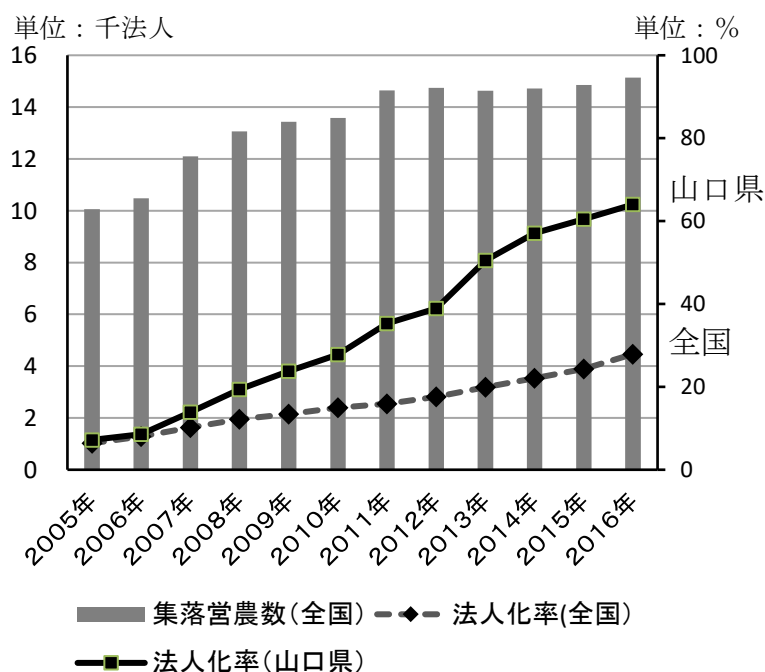


図 2-11 集落営農数と法人化率の推移（全国と山口県）
出所：集落営農実態調査（各年、農水省）

2005年から2015年までの地域ブロック別に組織形態別集落営農の構成比を表2-13に示している。組織形態別では、非法人が一番多く、法人では、農事組合法人が多く、会社法人は少ない。法人化の程度を地域別にみると集落営農の取り組みが早くから見られた中国、北陸で法人化率が高く、集落営農への取り組みの遅い地域である東北、九州及び東山、東海、近畿で法人化率は低くなっている。また、東北、北陸、東山で、会社法人の割合が高い。

表 2-13 組織形態別集落営農の構成比の推移（地域ブロック別）

単位：％

	集落営農数			構成比(2005年)			構成比(2010年)			構成比(2015年)		
	2005年	2010年	2015年	農事組 合法人	会社	非法人	農事組 合法人	会社	非法人	農事組 合法人	会社	非法人
全国	10,063	13,577	14,853	5.1	1.4	93.6	12.7	2.3	85.0	21.2	3.1	75.6
北海道	396	289	275	4.3	2.3	93.4	5.5	5.2	89.3	6.2	7.3	86.5
都府県	9,667	13,288	14,578	5.1	1.3	93.6	12.9	2.2	84.9	21.5	3.1	75.4
東北	1,624	2,997	3,306	3.3	2.8	94.0	7.0	3.2	89.8	13.5	3.8	82.7
北陸	1,912	2,089	2,373	8.8	1.7	89.5	25.3	3.4	71.3	35.0	4.4	60.6
関東	279	626	642	6.5	0.7	92.8	13.7	1.9	84.3	26.0	3.4	70.6
東山	184	310	346	3.3	3.8	92.9	8.1	4.2	87.4	16.2	5.5	77.7
東海	753	790	791	4.1	1.7	94.2	9.1	3.0	87.8	18.1	3.9	78.0
近畿	1,585	1,771	2,068	1.3	0.5	98.2	5.3	1.4	93.3	13.5	3.0	83.3
山陰	564	674	767	11.0	0.9	88.1	20.6	1.3	78.0	30.6	1.2	68.1
山陽	1,022	1,085	1,247	8.6	0.4	91.0	23.4	1.8	74.8	37.2	2.7	60.1
四国	193	378	464	2.1	1.6	96.4	15.1	1.1	83.9	23.1	1.7	75.2
北九州	1,402	2,325	2,294	2.4	0.3	97.3	9.5	0.8	89.7	15.8	1.1	83.1
南九州	143	237	274	4.9	2.8	92.3	8.9	2.5	88.6	13.9	2.9	83.2
沖縄	6	6	6	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
山口県	250	299	329	6.4	0.8	92.8	26.8	1.0	72.2	59.0	1.5	39.5

出所：農林水産省「集落営農実態調査」，(2005年、2010年、2015年)

地域ブロック別の組織形態別集落営農数の変化を表2-14に示している。「05年—10年」の増減数に注目すると、東北（1,373）、北九州（923）で集落営農が急増している。また、組織形態別内訳を見ると、非法人の割合は、東北（85%）、北九州（78%）でそのほとんどは非法人である。また、早くから集落営農への取り組みの見られた北陸、山陽では農事組合法人が増加し非法人は減少しており非法人の法人化が進んでいると推察される。中国地域に位置する山口県においては、中国地域と同様の傾向が見られる。

「10年—15年」の増減数に注目すると、東北、北陸、近畿、山陽で集落営農の増加数が多く、いずれの地域においても農事組合法人数が増加している。東北、北陸、近畿で会社法人の増加数が多い。非法人は、「05年—10年」では北陸、東海、山陽地域で減少しているが、「10年—15年」では、北陸、関東、東山、東海、山陰、山陽、北九州の7地域で非法人数が減少しており、法人化が進んでいる地域が拡大している。

表 2-14 組織形態別集落営農数の変化（地域ブロック別）

	集落営農数			増減数(2005-10年)				増減数(2010-15年)			
				計	農事組 合法人	会社	非法人	計	農事組 合法人	会社	非法人
	2005年	2010年	2015年								
全国	10,063	13,577	14,853	3,514	1,216	176	2,122	1,276	1,422	154	-308
北海道	396	289	275	-107	-1	6	-112	-14	1	5	-20
都府県	9,667	13,288	14,578	3,621	1,217	170	2,234	1,290	1,421	149	-288
東北	1,624	2,997	3,306	1,373	157	52	1,164	309	237	27	43
北陸	1,912	2,089	2,373	177	361	38	-222	284	301	34	-51
関東	279	626	642	347	68	10	269	16	81	10	-75
東山	184	310	346	126	19	6	100	36	31	6	-2
東海	753	790	791	37	41	11	-15	1	71	7	-77
近畿	1,585	1,771	2,068	186	73	17	96	297	186	37	71
山陰	564	674	767	110	77	4	29	93	96	0	-4
山陽	1,022	1,085	1,247	63	166	15	-118	162	210	15	-63
四国	193	378	464	185	53	1	131	86	50	4	32
北九州	1,402	2,325	2,294	923	187	14	722	-31	142	7	-180
南九州	143	237	274	94	14	2	78	37	17	2	18
沖縄	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	250	299	329	49	64	1	-16	30	114	2	-86

出所：集落営農実態調査（2005年、2010年、2015年）

注：網掛けの地域は、非法人が減少している地域を示す。

山口県における年次別集落営農法人数の推移を図 2-12 に示している。2005年以降法人数は増加しており、特に、2007年において単年度設立数が30法人に急増している。これは、2007年から開始された品目横断的経営安定対策に対応するためと推察される。特定農業団体は、5年後の法人化を目指すこととされたため、2007年の5年後の2012年に単年度法人設立数が49法人となるな

ど年次別法人設立のピークが見られる。2012年以降、毎年10法人以上は設立されているものの単年設立数はやや減少傾向にある。設立が進み設立困難な地域が多くなってきたためと推察される。

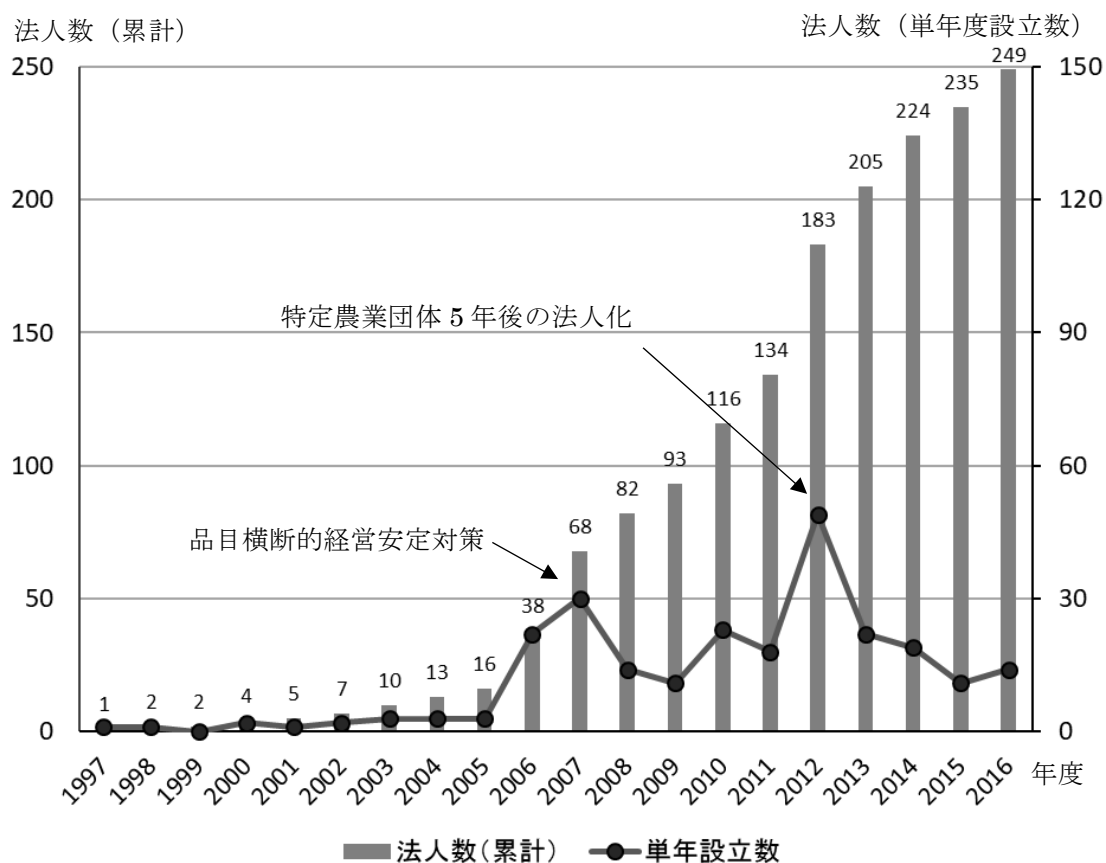


図 2-12 山口県における集落営農法人数の推移（年次別、累計別）

出所：山口県農業振興課資料より作成

2-6-5 農業生産以外の事業への取り組み状況

集落営農における農業生産以外の事業の取り組み状況を表 2-15 に示している。全国の農業生産以外の事業に取り組んでいる集落営農は 25.8%であるが、組織形態別にみると法人 43.1%、非法人 17.5%となっており、法人による取り組みが多い。また、地域別にみると北陸、東海、近畿、中国で取り組みの割合

が高い。これらの地域は、東海以外は、集落営農の取り組みが早くから見られ法人化も進んでいる地域である。表 2-13 で示したように非法人の多い東北、北九州は、取り組みが少ない。

表 2-15 農業生産以外の事業への取り組み状況（2015 年）

単位：%

区分	計	現在取り 組んでいる	現在取り 組んでい ない	今後取り 組む予定 あり
全国	100.0	25.8	74.2	14.7
法人	100.0	43.1	56.9	18.0
任意組織	100.0	17.5	82.5	13.2
北海道	100.0	27.5	72.5	5.9
東北	100.0	15.8	84.2	14.3
北陸	100.0	33.6	66.4	15.0
関東・東山	100.0	26.7	73.3	16.5
東海	100.0	34.8	65.2	14.9
近畿	100.0	39.7	60.3	15.0
中国	100.0	39.6	60.4	20.0
四国	100.0	28.4	71.6	9.5
九州	100.0	9.0	91.0	11.7

出所：農林水産省「平成 27 年集落営農活動実態調査」

第7節 山口県立農業大学校について

本節では、新規就農者の供給源となっている山口県立農業大学校の概要や県農政における位置づけについて明らかにする。

2-7-1 山口県立農業大学校の沿革

山口県立農業大学校の沿革を表 2-16 に示している。山口県立農業大学校は、1934 年に農林省が全国の農村における経済厚生運動の中堅人物を養成するために、全国の 12 か所に農民道場の設立を計画し、中国地域は山口県防府市牟礼

表 2-16 山口県立農業大学校の沿革

年	名称等
1934	山口県立牟礼農民道場
1946	山口県立修練道場
1950	山口県立経営伝習農場
1971	山口県営農技術研修所
1978	山口県立農業大学校
2002	やまぐち就農支援塾開設（作目基礎研修設置）
2007	山口農林総合技術センター農業研修部（山口県立農業大学校）に組織改編
2010	やまぐち就農支援塾（作物基礎研修に加え担い手養成研修を設置）
2013	担い手養成研修に自営就農コース、法人就業コースを設置
2015	山口県農林総合技術センター農業担い手支援部（山口県立農業大学校）に組織改編（就農・技術支援室を設置）

出所：山口県立農業大学校資料（2017年）より作成。

注：1）やまぐち就農支援塾は、社会人研修部門の総称。

2）就農・技術支援室は、各種研修を総合的に支援する組織。

に設置された山口県立牟礼農民道場を前身とする。その後、名称は時代とともに変化しているが、経営伝習農場、営農技術研修所時代頃の入学生の多くは就農を志す農家子弟であった。しかし、その後、非農家出身者が増加しており、現在ではその割合は81%となっている。一方、退職後農業を志す者が増加したこと等から、2002年に、社会人研修コース（やまぐち就農支援塾、作物基礎研修）を設置した。2010年には、就農を希望するUIターン者の増加に対応して、やまぐち就農支援塾に担い手養成研修を設置した。さらに、2013年に、担い手養成研修の中に、集落営農法人等の法人就業希望者を対象とした法人就業コースを設置した。このように、山口県では、山口県立農業大学校を新規就農者の確保育成を図る中心的な組織として位置づけてきた。2002年以降は、学生教育部門と社会人研修部門を2本柱として、その機能強化を進めている。

なお、施設の概要は、本館棟、寮、食堂、研修館、体育館、ガラス温室20棟、パイプハウス48棟、露地野菜圃場1ha、果樹園2ha、乳牛40頭、肉用牛60頭、放牧場6ha、飼料畑6ha、機械棟、運転免許試験コースである。学生や研修生に技術指導を行っている職員は、30名（2017年4月現在）である。

2-7-2 山口県立農業大学校の教育方針

山口県立農業大学校は、農林水産業の活力創出に向けた、本県農業の基本構想である「やまぐち農林水産業活力創出行動計画」の基本理念に沿い、主要な施作の柱となる「新規就農者の確保育成」のために、近代的な施設・機械を備えた農場を最大限に活用し、講義、実験、演習を有機的に結合した実践的な学修を通じて、次代の農業・農村を担う担い手を育成することを教育方針としている。

2-7-3 山口県立農業大学校の研修体系

山口県立農業大学校の研修体系は、表 2-17 に示すとおり、学生教育と社会人研修との 2 本柱となっている。

主に農業高校や普通高校を卒業した者が学ぶ学生教育部門は、全寮制のもと、「子弟同行」を基本理念とした実践学修を中心として、農業後継者や地域農業の振興に指導的役割を果たすことが出来る者を育成している。学生の 81% は非農家出身で、過去 5 年間の就農割合は 60% である。2016 年における就農者 20 名のうち法人就業者数は 15 名で、近年法人就業者が増加している。

表 2-17 山口県立農業大学校の研修体系

学生教育部門				社会人研修部門 (やまぐち就農支援塾)	
学科	専攻	定員	就業 年限	研修名	概要
園芸学科	野菜経営 コース	25人	2年	就農支援 研修	<ul style="list-style-type: none"> ○担い手養成研修 (プロ農家を目指す平日フルタイム研修: 35名) ・自営就農コース: 自己経営開始に必要な知識・技術習得 ・法人就業コース: 集落営農法人等への就農を目指す方を対象にした研修 ○短期入門研修: 就農を目指して活動を開始した方々の農業理解促進のための研修(3日~6日: 30名) ○作物基礎研修: 休日を利用して基礎的な栽培技術を学ぶ研修(毎月1~2階程度: 55名)
	花き経営 コース				
	果樹経営 コース				
畜産学科	酪農経営 コース	15人		営農技術 向上研修	・農業機械研修(資格免許取得)
	肉用牛経営 コース			やまぐち就 農ゆめツ アー	・山口県への移住就農を目指す方々を対象にした研修 (年3回、週末3日間)

出所: 山口県農業振興課資料(2016年)により作成。

注: 社会人研修部門()内数字は、定員の目安。

山口県立農業大学校では、法人就業希望の学生が増加していることから、授業の一環として行う 1 か月間の現地研修先に、学生の希望する法人等を選定するとともに、農業改良普及センターや山口県集落営農法人連携協議会と連携し、集落営農法人に就農した先輩の話聞く機会を持つとともに、集落営農法人代表者から集落営農法人に関する話を聞く機会を持つなど学生に理解を深めさせ

ている。このように、法人への就農希望学生と集落営農法人とのマッチングの場を持つことにより、法人就農を進めている。

社会人研修部門は、表 2-17 に示すとおり就農支援研修、営農技術向上研修、やまぐち就農ゆめツアーの3つの研修が用意されている。特に、プロ農家を目指すことを決定した社会人が学ぶ担い手養成研修では、平日フルタイムで、農業大学校の農場を活用して、学生と一緒に農業大学校の教員から指導を受けている。

就農先を決定する際にも、農業大学校学生や社会人研修生と市町担当者や普及センター担当者との面接の場を持ち就農場所選定を後押ししている。

やまぐち就農支援塾の最近6年間の受講実績を表 2-18 に示している。担い手養成研修受講者数は、2014年から増加傾向にあり2016年には、ほぼ定員を満たしている。

表 2-18 やまぐち就農支援塾の受講実績

単位：人

研修/年度	2012	2013	2014	2015	2016
担い手養成研修	21	16	19	28	35
作目基礎研修	40	66	68	75	73
短期入門研修	43	42	63	39	18

出所：山口県農業振興課資料（2016年）より作成。

社会人の新規就農希望者が就農を決意し、実際に就農するまでには、相談→体験→研修→就農というステップを踏むのが基本的な流れである。山口県立農業大学校では、就農希望者が作目決定や就農に対する考えを確かなものにするための体験型研修として短期入門研修及び県外からのUIターン者の移住就農を支援する就農ゆめツアーなどを開設している。そして、就農を決定した者に対する研修として、担い手養成研修を開設している。農業大学校生には、授業の

一環として、1か月研修等を行っている。このように、就農を支援するために段階的に各種研修を開設している。また、担い手養成研修受講生やゆめツアー参加者のために大学構内に宿泊施設も設置している。

第8節 山口県における農業振興施策

本節では、山口県における集落営農に係る取り組みの歴史を約5年から10年ごとに作成されてきた山口県農林業振興の基本構想・計画を活用して明らかにする。

2-8-1 「山口県農林業振興の基本構想」(1990年3月)

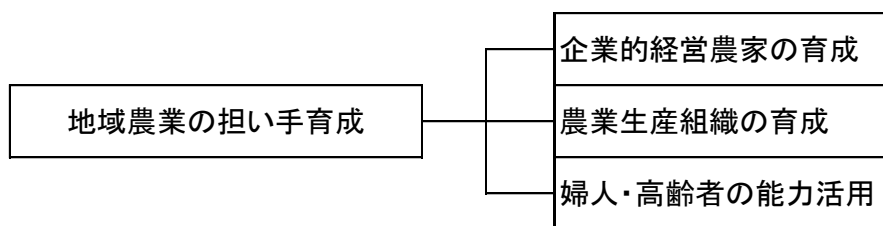
1990年当時、表1-1に示すとおり、山口県は農林業従事者の高齢化や後継者の減少、農山村地域の活力の停滞等の多くの課題を有しており、農林業の一層の体質強化が求められていた。こうした中、社会・経済情勢の変化に対応できる多様な農林業の確立を進めていくため、山口県は、1990年に、21世紀に向けて新たな農林行政運営の指針となる「山口県農林業の基本構想」(基準年1988年、目標年2000年)を策定した。

図2-13に示すように、この構想の施策の柱のひとつである「地域農業の担い手育成」の推進体系に「農業生産組織の育成」が位置づけられ、地縁組織、機能組織等様々なタイプの生産組織の育成を進めることとなった。また、特に、地縁組織タイプの生産組織の誘導方向として、将来的には農業生産法人化を目標とする1から数集落を単位とし土地利用型作物を主体として土地・労働力・地域資源の有効活用により生産性の高い農業を実現する集落営農組織の育成を進めることが示された。この当時の集落営農は個別経営を補完し地域全体として効率的な農業を展開するタイプの集落営農であった。

2-8-2 「山口県農林業農山村振興の基本構想」(1996年3月)

山口県では、1990年に策定した「山口県農林業振興の基本構想」に基づき取り組みを進めてきたが、その後、高齢化や過疎化の更なる進行等によって地

域の活力の低下や農林業の担い手不足、さらに国際化の進展や新食糧法が施行



生産組織の誘導方向

地縁組織	集落営農組織(法人・任意)
機能組織	協業経営組織(法人・任意)
	農作業受託組織(法人・任意)
	共同利用組織(任意)

図 2-13 担い手育成の推進体系（山口県農林業振興の基本構想）

出所：山口県（1990年）：「山口県農林業振興の基本構想」

注：1）集落営農組織の育成：1～数集落の範囲で構成員の合意のもと集落を組織化し合理的な土地利用と効率的な機械施設や労働力の利用を一元的に進める営農組織を育成する。

されるなど農林業を巡る環境は大きく変化してきた。

このため、山口県は、活力に満ちた農林業、魅力にあふれた農山村の構築に向けて、1996年に「山口県農林業農山村振興の基本構想」（計画期間：1995年～2005年）を策定した。図 2-14 に示すように、主要な施策の柱となる「多様な担い手育成」の推進体系に農業生産組織の育成を引き続き位置づけると共に、もう一つの施策の柱である「効率的な生産のシステムづくり」において、集落営農組織の活動強化・営農体制の再編整備（全農家による組織運営型、特定オペレーター中心型）を促進することとし、将来的には、集落営農の特定農業法人化を目標とした。

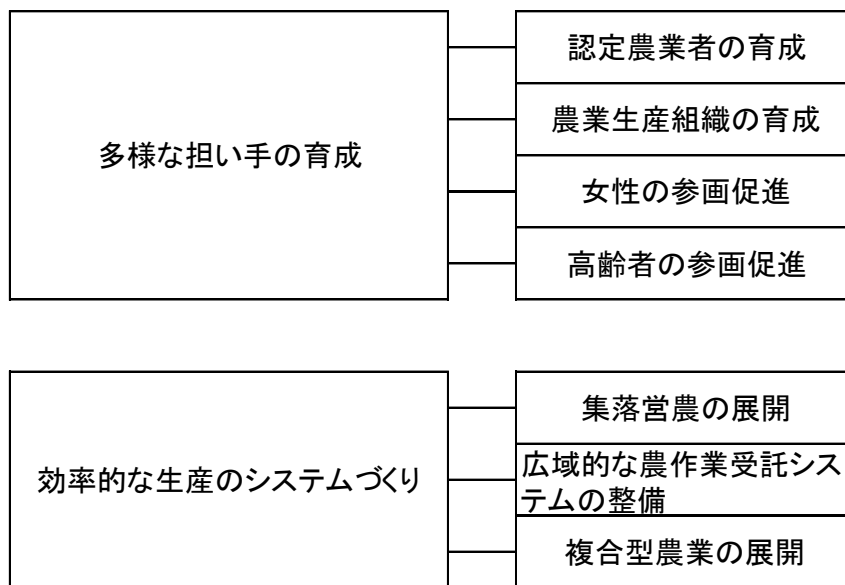


図 2-14 多様な担い手の育成及び効率的な生産のシステムづくり

出所：山口県（1996年）：山口県農林業農山村の基本構想

注：1）農業生産組織：協業経営組織、農作業受託組織、共同利用組織

2）集落営農組織：土地利用型作物を中心とした生産性の高い農業を実現、特定農業法人化を目標

また、集落営農の生産組織機能、資源管理機能及び土地利用型農業における効果については、図 2-15 に示している。山口県における集落営農の誘導方向は、土地利用型作物を中心に効率的な生産単位（1 から数集落）で団地的土地利用の合意のもと、生産を担う実戦部隊の組織化を行い、資本、労働、地域資源の有効利用により生産性の高い農業を実現し将来的には特定農業法人を目標としている。2 階建方式の集落営農¹¹に相通じる考え方が示されている。

2-8-3 「やまぐち食と緑のプラン 21」（2001 年 3 月）

山口県では、1996 年に策定した「山口県農林業農山村振興の基本構想」に

¹¹ 2 階建方式の集落営農とは、地域ぐるみ型集落営農が 1 つの組織で①農地の所有と利用に関する調整作業と、②農業生産に関する取り組みを合わせて担当するのに対して、①の機能と②の機能を分離し、それぞれ対応する別の組織を作って担当する仕組みである。楠本（2005）、「二階建て方式の集落営農」、『農業と経済』,5月号,pp.59-60より引用。

基づき取り組みを進めてきたが、その後、国による「食料・農業・農村基本

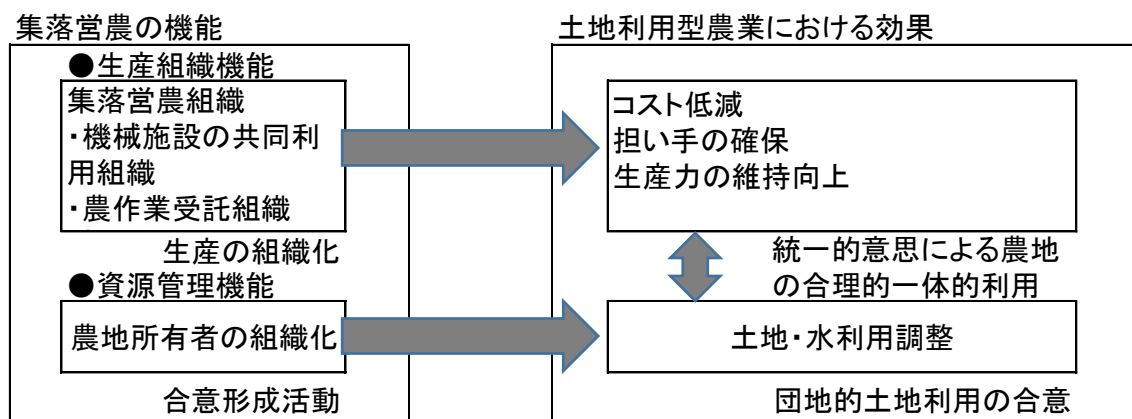


図 2-15 集落営農の機能と効果

出所：山口県（1996年）、山口県農林業農山村の基本構想

法」の制定をはじめとする戦後農政の抜本的な見直し等農林業・農山村を取り巻く環境は著しく変化しており、山口県においても、更なる担い手の減少や高齢化の進行等の課題に直面していた。

こうした環境の変化に適確に対応するため、山口県は、2001年に「やまぐち食と緑のプラン21」（計画期間2001年から2010年）を策定した。

図2-16に示すように、主要な施策の柱となる担い手の育成について、「農業で自立を目指す担い手の育成」及び「地域農林業を支える担い手の育成」を施策体系に設定し、より一層高齢化や担い手が減少した地域においては、集落営農を更に進めて、個別経営を代替するタイプの集落営農を育成することとし、「地域農林業を支える担い手の育成」の推進体系に新たに「やまぐち型担い手組織の育成」を位置づけた。やまぐち型担い手組織とは、出して（農地所有者）組織と受け手（農業生産組織）組織の合意に基づき両組織が一体となって農地の有効利用や効率的かつ持続的な農業生産を進める生産組織（集落営農）をいう。

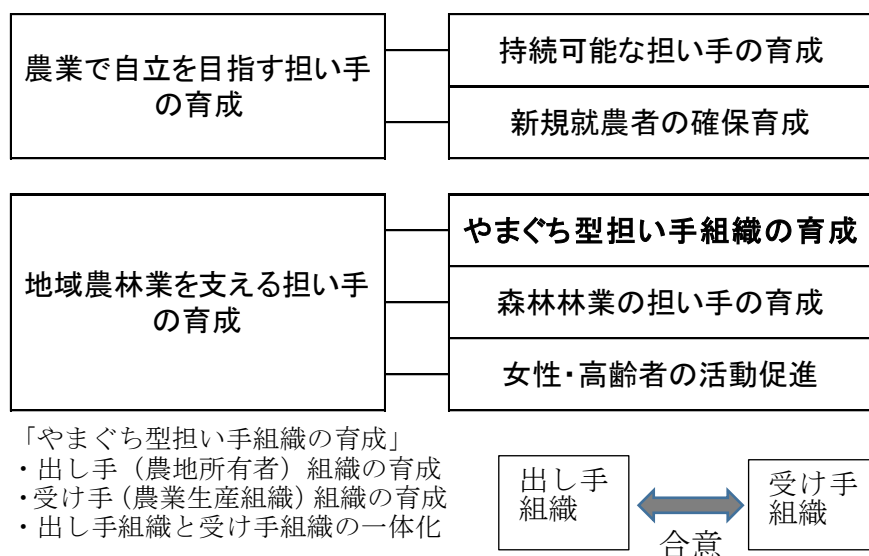


図 2-16 担い手育成の施策体系（やまぐち食と緑のプラン 21）

出所：山口県（2001年）、やまぐち食と緑のプラン 21

2-8-4 「やまぐち食と緑・水産チャレンジ実行計画」（2009年）

山口県は、「やまぐち食と緑のプラン 21」の計画期間を2年間延長して取り組みを加速化することを目的に2009年に、やまぐち食と緑・水産チャレンジ計画を策定した。図 2-17 に示すように、主要な施策の柱となる農林水産業を支える担い手の育成において、「力強い経営体の育成」及び「多様な担い手の育成」を施策体系に設定した。「力強い経営体の育成」の重点取り組みとして農業経営体の加速的育成を定めた。具体的な取り組みとして、2009年に設立された山

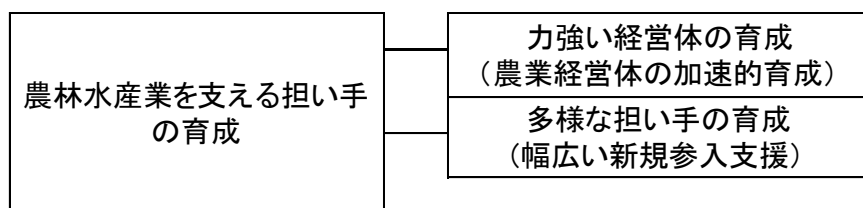


図 2-17 担い手育成の施策体系（やまぐち食と緑・水産チャレンジ実行計画）

出所：山口県（2009年）、やまぐち食と緑・水産チャレンジ実行計画

注：1）農業経営体の加速的育成：力強い経営体（認定農業者の育成、特定農業法人の育成）

2）多様な担い手の育成：新規就農就業者（U.I ターン）、企業の農業参入

山口県集落営農法人連携協議会の取り組みと連携して特定農業法人の確保育成を加速化することとした。

2-8-5 「やまぐち農林水産業再生・強化行動計画」(2013年)

山口県は、農林水産業の再生強化に向けて、本県農林水産物の安定した需要を確保した上で、それに対応できる供給体制づくり(担い手の確保・育成や生産振興、基盤の整備)を進めていくという考えのもと、2013年に「やまぐち農林水産業再生・強化行動計画」(計画期間2013年～2016年)を策定した。

図2-18に示すように、主要な施策の4つの柱の2番目の「中核経営体の確保・育成」において、「法人経営体の育成」及び「新規就業者の確保・育成」を施策体系に設定した。「法人経営体の育成」の重点取り組みとして集落営農法人の設立を加速化するなど地域の中心となる経営体の増加を図ることとし、2016年の集落営農法人目標数を300法人とした。また、「新規就業者の確保・育成」の重点取り組みとして農業大学校の人材育成機能の強化と集落営農法人等への就業対策の強化等を進めることとした。

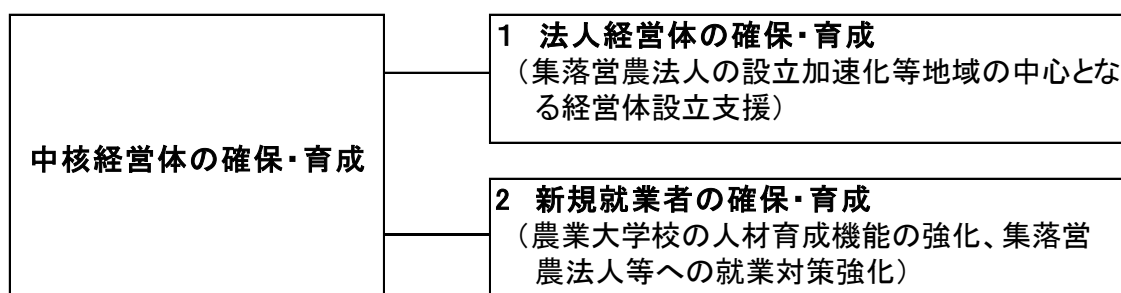


図 2-18 担い手育成にかかる施策体系(やまぐち農林水産業再生・強化行動計画)
出所:山口県(2013年)、やまぐち農林水産業再生・強化行動計画

表 2-19 に 1990 年以降の山口県及び全国の集落営農にかかる農業振興施策等の推移と山口県における集落営農法人の設立状況を示している。

1997年に山口県において最初の集落営農法人が設立された。その後、圃場整備や中山間直接支払への取り組みを契機として点的に設立が見られたが本格的に集落営農法人の育成に取り組んだのは、1996年の「山口県農林業農山村振興の基本構想」策定を受け、1999年にスタートした「やまぐち型担い手組織育成モデル事業」の取り組み以降である。特に、集落営農数が本格的に増加するのは、2001年の「やまぐち食と緑のプラン 21」を受け2002年からスタートした「やまぐち型担い手組織育成緊急対策事業」の取り組み以降である。当時、山口県では、担い手の減少や高齢化対策が主要な課題となっており普及センターにおいても集落営農法人の設立支援が主要な普及指導課題とされ、県、JA、市町一帯となって集落営農法人の設立が推進された。これらの取り組みに対して、「品目横断的経営安定対策」の実施が追い風となり、2006年から集落営農法人の設立が急増している。

2009年に県下の法人数は93となり、集落営農法人設立は、面的に広がり、現場において法人化はごく普通のこととして受け止められるようになった。同時期に山口県集落営農法人連携協議会が設立された。

2009年の「やまぐち食と緑・水産チャレンジ実行計画」では、特定農業法人設立の加速化を山口県集落営農法人連携協議会と連携して進めることとしている。

2013年の「やまぐち農林水産業再生・強化行動計画」では、集落営農法人を地域の中心となる経営体として位置づけ、その設立を加速化することとされ、同時期に単県事業として始まった農業経営体育成加速化事業により機械施設の整備の支援や税務等の研修会の開催などにより法人設立や経営発展を支援するハード、ソフトの種々の事業が推進された。2017年3月現在の法人数は249となっている。

表 2-19 山口県における集落営農数と農業振興施策の推移

	集落営農法人数(累計)	集落営農法人(単年設立数)	全国		山口県	
			農業施策の状況	補助事業等	農業施策の状況	補助事業等
1990年					山口県農林業振興の基本構想(目標年2000年)	
1991年						
1992年			新しい食料・農業・農村政策の方向			
1993年			農業経営基盤強化促進法(特定農業法人制度)			
1994年 1995年						
1996年					山口県農林業農村振興の基本構想(1995年～2005年)	
1997年	1	1				
1998年	2	1	食料・農業・農村基本法(28条:集落を基礎とした農業者の組織)			
1999年	2	0				やまぐち型担い手組織育成モデル事業(99～01年)
2000年	4	2	中山間地域等直接支払制度	集落営農経営確立支援事業(農用地利用改善団体活動支援)		
2001年	5	1	食糧農業・農村基本法の制定		やまぐち食と緑のプラン21(2001年～2010年)	
2002年	7	2				やまぐち型担い手組織育成緊急対策事業(02～04年)特定農業団体への移行
2003年	10	3				
2004年	13	3	米政策改革	むらの経営多角化事業(04～06年)「むらの経営体」(農業法人設立支援)		
2005年	16	3				やまぐち型担い手組織育成強化支援事業(05～07年)法人化支援 次世代に継承する「集落営農法人」設立支援事業(05年～07年)
2006年	38	22				集落農業法人加速的育成総合推進事業(07～09年)法人化支援
2007年	68	30	品目横断的経営安定対策			農業経営体加速的育成総合推進事業(07～09年)
2008年	82	14				集落営農組織経営安定支援事業(08～09年)特定農業法人の経営改革を支援
2009年	93	11			やまぐち食と緑・水産チャレンジ実行計画(2009年～2012年) 山口県集落営農法人連携協議会設立	
2010年	116	23	戸別所得補償制度	集落営農法人育成加速化事業(10～12年)(法人化に向けた農地集積、機械施設整備支援)	法人へ支援を集中、集落営農の法人化を加速化	やまぐち集落営農生産拡大事業(10～12年)集落営農法人の麦大豆野菜機械施設の導入支援
2011年	134	18	経営所得安定対策			
2012年	183	49				
2013年	205	22			やまぐち農林水産業再生・強化講堂計画(2013年～2016年)	農業経営体育成加速化事業(13年から15年)(集落営農法人の育成機械整備、ソフト)
2014年	224	19			やまぐち農林水産業活力創出行動計画(2014年から2017年)	
2015年	235	11				農業経営体育成支援事業(15年～17年)(法人化支援、機械整備)
2016年	249	14				集落営農法人連合体育成事業

出所：山口県農林水産部資料より作成

注：集落営農法人数は、年度

第9節 まとめ

本章では、農林業センサスや集落営農実態調査等から農業従事者の高齢化や新規就農者、農業経営体の経営動向を明らかにするとともに、集落営農法人の農地の受け皿としての全国の動向を踏まえつつ、本研究が研究対象とする山口県の位置・特徴を分析した。

本章で明らかとなった山口県の農業構造や集落営農の位置・特徴を中心に整理すると以下のとおりとなる。

- (1) 農業従事者の高齢化の状況（全国に5年から10年先駆けて農業従事者の高齢化が進んでいる。）

全国の基幹的農業従事者の75歳以上の割合は、2000年は12.7%であったが年々増加し2015年では32%となっており、基幹的農業従事者の高齢化が進んでいる。特に、山口県では、全国よりも75歳以上の割合が10%程度高く推移しており、山口県は5～10年程度全国に先駆けて高齢化が進んでいる。

また、山口県及び山口県の位置する中国地域は、2015年において75歳以上の基幹的農業従事者の割合は40%を越えており非常に高齢化が進んでいる（表2-1）。今後急速にこれら的高齢者層のリタイアが発生することが予想される。

全国の基幹的農業従事者の推移を世代ごとに見ると、2015年では、昭和一桁世代やそれより上の世代の割合は大きく減少しており、昭和10年代生まれの世代も70歳～79歳となり減少に転じている。団塊の世代は65歳～69歳となり定年帰農の時期を迎え増加傾向である。また、昭和20年後半生まれの世代についても60歳～65歳となり定年帰農の時期を迎えつつあり増加している。しかし、昭和一桁世代やそれより上の世代のリタイア数を補うには人数が非常に少ない状況にある。山口県においても同様の傾向が見られたが、山口県では、特に昭和30年代以降生まれの若い基幹的農業従事者の割合が少なくなっている。

る。

基幹的農業従事者の年齢別コーホート増減数を見ると、75歳以上で減少幅が拡大しているが「30歳～60歳」でいずれも増加しており「30歳から49歳」で増加人数が拡大している。このことは、70歳以上の基幹的農業従事者が大きく減少する中、担い手確保の点で注目される。山口県においても同様の傾向がみられるが、山口県においては、「35歳～39歳」を除く「30歳から49歳」で実人数においても増加に転じていることは注目される。

(2) 販売農家の状況（高齢化、兼業化、小規模、水稻に特化）

山口県における販売農家の状況を見みると、高齢化（高齢専門農家の割合85.0%）、兼業化（第2種兼業農家割合84.6%）が進んでおり、経営規模が小さく（1.5ha以下の割合が81.7%）、水稻に特化（水稻販売金額1位の農家割合が76.2%）した特徴を有している。同様な傾向を示している地域は、山陽、山陰、近畿である。高齢化、兼業化が進み、水稻に特化した地域では、上記地域に北陸が加わる。これらの地域は、集落営農の動きが本格化する起点となった集落営農ベルト地帯（北陸、近畿、中国）と重なっている。

(3) 集落営農の動向（規模が比較的小さい、地域ぐるみ型が多い、法人化率が高い。）

集落営農構成農家割合が90%以上の地域ぐるみ型の集落営農は、全国では33.7%であるが地域別にみると山口県の位置する山陽（53.5%）の他、山陰（40.5%）、近畿（45.2%）で地域ぐるみ型の集落営農が多い。

経営耕地規模別に見ると山口県は、「5—20ha」が多く「50ha以上」が少ない。山口県と同様に規模の小さい集落営農が多く規模の大きい集落営農が少ない地域は、山陽、山陰、四国、近畿である。これらの地域は、中山間地域が多

いことから規模の小さい集落営農が多いことが推察される。

設立年次別集落営農数を見ると、2004年～2008年にかけて全国において、増加している。これは、2006年の品目横断的経営安定対策への対応として集落営農の設立が進んだことが背景にある。特に、東北、北陸、北九州では急増している。

2009年から2013年にかけて全国では設立数が大きく減少しているが、近畿と山陰では減少幅が小さく、山口県及び山陽地域では、引き続き設立数が増加している。これらの地域は、早くから集落営農の取り組みが進んでいる地域である。

全国の組織形態別集落営農の構成比は、2005年から2015年まで、法人の占める割合が増加（5年おきに6.4%→15.1%→24.6%）しており法人化が進んでいる。地域別では、北陸、山陽、山陰で法人化率が高い。山陽地域は39.9%で最も高く、特に山口県の法人化率は60.5%と非常に高い。

（４）山口県立農業大学校（学生教育部門と社会人研修部門を２本柱として新規就農者を育成する山口県における中心となる教育研修施設）

山口県では、山口県立農業大学校を新規就農者を育成するための中心となる研修教育施設として位置づけ、その機能強化を図ってきた。特に、2002年以降、社会人研修部門の拡充を行い、UIターン者が円滑に就農できるよう県独自の社会人研修制度を立ち上げ就農を支援している。また、近年は、法人就農が増加していることから、学生教育部門では、授業の一環として実施する派遣研修先に積極的に集落営農法人等を選定するなど法人と学生のマッチングを重要視して法人就業を進めるとともに、社会人研修コースの中に法人就業コースを設置し集落営農法人等への就農支援を行っている。

(5) 山口県における集落営農の育成から見た農業振興政策（比較的早く（1990年）から集落営農法人を担い手として位置づけ設立を支援。）

山口県における集落営農の育成は、1990年の「山口県農林業振興の基本構想」において地縁組織タイプの生産組織の誘導方向として、将来的には農業生産法人化を目標とする集落営農組織の育成を進めることが示されたのを起点としている。続いて策定された様々な基本構想において、集落営農の特定農業法人化を進めると共に集落営農法人を地域の中核経営体として位置づけ設立を加速化することが目標とされた。

山口県における集落営農法人の第1号は、1997年に設立された特定農業法人である。その後、先進的に少数の法人が設立されたが、本格的に集落営農法人の育成に取り組んだのは、1996年の「山口県農林業農山村振興の基本構想」策定を受け、1999年にスタートした「やまぐち型担い手組織育成モデル事業」の取り組み以降である。特に、集落営農数が本格的に増加するのは、2001年の「やまぐち食と緑のプラン21」を受け2002年からスタートした「やまぐち型担い手組織育成緊急対策事業」の取り組み以降である。当時、県では、担い手の減少や高齢化対策が主要な課題となっており普及センターにおいても集落営農法人の設立支援が主要な普及指導課題とされ、県、JA、市町一帯となって集落営農法人の設立が推進された。これらの取り組みに対して、「品目横断的経営安定対策」の実施が追い風となり、2006年から集落営農法人の設立が急増している。山口県では、「やまぐち型担い手組織育成緊急対策事業」に引き続き、今日まで切れ目無く、種々のハード、ソフトの単県事業が組み立てられている。2017年3月現在、山口県内の集落営農法人数は249となっている。

(6) 農家以外の農業事業体（販売目的）の状況（全国的に農家以外の事業体が伸びている。）

総農業経営体数、総農家数、販売農家数の減少傾向が続く中、集落営農を含む農家以外の農業事業体数は、「10年—15年」では26%増加しており、増加率は低下しているものの増加傾向が続いており伸びている。総農家の経営耕地面積が減少する中、農家以外の事業体が経営耕地面積を増加させている。

農家の経営耕地面積の減少分を農家以外の事業体がどれほどカバーしているかという指標には、地域別に大きな差が見られる。「00年—05年」における都府県のカバー率は20.5%であったが、「10年—15年」のカバー率は、33.4%に増加している。特に、カバー率の高い地域は、北陸、近畿、山陽、山陰、北九州である。

北九州以外は、早くから集落営農の取り組みが見られた集落営農ベルト地帯と重なっている。山陽に位置する山口県のカバー率は、38.4%で山陽と同程度である。土地利用型農業の担い手として、農家以外の事業体の存在感が増している。

(7) 全国の農業経営体の経営動向

農産物販売金額規模と雇用導入・事業展開との関係を見ると、農産物販売規模が大きくなるにしたがい農協出荷の比重が低下し、小売業者や食品製造業・外食産業への出荷が増加している。また、農産物の販売金額の大きい経営ほど、稲作単一経営の割合は小さく、常雇導入割合も増加し、農業生産関連事業実施割合が増加している。農産物販売金額が大きい経営ほど、稲単作からの脱却、販路の多様化、経営の複合化、多角化が進んでいる。また、農業関連事業を行っている組織経営体の多くは、法人経営である。販売金額の大きい経営体で、販売先の多様化や雇用導入、経営の多角化等の積極的な事業展開が見られる。

また、組織経営体における雇用労働力の動向を見ると、「10年—15年」で46%増加しており、雇用への依存度は高まっている。

以上の分析結果から、山口県における農業構造や集落営農の特徴として、全国に先駆けて農業従事者の高齢化が進んでいること、全国的にも早くから集落営農の取り組みが見られた集落営農ベルト地帯の中国地域に位置しており、また、県独自に集落営農の設立を支援してきたため多くの集落営農法人が設立されていること、が明らかとなった。以上のような背景から、山口県において、高齢化に対応して設立されてきた地域ぐるみ型の集落営農法人が、近年、更なる高齢化による高齢構成員のリタイア等に対応して、新規就農者を雇用することにより経営発展を進めている法人がある程度見られるようになってきた。

そこで、全国に先駆けて高齢化が進んでいる山口県における集落営農法人の担い手（後継者）確保問題を分析することにより得られる本研究の成果は、他県の集落営農法人の高齢化に対応した担い手確保問題及び集落営農法人の雇用を契機とした経営発展の方向性を解明するうえで重要な知見となることが期待されることから、本研究の分析対象地として山口県を選定した。

第3章 新規就農者を雇用する集落営農法人の特徴と課題 —山口県を事例として—

第1節 本章の課題と調査方法

3-1-1 本章の課題

第1章で述べたように、先行研究は、集落営農法人が正社員として従業員を雇用するにあたり、規模拡大や経営の複合化・多角化は重要な関係を持っていることを示唆している。

そこで、本章では、新規就農者を雇用している集落営農法人について、その概要を整理するとともに、①労働の組織化の態様（地域ぐるみ型、少数担い手型）、②新規就農者を雇用した理由及び③作目や事業展開の複合化・多角化の程度、といった3つの視点から具体的に類型化を行うとともに、地代水準や労働への収益配分から見た類型間の経営的特徴を明らかにすることを課題とする。

3-1-2 調査方法

調査対象法人は、山口県において新規就農者を雇用している「地域ぐるみ型」及び「少数担い手型」の集落営農法人14法人を選定した（表3-1、表3-3）¹²。

筆者が把握した14法人は、2000年から2015年までの間に新規就農者を雇用した集落営農法人をほぼ網羅している。

この14法人に対する調査項目は、構成員数、関係集落数、農地集積面積、雇用した新規就農者数、主要作目（水稻、麦、大豆、露地野菜、施設野菜、畜産

¹² 集落営農の法人化のパターンによって「少数の専業農家等が中心となって法人化」したものと「農地の出し手、受け手を含め集落全体が法人化」したものに区分し、筆者は、前者を「少数担い手型」、後者を「地域ぐるみ型」とした。

等)、加工、直売への取り組み、売上高、農業地域類型、新規就農者を確保した年度等、である。

データは、「山口県集落営農法人経営分析システム」、「平成 23 年度山口県農林総合技術センターアンケート調査結果」、「調査対象法人の新規就農者に対するアンケート調査結果」(2014 年) 及び「法人の役員等に対する聞き取り調査」(2014 年～2015 年) に拠った。

表 3-1 新規就農者を雇用している集落営農法人数 (山口県)

	法人数	新規就農者雇用法 人 (内数)
都市的地域	24	4
平地地域	9	0
中間地域	129	7
山間地域	43	3
合計	205	14

出所：山口県農業振興課資料及び聞き取り調査(2015 年)による。

注：1) 新規就農者雇用法人は、2000 年から 2015 年までに新規就農者を雇用している集落営農法人である。(ただし、異業種参入型法人は除く)

2) 山口県では、特定農業法人として、地域から担い手として認知された法人についても集落営農法人としてカウントしているが、異業種参入型法人の活動・運営等について明確に把握できない法人が一部あったため、今回の分析対象には含めなかった。

第2節 新規就農者を雇用している法人の概要

新規就農者を雇用している法人は、地域ぐるみ型が9法人（62%）、少数担い手型が5法人（38%）であった。法人種類は、地域ぐるみ型法人は全て農事組合法人であった。認定農業者等を中心として設立された少数担い手型法人は、農事組合法人が1法人、有限会社が2法人、株式会社が2法人であった。少数担い手型法人は、法人種類からも企業的経営を行う法人であることがうかがえる。県全体の集落営農法人に占める地域ぐるみ型の割合は83%、少数担い手型は14%であるが、相対的に少数担い手型の法人が新規就農者を多く雇用している。

全ての法人が新規就農者を正社員として雇用し給与を支給している。新規就農者の初任給は、月額約13万円から約17万円程度であった。初任給は15万円程度が1番多かった。賞与（1～3ヶ月程度）、昇級（5,000円程度から1万円程度/年）は殆どの法人が導入している。給与水準の参考企業等はJAが多かった。

第3節 新規就農者を雇用した法人の6類型

調査結果から①労働の組織化の態様（地域ぐるみ型、少数担い手型）、②新規就農者を雇用した理由及び、③雇用と相前後した経営展開の方途（作目や事業部門の複合化・多角化の程度）の3点に注目し分類したところ、表3-2に示すように、少数担い手規模拡大型（A型）、少数担い手規模拡大型野菜導入型（B型）、少数担い手規模拡大多角化型（C型）、地域ぐるみ農業・農地維持野菜導入型（D型）、地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜等導入型（E型）、地域ぐるみ地域活性化多角化型（F型）の6類型が析出できた。

表 3-2 新規就農者を雇用した法人の6類型

		少数担い手型	地域ぐるみ型	
		雇用した理由	雇用した理由	
		事業積極拡大	地域活性化 (事業積極拡大)	農業・農地維持 (高齢化対応)
合作 化目 多・ 角事 業の 部門 程度 の複 合	普通作物拡大	A (No.1,2)		
	露地野菜導入	B (No.3,4)		D (No.6,7,8)
	施設野菜、畜産等導入			E (No.9,10,11,12)
	加工取組、直売所運営	C (No.5)	F (No.13,14)	

出所：聞取調査（2015年）により作成

- 注：1) A：少数担い手規模拡大型 B：少数担い手規模拡大型野菜導入型
 C：少数担い手規模拡大多角化型
 D：地域ぐるみ農業・農地維持野菜導入型 E：地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜等導入型
 F：地域ぐるみ地域活性化多角化型
- 2) No.は表3-3の法人No.
- 3) 「地域ぐるみ型」の雇用の理由は、農業・農地維持と併せ、生活面も含め地域活性化を目指す「地域活性化（事業積極拡大）」と高齢化に対応して耕作放棄地の発生防止など農業・農地を守る「農業・農地維持（高齢化対応）」に分類した。

これら6種類の定義は、次のとおりである。

(1) 少数担い手規模拡大型 (A型)

普通作物中心の経営を行う法人で、事業を積極拡大するために普通作物の規模拡大に伴って新規就農者を雇用している法人。

(2) 少数担い手規模拡大野菜導入型 (B型)

上述法人が、新規就農者の労力を有効活用して収益増加のため露地野菜を導入している法人。

(3) 少数担い手規模拡大多角化型 (C型)

少数担い手規模拡大野菜導入型法人が事業を積極的拡大し収益性を向上させるため、自からが生産した農産物を原料に加工や6次産業化に取り組むために新規就農者を雇用している法人。

(4) 地域ぐるみ農業・農地維持野菜導入型 (D型)

担い手の高齢化・減少に対応して農業・農地維持の目的で、新規就農者の雇用が求められ、これに伴いその周年就労や所得確保のため、露地野菜を導入・規模拡大している法人。

(5) 地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜等導入型 (E型)

農業・農地維持の目的で、新規就農者の雇用が求められ、雇用に伴い周年就労や所得確保のため施設園芸や畜産等収益性の高い部門を導入・規模拡大している法人。

(6) 地域ぐるみ地域活性化多角化型 (F型)

地域維持・地域活性化のために事業を積極的拡大して農産物直売所の運営や農産加工に取り組むことに伴い新規就農者を雇用している法人。

第4節 6 類型の経営的特徴

本節では、新規就農者を雇用している集落営農法人の経営的特徴を第3節で析出した6つの類型間の比較を通して明らかにする。

3-4-1 6 類型の経営的特徴（雇用時期、栽培作物、経営の複合化・多角化等）

表 3-3 に新規就農者を雇用した 14 法人の経営規模、新規就農者の雇用人数及び主な作物、経営の複合化、多角化の程度について示している。

少数担い手型法人は、A型<B型<C型の順に、経営規模が大きくなるとともに、新規就農者雇用者数も増加している。少数担い手型法人は、規模拡大に対応して、新規就農者を雇用していることが伺える。地域ぐるみ型法人は、D型<E型<F型の順に事業部門の複合化・多角化の程度が高まっている。少数担い手型のA、B、C型の法人は、いずれもコメの直売を行っており、積極的な事業展開が見られる。地域ぐるみ型の法人では、地域維持型のD型では、コメの直売は見られないが、施設野菜に取り組んでいる一部のD型や地域活性化型のF型では、コメの直売に取り組み、積極的な事業展開が見られる。D型<E型<F型の順に、事業部門の複合化多角化が進むとともに、積極的な事業展開の特徴が強まっている。

A型、B型、C型及びD型では、新規需要米、大豆、麦の比率が高まっている。経営所得安定対策において、手厚い交付金のある作物を増加させて経営安定を図っている。E型やF型においても大豆の取り組みが見られるが、施設野菜等の高収益作物の導入や6次化に取り組んでいる。

表 3-3 新規就農者を雇用している集落営農法人

労働の組織化の態様	類型化の視点		No.	法人の類型	法人設立から新規就農者雇用までの年数	雇用人数	構成人数	経営面積	主な作物等(ha)										複合化多角化等			農業地域		
	雇用理由	複合化多角化の程度							水稲(主食用ほか)	新規需要米	大豆	麦	飼料作物	露地野菜	施設野菜(m ²)	農作業受託(ha)	米直売	6次化	その他	都市的地域	中間	山間		
少数担い手型	事業積極的拡大	普通作物拡大	①	A	4	1	5	23.8	6.0	4.4	10.8						36.7	◎				◎		
			②	A	3	2	4	44.5	38.8		3.7	5.3						◎					◎	
		露地野菜導入	③	B	3	3	6	53.0	42.7		8.9			1.4			3.0	◎				工コ		◎
			④	B	3	4	3	65.0	34.5	9.5	9.0	5.4		1.0			23.0	◎						◎
		6次化	⑤	C	3	6	8	70.4	24.4	32.9	5.4	52.5						◎	◎				米粉製造販売、モチ加工	
地域ぐるみ型	農業・農地維持	露地野菜導入	⑥	D	8	2	14	37.5	5.0	20.0	11.0	35.0		1.1									◎	
			⑦	D	6	1	91	65.0	30.6	9.9		46.2		4.0										◎
			⑧	D	7	1	158	106.2	56.6	37.2	10.3	50.2		3.4										◎
		施設野菜導入	⑨	E	2	3	47	22.9	19.2		3.2	3.2		0.1	550	4.4	◎							◎
			⑩	E	5	2	25	35.8	20.6		9.8	5.5		4.5	6,000		◎							◎
			⑪	E	8	2	31	20.0	10.0		7.0			2.5	3,000									◎
			⑫	E	4	1	22	26.0	20.0	6.0	1.7	4.5		0.6										◎
地域活性化(事業積極的拡大)	6次化		⑬	F	9	5	118	30.9	16.0		6.5	4.5		2.0	8,040		◎	◎						◎
			⑭	F	4	2	76	21.5	4.5	4.0	5.6		9.6	0.8	810		◎	◎						◎

出所：山口県集落営農法人経営分析システム、山口県農業振興課資料、聞き取り調査による

注：1)地域ぐるみ型については、地域ぐるみ型法人となることを決定し地域ぐるみ型法人を目指して現在活動中の法人及び地域ぐるみ型法人が近隣集落の農地を集積している法人も含めている

3-4-2 土地所有と労働・役員業務への収益配分から見た6類型の特徴

表 3-4 に6類型の経営的特徴（地代と収益配分）を示している。圃場管理料に注目すると、E型のNo. 11、12 法人及びF型のNo. 14 法人以外は、管理作業を組合員（地主）に再委託していない。新規就農者を雇用している地域ぐるみ型の集落営農法人は、管理作業も行えない構成員が多いといえる。

類型ごとの地代の平均値は、A、B、C型（8,000円）、D型（18,000円）、E型（12,000円）、F型（8,000円）で、地域ぐるみ型法人は、D型<E型<F型の順に安くなっており、F型は、A、B、C型と同程度の水準となっている。

また、構成員還元額に占める地代の割合は、D型（29.8%）、E型（17.6%）、F型（6.4%）で、D<E<Fの順に低くなっている。このことは、D<E<Fの順に地代を重視する経営から労働評価型の経営の特徴が強まっていることを示している。

また、1人当たり役員報酬額は、少数担い手型法人（A、B、C型）は平均230万円程度である。地域ぐるみ型の役員1人当たり役員報酬は、5万円か

表 3-4 6 類型の経営的特徴（地代と収益配分）

単位：千円

類型化の視点			No.	法人の類型	組織形態別	支払い地代 (10a当たり)	圃場管理料 (10a当たり)	地代 (10a当たり)	地代 (合計)	労務費 (合計)	役員報酬 (1人当たり)	構成員還元額 (労務費+従事分量 配当+地代+役員報酬) (全体)	構成員還元額 (労働費+地代) に占める地代の割合(%)
労働の組織化の様態	雇用の理由	複合化多角化の程度											
少数担い手型	事業積極拡大	普通作物拡大	①	A	(株)	5	0	5	1,262	5,722	1,950	-	-
		露地野菜導入	②	A	(株)	10	0	10	4,450	n.a.	n.a.	-	-
		6次化	③	B	(有)	12	0	12	6,360	15,014	3,200	-	-
			④	B	(農)	7	0	7	4,362	35,847	1,753	-	-
			⑤	C	(有)	6	0	6	4,424	16,838	n.a.	-	-
		平均					8			2,301			
地域ぐるみ型	農業・農地維持	露地野菜導入	⑥	D	(農)	17	0	17	6,293	7,133	195	27,056	23.3
			⑦	D	(農)	30	0	30	19,386	5,955	51	40,579	47.8
			⑧	D	(農)	7	0	7	7,312	15,206	125	39,731	18.4
			平均					18			124		29.8
		施設野菜導入	⑨	E	(農)	13	0	13	2,884	14,043	891	36,597	7.8
	⑩		E	(農)	12	0	12	5,208	24,766	208	31,224	16.7	
	⑪		E	(農)	8	6	14	2,846	7,713	456	13,294	21.4	
		⑫	E	(農)	7	1	8	2,212	2,534	63	9,052	24.4	
		平均					12			405		17.6	
	地域活性化(事業積極拡大)	6次化	⑬	F	(農)	7	0	8	2,167	29,436	0	31,603	6.9
⑭			F	(農)	4	4	8	1,626	11,511	95	27,987	5.8	
平均							8			48		6.4	

出所：山口県集落営農法人経営分析システムデータ及び聞き取り調査により作成

注：1) 労働費は、労務費と従事分量配当、役員報酬の合計
2) 地代は、圃場管理料と支払地代の合計

ら40万円と非常に少ない。地域ぐるみ型法人は、労働重視型の役員報酬を支払う経営は少ない傾向が見られるが、D型（12.4万円）、E型（40.5万円）で、類型間では、D型<E型の傾向が見られた。

地域ぐるみ型の集落営農法人は、地域農業・農地を維持するために設立された法人であり、平等性や地代重視の経営的特徴が強い法人である。法人の種類も全て農事組合法人である。しかし、新規就農者を雇用して収益性を向上させるため事業部門の複合化・多角化の程度が高くなるにしたがって、労働重視の経営的特徴が強まっている。

また、少数担い手型の法人は、少数の担い手が利益追求のために立ち上げた

法人であり、経営管理は、地代重視ではなく、労働重視型の経営を行っており、地代は低く、役員報酬は高く設定されている。

3-4-3 地代水準から見た6類型の経営的特徴

新規就農者を雇用している14法人の位置する市町の農業委員会事務局が発表している農地賃借料情報と法人の地代とを比較した法人の地代の水準を表3-5に示している。

少数担い手型のA、B、C型法人の地代は、地域の平均とほぼ同率の99.4%である。D型は、地域の平均の約2倍(197%)、E型は地域の平均の約1.6倍(157%)、F型は、地域の平均の1.2倍(126%)である。A、B、C \leq F<E<Dの順に地域の平均より高額な地代を支払っている。A、B、C \leq F<E<Dの順に地代重視の経営を行っていると見える。このことは、新規就農者を雇用している地域ぐるみ型の集落営農法人は、経営の複合化、多角化を進め集約的な経営を行っているタイプの法人ほど地代重視の経営から労働重視の経営を行っていることを示している。最も地代水準の低いF型の水準は、A、B、C型の水準にほぼ等しくなっている。

また、N0.2、No.3法人では、米の直接支払交付金が平成30年度から廃止されることへの対応として、2016年に地代を半減させる決定をしておりA、B、C型の地代水準は、地域の農地賃借情報に比べ77%とかなり低くなっている。このように、組織運営において、少数担い手型は、地代より労働重視の経営的特徴が非常に強い。

表 3-5 6 類型の経営的特徴（地代の水準）

No.	法人の 類型	法人タイプ		経営面積 (ha)	地代 (千円 /10a)	農地賃借料 情報 (千円/10a)	農地賃借情 報との比較 (%)
		地域ぐ るみ型	少数担 い手型				
1	A		◎	23.8	5	4.8	104.0
②	A		◎	44.5	10(5)	10.2	98(49.0)
③	B		◎	53.0	12(6)	9.3	129(64.5)
4	B		◎	65.0	7	6.8	102.9
⑤	C		◎	70.4	6	9.3	64.5
平均					8(6)	8.1	99.4(77.0)
6	D	◎		37.5	17	9.3	182.8
7	D	◎		65.0	30	9.3	322.5
⑧	D	◎		106.2	8	9.3	86.0
平均					18	9.3	197.1
9	E	◎		22.9	13	8.0	162.5
10	E	◎		35.8	12	11.4	105.3
11	E	◎		20.0	14	6.8	205.9
12	E	◎		27.0	8	6.1	131.1
平均					12	8.1	157.7
⑬	F	◎		30.9	8	7.0	114.3
14	F	◎		21.5	8	5.8	137.9
平均					8	6.4	126.1

出所：山口県集落営農法人経営分析システムデータ及び法人所在市、町の農地賃借料情報
(2014年)

- 注：1) 農地賃借情報は、最高、最低を除いた地域のデータの加重平均
 2) No.2, No.3 法人の () 内の数値は、地代減額後 (2016年) の数値である。
 3) 農地賃借情報との比較は、法人の地代÷農地賃借料情報×100 により求めた。

第5節 新規就農者を雇用する経過に関する具体的分析結果

本節では、第3節で析出した6類型について、6つの類型ごとにそれぞれの典型的事例において、新規就農者を雇用した経過を明らかにする。

3-5-1 少数担い手規模拡大型（A型）（表3-3 No.2の法人）

中間地域に位置する少数担い手型の法人で、大規模認定農家を中心に4名（うちオペレーター2名）で法人を立ち上げて事業を開始した。法人設立3年後に設立時20haであった農地集積面積が28haとなり地区内からUターン者1名（37歳）を「農の雇用事業」を活用し雇用している（当該法人以外では6法人が農の雇用事業を活用している）。また、法人設立5年後には農地集積面積が42haとなり更に地区内から1名（56歳、転職者）の知人を雇用している。このように、事業積極拡大のための規模拡大に伴って、労力を確保するために地域にUターンした人を雇用している。

3-5-2 少数担い手規模拡大野菜導入型（B型）（表3-3 No.3の法人）

上記A型法人が、事業積極拡大のため雇用した新規就農者の周年就労や収益確保のため露地野菜（ジャガイモ、サツマイモ）を導入している。野菜の導入規模拡大にあたり野菜栽培を機械化している。サツマイモは地元酒造会社へ焼酎の原料として契約栽培で供給している。更なる規模拡大に伴う雇用の増加に対応していっそう収益性を向上させるため、加工、6次化への取り組みも検討している。

3-5-3 少数担い手規模拡大多角化型（C型）（表3-3 No.5の法人）

都市的地域に位置する少数担い手型法人で、1974年に地元有志5名で立ち上

げた農作業受託組織を前身組織として設立された。1998年に雇用者を確保して経営発展を図るため就業環境を考えて有限会社に改組した。2001年40haであった農地集積面積が2005年に60haに拡大したこと及びもち加工事業開始に伴い1名(27歳Uターン元会社員)を雇用した。2011年、山口県では学校給食用のパンの原料として米粉の供給を計画していた。これを受けて、単県事業で製粉施設を整備し、自らが生産する米を原料にした米粉を学校給食用に提供するとともに、農産加工を行う農業生産法人や菓子工業組合と連携して米粉を原料としたケーキ作りを行う6次産業化事業の着手に伴い6次化担当として元農業団体職員1名(43歳)を雇用した。2011年規模拡大(70ha)に伴い農業大学校卒業生1名(22歳)を雇用した。2014年にもち加工事業拡大に伴って農業大学校卒業生1名(20歳)を雇用した。

3-5-4 地域ぐるみ農業・農地維持野菜導入型(D型)(表3-3 No.6の法人)

都市的地域に位置する地域ぐるみ型の法人で、法人設立8年目にオペレーターの高齢化(平均年齢68歳)に伴い、農業・農地維持のため、集落内の若者2名(29歳及び38歳のUターン元会社員)を「農の雇用事業」を活用して雇用了。若者2名の雇用導入の決定時に、露地野菜(現在0.65ha)を3haまで規模拡大することを決めている。当該地域は有数の露地野菜地帯である。将来、加工への取組を検討中である。

3-5-5 地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜等導入型(E型→F型)(表3-3 No.13の法人)

中間地域に位置する地域ぐるみ型の法人で、当地区は施設イチゴの産地である。法人設立3年目頃、高齢化のためイチゴ栽培が出来なくなった1組合員から法人へ施設イチゴ(1,300㎡)の賃貸要望が出されたのを機に、法人として

施設イチゴ栽培を開始した。その後 JA ハウスリース事業を活用して 3,000 m²まで規模拡大した。法人設立 9 年目に、オペレーターの高齢化(平均年齢 71 歳)に伴って農業・農地維持のため人材確保が求められた。しかし、集落内から確保が困難なことから、市内出身の農業大学校卒業生 2 名(共に 20 歳)(1 名野菜担当、1 名普通作物担当、オペレーター 2 名と入れ替わる)を雇用した。雇用に当たり露地野菜、施設野菜を規模拡大している。また、2 名では農業・農地維持には労働力が不足するため、野菜担当等として農業大学校卒業生等 2 名(19 歳、21 歳)を雇用した。さらに、事業を積極的に拡大し雇用に伴う所得確保を目的に、施設イチゴ面積を 5,120 m²に拡大するため農業大学校卒業生 1 名(25 歳)を雇用した。また、2014 年に「6 次産業化総合化事業計画」の認定を受けた。国庫補助事業を活用して、加工・販売施設を整備中した。この事例は、地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜等導入型から地域ぐるみ地域活性化多角化型へ移行しつつあるタイプとして注目される。

3-5-6 地域ぐるみ地域活性化多角化型 (F 型) (表 3-3 No. 14 の法人)

2006 年に設立された山間地域に位置する地域ぐるみ型の法人で、A コープの撤退と地域内の自動車道の完成を機に 2007 年に法人組合員の野菜販売の場を確保することを目的に農産物直売所の運営を開始した。また、A コープ撤退と同時期、地元食品加工業者も撤退したため地域住民への加工食品提供店舗の欠落を埋めるためにも、直売所で販売することを目的に 2008 年に組合員の女性を中心に食品加工事業(もち・だんご、寿司、コロッケ等の販売)を開始した。2009 年に直売所での野菜の品揃えを豊富にするため、施設園芸に取り組むことに伴い、近隣市から農業大学校卒業生 1 名(19 歳)を雇用した。

当該法人は、水利の関係から水稻作の付に適さない圃場に飼料作物を 9.6ha 作付けしている。しかし、近隣に畜産農家がいなかったことから、耕畜連携を

進めるため、2008年から法人は、耕作放棄地対策も兼ね組合員である元農業高校教師の指導の下、放牧型の肉牛繁殖事業を開始した。これに伴い市内出身の農業大学校卒業生（畜産専攻）1名（23歳）を雇用した。畜産部門で出荷した牛から生産した肉を買い戻し、加工事業のコロッケ生産に活用している。

直売部門と加工事業で、売上全体の78%を占めている。単なる農業・農地維持でなく、地域居住者生活条件確保を含めた地域活性化機能を担いつつある点が注目される。

第6節 新規就農者の情報収集方法と法人選択理由等

本節では、新規就農者を雇用するために法人に求められることや新規就農者の法人選択理由を明らかにするために、新規就農者を雇用している14法人に就業している新規就農者29名に対してアンケート調査を実施した。9法人（回答率69%）、21名（回答率75%）から回答を得た。調査項目としては、法人の選択理由、新規就農者を雇用するために法人に求められるもの等である。

3-6-1 新規就農者の概況と情報収集方法

回答者の年齢構成は、20歳代14名（67%）、30歳代が5名（24%）、40歳以上2名（10%）で、20歳代と30歳代で全体の91%を占めた。法人に就業する前の職業等は、会社員7名（33%）、農業大学校卒業生12名（57%）、その他2名（10%）であった。出身地は、少数担い手型法人では、市内が5名、集落内が1名で、社長の人脈や地元で働くためにUターンしてきた人及び市内出身の農業大学校卒業生を法人の後継者として雇用している。地域ぐるみ型法人では、集落内は2名、市内は3名で、県内及び県外が10名であった。地域ぐるみ型法人では、少数のUターン者以外は、集落内から人材の確保が困難となっており、近隣市や県外（Iターン）から法人の後継者を求めていることがうかがえる。

情報の収集方法は農業大学校職員等（52%）、法人構成員（33%）、ハローワーク（10%）であった。地元での地縁だけでなく、新規就農相談会、地域おこし協力隊OB¹³等を含む就農者確保の経路の多様化が注目される。また、集落営農法人が雇用する新規就農者の57%が農業大学校卒業生であること、また、

¹³ 地域おこし協力隊員が、活動期間を終了した後地域に定住し、農林業等に従事する事例が見られるようになってきた。山口県営農指導員協議会（2013）「平成24年度営農指導員・普及指導員交流会資料」に詳しい。

情報収集方法の52%が農業大学校職員等であることから、第2章で明らかにした農業大学校における就農希望者と法人とをマッチングさせる機能（取り組みが）が有効であることが推察された。

3-6-2 新規就農者の法人選択理由

法人選択において最も決め手になったことは、「農業が好きだから」が最も多く、33%を占めた（表3-6）。次に、「働きたい部門があった」「地元で働き多かった」が多くそれぞれ19%を占めた。次に、「集落・農地を守りたかった」が多く、14%を占めた。農業大学校卒業生はもとより、元会社員においても、農業・農村に関心があり、農業が好きで、農業農村に志を持って新規就農した若者が多いことがうかがえる。

表 3-6 新規就農者の法人就業選択理由

（単位：人、）

法人選択理由	会社員		農業大学校卒業生		その他	
	選択理由	決め手	選択理由	決め手	選択理由	決め手
集落・農地を守りたかった	2	1	1	1	2	1
親戚等が法人の構成員だった	1		1		1	
働きたい部門があった	3	2	2			
農業が好きだから	4	2	8	5	2	1
就業条件が良かった	1	1			1	
法人の将来性に惹かれた			1			
加工直売に取り組んでいたから			1			
地元で働きたかった	1		4	3	2	1

出所：アンケート調査（2014年）より作成

注：1) 選択理由は、複数選択させた結果である

2) 決め手は、選択した理由の中から最も重要と思われるものを選択させた結果である。（2名未記入）

3-6-3 新規就農者を雇用するために法人に求められるもの

新規就農者を確保する上で、法人に求められるもので重要と思われるものについて、給与面、就業環境面、業務面、福利厚生面のうちから、上位3位までを記入方式で調査した。重要と思われる事項の1位の回答は、就業環境面(28%)、給与面(24%)、福利厚生面(19%)、業務面(5%)、その他(24%)であった。農業が好きで、職業として農業を選択している新規就農者が多いが、職業として選択して就業していることから、法人においても、就業環境及び給与面において今後拡充が求められる。

第7節 新規就農者の受け入れと既存法人構成員との関係づくり

新規就農者の育成状況についてみると、少数担い手型法人の No. 5 法人では、新規就農者を地域の集会や JA 主催の会議に帯同し、地域の人々との人間関係づくりができるように配慮している。また、地域ぐるみ型法人の No. 13 法人は、法人エリア内にある農業振興施設が主催する農業体験イベントや農業教室の講師に新規就農者を派遣して、地域の人たちとコミュニケーションがとれるよう配慮している。また、No. 13 法人では、昼食は、なるべく1人でとるのではなく、組合員やパートの人たちと一緒に取るように仕向けており、組合員等とのコミュニケーションづくりに配慮している。地域ぐるみ型の No. 9 法人は、法人が集落の空き家を確保し市の補助を受けて改修して新規就農者の住居として用意し新規就農者が地域に住むことを支援している。

このように、地域ぐるみ型及び少数担い手型の法人役員は、集落外から雇用した新規就農者を集落行事やJAの集会、地域のイベント等の行事に積極的に参加させることにより地域の人々との人間関係作りが出来るよう配慮している。

また、特に、地域ぐるみ型の法人では、新規就農者と法人構成員とのコミュニケーションづくりに配慮するとともに、法人が住居の準備の支援を行う取り組みもみられる。このことは、地域ぐるみ型の法人が、効率的な農業の実践のほか地域の維持・活性化を目的として設立された法人であることから地域に住むことを新規就農者に求めているためと考えられる。

第8節 まとめ

本章は、山口県において、2000年から2015年までに新規就農者を雇用している地域ぐるみ型及び少数担い手型の集落営農法人について、事例調査に基づき、①労働の組織化の態様（少数担い手型、地域ぐるみ型）、②新規就農者を雇用した理由、③作目や事業部門の複合化・多角化の程度、といった3つの視点で類型化を行うとともに地代水準や労働への収益配分等から見た類型間の経営的特徴を分析したものである。

上述のように、新規就農者を雇用している集落営農法人を、①労働の組織化の態様（少数担い手型、地域ぐるみ型）、②新規就農者を雇用した理由、③作目や事業部門の複合化・多角化の程度、といった3つの視点で類型化を行うと、少数担い手規模拡大型（A型）、少数担い手規模拡大野菜導入型（B型）、少数担い手規模拡大多角化型（C型）、地域ぐるみ農業・農地維持野菜導入型（D型）、地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜等導入型（E型）、地域ぐるみ地域活性化多角化型（F型）の6類型が析出できた。

6類型間の経営的特徴の比較をとおして、以下の点が明らかとなった。

第1に、経営規模や雇用人数、作目や事業部門の複合化多角化の程度から見た6類型の特徴を比較すると、少数担い手型の法人は、A型<B型<C型の順に経営規模が大きくなるほど、雇用者数も増加するとともに、経営の複合化多角化の程度が高まっていること、地域ぐるみ型の法人は、D型<E型<F型の順に経営の複合化・多角化の程度が高まっていること、が明らかとなった。また、少数担い手型法人のA型、B型、C型の法人はいずれもコメの直売を行っており、積極的な事業展開が見られる。地域ぐるみ型法人では、D型ではコメの直売は見られないが、E型の一部やF型の法人ではコメの直売を行っており積極的な事業展開が見られる。地域ぐるみ型法人は、D型<E型<F型の順に

事業部門の複合化・多角化が進むとともに、積極的な事業展開の特徴が強まっていることが明らかとなった。

第2に、土地所有と労働役員業務への収益配分から見た6類型の特徴では、類型ごとの地代の平均値は、A型、B型、C型（8,000円）、D型（18,000円）、E型（12,000円）、F型（8,000円）で、地域ぐるみ型の法人は、 $D < E < F$ 型の順に地代が低くなっており、 $D < E < F$ の順に労働重視の経営的特徴が強まっていることが明らかとなった。また、少数担い手型の法人（A、B、C型）の1人当たりの役員報酬は平均231万円である。地域ぐるみ型の1人あたりの役員報酬は、5万円から40万円と少数担い手型法人に比べると非常に少ない。地域ぐるみ型法人は、労働重視型の役員報酬を支払う経営は少ない傾向が見られるが、D型（12.4万円）、E型（40.5万円）で、類型間では、 $D < E$ 型の傾向が見られた。

地域ぐるみ型法人は、地域農業・農地を維持するために設立された法人であり、平等性や地代重視の経営的特徴が強い特徴を有しており法人の種類も全て農事組合法人である。しかし、新規就農者を雇用して収益性を向上させるため事業部門の複合化・多角化の程度が高くなるにしたがって、労働重視の経営的特徴が強まっていること、また、少数担い手型法人は、少数の担い手が利益追求のために設立した法人であり、経営管理においては、労働重視型の経営を行っており、地代は低く、役員報酬は高く設定されていることが明らかとなった。

第3に、14法人の位置する市町の農業委員会が発表している農地賃借料情報と法人の地代とを比較した地代水準から見た6類型の特徴は、少数担い手型のA、B、C型の地代は、農地賃借料情報の99.4%でほぼ同水準である。D型は地域の平均の約2倍（197%）、E型は、地域の平均の約1.6倍（157%）、F型は、地域の平均の1.3倍（126%）である。 $D < E < F < A, B, C$ の順に地域の平均より低くなっている。 $D < E < F < A, B, C$ の順に地代重視から労働評価

の経営的特徴が強まっていることを示している。また、地域ぐるみ型の最も地代水準の低いF型は、A、B、C型の法人とほぼ同一水準となっている、ことが明らかとなった。

また、集落営農法人が雇用している新規就農者に占める農業大学校卒業生の割合は、57%で最も多かった。また、就農に当たり情報収集先で最も多かったのは農業大学校職員等で52%を占めるなど、農業大学校が農業大学校生と法人とのマッチングさせる取り組みを行っていること、農業大学校卒業生が法人に就業した理由は「農業が好きだから」が多いことが明らかとなった。

第4章 地域ぐるみ型集落営農法人における新規就農者の 雇用と雇用に契機とした経営展開の方向性 —D型、E→F型の事例から—

第1節 本章の課題

第3章において、新規就農者を雇用している集落営農法人について、労働の組織化の態様（地域ぐるみ型、少数担い手型）と新規就農者を雇用した理由及び作目や事業部門の複合化多角化の程度の3点に着目し分類したところ、少数担い手規模拡大型（A型）、少数担い手規模拡大野菜導入型（B型）、少数担い手規模拡大多角化型（C型）、地域ぐるみ農業・農地維持野菜導入型（D型）、地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜等導入型（E型）、地域ぐるみ地域活性化多角化型（F型）の6類型が析出できた。

そこで、本章では、地域ぐるみ型の法人であるD型、E型およびF型に注目し事例分析を通じて、地域ぐるみ型集落営農法人における新規就農者を雇用した背景と雇用に契機とした新たな経営展開の方向性を明らかにすることを課題とする。具体的には、次の4点である。

第1に、集落営農法人のオペレーターや役員等集落営農法人の人材の高齢化や人材確保の実態を具体的に明らかにすること、

第2に、高齢化に対応し、新規就農者を雇用することによって法人内の役割分担等がどの様に変化しているのか、また新規就農者をどの様に位置づけ育成しようとしているのか、明らかにすること、

第3に、雇用と相前後した法人経営の変化がその後の法人経営展開にどの様

な影響、作用をもたらしているのか、明らかにすること、

第4に、新規就農者を雇用するためには、どのようなハードル（経営的特徴を有する必要）があるのか、また、それをどの様に乗り越えたのか、また、その中で、地代と労働費との相克をどの様に乗り越えたのか、明らかにすることである。

4-1-1 新規就農者を雇用した集落営農法人の6類型と事例調査法人の位置づけ

第3章において、新規就農者を法人の従業員として雇用した集落営農法人には、労働の組織化の態様（少数担い手型、地域ぐるみ型）と新規就農者を雇用した理由及び作目や事業展開の複合化多角化の程度の3つの基準に基づくと、6類型（A～F）が存在することを確認した（表3-2）。

山口県の集落営農法人は、第2章で述べたように、その多くが地域ぐるみ型の法人であることから、本章の分析事例では、地域ぐるみ型の2法人を選定した。1つは、水稻、麦、大豆に露地野菜を加えた経営を行うD型（地域ぐるみ農業・農地維持野菜導入型）の典型的な法人である（農）X（No.8の法人）を選定した。また、2つは、E型（地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜等導入型）からスタートしつつ、農産加工販売事業に取り組み事業を積極的に拡大するために新規就農者を雇用し、F型（地域ぐるみ地域活性化多角化型）へ進化していることが注目される（農）Y（No.13の法人）を選定した（表4-1）。

表 4-1 新規就農者を雇用した法人の6類型と事例調査法人の位置づけ

		少数担い手型	地域ぐるみ型	
		雇用の理由	雇用の理由	
		事業積極拡大	地域活性化 (事業積極拡大)	農業・農地維持 (高齢化対応)
合作 化目 多・ 角事 業の 部 程 門 度 の 複	普通作物拡大	A (No.1,2)		(農)X
	露地野菜導入	B (No.,3,4)	(農)Y	D (No.6,7,⑧)
	施設野菜、畜 産等導入			E (No.9,10,11,12,⑬)
	加工取組、直 売所運営	C (No.5)	F (No.⑬,14)	

出所：聞き取り調査により作成。

注：1) 表中のNo1~No. 14は、新規就農者を従業員として雇用した集落営農法人に付けた番号。

2) ○を付した番号は、本論文で行った事例調査の法人番号。

3) 「地域ぐるみ型」における雇用の理由は、主に中山間地域で農業・農地維持と併せ、生活面も含め地域経済活性化を目指す「地域活性化(事業積極拡大)」と「農業・農地維持(高齢化対応)」に分類した。

4) 「農業・農地維持(高齢化対応)」は、高齢化に対応して、耕作放棄地の発生防止など農業・農地を守るために雇用している。

第2節（農）Xの事例分析

本節では、地域ぐるみ型法人であるD型（地域ぐるみ農業・農地維持野菜導入型）の典型的な法人として（農）X（No. 8の法人）の事例分析を通じてオペレーターや役員等の高齢化や労働力確保の実態や新規就農者を雇用するためにどのようなハードル（経営的特徴を有する必要）が存在するのか、また、それをどのようにして乗り越えたのか、雇用と相前後した法人経営の変化がその後の法人経営展開にどのような影響をもたらしているのか、より詳細に明らかにする。

4-2-1（農）Xの概要

（農）Xは、山口県中央部の瀬戸内海に面した都市近郊地域に位置する。兼業化が進み小規模で水稲に特化した経営を行う農家が多く、法人設立前は、耕作放棄地も発生していた。こうした中、圃場整備後の営農の受け皿として2008年9月に設立された法人で、圃場整備に参加した7集落の全240戸のうち158戸が加入している。7集落は2つの大字に属しており、うち2集落には、圃場整備地区外の人もある。2009年から圃場整備の完了した農地から営農活動を開始し、2015年の農地集積面積は106haである。水稲（56.6ha）、麦（50.2ha）、大豆（10.3ha）、飼料用米等（27.0ha）に露地野菜（3.4ha）を加えた経営を行っている。また、図4-1に示すように、部門制を採用し、現在は役員6名がそれぞれ担当部門の責任者となっている。その際、総務担当には、定年前に一般企業の経理関係の仕事に従事していた役員を選任し、機械施設担当には、定年前に機械関係の仕事に従事し機械に詳しい役員を選任するなど、適材適所の役員選任を行っている。また、責任の所在を明確にするため、役員の業務執行序列を設けている。部門担当理事以外に、法人を構成する7集落から集落とのパイプ役を担う集落代表理事を各1名ずつ合計7名選任している。

また、(農) Xは、部門別経理を導入して、部門別に経営状況を把握して経営計画を立てている。

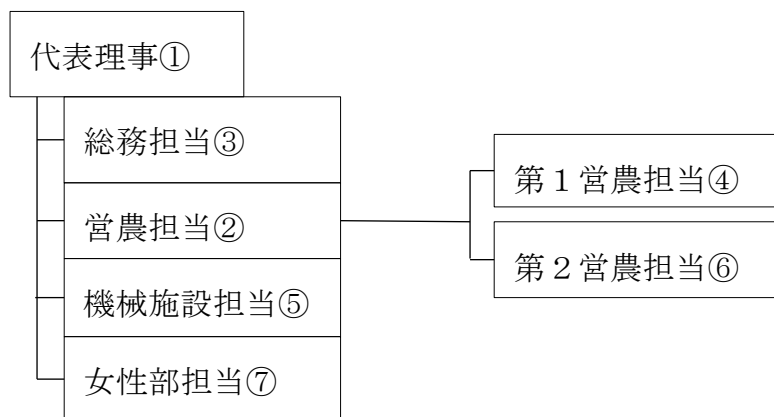


図 4-1 (農)X の組織図

出所：法人資料により作成

注：①～⑦は、理事（業務執行）序列

4-2-2 (農) Xの役員の推移

(農) Xの役員の変遷を図 4-2 に示している。設立当時 5 名で、総務担当以外は、いずれも一般企業の定年退職者である。圃場整備の完了に伴い、2010 年には新たに第 2 営農部担当として 60 歳の定年退職者を役員に選任している。また、野菜栽培には女性が多く従事するため、2011 年に新たに野菜栽培担当として組合員の女性を役員に選任している。高齢のため退任した元組合長や仕事の都合で退任した役員の後任にはいずれも定年退職者を選任することを予定している。

図 4-2 (農)X の役員の変遷

役員・年齢	年	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2015 年年齢
1	71	組合長				営農			76歳高齢化
2	64	営農				組合長			70
3	57	総務							62歳仕事の都合
4	63	第1営農部							69
5	59	施設・機械							65
6									第2営農部:60歳(退職者)
7									女性部:57歳(組合員家族)

出所：法人資料及び聞き取り調査(2015年)による。

4-2-3 (農) X の農作業従事者の推移

表 4-2 に、2009 年と 2015 年の農作業従事者の状況を示している。2009 年の経営開始時点では、オペレーター及び補助作業員 7 名は、全て組合員及びその家族が担っていた。その後、圃場整備の工事の進行に応じて経営面積が増加したことに伴い、組合員及びその家族のみでは農作業従事者を確保することが困難となってきた。そのため、2011 年から法人役員が、集落内外の知人等に声を掛けオペレーターや補助作業員を確保してきた。その結果、2015 年では、オペレーター及び補助作業員を 46 名確保している。

オペレーターは全て男性の定年退職者である。その約半数は非組合員である。非組合員のオペレーター（7 名）は、法人構成集落において圃場整備地区外に農地を持っている定年退職者で役員と同窓生が主である。非組合員の補助作業員（18 名）は、主に野菜の作業に従事する女性から成り、法人役員の知合いや JA 婦人部に声を掛け、約半数（10 人）は法人の属する大字単位から確保している。つまりオペレーターは法人構成集落の地縁から、補助作業員は、広く大字単位から確保している。法人は、非組合員のオペレーターを確保するため、田植時期を移動させるなど工夫している。

また、法人の作業労賃は、設立当初は 750 円/時間に設定していたが、経営の見通しがついたため 2 年目に 800 円/時間、2011 年からは、作業者を募集するのに伴って 1,000 円/時間としている。今後も、収益が増加すれば労賃を高くする予定である。地代は、法人設立時から 7000 円/10a で比較的安く設定している。労賃重視の組織運営を行っている。

表 4-2 (農)X の農作業従事者の推移

	組合員、家族		非組合員		新規就農者
	オペレーター	補助作業者	オペレーター	補助作業者	
2009年	5人(0) 60～64 4(0) 65～69 1(0)	2人(2) 60歳代 2(2)			
2015年	9人(0) 50歳代 1(0) 60～64 1(0) 65～69 5(0) 70歳代 2(0)	11人(9) 50歳代 1(1) 60歳代 6(6) 70歳代 4(2)	7人(0)(内7人集落内) 60～64 1(0) 65～69 1(0) 70歳代 5(0)	18人(16)(内10人集落外) 40歳代以下4(4) 50歳代 2(2) 60歳代 10(8) 70歳代 2(2)	1人(1) 20歳代 1(1) (2015年雇用)

出所：聞き取り調査(2015年)、法人資料により作成。

注：() 内は、女性人数

4-2-4 新規就農者雇用に関する合意形成

今後、農作業従事者が高齢化しオペレーター等のリタイアが予想され補充も困難なことが予想されたことから、法人では、2014年に研修にきた農業大学校生を1名2015年4月に卒業と同時に従業員として雇用することの合意が役員会でなされた。役員会では、高齢化に対応した労働力の確保が喫緊の課題となっていたこと、雇用前の構成員還元額は3,000万円程度確保しており、雇用による減少は7%程度と少なかったこと、収益性の向上に取り組んでいることなどから構成員還元額を減少させ雇用費確保を優先する合意がなされた。このような合意がなされたことについては、組合員の農地の受け皿として法人が設立されていること、圧倒的に労働力が不足した状況にあったこと、また、法人

は、企業的組織運営（部門制を採用し、一般企業在職中に身に着けた知識と技術を生かした適材適所の役員選任を行っていること、定例的な役員会を開催するとともに、部門別経理を導入して経営の状況把握と改善に取り組む等）を行っており、平等重視の経営から労働重視の法人運営を行っていたこと、が合意が得られた背景としてあげられる。

4-2-5 新規就農者の雇用と相前後した経営変化

表 4-3 に、(農) X の農業生産の推移を示している。法人は、水田以外に圃場整備された 3 ha の畑地の活用を土地改良区から求められたこと及び組合員の家族等女性の働く場を確保する目的で当初は露地野菜の栽培に取り組んでいる。その後法人は栽培技術を向上させ野菜を収益部門に位置づけるまでになった。2015 年に上述の新規就農者を雇用したのに伴い、法人は、収益性を向上させるため露地野菜の規模拡大及び新たな販路開拓に取り組んでいる。具体的には、キャベツ 0.5ha に取組むと共に、2015 年からカボチャ、ハナッコーリーを除いた野菜の一部を、JA 共販から量販店や専門店への直接販売に変更している。また 2016 年からは、タマネギの作付けを 1.8ha に拡大することを決定している。露地野菜は冬場の仕事を確保し周年就労を可能にしている。また、ジャガイモ

表 4-3 (農)X の農業生産の推移

	(ha)									
	水稲	麦	大豆	タマネギ	カボチャ	キャベツ	飼料米等	ハナッコーリー	ジャガイモ	農地集積面積
2009	30.0				1.0					31.0
2010	42.7	18.6			0.2		5.2			48.1
2011	57.7	38.2	7.8	0.6	0.6	0.4	10.1			77.1
2012	60.1	46.8	6.2	0.5	0.1	0.4	18.1			85.3
2013	70.4	48.9	13.3	0.8	1.0	1.0	20.2			106.2
2014	73.5	50.2	10.3	1.7	0.3	0.0	20.7	0.4	1.0	106.2
2015	66.3	51.6	10.8	1.1	0.3	0.5	27.0	0.4	1.0	106.2

出所：法人資料及び聞き取り調査(2015年)による。

やタマネギでは機械化を進め、コスト削減と軽労化を図っている。

(農) Xの作目別 10a 当たりの所得を表 4-4 に示している。主食用水稲に比べ酒米やWCS、飼料用米等の新規需要米の所得が高くなっている。主食用水稲は加工用米と同一で、最も低くなっている。また、野菜(タマネギ)の 10a 当たりの所得は、普通作物に比べ非常に高くなっている。このことから、(農) Xは、主食用水稲に比べ収益性の高い、麦、大豆、新規場用米、野菜の作付面積を伸ばしている。

表 4-4 (農)X の作物別 10a 当たり所得 (2016 年)

	10a 当たり所得 (千円)
水稲	13.8
酒米	46.9
麦	17.1
大豆	29.6
加工用米	13.2
WCS	35.7
飼料用米	56.9
野菜(タマネギ)	388.0

出所：法人資料(2016年)より作成。

注：2016年は麦不作(単収281kg/10a)のため、麦の値は2015年(単収320kg/10a)の10a当たり所得。

(農) Xの作目別の農業所得の内訳(2016年)を図 4-3 に示している。野菜の総所得に占める割合は、17%で、野菜が収益部門の一つとして位置づけられている。また、主食用水稲、酒米、新規需要米等の水稲にかかる所得は、総所得の54%を占めている。このうち主食用水稲の総所得に占める割合は、7%と少ない。経営所得安定対策により交付金の支援が多い麦、大豆、新規需要米が総所得の73%を占めている。

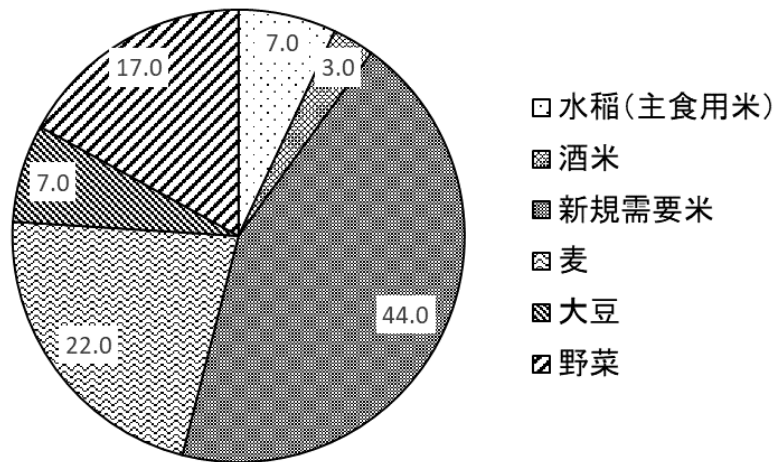


図 4-3 (農)X の農業所得の内訳 (作物別、2016 年)

出所：法人資料(2016 年)より作成。

注：2016 年は麦不作 (単収 281kg/10a) のため、麦の 10a 当たり所得は 2015 年の数値を使用した。

4-2-6 新規就農者の育成

法人は、2015 年に雇用した新規就農者を野菜部門の責任者として育てる意向を持っている。部門の責任者として経営状況の把握・改善等の出来る経営感覚に富んだ人材に育成すべく、販路開拓等も担当させることを考えている。また、視野を広め、仲間作りを行うために、農業青年クラブ (4H クラブ) に加入させると共に、関係機関が新規就農者向けに実施している各種研修会に積極的に参加させている。さらに、役員会に積極的に出席させて法人経営について理解を深めさせている。

雇用にあたっては「農の雇用事業」(2 年間)を活用している。事業活用中は法人全体の仕事や担当部門の研修を実施している。収益性向上の対応をとっているため事業終了後の雇用費確保の見通しを得ている。待遇については、初任給は、JA の給料を参考に月 15 万円程度として、昇給、賞与、時間外手当もある。また、労災保険、雇用保険への加入に加えて、厚生年金、健康保険に加入

している。このように法人は、新規就農者を単なる従業員としてではなく、法人の部門の責任者として、かつ、法人の将来の役員候補として育成している。

4-2-7 「X地区農用地利用改善団体」と法人との関係

表 4-5 に農用地利用改善団体と（農）Xとの関係を示している。特定農業法人である（農）Xの設立と同時期に、（農）Xの位置するX地域の圃場整備地区内に農地を所有している者を構成員として、農道、水路の維持管理とその周辺の草刈りを行う事を目的に「X地区農用地利用改善団体」が設立された。構成員は、圃場整備地区内に農地を所有する法人組合員及び非組合員で構成されている。当該改善団体の会長は、（農）Xの設立発起人が就任しており、当該改善団体の事務所は、（農）Xの事務所内に設置されており、（農）Xの職員が事務を担っている。

圃場整備が完了したのは 2014 年で、それまで農用地利用改善団体の活動は停滞していた。草刈りや水路の管理は集落により取り組みに差があった。このため、法人の位置する二つの大字（S地区、K地区）の役員と（農）Xの組合長が協議をして、2015 年から多面的機能支払交付金事業に取り組むこととした。農用地利用改善団体が、農道や水路の維持管理およびその周囲の草刈りの計画を集落単位に作成し集落ごとに貼り付けて作業を実施している。

このようにして、「X地区農用地利用改善団体」の活動を円滑に行うことが出来るようになった。経費は、多面的機能支払交付金事業から支払っている。法人と集落の役割分担も決定しており、法人は所有するトラクターモアを活用して草刈りの一部を担っている。「X地区農用地利用改善団体」の役員と法人の役員を兼務している人が多く、法人の取り組みを後押ししている。「X地区農用地利用改善団体」による多面的機能支払交付金事業を活用した取り組みは法人にとって水路、農道の維持管理、その周囲の草刈りのコスト低減に役立っている。

地域ぐるみ型集落営農法人である（農）Xは、1つの組織の中にある、①担い手を確保して効率的な農業生産を行う生産組織機能と、②土地・水利用調整を担う資源管理機能という2つの機能を有している。（農）Xは、構成員の高齢化や農業離れによる集落の資源管理機能の低下に対応して、法人と活動範囲とエリアが重なっている多面的機能支払い交付金事業に取り組んでいる「X地区農用地地用改善団体」と密接に連携（法人が農用地利用改善団体の事務を担う、法人役員が農用地利用改善団体の役員を担う、法人は所有する大型機械を活用して、農用地利用改善団体の作業の一翼を担っている）することにより法人は資源管理機能の維持向上を図っている。

表 4-5 農用地利用改善団体と法人との関係

協議会名称	X地区農用地利用改善団体
構成員	ほ場整備地区内に農地を所有している者
事務局	（農）X
会長	（農）Xの設立発起人
設立年	2008年
活動	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地利用改善団体（集落）の活動として、農道、水路の維持管理とその周囲の草刈り ・2015年から農地水保全管理支払交付金事業に取り組む（水路・農道の管理に集落により差があったため）
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・法人と集落は役割分担をしており、法人は、法人のトラクターモアを活用して草刈りの一部を分担している。 ・会長は、法人設立に尽力した人で、法人活動を応援してくれている。 ・農用地利用改善団体の総会と法人の総会は同日に同じ会場で時間をずらして開催している。

出所：聞き取り調査(2016年)による。

第3節（農）Yの事例分析

本節では、E型（地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜導入型）からF型（地域ぐるみ地域活性化多角化型）へ進化していることが注目される（農）Y（No. 13の法人）の事例分析を通じて、オペレーターや役員等の高齢化や労働力確保の実態や雇用と相前後した法人経営の変化がその後の法人経営展開にどのような影響作用をもたらしているのか、また、（農）Yが、E型からF型へ進化した背景を明らかにする。

4-3-1（農）Yの概要

（農）Yも、圃場整備後の農地の維持を目的に2002年に設立された法人である。圃場整備に参加した8集落ごとに法人を立ち上げる計画もあったが、1法人当たりの経営面積が小さくなるため法人の経営発展を考えて、8集落で法人を立ち上げた。圃場整備に参加した8集落の全160戸から将来法人に農地を預ける意向のある農家119戸が加入している。山口県東部の中山間地域に位置し、農地集積面積は、36.8haである。JAがライスセンターや育苗センターの経営から撤退したため、それらの事業をJAから受託している。水稻(16.0ha)、大豆(6.5ha)、小麦(4.5ha)、ソバ、キビ(1.3ha)、露地野菜(2.0ha)、施設野菜(8,040㎡)に農産加工（ジャム、ケーキ）を加えた多角経営を行っている。また、法人は、法人立ち上げを検討する中で、圃場整備後の営農を担う法人の姿について農業で地域の活性化を目指すことで役員は合意しており、そのようなことを背景に、平等重視ではなく労働重視の経営的特徴が強い経営を行っている。また、法人は、図4-4に示すように部門制をとっており役員が各部門の責任者となっている。各部門の責任者には担当理事が選任されている。役員は、法人設立を検討する中で、集落の代表を役員に選任するのではなく、組合長は、基盤整備

の推進に中心となった者を選任し、機械担当は、機械に精通した者を選任するなど、適材適所の選任を行っている。各役員は、それぞれ担当集落を決めており担当する集落とのパイプ役も務めている。

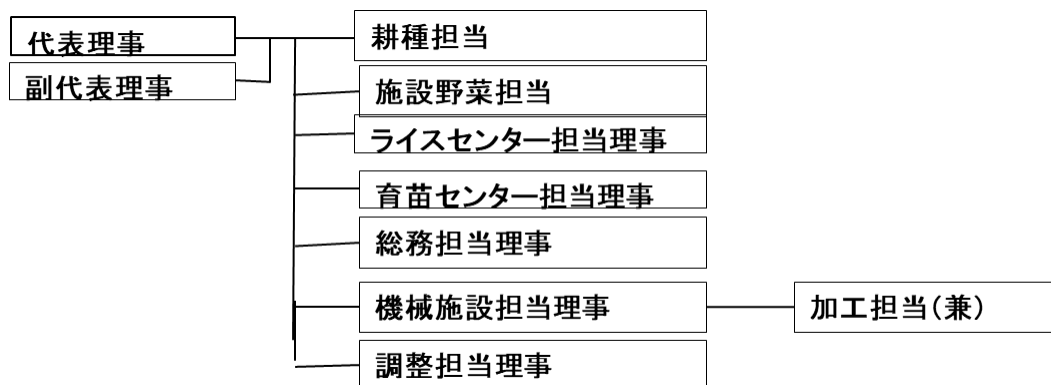


図 4-4 (農) Yの組織図

出所：法人資料より作成。

4-3-2 (農) Yの役員状況

表 4-6 に、役員状況を示している。役員数は設立当時から 7 名で 1 名を

表 4-6 (農)Yの役員状況

役員:年齢	年															2015年 年齢
	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015		
1 74	← 組合長									← 理事						87
2 75	← 副組合長									← 副組合長・耕種			← 組合長・耕種			88
3 75	← 機械									← 理事						88
4 62	← 耕種・RC長									← 68歳体調不良						
5 64	← 総務															77
6 64	← 育苗長												← 副組合長・育苗長			77
7 54	← 調整									← 59歳仕事の都合						
8										← RC長:76歳退職者(2006 年からRC業務に従事)						82
9										← 機械:62歳(退職者)			← 機械・加工			68

出所：聞き取り調査（2015年）により作成。

問題となった。これを受け、同時期研修に来た農業大学校学生2名（①、②）を卒業と同時に雇用した。その後、1名（②）が主に法人の施設野菜部門に従事するようになったことから、2014年4月農業大学校卒業生を1名（③）をオペレーターとして雇用している。こうして、高齢者と入れ替わって2名の新規就農者が中心になってオペレーターを担う体制を作ったのである。

4-3-4（農）Yの農業生産、加工の展開

表4-8に、農業生産、加工事業の展開と新規就農者の雇用との関係を示している。2002年の経営開始当初は、水稻、大豆を中心とした経営であったが、法人設立3年目に、1組合員から高齢化のため、自らが経営する施設イチゴの管理が出来なくなったことから、法人に施設イチゴ（1,300 m²）の賃貸要望が出されたのを機に法人として施設イチゴ栽培を開始した。上述3名に加えてもう1名の様々な作業に従事する新規就農者（④）も雇用したことから4名の新規就農者の将来の労賃増大に備え収益性を向上させる必要が生じた。このため、露地野菜及び施設各種野菜の規模拡大（650 m²→1,300 m²、1,300 m²→1,950 m²）を行うとともに、事業収益性の向上を図るため、専門店等新たな販路を目指した大玉高糖度のイチゴ生産のために大型ハウスを新たに設置するとともに、イチゴを原料とした加工販売事業（イチゴジャムやケーキ等）に2015年に着手した。こうしたイチゴ生産へ取組むために農業大学校卒業生を1名（25歳女性⑤）、加工販売事業に取り組むために市内から1名（21歳女性⑥）を雇用した。

また、法人の地代については、設立当時は、10,000円/10aであったが、米価の低下や機械の更新等から、2014年からは、7,500円としている。役員会や総会では、法人に農地を預けている組合員は、農作業を行う労働力を持たない者であることから地代削減の合意がなされている。

表 4-8 (農)Y の農業生産、加工の展開 (単位 : ha, m²)

	水稲	大豆	小麦	露地野菜	アワ・ソバ	施設イチゴ	施設各種野菜	加工	備考
2002		8.6							
2003	4.5	11.4							
2004	7.2	12.5				1,300			
2005	10.5	9.9				1,300			
2006	12.2	12.0				1,300			
2007	14.4	9.3				3,250			
2008	15.4	8.9				3,250			
2009	10.6	11.1				3,250			
2010	16.0	8.3				4,550	650		
2011	16.0	6.2		0.9		3,250	1,300		2名雇用(①、②)
2012	16.0	6.5	3.4	1.3	2.0	3,250	1,300		
2013	16.0	6.5	3.5	2.6	2.0	3,250	1,300		
2014	16.0	6.5	4.5	2.0	1.3	6,090	1,950		2名雇用(4月) (③、④) 1名雇用(9月) (⑤)
2015	15.0	10.0	10.0	2.0	1.3	6,090	1,950	イチゴパンケーキ、イチゴジャム他	1名雇用 (⑥)

出所：法人資料、聞き取り調査（2015年）より作成。

注：1）2015年雇用者⑥は、加工販売事業に従事。

2）当地区はイチゴの産地であったが、1組員から2004年にイチゴ施設(1,300 m²)の貸し付け希望が出されたのを機に法人としてイチゴ栽培を開始した。

また、法人の収入の推移を見ると（図 4-5）、設立当初はライスセンターや育苗センター事業の収入が多くを占めていた。その後 2010 年に直売所を併設した農業振興施設が法人地区内に設置されたのを機に、直売所出荷による収入額が大きく増加している。また、2015 年の計画では、新たな販路のイチゴ生産と加工販売事業からの収入が、法人収入総額のうち大きな割合を占めている。

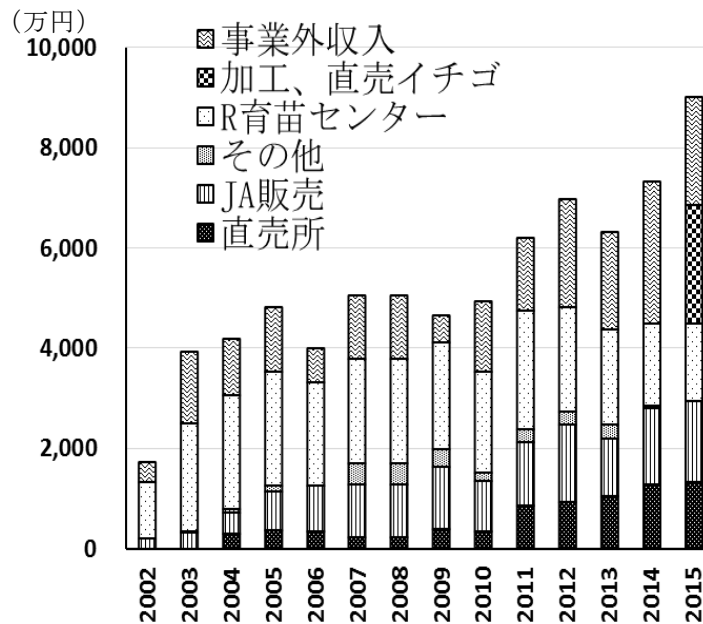


図 4-5 (農)Y の粗収入の推移

出所：法人資料より作成

4-3-5 (農) Y の 6 次産業化への取り組み

法人が、イチゴの加工販売事業という 6 次産業化への取り組みを円滑に進めることが出来た背景には、4 つの要因が挙げられる。① 6 次産業化総合事業計画作成に当たり、県や市の担当者の支援が得られたこと、② 農産加工に関する情報収集に、県内加工業者の協力が得られたこと、③ 法人が位置する地域には、直売所、レストラン等からなる農業振興拠点施設が設置されており、年間 10 万人に及ぶその訪問者をターゲットに農業振興施設内の直売所へ野菜や米を出荷すると共に、この農業振興拠点施設の隣に設置した法人の加工販売施設を利用して加工品の販売を行ない新しい販路を確保出来たこと、④ 補助事業を活用して施設整備を行ったこと、である。

このような 6 次産業化への取組みが積極的な事業拡大に寄与している。また、大型イチゴハウスの設置や加工販売事業への取組みは、集落内外から 2 名

の専従者と5名の若い女性のパート雇用創出に繋がっている。

4-3-6 (農) Yの補助作業者の確保状況

表4-9に(農)Yの補助作業者の確保状況を示している。2015年4月現在

表 4-9 (農)Yの補助作業者確保状況

	補助作業者	
	組合員、家族	非組合員
大型施設イチゴ		3名 30歳代1名 40歳代2名
ライスセンター	3名 60歳代2名 80歳代1名	2名 30歳代1名 60歳代1名
草刈り	3名 70歳代3名	1名 70歳代1名
加工	1名 30歳代1名	1名 40歳代1名
その他	17名 60～70歳代	

出所：法人資料より作成

補助作業者は組合員及び組合員の家族及び非組合員から31名をパートタイム労働者として確保している。特に、大型施設イチゴや加工事業に取り組んだことにより、新たにPTA行事の縁で組合員の若い家族を雇用すると共に地区外の若い非組合員を雇用している。また、農作業に精通した高齢な組合員の家族を水稲、麦、大豆及び野菜全般に亘る繁忙期対策のために確保している。

大型施設イチゴや加工事業への取り組みは、集落内外からの若い女性の雇用創出につながっている。

4-3-7 新規就農者雇用に関する合意形成

新規就農者の雇用を決定した役員会では、①労働力の確保が喫緊の課題となっていたこと、②新たな販路を目指した大型イチゴハウスの設置や6次産業化

に取り組み収益性の向上を図っていること、また、③高齢者の労働時間数が減少しつつあったこと、から雇用導入の合意がなされている。このような合意がなされたことについては、法人に農地を預けている組合員は、農業経営を行うことが困難となった組合員であったこと、圧倒的に労働力が不足した状況にあったこと、また、法人は、役員間に法人の目指す姿として企業的な組織運営（適材適所の役員選任、給与性の採用、定例的な役員会の開催、農業で収益を得る経営）の認識が共有されており平等重視の経営から労働重視の経営を行っていたこと、が合意が得られた背景としてあげられる。

4-3-8 新規就農者の育成

法人では、新規就農者を普通作物、露地野菜、施設野菜、加工部門の責任者として育成する方針である。特に就農から5年経過した新規就農者（①、②）は、法人役員が補佐し朝礼等を担当させている。また、法人経営について理解を深めさせるため、役員会にも出席させている。法人は「農の雇用事業」を活用しているが、その雇用にあたり収益性を向上させる取り組みを行っているため、事業終了後の雇用費確保の見通しが立っている。待遇は、初任給月15万円程度で、昇給、賞与、退職金、時間外手当もある。雇用保険、労災保険の加入に加えて健康保険、厚生年金に加入している。新規就農者を単なる従業員ではなく、部門の責任者として、また、法人の将来の役員として育成している。

4-3-9 「Y地域水と緑運用協議会」と法人との関係

表4-10に「Y地域水と緑運用協議会」と法人との関係を示している。水路、農道の管理について集落により取り組みに差があったため、法人設立と同時期にY地域に農地を所有している者（未整備田所有者を含む）を構成員として協議会が設立された。事務局は、地域農業振興施設（道の駅）内に設置している。

協議会は集落を構成の基本的単位とする組織で 8 集落から構成されており、(農) Y の組合長が会長に就任している。集落から推薦された役員が年間 15 回の役員会を開催して農道の整備や水路の維持管理、周辺の草刈りについて検討している。法人から法人が管理する場所と集落が管理する場所について提案や依頼をすることもあるという。順調に取り組みが行われている。

このように、(農) Y においても、資源管理組織との連携が見られた。このように、(農) Y は、構成員の高齢化や農業離れによる集落の資源管理機能の低

表 4-10 Y 地域水と緑運用協議会と法人との関係

協議会名称	Y 地域水と緑運用協議会
構成員	Y 地域に農地を所有している者
事務局	地域農業振興施設(事務局長：法人役員)
会長	(農) Y 組合長
設立年	2002年
活動	・協議会(集落)の活動として、農道、水路の維持管理とその周囲の草刈り、水系の保全が主目的
備考	・集落を単位とした組織 ・役員は集落から推薦 ・法人から法人が管理する場所と集落が管理する場所等について提案や依頼をする事がある。

出所：聞き取り調査(2016年)による。

下に対応して、法人の非組合員も含めた地域全員が構成員となっている多面的機能支払交付金事業に取り組んでいる農用地利用改善団体と密接に連携することにより、水路、農道の維持管理等の資源管理機能の維持向上を図っている。

第4節 まとめ

2つの事例分析から明らかになったことを、本章第1節で掲げた課題ごとに整理すると、以下のようになる。

第1に、集落営農法人のオペレーターや役員等の人材の高齢化や人材確保の実態については、①法人の主な担い手である役員やオペレーターは、定年退職者が中心であり、主に団塊の世代やそれより上の世代が中心となっていること、②オペレーターや役員は、法人を構成する集落の中から主に役員の知人等に声掛けし地縁により確保されてきたが、高齢化に対応して確保が困難となってきたため、集落外から新規就農者を雇用していること、また、③（農）Xでは、野菜の収穫作業に従事する補助作業者の確保についても、組合員やその家族による従事者が不足してきたため、地域のJA婦人部等に声を掛け広く大字単位から確保していることが明らかとなった。

第2に、高齢化に対応し、新規就農者を雇用することにより法人内の役割分担がどの様に変化しているのか、また、新規就農者をどの様に位置づけ育成しようとしているのか、ということについては、①高齢のオペレーターと入れ替わって新規就農者がオペレーターを担っていること、②法人は、新規就農者を野菜等の部門の責任者として、かつ将来の法人の役員候補として育成していることが明らかになった。

第3に、雇用と相前後した法人経営の変化がその後の法人経営発展にどのような影響作用をもたらしているのかについては、①雇用者数の増加や昇給に対応した労賃増大に備え、より一層の収益性を向上させるため、事業を積極的に拡大し地域活性化を図っており、農業・農地維持型の経営から事業積極拡大型の経営に変化していること、また、高齢者のリタイアに対応して新規就農者を雇用することにより年金を生活資金とし「+α」の収入を期待する多数の高齢者

を中心とした組織から、専従者として雇用された若い新規就農者を加えた組織に変化していること、が明らかとなった。

第4に、新規就農者を雇用するためには、どのようなハードル（経営的特徴を有する必要）があるのか、また、それをどのようにして乗り越えたのか、その中で、地代と労働費との相克どのようにクリアしたのかについては、地域ぐるみ型集落営農法人が、新規就農者を雇用するためには乗り越えなければならない4つのハードルがあることが明らかになった。1つは、賃金の支払える収益性の向上、2つは、周年就労の確保、3つは、雇用に対する法人内の合意形成（構成員還元額の配分に関する法人内の合意形成）である。また、雇用者数の増加や昇給による労賃増大に備え、更なる収益性を向上させる必要が生じるという4つ目のハードルが生じている。

1つ目のハードルと2つ目のハードルは、露地野菜や施設野菜の導入・規模拡大により乗り越えている。3つ目のハードルについては、①雇用を契機として収益性の向上を図っていること、②雇用に伴う構成員還元額の減少が少なかったこと、③高齢者の作業従事時間が減少しつつあったこと、④担い手不足が深刻な問題になっていたこと、等から合意が得られている。

4つ目のハードルは、施設野菜の規模拡大や販路の多様化、6次産業化への取り組み等積極的な事業拡大によって乗り越えていること、が明らかとなった。

（農）YがD型（地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜等導入型）の法人からF型（地域ぐるみ地域活性化多角化型）の法人に移行した背景については、①オペレーター不足が深刻な課題となり、農業・農地を維持するため新規就農者を4名雇用したこと、②4名の雇用に対応し経営基盤を拡充し事業収益性を向上させるために、新たな2名の新規就農者を雇用し、大型イチゴハウスの設置やイチゴを原料とした加工販売事業を行う6次産業化に取り組んでいることが明らかとなった。以上のことから、E型（地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜等

導入型) から F 型 (地域ぐるみ地域活性化多角化型) への移行に際して積極事業積極拡大のために雇用を導入し、拡大再生産型の経営に変化していることが明らかとなった。

また、6次産業化を円滑に進めることが出来た背景としては、補助事業の活用や関係機関や企業の連携した支援が得られたこと、農業振興施設が地域内にあり販路が確保されたこと、などがある。

また、両法人は、第3章で明らかとなったように、地域ぐるみ型法人の中では、構成員還元額に占める地代の割合や地代水準が低い状況となっている。地代重視から労働重視型の経営に両法人が移行した要因として、両法人とも構成員は農業収入を多く期待する者は少なく、さらに、法人作業に参加する組合員が少なく、さらに、法人に農地を預けている組合員は、農業経営を行うことが困難となった者であったことから構造的に地代を低く設定できる背景があったこと、また、併せて、(農) Xは、一般企業在職中に身に着けた知識と技術を生かした適材適所の役員選任を行っていること、定例的な役員会を開催するとともに、部門別経理を導入にして経営の状況把握と改善に取り組む法人運営を実施するなど、地代重視より労働重視の企業的経営を当初から展開しており、地代水準を低くする背景があったことがあげられる。また、(農) Yも、法人が農業経営が継続出来ない組合員の農地の受け皿として設立されていること、労働力が不足していること、に加え、適材適所の役員選任を行うと共に、従事分量配当性を採用せず給与性を採用していること、部門制を採用し役割分担を明確にしており定例的に役員会を開催している等の企業的な組織運営を行っていること、が背景としてあげられる。

第5章 少数担い手型集落営農法人における新規就農者の 雇用と経営展開の方向性

—A、B、C型の事例から—

第1節 本章の課題

本章では、少数担い手型である、少数担い手規模拡大型（A型）、少数担い手規模拡大野菜導入型（B型）、少数担い手規模拡大多角化型（C型）に注目し事例分析を通じて、少数担い手型集落営農法人における新規就農者雇用の背景と雇用を契機とした新たな経営展開の方向性を明らかにすることを目的とする。具体的には、第1に、普通作物の規模拡大の背景と雇用との関係を明らかにする。第2に、野菜導入や経営多角化の背景と雇用との関係を明らかにする。第3に、新規就農者を雇用するためには、どのようなハードル（経営的特徴を有する必要）があるのか、また、それをどのようにして乗り越えたのか明らかにする。第4に、雇用と相前後した法人経営の変化がその後の法人経営発展にどのような影響をもたらしているのか明らかにする。第5に、第1から第4について、地域ぐるみ型法人との違いを明らかにすることである。

事例分析対象としては、少数担い手規模拡大型（A型）の典型的な法人として(株)U（表5-1のNo.2の法人）、少数担い手規模拡大野菜導入型（B型）の典型的な法人として(有)V（表5-1のNo.3の法人）、少数担い手規模拡大多角化型（C型）の法人として(有)W（表5-1のNo.5の法人）を選定した。

表 5-1 新規就農者を雇用した法人の 6 類型と事例調査法人の位置づけ（少数担い手型）

		少数担い手型	地域ぐるみ型	
		雇用した理由	雇用した理由	
		事業積極拡大	地域活性化 (事業積極拡大)	農業・農地維持 (高齢化対応)
合作 化目 多・ 角事 業 の部 程門 度の 複	普通作物拡大	A (No.1,②)		
	露地野菜導入	B (No.③,4)		D (No.6,7,8)
	施設野菜、畜産等導入			E (No.9,10,11,12)
	加工取組、直売所運営	C (No.⑤)	F (No.13,14)	

出所：聞き取り調査（2014年）により作成。

- 注：1） A：少数担い手規模拡大型、B：少数担い手規模拡大野菜導入型、C：少数担い手規模拡大多角化型、D：地域ぐるみ農業・農地維持野菜導入型、E：地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜等導入型、F：地域ぐるみ地域活性化多角化型
- 2） 表中のNo.1～No.14は、新規就農者を従業員として雇用した集落営農法人に付けた番号。
- 3） ○を付した番号は、本章で事例調査を行った法人番号。
- 4） 「地域ぐるみ型」の雇用の理由は、主に中山間地域で農業・農地維持と併せ、生活面も含め地域経済活性化を目指す「地域活性化（事業積極拡大）」と農業・農地維持（高齢化対応）に分類した。
- 5） 「農業・農地維持」は、構成員の高齢化に対応して、新規就農者を雇用している法人である。

第2節 (株)Uの事例分析

本節では、少数担い手規模拡大型（A型）の典型的な法人として（株）U（No.2の法人）の事例分析を通じて普通作物の規模拡大の背景と雇用との関係、雇用と相前後した法人経営の変化がその後の法人経営展開にどのような影響をもたらしているのか、新規就農者を雇用するためには、どのようなハードルがあるのか、また、それをどの様にして乗り越えているのか、明らかにする。

5-2-1 (株)Uの概要

少数担い手規模拡大型（A型）の（株）Uは、山口県中心部の標高約300mの中間地域に位置している。地域の主な作物は水稲で、良質米地域である。ほ場整備は、1974年～2001年にかけて実施され、県営ほ場整備2地区（718.6ha）、団体営等2地区（50.2ha）の合計768.8haの整備が完了している。法人が位置する地域（大字）の基幹的農業従事者の年齢別構成割合は、59歳以下13%、60～69歳28%、70～79歳37%、80歳以上が22%を占めるなど高齢化が進んでいる（2015年農林業センサス）。

（株）Uは、地域の高齢農家の農地委託希望が増加する中、個人経営での農地受託が限界に達した大規模農家が規模拡大し経営発展を進めるために2008年に設立した特定農業法人（構成員4戸、オペ2名）である。協定締結集落の近隣集落からも農地を集積しており、2016年の総経営面積は53.0haである。その内訳は、水稲（46.0ha）、裸麦（7.8ha）、大豆（4.5ha）、そば（1.0ha）で、水稲を基幹作物とした普通作物中心の経営を行っている。

5-2-2 (株)Uの経営展開の推移と雇用

（株）Uの規模拡大の推移を図5-1に示している。設立当初の経営面積は20.5ha

であったが、高齢農家のリタイアに伴い協定締結集落以外からも集積を進めてきた。2016年、設立当初の2009年と比べ経営面積が2.6倍になるなど急速に規模拡大を進めている。

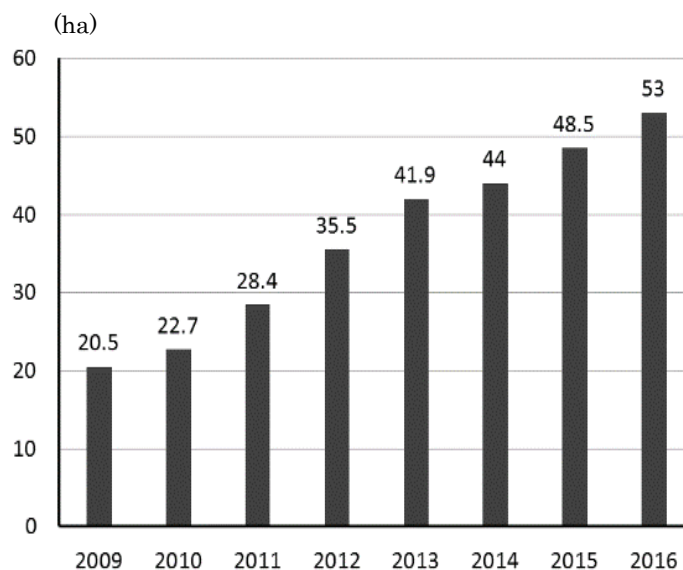


図 5-1 (株)U の規模拡大の推移

出所：法人資料及び聞き取り調査(2016年)による。

経営展開の推移と雇用との関係は、表 5-2 に示している。設立から3年目に経営面積が28.4haになり、その後も規模拡大が予想されたことから、同年地元の若者1名(37歳(①))を雇用した。同時期、当初から収益性を向上させるため計画していた食堂や卸売業者を販売先とする米の直販事業を開始している。

また、2013年に経営面積が41.9haに増加したことから、社長の知人の転職者1名(56歳(②))を雇用している。同法人は、2名の雇用及び米価の低迷に対応し、収益性を向上させるため酒米、麦、大豆の面積を増加させるとともに、平成30年度から米の直接支払交付金(7,500円/10a)がなくなることに備えて

地代を50%程度減額し約5,000円としている。また、作業分散を図るため、植付時期等を工夫し田植え時期を4月下旬から6月上旬まで拡大している。さらに、規模拡大により水稻育苗施設の苗生産能力が限界となったため、2013年から省力化と作業分散を目的に水稻直播栽培を導入している。

2016年には経営面積が、53.0haとなり多忙となったこと、今後60~70ha程度まで規模拡大が見込まれることから、2016年に研修に来た農業大学校生（野菜専攻③）を2017年に雇用した。現在、作業従事者1名当たり年間平均360万円程度の労務費が確保されているが従業員数の増加に対応した周年就労による収益性向上を目的として、冬期の野菜導入を検討している。

表 5-2 (株)Uの経営展開の推移と雇用

年	農地集積面積	コヒカ(移植)	コヒカ(直播)	もち	酒米	裸麦	大豆	そば	飼料作物	トラクター(ps)	コンバイン	田植機	その他	雇用
2009	20.5	15.7		0.2	2.5	2.1				22,333	5条、6条	8条×2		
2010	22.7	15.7		0.2	4.7	3.1								
2011	28.4	20.0		0.2	6.0	4.1			1.7				米直売開始	1名雇用①
2012	35.5	25.2		0.2	3.3	3.2	2.0		4.3	58				
2013	41.9	25.0	6.0	0.2	3.8	4.8	2.1	0.7	1.9					1名雇用②
2014	44.5	28.0	6.0	0.2	4.6	5.3	3.7	0.7			大豆コンバイン	直播機6条		
2015	48.5	27.2	6.0	1.0	6.7	7.7	3.3	0.7				10条		
2016	53.0	33.0	6.0	1.0	6.0	7.8	4.5	1.0		60			地代減額	2017年1名雇用予定③

出所：法人資料及び聞き取り調査(2016年)による。

第3節 (有)Vの事例分析

本節では、少数担い手規模拡大野菜導入型(B型)の典型的な法人として(有) V (No. 3の法人)の事例分析を通じて普通作物の規模拡大、野菜導入の背景と雇用との関係及び雇用と相前後した法人経営の変化がその後の法人経営展開にどのような影響をもたらしているのか、新規就農者を雇用するためにどのようなハードルがあるのか、また、それをどのようにして乗り越えたのか、明らかにする。

5-3-1 (有) Vの概要

少数担い手規模拡大野菜導入型の(有) Vは、山口県東北部の標高350~400mの谷状の地形に水田が広がっている山間地域に位置している。当地域は良質米地域で基幹作物は水稻である。水稻の他施設でホウレンソウやわさびが栽培されている。圃場整備は、1974年~2009年にかけて実施され、県営1地区45ha、団体営等13地区224haの合計269haが整備済みで現在水田面積の64%が圃場整備田である。地域(旧町)の基幹的農業従事者の年齢別構成割合は、59歳以下4%、60歳~69歳23%、70歳~79歳49%、80歳以上が24%を占めるなど高齢化が顕著に進んでいる(2015年農林業センサス)。

1995年から農地の荒廃を食い止めるため、有志、JA、町及び普及センターが検討を重ねた結果、1997年に広域的に農地を預かる組織として法人を設立することが合意された。担い手農家に法人設立の呼びかけが行われ、それに応じた3戸で1999年に(有) Vを設立した。2010年に農地を預かっている地元集落と話し合いをした結果、特定農業法人となった。2016年の経営面積は57haで、水稻(45ha)、大豆(10ha)に露地野菜(2ha)を加えた複合経営を行っている。

5-3-2 (有) Vの経営展開の推移と雇用

(有) Vの経営展開の推移と雇用について、表 5-3 に示している。設立時の経営面積は 14ha であったが、高齢農家から農地を集積し 2002 年に経営面積が 25ha になり、将来の集積面積も 30～40ha 程度に見込まれたことから、1 名（Uターン 24 歳男性、大豆担当）雇用した。雇用に伴い転作対応のため大豆面積を拡大している。

表 5-3 (有)Vの経営展開の推移と雇用

(ha,人)

年度	経営面積	水稻	大豆	ジャガイモ	サツマイモ	小豆	役員(人)	従業員(人)	雇用等主な取り組み
1999	14.0	12.0	2.0				3		・有志3名で(有)V設立
2002	25.0	20.0	5.0				3	1	・規模拡大に対応して1名(Uターン24歳男性①)を雇用、大豆担当
2003	25.0	20.0	5.0				2	1	・役員1名退職
2005	35.0	29.7	5.0		0.3		2	2	・規模拡大に対応して農業大学校卒業生を1名(20歳男性②)雇用、野菜担当
2007	40.0	34.6	5.0	0.1	0.3		2	3	・従業員1名雇用(総務担当40歳代女性③)
2012	49.6	39.5	8.6	0.8	0.4	0.2	2	3	・中期経営計画検討(6次化等) ・ジャガイモ機械導入
2014	53.0	42.7	8.9	1.0	0.4	0.2	3	3	・従業員1名雇用(総務担当④)、従業員1名③役員就任 ・米の直販開始(道の駅) ・34→41pstトラクター、ブームスプレー、モ7
2016	57.0	44.5	10.0	2.0	0.5	0.2	3	3	・規模拡大に対応して、農業大学校社会人研修生1名(29歳女性⑤)雇用、役員1名退職、従業員1名(①)役員就任 ・地代半減 ・水稻直播(0.3ha)導入、30→48pstトラクター

出所：法人資料及び聞き取り調査(2016年)による。

2004 年に役員が自己経営の施設野菜栽培に専念するため 1 名退職したこと及び経営面積が 35ha となりその後も 40～50ha 程度までの集積が見込まれたことから 1 名（農業大学校卒業生 20 歳男性、野菜担当）を雇用した。同時期、地元酒造会社から焼酎の原料としてサツマイモの生産依頼があったのを機にサツ

マイモの生産を開始している。また、2007年から地元の学校給食用のジャガイモ生産の要請に応えるべく高冷地の立地を生かした秋ジャガイモの生産を開始した。野菜栽培は周年就労と収益性向上のためであり、また経営安定のためいずれも契約栽培である。2名の雇用に対応して収益性を向上させるため、野菜、大豆の規模拡大や米の直販事業に着手している。

2016年経営面積が57haとなり、今後も増加が見込まれたこと、ならびに役員1名が退職したことに伴い、1名（農業大学校社会人研修生29歳女性）雇入れた。従業員の増加や米価の低下に対応すべく収益性を向上させるため大豆と野菜の規模拡大を進めるとともに、平成30年度から米の直接支払交付金（7,500円/10a）がなくなることに備えて地代を50%減額し10a当たり約6,000円としている。また、作業分散のため、品種構成等を工夫するなどして田植え期間を5月1日から6月10日までとするとともに省力化と作業分散を目的に水稻直播栽培を導入している。現在、労務費は1人当たり平均350万円程度確保している。しかし、目標とする売上が確保出来なくなってきたため、収益性を向上させるため野菜の規模拡大や、加工販売事業への取り組み及び直売事業の拡大等を検討している。

第4節 (有)Wの事例分析

本節では、少数担い手規模拡大多角化型（C型）の法人として（有）W（No.5の法人）の事例分析を通じて普通作物規模拡大や経営の多角化の背景と雇用との関係及び雇用と相前後した法人経営の変化がその後の法人経営展開にどのような影響をもたらしているのか、新規就農者を雇用するためには、どのようなハードルがあるのか、また、それをどのようにして乗り越えたのか、明らかにする。

5-4-1 (有) Wの概要

少数担い手規模拡大多角化型（C型）の（有）Wは、山口県の中央部の瀬戸内海沿岸の干拓地に面した都市的地域に位置している。法人の位置する地域は、JRの駅までは15分程度で水稲、麦、大豆を中心とした土地利用型農業が営まれている。ほ場整備は、1979年～1996年にかけて実施された。2016年現在、地域内のほとんどの農地は整備済みで面積は463haである。その内訳は、県営2地区392ha、団体営1地区71haである。地域は13集落からなり、7集落において2004年から2012年にかけて地域ぐるみ型の集落営農法人が設立されている。13集落における基幹的農業従事者の年齢別構成割合は、59歳以下11%、60歳～69歳39%、70歳～79歳が40%、80歳以上が16%を占めるなど高齢化が進んでいる（2015年農林業センサス）。

（有）Wの前身組織は、1972年に、地域の兼業化・高齢化による労力不足への対応及び地域の農業生産の維持を目的に、地元有志5名で立ち上げた農作業受託組織である。1974年に経営委託希望が増加したのに伴い、農事組合法人に改組している。1998年に雇用者を確保して経営発展を進めるため有限会社に改組し（有）Wが設立された。また、有限会社化と同時期に法人の位置する集落と

協定を締結し、特定農業法人化した。協定締結集落以外からも農地を集積しており、2016年の農地集積面積は、77.5haで水稻(59.2ha)、麦(54.5ha)、大豆(7.0ha)に、モチ加工販売、米粉製造販売を加えた多角経営を行っている。

5-4-2 (有) Wの経営展開の推移と雇用

(有) Wにおける規模拡大の推移を図5-2に示している。法人設立当時集積農地は、41.6haであったが協定締結集落から農地委託希望が多く出されたため集積面積が急増している。その後、毎年1ha程度集積しているが、2013年以降は、毎年2ha程度集積している。協定締結集落以外からも集積を進め、18年間で集積面積は、約2倍になっている。

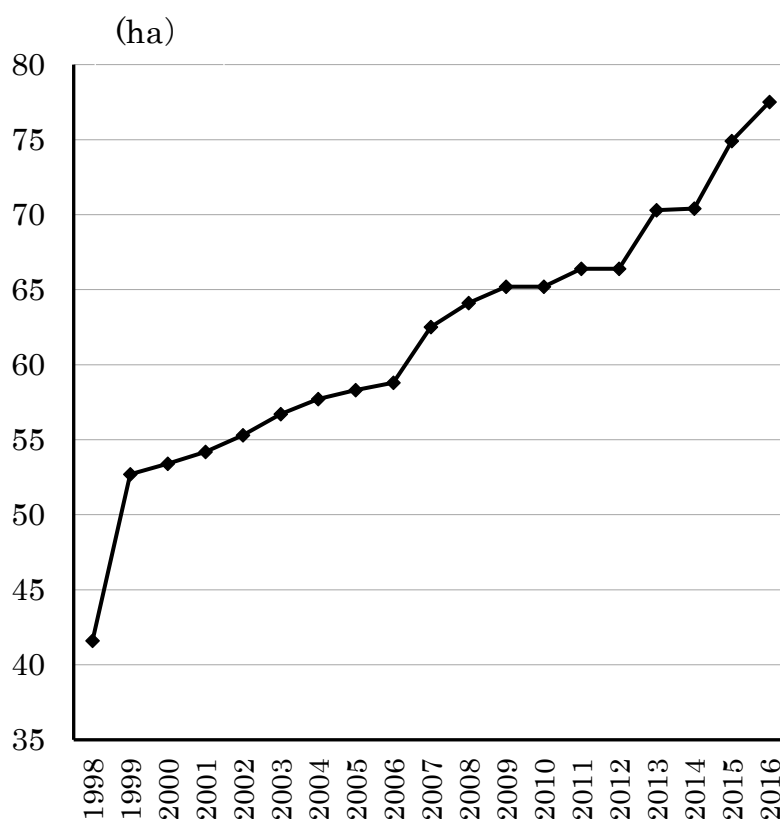


図 5-2 (有)W の規模拡大の推移

出所：法人資料及び聞き取り調査(2016年)による。

(有) Wにおける経営展開の推移と雇用との関係を表 5-4 に示している。1998年の経営面積は、41.6ha であったが、2001年には、54.2ha へと規模拡大した

表 5-4 (有)Wの経営展開の推移と雇用

単位：ha

年	農地集積面積	水稻(移植)	水稻(直播)	麦	大豆	役員	従業員	雇用	経営の多角化等
1998	41.6	31.7		19.7		3			
1999	52.7	33.7		26.1		3			
2000	53.4	35.2		34.9		3			
2001	54.2	34.2		34.3		3	1	規模拡大のため1名雇用(農業大学校卒業生①)	
2002	55.3	36.3		33.5		3	1		
2003	56.7	37.5		37.5		3	1		
2004	57.6	43.1		37.8		3	1		
2005	58.3	41.4		35.1	5.1	3	2	規模拡大、モチ加工のため1名雇用(Uターン②)	モチ加工開始 モチ加工プラント、 精米プラント整備
2006	58.8	41.8		38.8	7.3	3	2		PB米販売開始
2007	62.5	41.7	3.0	34.3	8.8	3	2		
2008	64.1	42.1	4.0	36.0	8.5	3	2		
2009	65.2	42.3	4.0	36.6	9.5	3	2		
2010	65.2	42.9	5.0	36.6	14.0	3	2		
2011	66.4	42.5	5.0	36.6	8.8	3	4	規模拡大及び6次化のため2名雇用(元団体職員③、農業大学校卒業生④)	製粉プラント整備 A協同組合設立 米粉販売開始
2012	66.4	42.0	5.0	46.0	9.3	3	4		
2013	70.3	47.8	7.0	48.6	5.0	3	4		
2014	70.4	45.6	10.0	52.5	5.4	3	5	規模拡大、モチ加工拡大のため1名雇用(農業大学校卒業生⑤)	モチ加工規模拡大
2015	74.9	47.4	10.0	51.6	6.8	3	5	役員1名退職、1名雇用(Uターン⑥)	
2016	77.5	49.2	10.0	54.5	7.0	3	5		米粉パン製造販売 検討

出所：法人資料及び聞き取り調査(2016年)による。

ため1名（農業大学校卒業生①）雇用した。2005年に、雇用者の周年就労と収益性向上のために、モチ加工や大豆生産を開始するため1名（Uターン者②）の雇用を必要とした。法人は当初、露地野菜導入を計画したが、機械化が出来ず断念している。また、2006年に商標登録を行いPB米販売を開始した。

2011年当時山口県は、学校給食用に米粉を提供することを計画した。これを受けて自からが生産する米を原料にした米粉を学校給食に提供するとともに米粉を原料としたケーキ作りを行う6次産業化事業への着手を決定し、6次化担当として1名（元農業団体職員③）雇用した。また、同年、規模拡大（66.4ha）に伴い1名（農業大学校卒業生④）雇用した。2014年には、モチ加工事業拡大のために1名（農業大学校卒業生⑤）雇用した。

このように、規模拡大に対応して、従業員を雇用するとともに、従業員の雇用に対応して収益性を向上させるため、新たに従業員を雇用して事業を積極的に拡大（モチ加工、米粉生産販売）している。現在、労務費は、1人当たり380万円程度確保している。

また、（有）Wは、大麦や小麦に水稻直播栽培を組み合わせた栽培体系を確立して作業分散や低コスト化を図るとともに、水利の事情から田植期間が1週間程度に限られる条件の下、労働力不足を補うため、田植時期が1ヶ月程度早い山間地域の法人に田植機のオペレーターを委託している。

法人の農産物（水稻・麦・大豆）の販売額と加工品（もち・米粉）の販売額との変化を見ると（図5-3）、2015年における農産物と加工品の売上高の合計は2010年比17%程度増加しているが、農産物販売高は2010年比97%と微減している。農産物売上高が伸び悩む中で、加工品の販売額は2010年比250%と増加しており、6次産業化への取組は、収益性の向上につながっている。

単位:1,000 万円

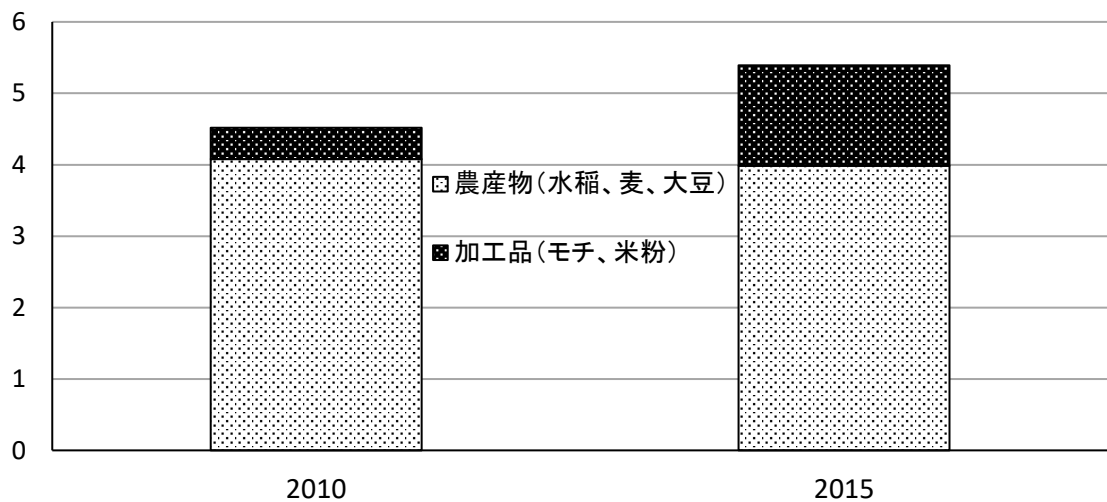


図 5-3 (有)W の農産物と加工品の売上高の推移

出所：法人資料及び聞き取り調査(2016年)による

5-4-3 (有) Wの組織図

(有)Wの組織体制は、図 5-4 に示すように責任分担を確立している。また、会計担当は 2001 年に雇用した農業大学校卒業生 (30 歳代①)、販売担当は元

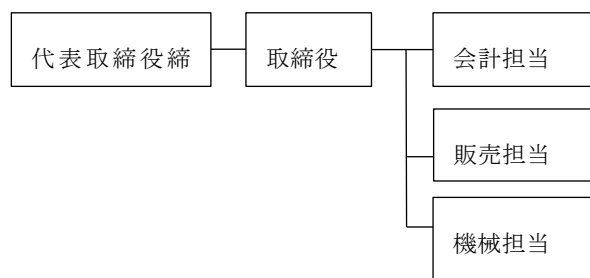


図 5-4 (有)W の組織図

出所：法人資料及び聞き取り調査(2016年)による。

農業団体職員 (40 歳代③)、機械担当はUターン者 (30 歳代②) が担っている。

また、農業大学校卒業生①を退職した役員の後任として役員に選任し世代交代を進めている。

5-4-4 (有) Wの6次産業化への取り組み

(有) Wの米粉製造販売による6次産業化への取り組みについては、図5-5に示している。(有) Wは、6次産業化に取り組むにあたり、販売組織として(有) Wの他3法人をメンバーとする事業協同組合(A協同組合)を立ち上げている。事業協同組合を立ち上げたことにより、同じく事業協同組合である、菓子工業組合やパン工業組合と販路開拓や製品開発に連携して取り組むことができた。(有) Wの代表は、A協同組合の代表も兼ねており、A協同組合の事務は、(有) Wの事務所が担っている。(有) W以外の3法人は、1法人が採卵事業を行う農業法人で、2法人は飼料用米を生産する農業法人である。A協同組合は、(有) Wが生産した米粉を学校給食会に販売するとともに、菓子工業組合やJ直販に、ケーキやライスマイルクの原料として米粉を販売している。また、養鶏業を営む会員法人Cは、会員法人B、Dが生産した飼料用米を餌としてあたえた鶏から生産した卵と(有) Wが生産した米粉を原料として、ケーキを製造して直売所等で販売している。また、A協同組合は、会員法人A、B、Dのコメの検査業務も担っており、コスト低減を図っている。(有) Wは、自らが生産したコメから製造した米粉を原料にして、より収益性を向上させるため、自らが米粉パンの製造販売を行うことを計画し準備中である。(有) Wは、現在米粉を50トン程度生産しており、40トン程度を学校給食会に販売している。米粉製造プラントの能力等から、米粉の生産量を60から80トン程度に拡大する計画である。

(有) Wが、米粉を活用した6次産業化への取り組みを円滑に進めることが出来た背景には、6つの要因があげられる。①県は米粉を使用したパンを学校給食用に提供することを計画していたが、県内に米粉製粉施設がなかったこと、

②採卵業者である会員法人Cが、採卵鶏の飼料に国産飼料用米を使用すること、また、生地原料に国産米粉を使用することが製品差別化のメリットを実現し、そのことで(有)Wの米粉の販路を拡大していること、③事業協同組合を設立したことで、パン工業組合、菓子工業組合と連携し製品開発や市場調査が出来たこと、④学校給食という安定的な販路が確保出来たこと、⑤6次化・販売担当として農業補助事業事務に精通した人材(元農業団体職員)が確保できたこと、⑥補助事業を活用して施設を整備したことである。

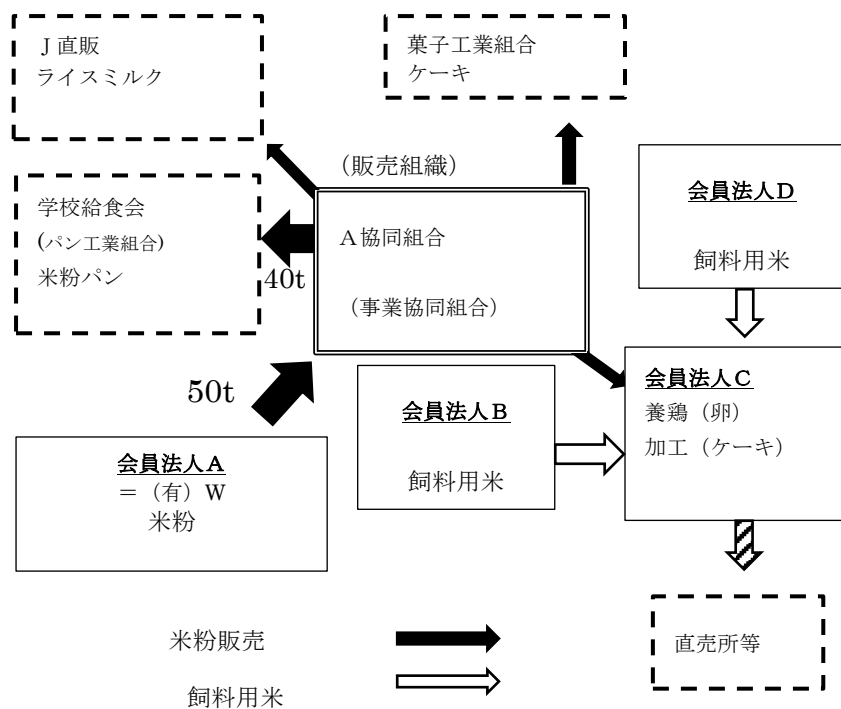


図 5-5 (有)W の米粉製造販売による6次化への取り組み

出所：法人資料及び聞き取り調査(2016年)による。

第5節 まとめ

以上の3つの事例分析により、明らかとなった点を第1節に示した課題に沿ってまとめると、以下のようになる。

第1に、普通作物の規模拡大の背景と雇用との関係については、3法人ともに①高齢農家のリタイアに対応し、また特定農業法人化することで農地の受け皿となって規模拡大していること、②規模拡大に対応し従業員を雇用したことに対応して収益性を向上させる必要性が生じ麦、大豆の規模拡大を行っていること、③水稻、麦、大豆の規模拡大に伴い、麦収穫・田植え・大豆播種などの作業が集中する5月～6月には、水稻直播、水稻、麦品種構成等を工夫して、作業分散による労力の有効活用を図っていること、が明らかとなった。

第2に、少数担い手規模拡大野菜導入型（B型、(有)V）における野菜導入の背景と雇用との関係については、①規模拡大に対応して雇用者数が増加し収益性を向上させるため、麦・大豆の規模拡大に取り組むとともに、周年就労による収益性向上のため野菜の導入・規模拡大を図っていること、②野菜の導入・規模拡大にあたり機械化していること、③契約栽培に取り組むことで安定的な価格と販路が確保されていること、が明らかとなった。少数担い手規模拡大多角化型（C型、(有)W）における経営の多角化及び6次化の背景と雇用との関係については、①規模拡大に伴う雇用者数の増加に対応して、周年就労と収益性を向上させるため、新たに従業員を雇用して、もち加工販売事業に取り組んでいること、②規模拡大等の従業員数の増加や米価の低下に対応して、更なる収益性の向上が求められ、米粉販売事業にも進出したことが明らかとなった。

また、(有)Wが、6次産業化を円滑に進めることが出来た要因として、①米粉製造施設が県内になかったこと、②米粉加工販売事業拡充のために関連需要者等とネットワークを形成したこと、③学校給食会という安定的な販路が確保

出来たこと、④6次産業化計画作成の実務に詳しい人材や販売を担う人材が確保出来たこと、⑤補助事業を活用して施設整備をしたことが考えられる。

第3に、新規就農者を雇用するためには、どのようなハードル（経営的特徴を有する必要）があるのか、また、それをどのようにして乗り越えたのか、については、A型法人は、①規模拡大に対応して新規就農者を雇用するにあたり、賃金の支払えるだけの収益性が求められるというハードルが存在し、乗り越えるために、麦、大豆の規模拡大や米の直接販売に取り組み収益性の向上を図っていること、B型法人では、雇用者数の増加に対応して、周年就労の確保というハードルが存在し、露地野菜を導入していること、C型法人では、雇用者数の増加に対応して、更なる収益性の向上が求められるという3つ目のハードルが存在し、6次化に取り組むことによりハードルを乗り越えていること、が明らかとなった。

第4に、雇用と相前後した法人経営の変化がその後の法人経営の経営展開に及ぼす影響については、①普通作物規模拡大のための雇用、②雇用に伴う収益性向上や周年就労のための野菜の導入・規模拡大、③更なる規模拡大や収益性向上のための雇用増加に対応して、収益性を高めるべく6次化に取り組んでいることが伺えた。

第5に、第1から第4について、地域ぐるみ型法人との違いについては、地域ぐるみ型法人のD型、E型は、高齢化に対応して農業・農地を維持するために新規就農者を雇用しており、F型は、地域活性化のために積極的に新規就農者を雇用して積極的に事業拡大している。少数担い手型の法人は、利潤追求のために積極的に事業拡大するために新規就農者を雇用している。

また、新規就農者を雇用するためのハードルについては、少数担い手型の法人には、法人内の合意を得るといったハードルは存在しない。法人内の合意を得るハードルは、地域ぐるみ型特有のハードルである。新規就農者を雇用するこ

とによって新たに生じるハードルについては、少数担い手型法人も地域ぐるみ型法人も共に6次化に取り組むことによりハードルを乗り越えていることが明らかとなった。

また、雇用と相前後した法人経営の変化については、少数担い手型法人にと地域ぐるみ型法人については、他産業並みの所得を期待する少数の担い手を中心とする経営体の運営という展においては、同様の方向性が見られた。

しかし、少数担い手型の法人は、地域とのかかわりについては、一部集落と特定農業法人としての関わりはあるが、地域ぐるみ型法人において第4章で見られたような、資源管理組織との密接な連携は見られなかった。地域ぐるみ型法人は、農業生産の効率化と併せ地域の活性化も目指した法人であるが、少数担い手型法人は、農地の受け皿となるが地域の活性化を目指した法人ではないためと推察される。

第6章 結論と今後の課題

第1節 本研究の要約と結論

6-1-1 本研究の課題と方法

山口県は、中山間地域が県土の70%を占めるなど、条件不利地域が多い。また、基幹的農業従事者のうち75歳以上の占める割合が41%を超え、基幹的農業従事者の高齢化が全国に5～10年先駆けて進んでおり農林業者の高齢化や後継者の減少、農山村地域の活力停滞が問題となっている。

このため、山口県では、1990年に策定した「山口県農林業振興の基本構想」において集落営農法人を地域の中心となる担い手として位置づけ、その設立・経営発展を支援してきた。2017年3月現在249法人が県下各地に設立され、農地の受け皿として、農業・農村の活性化にとって地域において無くてはならない存在となっている。

しかしながら、法人の役員やオペレーターの更なる高齢化の進展や米価の低下等の課題に対応して、集落営農法人が持続可能な経営体として経営発展を進めていくためには、次代を担う担い手の確保と収益性の向上等による経営体質の強化が喫緊の課題となっている。

本研究では、このように、喫緊の課題となっている集落営農法人の担い手（後継者）確保問題について、新規就農者の雇用と雇用を契機とした経営展開という視点から、新規就農者を雇用している集落営農法人を、第1に、労働の組織化の態様、第2に、新規就農者を雇用した理由、及び第3に、雇用と相前後した経営展開の方途（作目や事業部門の複合化・多角化の程度）の3点に着目し、類型化し類型間の比較を通じて新規就農者を雇用している集落営農法人につい

て、①新規就農者を雇用するためにはどのようなハードル（経営的特徴を有する必要）が存在するのか、②また、どのようにして、そのハードルを乗り越えたのか、その際、どのようにして地代と労働費の相克を乗り越えたのか、③新規就農者を雇用することによって、どのような経営展開が可能となるのか、④新規就農者を雇用して経営発展を進めている集落営農法人には、どのような経営発展の方向性（進化の段階性）があるのか、以上4点を明らかにすることを目的に分析を試みた。その場合、方法的に重視したのは、新規就農者を雇用した様々な集落営農法人を類型化し、その類型間の比較を行ったことである。

6-1-2 各章ごとの分析の要約

6-1-2-(1) 分析対象地域山口県の位置づけ

第2章では、全国及び分析事例地である山口県の農業構造、集落営農、農業従事者の現状や特徴を明らかにするために、農林業センサスや集落営農実態調査等を用いた分析を行い、以下の点を明らかにした。

山口県及び山口県の位置する中国地域の農業労働力の動向について、75歳以上の基幹的農業従事者の割合は、40%を超えており非常に高齢化が進んでいること、2015年における全国の基幹的農業従事者の年齢別コーホート増減数は、75歳以上で減少幅が拡大しているが、「30歳～49歳」で増加幅が拡大していること、を明らかにした。また、山口県においても、同様の傾向が見られたが、山口県では「30歳～35歳」、「40歳～49歳」で実人数においても増加に転じていることを明らかにした。

販売農家の状況について、高齢化、兼業化が進んでおり、水稻に特化した特徴を有している地域は、山口県を含む山陽、山陰、近畿、北陸であることが明らかとなった。

また、全国の経営体の経営動向については、農産物の販売金額が大きくなる

に従い、販路の多様化、経営の複合化、多角化、常雇割合の増加が進んでいること、また、農業生産関連事業を行っている組織経営体の多くは、法人経営であることが明らかとなった。

集落営農の動向については、山口県の集落営農は、規模が小さく地域ぐるみ型が多く、同様の傾向にある地域は、近畿、山陽、山陰、四国である。また、2004年から2008年にかけて全国的に集落営農数が増加しており、特に、東北、北陸、北九州では急増している。しかし、2009年から2013年にかけて全国では、設立数が大きく減少しているが、早くから集落営農に取り組んだ近畿、山陰では設立数の減少幅は小さく、山口県及び山陽では、引き続き設立数が増加していることが明らかとなった。

集落営農の法人化については、全国的に進んでいるが、地域別では、北陸、山陽、山陰で法人化率が高い。山陽は39.9%で最も高く、特に山口県は、法人化率が60.5%と非常に高いことが明らかとなった。

山口県立農業大学校の概要及び山口県農政における位置づけについては、山口県では、山口県立農業大学校を山口県の次代を担う担い手を育成する中心的な研修教育施設として位置づけ、機能強化を進めてきたこと、また、2002年以降は、研修体系を学生教育部門と社会人研修部門との2本柱として担い手を育成していること、が明らかとなった。特に、社会人研修部門のプロ農家を目指す担い手養成研修において、自営就農コースと集落営農法人等への就業を目指す方を対象に法人就業コースを設置して担い手養成を行っている事は注目される。また、学生教育部門においても、法人就業を希望する学生が増加していることに対応して、授業の一環として行う学生の現地研修先に学生の意向を踏まえ、積極的に集落営農法人を選定し就業促進を図るなど就業希望者と就農受け入れ側とのマッチングに力を入れていることが明らかとなった。

山口県における農業振興政策については、1990年に制定された「山口県農

林業振興の基本構想」において個別経営を補完するタイプの集落営農の推進が明記され、2001年の「やまぐち食と緑プラン21」において、高齢化や担い手不足が一層進んだ地域が出てきたことから集落営農を更に進めて、出し手と受け手が一体となって地域農業を支える、個別経営を代替えるタイプの集落営農を推進してきた。2009年の「やまぐち食と緑・水産チャレンジ計画」では集落営農法人を地域の中心となる経営体として位置づけ設立支援を進めてきた。また、山口県では、2002年から単独県費の補助事業を切れ目なく実施することにより集落営農法人の設立を加速化し、2017年3月現在、集落営農法人数は、249法人となっている。

6-1-2-(2) 新規就農者を雇用した集落営農法人の6類型と6類型の経営的特徴

第3章では、新規就農者を雇用している集落営農法人を事例調査に基づき、労働の組織化の態様（地域ぐるみ型、少数担い手型）と新規就農者を雇用した理由及び作目・事業部門の複合化多角化の程度の3点に注目し6類型（A型（少数担い手規模拡大型）、B型（少数担い手規模拡大野菜導入型）、C型（少数担い手規模拡大多角化型）、D型（地域ぐるみ農業・農地維持野菜導入型）、E型（地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜等導入型）、F型（地域ぐるみ地域活性化多角化型））に分類した。そして、類型間の比較を行った。

少数担い手型法人では、規模拡大や事業発展が新規就農者の雇用を必要としているのに対して、地域ぐるみ型法人では、法人の担い手（オペレーター）の高齢化によるリタイアに対応して農業・農地維持のため、新規就農者の雇用が求められ、そのために、複合化・多角化等に取り組み経営を変化させていること、また、加工や直売所運営に取り組み、事業を積極的に拡大していることが明らかとなった。

また、地代と労働への収益配分から見た6類型間の特徴では、類型ごとの地代の平均は、A型、B型、C型（8,000円）、D型（18,000円）、E型（12,000円）、F型（8,000円）で、地域ぐるみ型の法人は、D<E<F型の順に地代が低くなっており、D<E<F型の順に労働重視の経営的特徴が強まっていることが明らかとなった。少数担い手型法人であるA、B、C型では、役員報酬の平均が230万円程度であるのに対して、地域ぐるみ型法人では、5～40万円程度で非常に低かった。地域ぐるみ型法人は労働重視型の役員報酬を支払う経営は少ない傾向が見られるが、D型（12.4万円）、E型（40.5万円）で、類型間ではD型<E型の傾向が見られた。

6-1-2-(3) 地域ぐるみ型集落営農法人の雇用と雇用を契機とした経営展開の方向性

第4章では、山口県に多く存在する地域ぐるみ型法人に着目し、D型（地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜等導入型）の典型的な事例及びE型（地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜等導入型）からF型（地域ぐるみ地域活性化多角化型）へ進化していることが注目される法人について、事例調査により新規就農者を雇用した背景、農作業従事者や役員の高齢化の状況、高齢化に対応して新規就農者を雇用することにより法人内の役割分担等がどのように変化しているのか、また、新規就農者をどの様に位置づけ育成しようとしているのか、雇用と相前後した法人経営の変化がその後の法人経営にどのような影響、作用をもたらしているのか、新規就農者を雇用するためにどのようなハードル（経営的特徴を有する必要）があるのか、また、そのハードルをどの様にして乗り越えたのか、その中で、地代と労務費の相克をどの様にして乗り越えたのか、分析した。

その結果、役員やオペレーターの高齢化や人材確保の実態については、法人の主な担い手である役員やオペレーターは、定年退職者が中心であり、主に団

塊の世代やそれより上の世代が中心となっていること、オペレーターは、主に集落内から地縁により確保されてきたが集落内から確保することが困難になってきたため集落外から新規就農者を雇用していること、野菜の収穫作業等の補助作業者についても、組合員やその家族による従事者が不足してきたため、地域のJA婦人部等に声かけし広く大字単位から確保していること、が明らかとなった。

法人内の役割分担や新規就農者の法人内の位置づけについては、高齢のオペレーターと入れ替わって新規就農者がオペレーターを担っていること、法人は、新規就農者を野菜等の部門の責任者として、また、将来の役員候補として育成していることが明らかとなった。

また、法人は、年金を生活資金とし、「+ α 」の収入を期待する多数の高齢者を中心とした組織から、高齢者に専従者として雇用された他産業並みの所得を期待する若い新規就農者を加えた組織へと変化していることが明らかとなった。

地域ぐるみ型の集落営農法人が新規就農者を雇用するためには、4つのハードルがあることが明らかとなった。1つは、賃金の支払える収益性の向上、2つは、周年就労の確保、3つは、雇用に対する法人内の合意形成（構成員還元額の配分に関する法人内の合意形成）である。また、4つは、雇用者数の増加に対応して、昇給や人数の増加による労賃増大に備え、更なる収益性向上が求められる、というハードルである。

事例法人は、1つ目と2つ目のハードルは、露地野菜、施設野菜の導入・規模拡大により乗り越えている。3つ目のハードルについては、①雇用を契機として収益性の向上を図っていること、②雇用に伴う構成員還元額の減少が少なかったこと、③高齢者の作業時間が減少しつつあったこと、④担い手不足が深刻な問題となっていたこと、から合意が得られている。

（農）Yが、地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜等導入型の法人から、地域

ぐるみ地域活性化多角化型の法人へと移行した背景として、オペレーター不足が深刻な課題となったため、農業・農地維持のために新規就農者を4名雇用したこと、4名の雇用に対応して、昇給や人数増加による労賃増加に備えるために、経営基盤を拡充して収益性を向上させることが求められたため、積極的に事業拡大を行うために、新たに2名の新規就農者を雇用して大型イチゴハウスの設置やイチゴを原料とした加工販売事業を行う6次産業化に取り組むなどして拡大再生産型の経営に変化していることが明らかとなった。

6-1-2-(4) 少数担い手型法人の雇用と雇用を契機とした経営展開の方向性

第5章では、少数担い手型のA型（少数担い手規模拡大型）、B型（少数担い手規模拡大野菜導入型）、C型（少数担い手規模拡大多角化型）の事例調査（各1法人）を通じて、第1に、普通作物の規模拡大の背景と雇用との関係、第2に、野菜導入や経営多角化の背景と雇用との関係、第3に、新規就農者を雇用するためにはどのようなハードル（経営的特徴を有する必要）があるのか、また、それをどのようにして乗り越えたのか、第4に、雇用と相前後した法人経営の変化がその後の経営展開の方向性にどのような影響を及ぼしているのか、第5に、第1から第4について、地域ぐるみ型法人と少数担い手型法人との違いを明らかにするために分析を行った。

その結果、普通作物の規模拡大の背景として、3法人とも、高齢農家のリタイアに対応して、また、特定農業法人化することで農地の受け皿となることにより規模拡大していること、規模拡大に対応して新規就農者を雇用したことにより収益性を向上させる必要が生じ、経営所得安定対策による交付金の手厚い支援のある麦や大豆の規模拡大を行っていること、が明らかとなった。

B型における野菜導入の背景として、規模拡大に対応して、雇用者数の増加と雇用労賃の増加に対応して収益性向上のため麦・大豆の規模拡大に取り組む

とともに、周年就労と収益性向上のため野菜導入・規模拡大を行っていること、野菜導入にあたり機械化していること、が明らかとなった。

C型における経営の多角化と6次産業化の背景としては、規模拡大に対応した雇用者数の増加による労賃増加に備えるため、事業を積極的に拡大し、そのために更なる雇用者数の増加をもたらし、そのために、更なる収益性の向上が求められ、6次産業化に取り組んでいることが明らかとなった。

上述のように、少数担い手型の法人は、普通作物の規模拡大のための雇用、雇用増加に対応した周年就労と労賃増加に対応するための野菜導入・規模拡大、更なる規模拡大や事業拡大に対応した雇用者数の増加による労賃増加に備えるために収益増加を目指して6次産業化に取り組んでいることが明らかとなった。

6-1-3 本研究課題別に見た結論

6-1-3-(1) 新規就農者を雇用するにはどのようなハードル(経営的特徴を有する必要)があるのか

地域ぐるみ型集落営農法人が、新規就農者を雇用するためには乗り越えなければならない4つのハードルがあることが明らかになった。1つは、賃金の支払える収益性の向上、2つは、周年就労の確保、3つは、雇用に対する法人内の合意形成(構成員還元額の配分に関する法人内の合意形成)である。また、雇用者数の増加や昇給による賃金増加に備え、更に収益性を増加させる必要が生じる、という4つ目のハードルが存在することが明らかになった。少数担い手型法人においては、地域ぐるみ型において見られた、法人内の合意形成というハードル以外の3つのハードルが存在することが明らかとなった。集落内の合意を得るというハードルは、地域ぐるみ型集落営農法人が新規就農者を雇用する場合に乗り越えなければならない特有のハードルであることが明らかとなった。

6-1-3-(2) 新規就農者を雇用するために、どの様にしてそのハードルを乗り越えたのか、その際、地代と労働費の相克をどの様にクリアしたのか

第1のハードル、賃金の支払える収益性の向上については、麦・大豆の規模拡大に取り組むこと、D、E型法人では、露地野菜、施設野菜の導入・規模拡大に取り組むこと、によりハードルを乗り越えている。第2のハードル、周年就労については、B型、D型では、露地野菜を導入することにより、また、E型では、施設野菜等の導入・規模拡大によりハードルを乗り越えている。第4のハードル、雇用導入により生じる更なる収益性の向上というハードルについては、C型では、6次産業化へ取り組むこと、F型では、施設野菜の規模拡大、6次化に取り組むこと、によりハードルを乗り越えていることが明らかとなった。このように、4つのハードルを乗り越えて雇用を導入するためには、規模拡大や、作目・事業部門の複合化多角化の程度を高めていくことが必要であることが明らかとなった。

また、地域ぐるみ型法人における、法人内の合意を得るという地域ぐるみ型特有のハードルについては、第4章の事例では、雇用に伴う構成員還元額が小さかったこと、また、雇用を契機として経営の複合化多角化と6次化による収益性の向上を図ったこと、高齢者の作業時間が減少しつつあったこと、等から雇用費の増大と構成員還元額との間で矛盾は生じておらず雇用導入の合意が得られている。このように、年金を主な生活資金とする高齢者を主な構成員とし、高齢者の作業時間が減少しつつあり労働力が圧倒的に不足している地域ぐるみ型の法人では、収益性を向上させつつ、構成員還元額の減少幅を小さくすることで、構成員還元額の配分において、地代重視から労働重視への転換の合意が得られており、地代と労働費との相克をクリアしている。また、(農)Xにおいては、適材適所の役員選任、部門別経理の導入による経営把握と経営改善、定期的な役員会の開催等の企業的な論理による労働重視の組織運営が行われてい

たことも地代と労働費との相克をクリアできた背景にある。

6-1-3-(3) 新規就農者を雇用することによって、どのような経営展開が可能となるのか

地域ぐるみ型法人では、雇用者数の増加や昇給に対応した労賃増加に備え、より一層の収益性を向上させるため、拡大再生産型の経営に変化することで、農業・農地維持型の経営から事業積極拡大型の経営に変化していること、また、高齢者のリタイアに対応して新規就農者を雇用することにより年金を生活資金とし「+α」の収入を期待する多数の高齢者を中心とした組織から、専従者として雇用された若い新規就農者に高齢者を加えた組織に変化していること、が明らかとなった。

少数担い手型法人では、①規模拡大し経営発展を進めるために雇用を導入していること、続いて、規模拡大に対応した雇用者数の増加に対応した収益性向上や周年就労のために露地野菜、もち加工を導入していること、さらに、更なる規模拡大や収益性向上のための雇用者数の増加や米価の低下に対応して、より一層の収益性を向上させるために、6次化事業に取り組み事業を発展させていることが明らかとなった。

6-1-4 新規就農者の雇用と雇用を契機とした新たな経営展開の方向性 —A～C、D～F型の類型間の関係の考察—

第2章の分析、第3章における法人の6類型化及び第4章の事例分析を踏まえて、図6-1に地域ぐるみ型法人の新規就農者の雇用と雇用を契機とした経営展開の方向性（進化の段階性）について示している。

第2章3節、6節および7節において明らかにしたように、山口県の集落営農法人の構成員は、①高齢化の進展（75歳以上の基幹的農業従事者割合41.2%、

高齢専業農家割合 85.0%)、②オール2種兼業化（第1種兼業農家割合 7.1%、第2種兼業農家割合 53.5%）、③米に特化した生産（水稻販売金額1位農家割合 76.2%）、④零細規模（経営規模 1.5ha 以下割合 81.7%）といった特徴を有しており、1990年以降、山口県農政における担い手の高齢化と減少が最大の課題となっていた。

そこで、山口県では、1990年から地域ぐるみ型集落営農法人を、リタイアする高齢農家の農地の受け皿として位置づけ、「集落の農地は集落で守る」を経営理念として、集落営農法人の設立を推進してきた。山口県における集落営農法人の代表的な姿は、その構成員の特徴から、退職者や兼業者及び組合員の家族を中心として労働力を確保した専従者のいない組織であった。そのため、主な担い手は、年金を生活資金とし「+α」の所得を期待する多数の定年退職者で構成されていた。

しかし、第3章および第4章で明らかにしたように法人設立から5～9年程度経過すると役員や作業従事者の高齢化・固定化と作業に従事しない構成員の増加による組合員の分化が生じてきた。定年延長や組合員の世代交代がその背景にある。こうしたことから、退職者で繋いでいく組織運営の継続が困難な状況が生じてきた。

こうした中、新規就農者を集落外から雇用する地域ぐるみ型の集落営農法人が出現してきた。これらの法人による新規就農者の雇用には、第4章で明らかにしたように、雇用に当たり乗り越えなければならない4つのハードルがあることが明らかとなった。1つ目は賃金の支払える収益性の向上、2つ目は周年就労の確保、3つ目は雇用に対する法人内の合意形成（構成員還元額の配分に関する法人内の合意形成）である。これには、1つ目と2つ目のハードルを露地野菜の導入・規模拡大で超えているD型、施設園芸の導入・規模拡大で超えているE型がみられる。また、3つ目のハードルについては、これが集落営

農法人特有の重要なハードルとなっており、第4章の事例では、雇用に伴う構成員還元額の減少幅が小さかったこと、また、雇用を契機として経営の多角化と6次化による収益性の向上を図ったこと、高齢者の作業時間が減少しつつあったこと等から雇用費の増大と構成員還元額との間で矛盾は生じていなく雇用導入の合意が得られている。

このように高齢化に対応して、オペレーターや野菜部門の責任者として新規就農者を雇用している。雇用者数の増加に対応して、昇給や人数の増加による労賃増大に備え収益性を向上させる必要性が生じ、新規就農者を雇用することにより生じた新たなハードルとして、更なる収益性の向上という越えなければならぬ4つ目のハードルが発生している。このハードルを越えるため、事業を積極的に拡大し収益性を向上させるため、F型法人では、地域活性化を目指した施設野菜の規模拡大に加え6次産業化への取り組みがみられる。

このようにして、地域ぐるみ型の集落営農法人は、定年退職者を中心として、「年金+ α 」の収入を期待する多数の高齢者を中心とした組織から、高齢化や担い手不足に対応して、新規就農者を雇用することにより、他産業並みの所得を期待する少数の担い手（専従者）を中心とする経営体の運営という組織に進化している。集落営農の生産部門は、実働部隊として新規就農者という担い手（専従者）を確保し、コスト低減、生産力の維持向上を実現している。また、組合員の分化がみられるようになったことに対応して、地域ぐるみ型法人は、地域ぐるみ型の法人の活動エリア内に位置する集落で構成する農用地利用改善団体等と密接に連携して、農地水保全向上対策等を活用して農地・水の資源維持管理機能の維持向上を図っている。

F型の集落営農法人では、集落営農法人の実働部隊となる生産組織部門は、経営を複合化、多角化し、他産業並みの所得を確保する専従者を雇用し労働重視型の経営の特徴が強まっている。資源管理を担う機能は、農用地利用改善団

体等の1～数集落を単位とした組織が担っており、1～数集落を単位とした資源管理機能を担う1階部分の組織と、実働部隊として特定農業法人として生産組織機能を担う法人（2階部分）に地域ぐるみ型集落営農法人という一つの組織の中にある2つの機能が分化しつつあり、2階建て集落営農法人的な特徴がより強まっていることが確認できた。

以上のように、担い手の高齢化・減少が進展し、零細で、コメに特化しオール2種兼化した地域的特徴を有する山口県において、集落の農地は集落で守ることを目的に設立された地域ぐるみ型集落営農法人は、更なる高齢化の進展と組合員の分化により、協業の深化が進んでいる。このため、高齢化に対応して経営継続のために新規就農者を雇用している。雇用者数の増加に対応して、労賃増加に備えるために収益性の向上が求められ、地域活性化のために事業積極拡大している。こうしたことを背景として、新規就農者を雇用して経営発展を進めている地域ぐるみ型の集落営農法人には、D型→E型→F型へ移行する経営展開の方向性（進化の段階性）があることが強く示唆された。

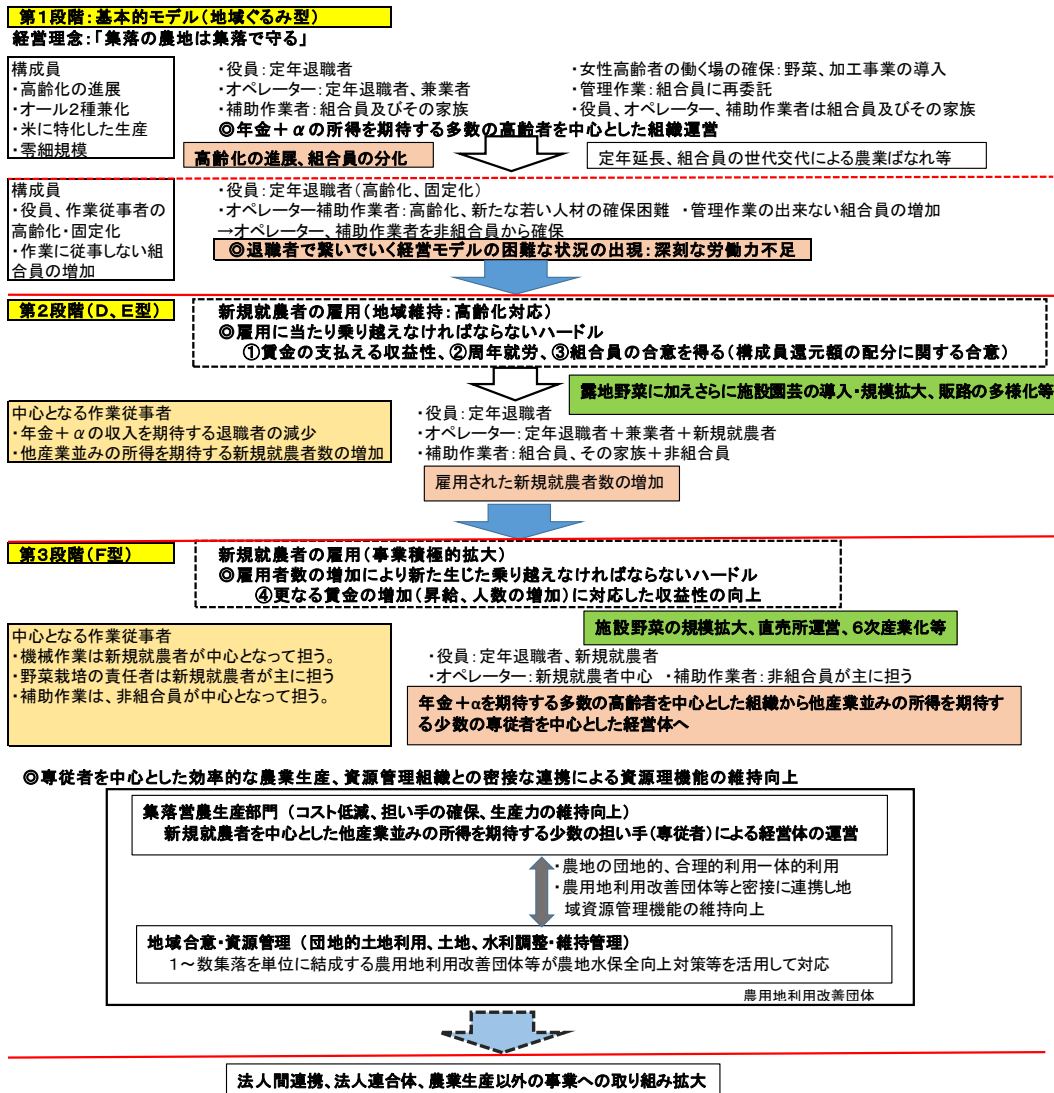


図 6-1 新規就農者の雇用と雇用を契機とした経営展開の方向性(地域ぐるみ型法人)

出所: 第2章から第4章のデータに基づき作成

なお、今後、集落営農法人は、少数の他産業並みの所得を期待する担い手(専従者)を中心とした農業以外の事業や販路の多様化等の多様な事業展開を行う経営体へと進化することに対応して、法人の役員や各部門の責任者は、生産者としての能力に加え、経営者としての能力(コスト意識、販路の開拓、経営状況の把握・改善、資金管理、省力化、低コスト化等)がより強く求められてく

ると考えられる。

第3章における法人の6類型化及び第5章の事例分析を踏まえて、図6-2に少数担い手型法人の新規就農者の雇用と雇用を契機とした経営展開の方向性について示している。

少数担い手型法人は、第3章1節で述べているように、他産業並みの所得を期待する特定の専業農家等が経営発展を目指して立ち上げた法人で、集落とのかかわりは、特定農業法人としての関わりがあるが、地域ぐるみ型の法人とは大きく異なっている。代表的な姿は、3名～5名程度の専業農家等が、高齢化によりリタイアした農家の農地の受け皿となることで規模拡大して経営発展を進めるために立ち上げた法人で、特定農業法人となって協定を結んでいる集落以外の農地も多く集積している。

規模拡大に対応して雇用者数が増加しており、雇用にあたり米価の低下等に対応して収益性を向上させるため、麦、大豆の導入・規模拡大を行っている。また、周年就労と収益性向上のために、野菜を導入する法人も見られる。

更なる規模拡大に対応した雇用者数の増加や昇給による労賃の増加に対応して更なる収益性の向上が求められ、6次産業化に取り組んでいる。

以上のように、少数担い手型法人は、普通作物模拡大のための雇用、雇用に伴う収益性向上や周年就労のための野菜の導入・規模拡大、更なる規模拡大や収益性向上のための雇用増加に対応して、収益性を高めるべく6次化に取り組んでいる。こうしたことから、少数担い手型法人には、A型→B型→C型へ移行する経営発展の方向性があることが強く示唆された。

このように、地域ぐるみ型法人には、D型→E型→F型への進化と、少数担い手型のA型→B型→C型への進化が示唆された。高齢化に対応して地域ぐるみ型法人は、1つの組織の中に有する2つの機能のうちの生産組織機能（コスト低減、担い手の確保、生産力の維持向上）を担う実働部隊のD型→E型→F

型への進化については、少数担い手型のA型→B型→C型の進化と同様の方向性が見られた。しかし、地域ぐるみ型法人は、地域ぐるみ型法人の有するもう

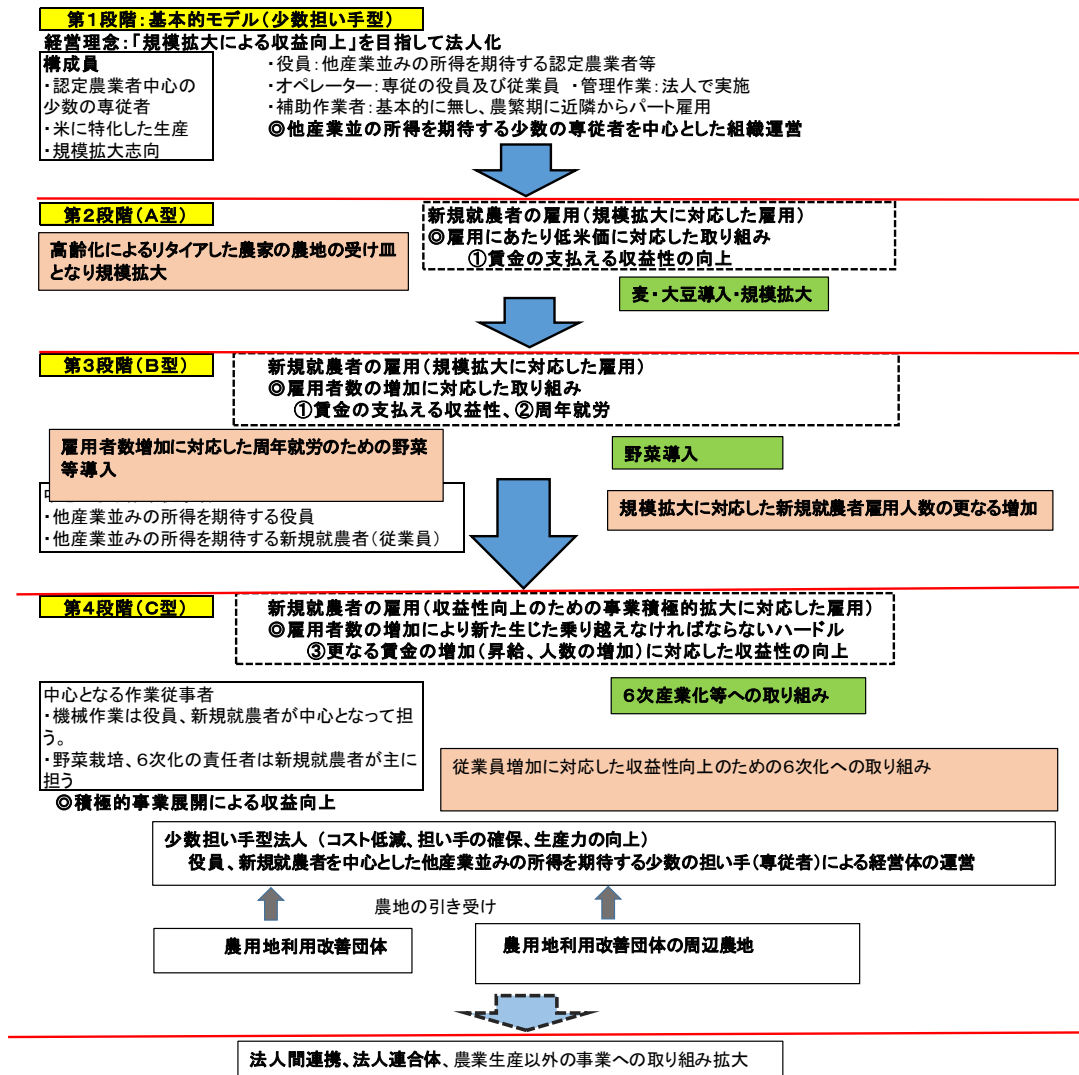


図 6-2 新規就農者の雇用と雇用を契機とした経営展開の方向性(少数担い手型法人)

出所: 第2章、第3章、第5章のデータに基づき作成

1 つの地域合意・資源管理機能については、地域資源管理組織と密接に連携し資源管理機能の維持向上を図ることにより、地域ぐるみ型法人の設立目的である効率的な農業生産の実現と地域の活性化を実現している。資源管理組織(集落)との密接な連携という点においては、地域ぐるみ型法人と、少数担い手型法人には違いが見られた。

第2節 政策提言

本研究により、以下の点が明らかとなった。

高齢化、兼業化が進展し、小規模で水稲に特化した構造的特徴を有する山口県において、農地の受け皿として設立されてきた地域ぐるみ型集落営農法人は、更なる高齢化の進展により集落内から定年退職者や兼業者を担い手として確保して経営を繋いでいくことが困難な状況となってきたこと、このため、集落外から、新規就農者を雇用して、次代を担う担い手として育成していること、一方、農業を職業として選択し農業法人へ就業する39歳以下の非農家出身の若者が増加していることが明らかとなった。

また、地域ぐるみ型の集落営農法人が新規就農者を雇用するにあたり乗り越えなければならない4つのハードルがあること、1つ目は賃金の支払える収益性の向上、2つ目は周年就労の確保、3つ目は地域ぐるみ型の集落営農法人特有の重要なハードルとなっている雇用に対する集落内の合意形成（構成員還元額の配分に関する法人内の合意形成）である。さらに、雇用者数の増加や昇給による労賃増大に備えるため更なる収益性向上が求められるという4つ目のハードルが生じることが明らかとなった。

どの様にしてハードルを乗り越えているのかについては、この賃金の支払える収益性の向上、周年就労の確保というハードルを乗り越えるために、麦・大豆の導入規模拡大、露地野菜、施設野菜の導入・規模拡大を図っていること、その際、露地野菜、施設野菜の導入については、もともと、産地が地域にあり、技術を有する組合員がいること、また、多様な販売先が確保されていること、機械化により軽労化、省力化を図っていること、が明らかとなった。法人内の合意形成については、雇用に伴う構成員還元額の減少幅が小さかったこと、雇用を契機として露地野菜、施設野菜の導入・規模拡大により収益性の向

上を図ったこと、高齢者の作業時間が減少しつつあったこと、等から構成員還元額を減少させ雇用費を確保する合意がなされている。また、適材適所の役員選任、定期的な役員会の開催、部門別経理導入による経営把握と経営改善に取り組む等企業的な法人運営の展開も地代と労働費の相克を克服している背景にある。また、6次化を円滑に進めることができた要因として、県や市などの関係機関の連携した支援が得られたこと、農産加工について県内加工業者の支援が得られたこと、販路が確保できたこと、が明らかとなった。

雇用導入に必要な3つのハードルと雇用によって生じた新たな4つ目のハードルを乗り越えて新規就農者を雇用することにより、地域ぐるみ型の集落営農法人には、定年退職者を中心とした地域維持型の組織から他産業並みの所得を期待する少数の専従者を中心とした地域活性化のために事業を積極的に拡大する経営体に進化する経営展開の方向性があることが示唆された。

このため、今後、山口県及び山口県と同様の農業構造の特徴を有する地域ぐるみ型の集落営農法人における新規就農者の雇用に関する政策として、雇用にあたり乗り越えなければならないハードルを乗り越えるための支援として、第1に、野菜導入にあたり機械化を行う支援、第2に、6次産業化を行うための、関係機関の連携した支援に加え、県内加工業者や実需者とのネットワーク形成支援、さらに、第3に、販路の確保にかかる支援が重要である。また、第4に、地代重視の経営から労働重視の経営に移行するために、少数の専従者による経営体の運営を担う企業マインドを持った経営者育成のための研修会や人材育成の支援が重要である。

また、集落営農法人の持つ2つの機能を強化するためには、第5に、生産組織機能の強化による低コスト化等の生産の効率化に対する支援に加え、第6に、資源管理機能を担う農用地利用改善団体等の地域資源管理組織の機能強化のための支援が重要である。

また、集落営農法人の60%を占める比較的規模の小さな集落営農法人に対しては、第6に、複数法人が連携して、これらのハードルを乗り越えるための支援が重要になってくる。

また、第7に、新規就農者の円滑な就農を支援するために、山口県において見られた、新規就農者を供給する農業大学校における新規就農希望者と新規就農者を受け入れる集落営農法人とをマッチングさせる機能の拡充強化が重要である。

第3節 残された課題

本研究では、新規就農者を雇用して経営発展を遂げている集落営農法人の現状と経営展開の方向性について分析を試みた。

近年、普及センターやJA等の支援を受け、複数の20ha程度の規模の小さな集落営農法人が、互いに出資し、新たに株式会社（法人連合体）を立ち上げ生産部門の担い手の確保を行うという新しい取り組みの芽生えも見られるようになってきた。このような動きは、集落営農法人の約6割を占める20ha以下の比較的規模の小さい集落営農法人における今後の経営展開の方向性として注目される。

そこで、今後の課題として、集落営農法人の発展方向として、規模の小さい集落営農法人を中心とした法人連合体形成のパターン以外に、どのような連合体形成のパターンが考えられるのか、地域ぐるみ型集落営農法人に、少数担い手型集落営農法人を加えた法人連合体形成など、法人連合体形成とその発展方向にどのような方向性が生じてくるのか、これらについて集落営農法人の経営展開の更なる進化の方向性を解明する必要があると考えられる。これらについては、今後の課題としたい。

引用文献・参考文献

- 秋津元輝(2009)：「農への多様化する参入パターンと支援」, 『農業と経済』, 75(12), pp. 5-14.
- 青柳斉他 (2008)：『雇用と農業経営』, 農林統計協会.
- 荒井聡(2005)：「米政策改革下における地域参加型集落営農法人組織の展開論理—岐阜県揖斐川町 K 営農組合を中心に—」, 『農業・食料経済研究』, 51(2), pp. 53-62.
- 安藤光義(2008)：「水田農業構造再編と集落営農」, 『農業経済研究』, 80(2), pp67-77.
- 安藤光義(2013)：「中山間地域における集落営農法人の多様な展開—大分県竹田市の事例」, 『2013 年度日本農業経済学会論文集』, pp. 1-8.
- 安藤光義(2005)：「総兼業地域における集落営農の現状と展開方向」, 『農業と経済』, 71(5), pp. 51-57.
- 安藤光義(2006)：「集落営農の持続的な発展を目指して—集落営農の立ち上げ後—」, 全国農業会議所, pp. 3-34.
- 安藤光義(2013)：『農業構造変動の地域分析—2010 年センサス分析と地域の実態調査』, 農山漁村文化協会.
- 安藤光義編著(2013 年)：『日本農業の構造変動 2010 年農業センサス分析』, 農林統計協会.
- 伊庭治彦(2014)：「中国地方中山間地域における集落営農の問題と展望」, 『農業問題研究』, 45(2), pp. 4-12.
- 今井伸治ら(1997)：「新規参入は今 —人と制度の充実を目指して—」, 『農業と経済』, 臨時増刊号, pp. 6-41.
- 江川章(2016)：「TPP と日本農業の構造—農林業センサス分析」, 農業・農協問題研究所第 32 回研究大会報告要旨.
- 小田切徳美・藤山浩編著(2013)：『地域再生のフロンティア』, 農山漁村文化協会. pp83-98.
- 小田切徳美(2008)：『日本の農業—2005 年農業センサス分析—』, 農林統計協会.
- 加古敏之・初川信介(2007)：「広域営農組合の現状と課題」, 『2007 年度日本農業経済学会論文

集』, pp. 83-89.

桂明広(2006):「集落営農と経営施策」, 『農業経営研究』, 43(4), pp. 26-34.

金子いずみ(2007):「集落営農における作業者確保とその組織化の分析」, 『2007年度日本農業経済学会論文集』, pp. 97-104.

金子いずみ(2000):「特定農業法人の書類型と制度の役割—山口県のぐるみ型法人の事例から—」, 『2000年度日本農業経済学会論文集』, pp. 7-10.

北田紀久雄(2008):「中国地方中山間地域における集落営農の問題と展望」, 『農業問題研究』, 45(2), pp. 4-12.

楠本雅弘(2010):『進化する集落営農』, 農山漁村文化協会, pp49.

久保雄生(2013):「集落営農法人の組織形態と後継者の育成に向けた課題」, 『農村計画学会誌』, 32, pp. 317-322.

倉岡考賢・井上憲一(2012):「集落営農法人における常雇従業員の労務管理の特徴」, 『農林業問題研究』, 48(1), pp. 157-163.

小林元(2007):「集落型農業生産法人の組織的正確と課題—労働参加形態から見た組織的正確—」, 『日本の農業—あすへのあゆみ—』 240, 農政調査委員会, 2007年, pp. 51-56 他.

小山顕子・宮田剛志(2012):「中山間地域における集落営農の運営管理—協業経営型農事組合法人に焦点をあてて—」, 『農業経営研究』, 50(1), pp. 35-40.

斉藤潔(2000):「農業法人の新しい経営展開とその評価」, 『農業経営研究』, 37(4), pp. 29-37.

迫田登稔(2011):「農業における企業経営の経営展開と人的資源管理」, 『農業経営研究』, 48(4), pp. 25-35.

澤田守(2003):「農業法人就職者の特徴と課題」, 『2003年度日本農業経済学会論文集』, pp. 58-62.

澤田守(2012):「稲作農業法人への雇用就農の特徴と課題」, 『関東東海農業経営研究』, 101号, pp. 75-80.

島根県担い手育成総合支援協議会・島根県農業技術センター(2012):「集落営農の次世代後継者

育成普及啓発資料」, pp. 8-30.

杉田直樹(2011):「経営組織・営農類型別にみる農業雇用の現状と課題」,『農業経営研究』, 49(2), pp. 87-92.

高橋明広(2001):「集落営農における多角化戦略の導入効果—不安定兼業地域に位置する法人を事例に一」,『関東東海農業経営研究』, 92号, pp. 49-52.

高橋明弘(2015):「集落営農への雇用導入の影響と対応—構成員の土地持ち非農家化回避の視点から—」,『農業経営研究』, 53(2), pp. 15-18.

田代洋一(2016):『地域農業の持続システム—48の事例に探る世代継承性—』,農文協, pp. 95-97.

田代洋一(2011):『地域農業の担い手群像』,農山漁村文化協会, pp. 311-315.

田畑保(2002):『日本の農業』, 221号, pp. 140-144.

棚田光雄(2004):「集落営農法人の実態分析」,『近畿中国四国農業経営研究』, 6, pp. 51-63.

棚田光雄(2007):「ぐるみ型集落営農法人における園芸作対応の現状と課題」,『農業経営研究』, 45(2), pp. 46-51.

農林水産省大臣官房統計部(2015年9月):「農林水産統計 平成26年度新規就農者調査」, pp. 1-4.

農林水産省:「平成17年集落営農実態調査報告書」

農林水産省:「平成22年集落営農実態調査報告書」

農林水産省:「平成27年集落営農実態調査報告書」

農林水産省:「平成28年集落営農実態調査報告書」

農林水産省:「2000年世界農林業センサス」, <http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afe/2010/00kekka.html>

農林水産省:「2005年農林業センサス」, <http://www.maff.go.jp/jtokei/census/afc/2010/05ekka.html>

農林水産省:「2010年農林業センサス」, <http://www.maff.go.jp/jtokei/census/afc/about>

/2010.html

農林水産省：「2015年世界農林業センサス：[//www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2015/](http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2015/)

kekka-gaisuuti.html

宮武恭一(2007)：「広域化・大規模化する集落営農の成果と意義」、『農業経営研究』, 45(2), pp. 41-45.

山口県集落営農法人連携協議会(2014)：「平成26年度第3回山口県集落営農法人連携協議会役員会資料」.

山口県JA営農指導員協議会(2013)：「平成24年度営農指導員・普及指導員交流集会資料」.

山口県担い手育成総合支援協議会(2010)：「平成22年版集落営農法人のすすめ」

山口県(1990)：「山口県農林業振興の基本構想」

山口県(1996)：「山口県農林業・農山村振興の基本構想」

山口県(2009)：「やまぐち食と緑のプラン21」

山口県(2009)：「やまぐち食と緑・水産チャレンジ実行計画」

山口県(2013)：「やまぐち農林水産業再生・強化行動計画」

山口県(1999～2015)：「平成11～27年度農林行政の重点施策と予算概要」

山口県(2016)：「平成28年度山口県立農業大学校要覧」

山口県(2007)：「平成19年度やまぐち食と緑と水のレポート」

謝 辞

本研究は、多くの関係者の方々から賜ったご指導、ご支援、ご協力のおかげで完成させることができました。

まず、九州大学大学院農学研究院の伊東正一先生そして磯田宏先生、雨河祐一郎先生には、論文の構想段階から作成取りまとめに向けて、懇切丁寧なご指導をいただきました。また、明治大学の小田切徳美先生には、お忙しい中、時間を取っていただき研究取りまとめに向けて有益なご示唆をいただきました。ここに、厚くお礼を申し上げます。

また、社会人学生として大学で研究を進めることに対して格別のご配慮をいただいた山口県農業協同組合中央会の中村滋専務をはじめ、職員の皆様方に厚くお礼を申しあげます。

さらに、事例調査に何度も訪れたにもかかわらず、常に快くご対応いただいた集落営農法人の皆様方には大変お世話になりました。心よりお礼を申しあげます。

そして、共に人生の一時期を同じ研究室で過ごした大学院生の皆様方そして4年生や3年生の皆様方、大重直美さんや田中雅弘さんには、ゼミやシンポジウム、更には、学会等で大変お世話になりありがとうございました。心よりお礼を申し上げます。

末尾に、私事で恐縮ですが、社会人と学生の2足の草鞋をはきつつ、論文を書いていた4年間、様々に支えてくれた妻幹子と2人の子供、皓一郎、典子に感謝します。

付 録

(公聴会発表用パワーポイント資料スライド 115 枚)

(スライド No.1～No.115)

新規就農者を雇用している集落営農法人の現状と 経営展開の方向性

—高齢化及び国際化に対応した山口県を事例として—

The Current Situation and Future Directions of Community-based Group Farming Corporations in Yamaguchi Prefecture Focusing on Employments of Young Workers.

和田 清孝

Kiyotaka Wada

九州大学大学院 生物資源環境科学府 農業資源経済学専攻
食料農業政策学研究室

2017年12月19日

目 次

第1章 課題と方法

第2章 農業構造の動向及び集落営農法人の展開と山口県の特徴 —農林業センサス分析、集落営農実態調査分析等を中心として—

第3章 新規就農者を雇用する集落営農法人の特徴と課題—山口県を事例として— (学会報告済み、一部学会誌に掲載済み 2016年1月)

第4章 地域ぐるみ型集落営農法人における新規就農者の雇用と雇用を契機とした 経営展開の方向性 —D型、E→F型の事例から— (学会報告済み、一部学会誌に掲載済み 2016年10月)

第5章 少数担い手型集落営農法人(事業積極拡大)における新規就農者の 雇用と経営展開の方向性 —A, B, C型の事例から— (学会報告済み、一部学会誌に投稿準備中)

第6章 結論と今後の課題

目 次

第1章 課題と方法

- 第1節 問題の所在と背景
- 第2節 関連先行研究のレビュー
- 第3節 本研究の具体的課題設定
- 第4節 構成と分析方法

第2章 農業構造の動向及び集落営農法人の展開と山口県の特徴

—農林業センサス分析、集落営農実態調査分析等を中心として—

- 第1節 本章の課題
- 第2節 労働力の動向
- 第3節 農業経営体の動向
- 第4節 土地利用の動向
- 第5節 農業経営体の経営動向
- 第6節 集落営農の動向
- 第7節 山口県立農業大学校について
- 第8節 山口県における農業振興施策
- 第9節 まとめ

第3章 新規就農者を雇用する集落営農法人の特徴と課題 —山口県を事例として—

- 第1節 本章の課題と調査方法
- 第2節 新規就農者を雇用している法人の概要
- 第3節 新規就農者を雇用した法人の6類型(A,B,C,D,E,F型)

目 次

第4節 6類型の経営的特徴

- (1) 作事業展開等から見た6類型の特徴
- (2) 土地所有と労働・役員業務への収益配分から見た6類型の特徴
- (3) 地代水準から見た6類型の特徴

第5節 新規就農者を雇用する経過に関する具体的分析結果

第6節 新規就農者の情報収集方法と法人選択理由等

第7節 新規就農者の受け入れと既存法人構成員との関係づくり

第8節 まとめ

第4章 地域ぐるみ型集落営農法人における新規就農者の雇用と雇用を契機とした経営展開の方向性 —D型、E→F型の事例から—

第1節 本章の課題

- (1) 新規就農者を雇用した集落営農法人の6類型と事例調査法人の位置づけ

第2節 (農)X(地域ぐるみ農業・農地維持露地野菜導入型:D型)の事例分析

- (1) (農)Xの概要
- (2) (農)Xの役員、作業従事者の推移
- (3) 雇用に関する合意形成
- (3) 新規就農者の雇用と相前後した経営変化
- (4) 新規就農者の育成
- (5) 農用地利用改善団体等と法人との関係

第3節 (農)Y(地域ぐるみ地域活性化多角化型:F型)の事例分析

- (1) (農)Yの概要
- (2) (農)Yの役員、作業従事者の推移
- (3) (農)Yの農業生産、加工の展開

目 次

- (4) (農)Yの6次産業化への取り組み
- (5) (農)Yの補助作業者確保状況
- (6) 新規就農者雇用に関する合意形成
- (7) 新規就農者の育成
- (8) Y地域水と緑運用協議会と法人との関係

第4節 まとめ

第5章 少数担い手型集落営農法人(事業積極拡大)における新規就農者の雇用と経営展開の方向性—A, B, C型の事例から—

第1節 本章の課題

第2節 (株)U(少数担い手模拡大型:A型)の事例分析

- (1) (株)Uの概要
- (2) (株)Uの経営展開の推移と雇用

第3節 (有)V(少数担い手規模拡大野菜導入型:B型)の事例分析

- (1) (有)Vの概要
- (2) (有)Vの経営展開の推移と雇用

第4節 (有)W(少数担い手規模拡大多角化型:C型)の事例分析

- (1) (有)Wの概要
- (2) (有)Wの経営展開の推移と雇用
- (3) (有)Wの組織図
- (4) (有)Wの6次産業化への取り組み

第5節 まとめ

目 次

第6章 結論と今後の課題

第1節 本研究の要約と結論

(1) 本研究の課題と方法

(2) 各章ごとの分析の要約

①第2章—対象地域である山口県の位置づけ—

②第3章—新規就農者を雇用した集落営農法人の6類型と6類型の経営的特徴—

③第4章—地域ぐるみ型集落営農法人の雇用と雇用を契機とした経営展開の方向性—

④第5章—少数担い手型の雇用と雇用を契機とした経営展開の方向性—

(3) 本研究課題別に見た結論

(4) 新規就農者の雇用と雇用を契機とした新たな経営展開の方向性

—A～C,D～F型の類型間の関係の考察—

第2節 政策提言

第3節 残された課題

第1章 課題と方法

第1節 問題の所在と背景

- ・山口県では、農業農村の発展のため、特に、集落営農法人を中核的担い手として位置づけ設立と経営発展を支援している。
- ・2017年3月現在249法人設立されており、農地の受け皿と地域農業・農村の活性化にとって無くてはならない存在となっている。
- ・しかし、山口県では、農業就業人口の平均年齢が全国2位の70.3歳(2015年センサス)と農業従事者の高齢化が全国的にも高いレベルで進んでいる。
- ・集落営農法人は、役員、オペレーターや構成員の高齢化、さらに米価の低下等、これらの課題に対応して、持続可能な経営体として経営発展を進めるためには、次代を担う人材の確保及び生産コストの更なる低減、収益性の向上等経営体質の強化が喫緊の課題となっている。

(単位:法人数)

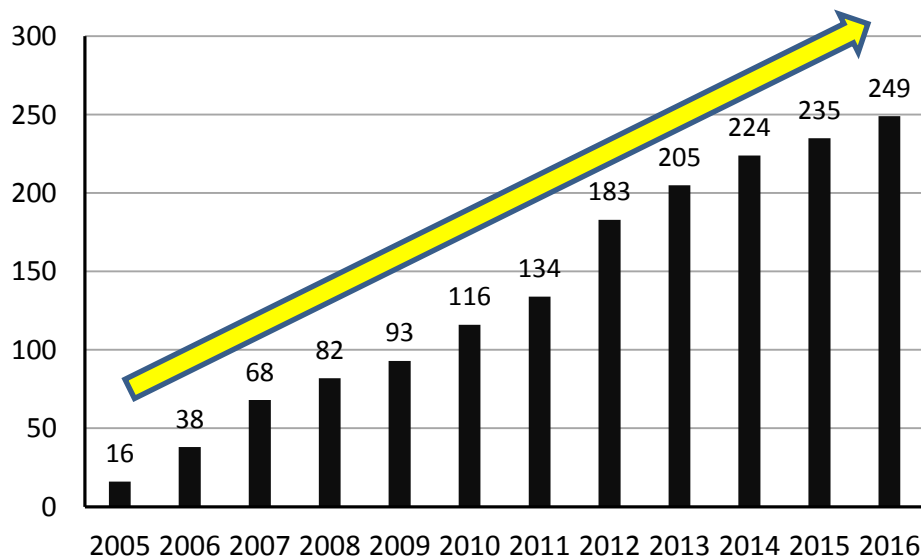


図1-1 集落営農法人数の推移 年度

出所:山口県農業振興課資料(2016年)
より作成

表1-1 山口県における農業地域類型別集落営農法人数

	法人数	新規就農者 受け入れ法人(内数)
都市的地域	24	4
平地地域	9	0
中間地域	129	7
山間地域	43	3
合計	205	14

出所:山口県農業振興課資料及び聞き取り調査
(2015年)による

表1-2 基幹的農業従事者の高齢者割合の推移(全国、山口県)

		1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年
基幹的農業従事者 65歳以上割合	全国	26.8	39.7	51.2	57.4	61.1	64.6
	山口県	37.6	46.6	61.2	73.1	77.2	80.6
基幹的農業従事者 75歳以上割合	全国	5.0	7.6	12.7	20.6	28.7	31.0
	山口県	10.8	14.9	21.5	30.3	39.6	41.2

出所:農林業センサス各年

・一方、2014年の全国の新規就農者数は57,650人(平成26年度新規就農者調査)で、2010年以降5万人台で推移している。このうち49歳以下は21,860人で、2007年以降最も多くなっている。

・就農形態別では、新規自営農業就業者は、2007年には新規就農者の88%を占めていたが、2015年には78%となっている。新規雇用就業者数、新規参入者数は、その割合が増加しており2015年における構成比は、新規雇用就業者は、16%、新規参入者は5%となっている。

・2015年の就業形態別新規就農者に占める「39歳以下」の割合は、新規参入者49.9%、新規自営農業就業者15.4%、新規雇用就業者61.6%で、新規雇用就業者や新規参入者は、39歳以下の若者が多い。

・山口県における新規就農者数は、1999年から2004年までは、30名程度で推移してきたが、2005年以降年々増加し2016年には121名となっている。このうち法人就業者の占める割合は、59%である。

・こうした中、集落営農法人の次代を担う担い手として新規就農者を受け入れ経営発展を進めている集落営農法人が出現してきた。

表1-3 新規就農者数の推移 (全国)

単位:人、%

区分	計					就業形態別			構成比(%)		
		49歳以下 (人)	割合 (%)	44歳以下 (人)	割合 (%)	新規自営農 業就業者 (人)	新規雇用就 業者 (人)	新規参入 者 (人)	新規自営 農業就業 者(%)	新規雇用 就業者 (%)	新規参 入者 (%)
2007年	73,460	21,050	29			64,420	7,290	1,750	88	10	2
2008年	60,000	19,840	33			49,640	8,400	1,960	83	14	3
2009年	66,820	20,040	30			57,400	7,570	1,850	86	11	3
2010年	54,570	17,970	33			44,800	8,040	1,730	82	15	3
2011年	58,120	18,600	32			47,100	8,920	2,100	81	15	4
2012年	56,480	19,280	34	17,260	31	44,980	8,490	3,010	80	15	5
2013年	50,810	17,940	35	16,020	32	40,370	7,540	2,900	79	15	6
2014年	57,650	21,860	38	18,500	32	46,340	7,650	3,660	80	13	6
2015年	65,030	23,030	35	19,760	30	51,020	10,430	3,570	78	16	5

出所:農林水産省「平成27年度新規就農者調査」(2016年)

表1-4 就農形態別新規就農者の年齢別就農人数の推移(全国)

		人数 (計) 構成比 (計)	39歳以下	40～44歳	45～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
新規参入者	2012年	3,010	1,540	420	210	330	270	250
	2015年	3,570	1,780	540	200	390	290	380
	2015年構成比	100	49.9	15.1	5.6	10.9	8.1	10.6
	12-15増減率	18.6	15.6	28.6	-4.8	18.2	7.4	52.0
新規自営農業就業者	2012年	44,980	8,160	1,140	1,240	6,340	16,760	11,340
	2015年	51,020	7,880	2,190	2,460	8,150	14,920	15,420
	2015年構成比	100	15.4	4.3	4.8	16.0	29.2	30.2
	12-15増減率	13.4	-3.4	92.1	98.4	28.5	-11.0	36.0
新規雇用就業者	2012年	8,490	5,330	670	570	1,170	570	190
	2015年	10,430	6,430	930	620	1,160	700	590
	2015年構成比	100	61.6	8.9	5.9	11.1	6.7	5.6
	12-15増減率	22.9	20.6	38.8	87.7	-0.9	22.8	210.5

出所:農林水産省「新規就農者調査」(2012年、2015年)

単位：人

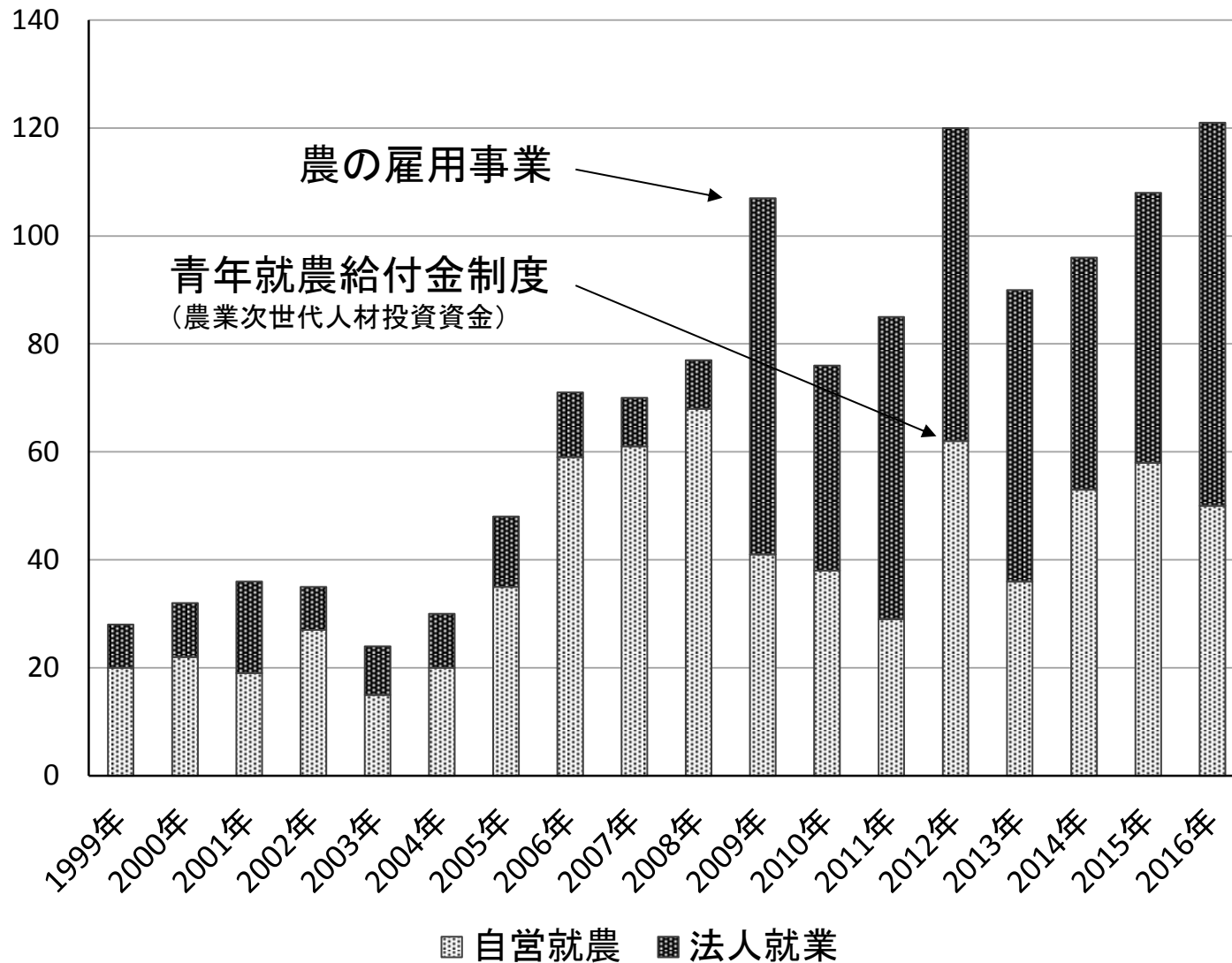


図1-2 自営就農・法人就業別新規就農者数の推移(山口県)

出所：山口県農業振興課資料(2016年)より作成

山口県における「集落営農法人」の定義

1～数集落を範囲として、関係農家の多くが参加し度重なる話し合い活動により、農地の利用調整や農業経営の効率化を行うために設立された法人であり

① 農業経営基盤強化促進法に規定される特定農業法人

② 又は、話し合い活動により集落内の相当面積の集積を決定し、当該集落の相当数の農家が参加して設立された法人

○地域ぐるみ型

集落内の相当数の農家が構成員として参加し法人化したもの

○少数担い手型

特定の専業農家等が法人化したもの

第2節 関連先行研究のレビュー

(1) 集落営農法人の労働力確保及び雇用に関する研究

・杉田（2011）は、全国の個人経営及び農業生産法人を対象に雇用導入の現状と課題を営農類型別（普通作物、園芸、畜産）に分析し園芸、畜産は周年雇用が確保されているが、土地利用型経営は、季節労働が多く地縁血縁者を雇用する経営が多いことを指摘している。

・伊庭（2013）は、中国地方中山間地域の島根県を対象に集落営農の抱える問題と今後の組織維持に向けての課題を整理し、労働力の不足と事業収益性の低さを指摘している。労働力不足への対応として、新規就農者を専従者として常勤雇用する形態では雇用を可能とする事業収益性を確保するため販売金額の増加が課題となると指摘している。また、集落営農のオペレーターとしての所得と自己の個別経営の所得の合算において必要となる年間所得を確保する形態、週末通作、複数の集落営農間の協力を模索する対応がある事を示している。事業収益性の低さの改善には、園芸部門や農産加工への取り組み、さらに社会貢献事業にも取り組んでいることを明らかにしている。

・加古・初川（2007）は、6集落営農組織の合併により設立された兵庫県の広域営農組合（2階建て）の、経営の現状、効果を整理し、若い専従者4名の雇用が可能になったこと、経営の多角化が進んだことを示している。

・金子（2007）は、山口県や福井県の集落営農法人の事例を調査し、専従者については、一定の地域内の者に限られているものの、個人的な資質による採用となっていること、管理作業については、家や集落への帰属意識によって多くの作業者を確保していることを指摘している。また、専従者を確保するには、雇用環境を整えるだけの事業内容、収益規模が必要であると指摘している。

第2節 関連先行研究のレビュー（つづき）

（2）集落営農法人の経営展開に関する研究

・ 棚田(2004)は、島根県、広島県における集落営農法人について、組織運営の実態等を検討して、多くの法人が地域ぐるみで法人化し基幹的従事者が不在の中で土地利用型農業の効率化と集落農地の維持管理を一体的に進めることを法人設立の基本目標としていること、経営効率の追求よりは、平等対等を基礎とした運営が優先されること、一部に野菜作の導入がみられると指摘している。

・ 棚田(2007)は、広島県の専従者不在で稲作を基幹部門とする地域ぐるみ型集落営農法人を対象に、園芸作に対する取り組みの実態を調査し園芸作を開始するうえで、リーダーや役員の意向が大きく影響していること、収益部門確立よりも女性や高齢者の働き場所の確保を重視して導入される場合が多いことを指摘している。また、園芸作導入には、生産から販売まで一貫して対応できる責任者の確保が不可欠であり、青壮年者不在の条件下でも園芸作を開始するうえで必須条件であると指摘している。

・ 安藤(2013)は、大分県の中山間地域に位置する集落営農法人の実態調査を通じて「農業専従者」による「効率的かつ安定的な農業経営」に集落営農法人が転換していく可能性は乏しいと指摘している。荒井(2005)も滋賀県の事例を調査して同様な指摘をしている。

・ 田代(2016)は、集落営農の取り組みを地域協業経営体形成に至るプロセスととらえれば、地域性ととともに「段階」性（高齢化、脱農家に応じた段階）があると指摘している。A：任意組織の段階、B：法人化の第一段階、C：法人化の第二段階。発展段階の必要性（協業、利用権、経営自立）が地域に継起するかぎり発展段階的といえるが、各段階にとどまる期間が長くなる（定年継承によりAあるいはB段階に長く留まる可能性もある）と、地域差による類型となると指摘している。

第2節 関連先行研究のレビュー（つづき）

（2）集落営農法人の経営発展に関する研究（つづき）

・宮武(2007)は、富山県の3つの集落営農を統合し設立された集落営農法人を対象に分析し集落営農を合併し200ha近い農地の集積を機に少数の主たる従事者による運営体制を構築したことを指摘している。

・小林(2007)は、広島県の地域ぐるみ型集落営農法人を対象に、労働参加形態に注目し、法人と組合員の結合関係の実態分析を行い、広範な多様な労働参加機会が用意された「水平的結合関係」と賃借関係だけで結合する「垂直的な結合関係」があることを指摘している。

また、集落営農の多角化や他組織の連携などのステップアップ（経営展開方向）の議論については、組織内の労働参加形態からの分析と地域と集落営農法人の関係からの分析が重要な論点となると指摘している。

・北田(2008)は、集落営農法人における事業多角化の実態と課題について地域ぐるみ型法人と少数担い手型法人の事例を分析し少数担い手型の法人は、経営の持続性を確立するうえで、付加価値を付け労働力の有効活用が図られる事業多角化に対する意向が強いこと、売上高の比較的低い地域ぐるみ型は法人は、事業多角化の目的に地域農業の活性化といった理由をあげる法人が多いことを指摘している。また、売上高の多い法人ほど収益を高めることを目的に加工部門に労働力を導入している法人が多いこと、売上高の少ない法人は、法人構成員家族労働力のみで加工部門に対応していること、を指摘している。

第2節 関連先行研究のレビュー（つづき）

（3）先行研究の成果と残された課題（未解明な点）

これらの先行研究の成果と残された課題を集落営農法人における新規就農者の雇用と経営展開の方向性という視点から整理すると

第1に、経営を複合化多角化している法人は非複合化多角化法人よりも雇用環境が整っていること、営農類型別に雇用導入を分析すると普通作物経営は季節労働が多いこと、畜産や園芸は周年雇用が確保されていること、雇用と野菜導入や多角化による収益性の向上には関係があること、について明らかにしているが、雇用に至る実態や背景、雇用している法人にはどのような経営的特徴、また、どのようなハードルを乗り越えたならば雇用が可能となるのかまでは分析がなされていない。

第2に、島根県や広島県における地域ぐるみ型法人の多くは基幹的従事者が不在の中で、兼業者や高齢者を中心として労働力を確保し土地利用型農業の効率化と集落農地の維持管理を一体的に進めることを法人設立の基本目的としていること、を明らかにしている。また、「農業専従者」による「効率的な経営体」に転換する可能性は乏しいと指摘されている。しかし、更なる高齢化が進み、労働力を確保できなくなった場合にどのような展開が見られるのか、新たな動きについて具体的に分析されていない。

第3に、集落営農法人の経営展開の方向性については、発展段階なのか地域性による類型なのかという論点が指摘されているが、高齢化が一層進展した場合に、どのような展開が見られるのか、については分析されていない。

第3節 本研究の具体的課題設定

・第1節で述べたように、集落営農法人が、法人の、米価の低下等の課題に対応して、持続可能な経営体として、経営発展を進めていくため役員やオペレーターの高齢化が一層進展し、次代を担う担い手の確保及び生産コストの更なる低減、収益性の向上等経営体質の強化が喫緊の課題となっている。

・こうした課題に対して、第2節での関連先行研究の検討を踏まえると以下のような点を明らかにすることが次代を担う担い手の確保と雇用を契機とした経営展開の方向性について明らかにするために必要となってくる。

・そこで、本研究は、

- ① 新規就農者を雇用するために、どの様なハードル(経営的特徴を有する必要)が存在するのか。
- ② また、新規就農者を雇用している集落営農法人は、どの様にして、そのハードルを乗り越えたのか。その際、どの様にして地代と労働費の相克を乗り越えたのか。
- ③ 新規就農者を雇用することによって、どの様な経営展開が可能となるのか
- ④ 新規就農者を雇用して経営発展を進めている集落営農法人には、どのような経営展開の方向性(進化の段階性)があるのか

以上4点を明らかにすることを課題とする。

第3節 本研究の具体的課題設定のつづき

・また、現場では、新規就農者を雇用している集落営農法人は、組織の姿は、様々で多様である。これらは、集落営農の取り組みを地域協業経営体の形成に至るプロセスととらえれば、発展段階があるのか、類型なのか、といった論点があることを田代(2016)は指摘している。そこで、本研究では、経営発展の方向性(進化の段階性)を明らかにするために有効であると考え、新規就農者を雇用している様々な法人を類型化し類型間の経営的特徴の比較を行なった。

第4節 構成と分析方法

- ・ 第1章において、研究の背景と課題を述べ、先行研究のレビューを行なう。
- ・ 第2章において全国及び分析対象地山口県の農業構造、集落営農、新規就農者及び農業従事者の現状や特徴を明確にするため農林業センサスや集落営農実態調査等を用いた分析を行なう。
- ・ 第3章において、新規就農者を雇用している集落営農法人を事例調査に基づき
 - ⊖労働の組織化の態様（少数担い手型、地域ぐるみ型）、
 - ⊖新規就農者を雇用した理由、
 - ⊗作目や事業展開の複合化多角化の程度、といった3つの視点で類型化を行うとともに地代水準や労働への収益配分等から見た類型間の経営的特徴を明らかにする。
- ・ 第4章において、地域ぐるみ型法人に着目し、典型的事例について詳しい事例調査を行い、第1に、農作業従事者や役員等の高齢化や人材確保の実態を具体的に明らかにする。第2に、高齢化に対応して新規就農者を雇用することによって、法人内の役割分担等がどのように変化しているのか、また新規就農者をどのように位置づけ育成しようとしているのか、第3に、雇用導入のために乗り越えなければならないどの様なハードルがあるのか、また、どの様にして乗り越えているのか、第4に、雇用と相前後した法人経営の変化がその後の法人経営展開にどの様な影響をもたらしているのか（経営展開の方向性）を明らかにする。

第4節 構成と分析方法（つづき）

- ・ 第5章において、少数担い手型に着目して、事例分析をとおして
 - ⊖ 普通作物規模拡大の背景と雇用との関係、⊖ 野菜導入や多角化の背景、⊗ 新規就農者を雇用する場合どの様なハードルがあるのか、また、どの様にして乗り越えたのか、④ 雇用と相前後した経営展開の変化がその後の法人経営にどの様な影響を与えたのか、⑤、⊖～⑤において地域ぐるみ型と比較してどのような違いがあるのか、明らかにする。
- ・ 第6章において、本研究の課題と方法のまとめ、各章の分析の要約、本研究課題別に見たまとめ及び落営農法人の雇用と雇用を契機とした経営展開の方向性（進化の段階性）について考察する。

本研究の分析対象地として山口県を選定した理由

- ⊖ 5年から10年程度、全国に先駆けて高齢化が進んでいること、
- ⊖ 全国的にも早くから集落営農への取り組みが見られた集落営農ベルト地帯の中国地域に位置しており、多くの集落営農法人が設立されていること、
- ⊗ 以上のような背景から、近年、新規就農者を雇用する集落営農法人が比較的多く見られるようになってきた、からである。

第2章 農業構造の動向及び集落営農法人の展開と山口県の特徴

—農林業センサス分析、集落営農実態調査分析等を中心として—

第1節 本章の課題

山口県における新規就農者を雇用した集落営農法人を対象に、どのような経営的特徴を有する集落営農法人が新規就農者を雇用することができるのか、また、雇用によりどのような経営展開が可能となるのか、雇用を契機としてどのような経営展開の方向性があるのか明らかにすることを本研究の目的とする。

そこで、本章では、農林業センサスや集落営農実態調査から農業従事者の高齢化や新規就農者、集落営農法人の農地の受け皿としての動向及び農業経営体の経営動向を明らかにする。さらに、全国的動向をふまえつつ、本研究が研究対象とする山口県の位置・特徴を明らかにする。また、山口県農政における集落営農の取り組みの歴史を明らかにする。

具体的には、次の7点である。

1. 農業労働力の動向
2. 農業経営体の動向
3. 土地利用の動向
4. 農業経営体の経営動向
5. 集落営農の動向
6. 山口県立農業大学校
7. 山口県における農業振興施策

第2節 農業労働力の動向

表2-1 基幹的農業従事者の地域別動向(75歳以上)

単位：%

	基幹的農業従事者75歳以上の割合						
	2000年	2005年	2010年	2015年	増減①	増減②	増減③
					00~2005	05~2010	10~2015
北海道	6.6	9.5	13.1	13.5	3	4	0
東北	9.4	16.2	24.7	29.1	7	9	4
北陸	13.3	21.8	31.2	33.5	9	9	2
北関東	11.4	20.9	28.7	30.1	10	8	1
南関東	12.6	21.3	28.5	30.4	9	7	2
東山	16.8	25.9	34.4	36.8	9	9	2
東海	17.2	26.1	33.8	35.2	9	8	1
近畿	15.9	23.8	32.1	32.1	8	8	0
山陰	19.1	29.4	38.2	40.0	10	9	2
山陽	21.2	30.2	39.9	40.6	9	10	1
四国	14.8	22.6	30.4	32.2	8	8	2
北九州	9.3	16.2	24.5	28.3	7	8	4
南九州	9.9	17.4	26.4	30.1	8	9	4
沖縄	13.3	18.4	26.0	27.8	5	8	2
全国	12.7	20.6	28.7	31.0	8	8	2
(都府県)	13.1	21.2	29.5	32.0	8	8	3
山口県	21.5	30.3	39.6	41.2	9	9	2

出所：農林業センサス各年

表2-2 昭和一桁世代等の基幹的農業従事者の推移(男女計)

単位:人、%

		基幹的農業従事者		基幹的農業従事者		基幹的農業従事者		基幹的農業従事者		昭和30年代世代以		基幹的農業従	
			年齢		年齢		年齢		年齢		年齢		割合
販売農家 (全国)	2005年	894,682	70歳以上	671,922	60～69歳	207,089	55～59歳	175,100	50～54歳	291,879	49歳以下	2,240,672	100
	2010年	589,400	75歳以上	664,077	65～74歳	271,460	60～64歳	192,811	55～59歳	333,689	54歳以下	2,051,437	92
	2015年	271,632	80歳以上	555,614	70～79歳	304,826	65～69歳	242,076	60～64歳	379,616	59歳以下	1,753,764	78
基幹的農業 従事者に占 める割合 (%)	2005年	40		30		9		8		13			
	2010年	29		32		13		9		16			
	2015年	15		32		17		14		22			
販売農家 (山口県)	2005年	16,744	70歳以上	9,844	60～69歳	1,989	55～59歳	1,100	50～54歳	1,296	49歳以下	30,974	100
	2010年	11,140	75歳以上	10,568	65～74歳	3,406	60～64歳	1,459	55～59歳	1,550	54歳以下	28,131	91
	2015年	5,145	80歳以上	9,033	70～79歳	4,624	65～69歳	2,510	60～64歳	2,019	59歳以下	23,331	75
基幹的農業 従事者に占 める割合 (%)	2005年	54		32		6		4		4			
	2010年	40		38		12		5		6			
	2015年	22		39		20		11		9			

出所:農林業センサス(2005年,2010年,2015年)

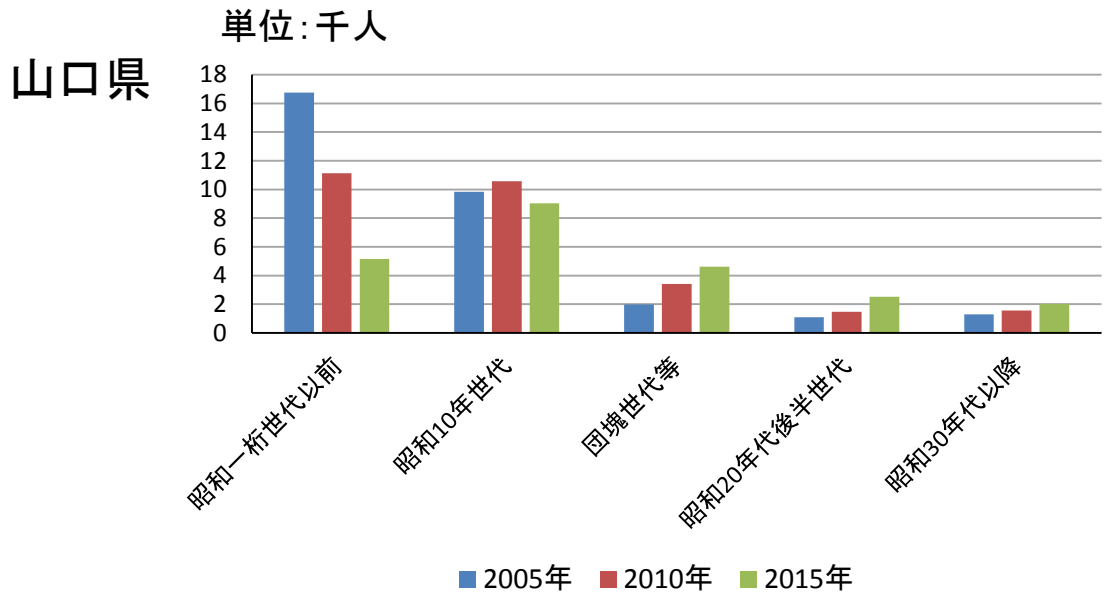
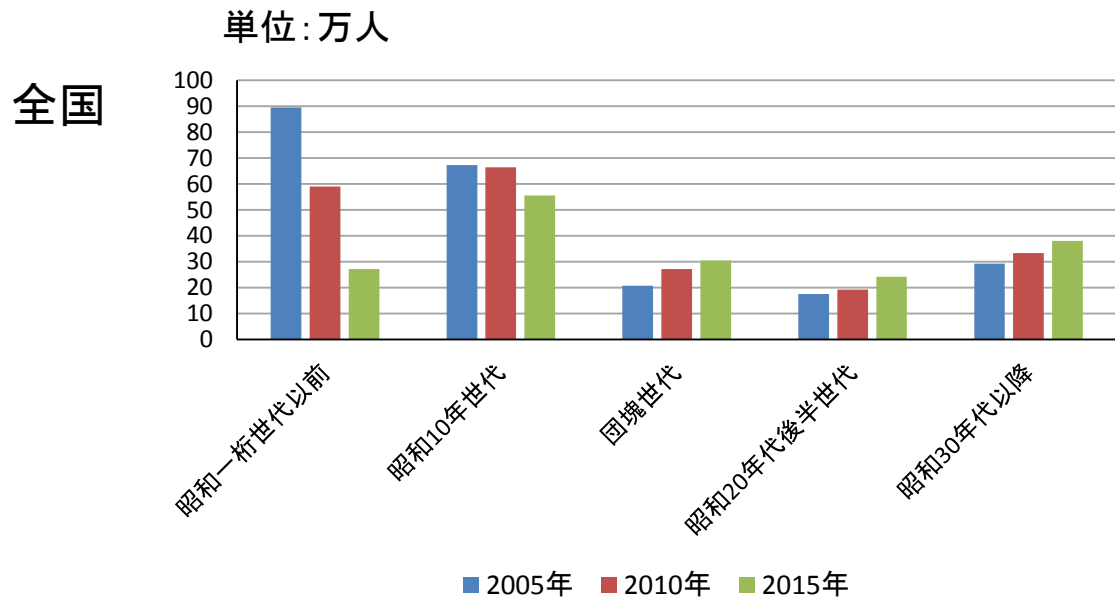


図2-1 基幹的農業従事者における世代別人数の推移

出所:農林業センサス(2005年、2010年、2015年)

表2-3 基幹的農業従事者の年齢別コーホート増減人数(販売農家)

全国(男女計)													単位:1,000人,歳	
各年齢階級	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	70以上	75以上	
2005年	13	23	31	42	71	111	175	207	280	392	433	895	462	
		(8)	(5)	(5)	(5)	(3)	(6)	(18)	(64)	(23)	(-31)		(-306)	
2010年	10	21	28	36	47	74	117	193	271	303	361	950	589	
		(7)	(6)	(6)	(6)	(3)	(3)	(9)	(49)	(34)	(-20)		(-406)	
2015年	7	17	27	34	42	50	77	126	242	305	283	673	544	
山口県(男女計)													単位:人,歳	
各年齢階級	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	70以上	75以上	
2005年	45	109	153	146	267	576	1,100	1,989	3,936	5,908	7,359	16,816	9,385	
		(45)	(6)	(12)	(31)	(43)	(92)	(359)	(1,417)	(856)	(-132)		(-5,676)	
2010年	25	90	115	165	177	310	668	1,459	3,406	4,792	5,776	16,916	11,140	
		(30)	(37)	(36)	(59)	(158)	(68)	(189)	(1,051)	(1,218)	(-143)		(-7,387)	
2015年	16	55	127	151	224	335	378	857	2,510	4,624	4,649	14,178	9,529	

出所:農林業センサス(2005年、2010年、2015年)

表2-4 農業経営体の雇用労働力の動向(組織経営体)

単位:1,000経営体、1,000人日、%

	組織経営体数	雇用者計						常雇					臨時		
		雇い入れた経営体数	雇用導入割合(%)	実人数	1経営体当たり(人)	延べ人日	1経営体当たり(人日)	雇い入れた経営体数	常雇導入割合(%)	実人数	1経営体当たり(人)	延べ人日	雇い入れた経営体数	実人数	延べ人日
実数															
2005年	28	13	46.4	195	15.0	18,183	1,399.0	7	25.0	68	9.7	13,448	10	127	4,735
2010年	31	16	51.6	237	14.8	21,681	1,355.0	9	29.0	82	9.1	16,468	12	155	5,213
2015年	33	22	66.7	278	12.6	31,556	1,434.4	14	42.4	121	8.6	25,354	16	157	6,202
増	05~10年	10.2	23.0	11.2	21.5	-1.3	19.2	28.6	16.0	20.6	-6.2	22.5	20.0	22.0	
減	10~15年	6.5	37.5	29.3	17.3	-14.9	45.5	55.6	46.2	47.6	-5.5	54.0	33.3	1.3	

出所:農業センサス(2005年、2010年、2015年)

表2-5 年齢別新規雇用就業者数(農家、非農家別)

単位:人、%

区分	計	農家出身	非農家 出身	割合
39歳以下	6,420	830	5,590	87
40～44歳	930	110	820	88
45～49歳	620	70	550	89
50～59歳	1,160	280	880	76
60歳以上	1,290	370	930	72

出所:農林水産統計、「平成27年度新規就農者調査農林水産省」、2016年9月、より作成。

第3節 農業経営体の動向について

表2-6 農業経営体と農家等の動向

		農業経営体		農家			農家以外の農業事業体	土地持ち非農家
		総農業経営体数	組織経営体	総農家数	販売農家	自給的農家		
							販売目的	
実数	1990年			3,834,732	2,970,527	864,205	7,474	775,016
	1995年			3,443,550	2,651,403	792,147	6,439	906,176
	2000年			3,120,215	2,336,909	783,306	7,542	1,097,455
	2005年	2,009,380	28,097	2,848,166	1,963,424	884,742	13,742	1,201,488
	2010年	1,679,084	31,008	2,527,948	1,631,206	896,742	19,937	1,374,160
	2015年	1,377,266	32,979	2,155,082	1,329,591	825,491	25,124	1,413,727
増減率	90～95年			-10.2	-10.7	-8.3	-13.8	16.9
	95～00年			-9.4	-11.9	-1.1	17.1	21.1
	00～05年			-8.7	-16.0	12.9	82.2	9.5
	05～10年	-16.4	10.4	-11.2	-16.9	1.4	45.1	14.4
	10～15年	-18.0	6.4	-14.7	-18.5	-7.9	26.0	2.9

出所：農林業センサス

表2-7 販売農家における専兼別、経営規模別、農産物販売金額別の状況

単位：1000戸、%

	販売農家 1,000戸	専業農家 割合 %	うち男子生 産年齢人 口なし%	兼業農家割合			経営規模		農産物販 売額1位 農家割合 (稲作) %
				第1種 兼業 %	第2種 兼業 %	2種兼 業割合 (高齢 専業農 家)を除 く%	1.5ha以 下割合 %	5ha以 上割合 %	
東北	240	25.8	58.3	15.5	58.6	69.2	54.6	9.5	67.7
北陸	99	19.5	71.5	11.4	69.0	79.8	60.1	7.4	90.7
北関東	123	30.7	56.3	13.3	55.9	67.8	61.6	7.0	61.8
南関東	99	33.9	54.1	13.0	53.0	64.4	71.0	3.2	49.5
東山	69	35.6	68.8	11.8	52.4	69.1	85.6	1.8	38.1
東海	121	27.5	63.0	11.6	60.7	73.0	83.2	2.3	51.8
近畿	126	29.3	69.7	8.7	61.9	78.0	84.8	1.7	66.6
山陰	37	24.1	75.4	9.0	66.7	82.5	84.6	2.0	73.5
山陽	85	35.3	83.3	7.2	57.4	81.7	85.5	1.7	76.2
四国	79	42.5	67.7	9.4	47.9	67.9	84.4	1.1	47.7
北九州	136	39.2	58.1	13.9	46.8	61.0	69.8	4.1	48.7
南九州	63	55.4	62.4	12.3	32.1	48.8	64.7	6.9	28.3
沖縄	14	52.6	55.8	13.2	34.0	50.0	66.0	5.5	1.1
都府県	1,292	32.2	63.6	12.1	55.6	69.9	69.4	6.8	58.3
山口県	20	39.2	85.0	7.1	53.5	84.6	81.7	2.1	76.2

出所：農林業センサス(2015年)

大規模経営層の規模拡大

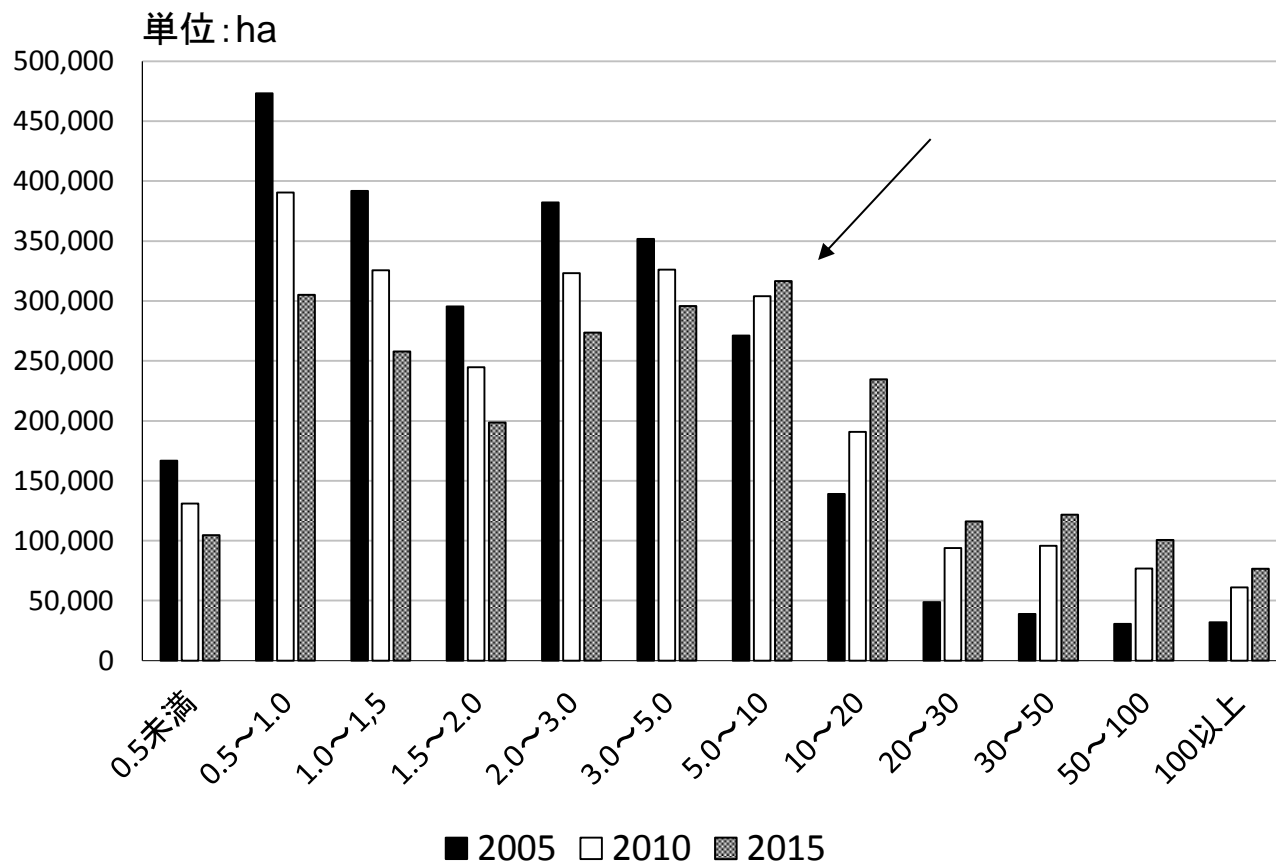


図2-2 経営規模別面積の推移

出所: 農林業センサス

第4節 土地利用の動向

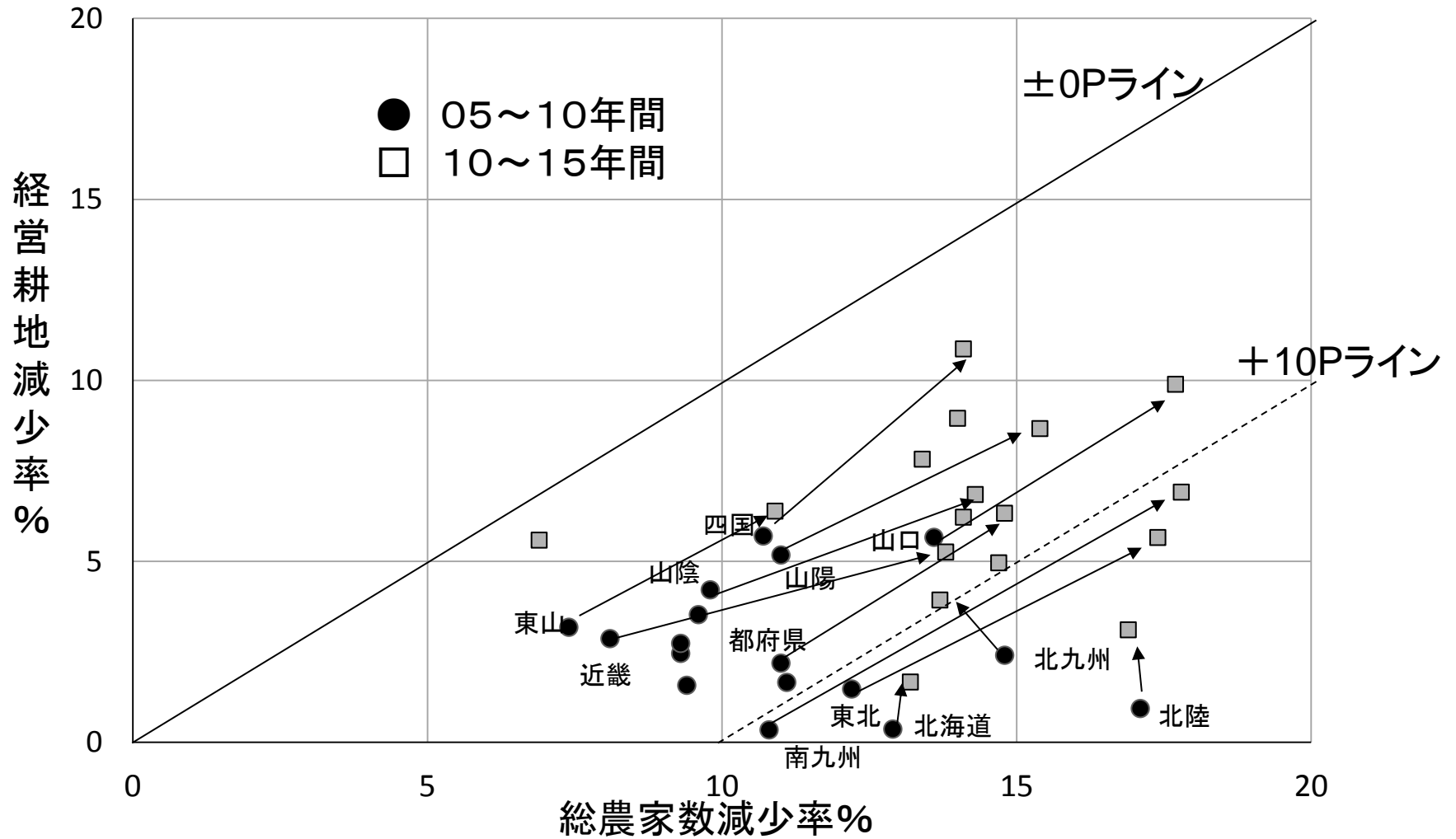


表2-8 農家と農家以外の農業事業体の経営耕地面積の動向(2000～2015年)

単位：ha、%

	総農家の経営耕地面積			農家以外の農業事業体経営耕地面積 (販売目的)			農家以外の農業事業体による面積カバー率(%)		
	増減①	増減②	増減③	増減④	増減⑤	増減⑥	(④/①)	(⑤/②)	(⑥/③)
	00～2005	05～2010	10～2015	00～2005	05～2010	10～2015			
北海道	-29,121	-25,148	-40,833	14,050	7,916	26,509	48.2	31.5	64.9
東北	-49,358	-68,454	-65,689	9,923	55,167	19,564	20.1	80.6	29.8
北陸	-26,324	-28,870	-22,226	13,317	25,557	13,549	50.6	88.5	61.0
北関東	-25,954	-14,317	-22,484	3,260	9,928	4,463	12.6	69.3	19.8
南関東	-16,534	-7,805	-17,447	2,163	3,208	3,766	13.1	41.1	21.6
東山	-10,948	-7,540	-8,204	1,682	5,192	2,426	15.4	68.9	29.6
東海	-23,293	-12,971	-24,416	6,633	7,133	6,908	28.5	55.0	28.3
近畿	-17,375	-10,930	-18,867	4,395	5,684	8,162	25.3	52.0	43.3
山陰	-7,886	-5,316	-6,440	2,240	2,825	2,708	28.4	53.1	42.0
山陽	-17,754	-12,681	-17,118	2,590	5,356	6,082	14.6	42.2	35.5
四国	-14,335	-9,247	-13,175	1,020	3,243	1,901	7.1	35.1	14.4
北九州	-22,040	-46,656	-19,817	148	40,905	9,064	0.7	87.7	45.7
南九州	-10,789	-3,773	-13,156	2,918	2,273	4,520	27.0	60.2	34.4
沖縄	-3,806	-1,103	-1,707	298	-47	596	7.8	-4.3	34.9
全国	-275,515	-254,809	-291,582	64,641	174,338	110,227	23.5	68.4	37.8
(都府県)	-246,394	-229,663	-250,748	50,590	166,422	83,718	20.5	72.5	33.4
山口県	-5,066	-4,879	-5,615	850	2,520	2,155	16.8	51.6	38.4

出所：農林業センサス（2000年、2005年、2010年、2015年）

第5節 農業経営体の経営動向について

大規模経営で進む販路の多様化

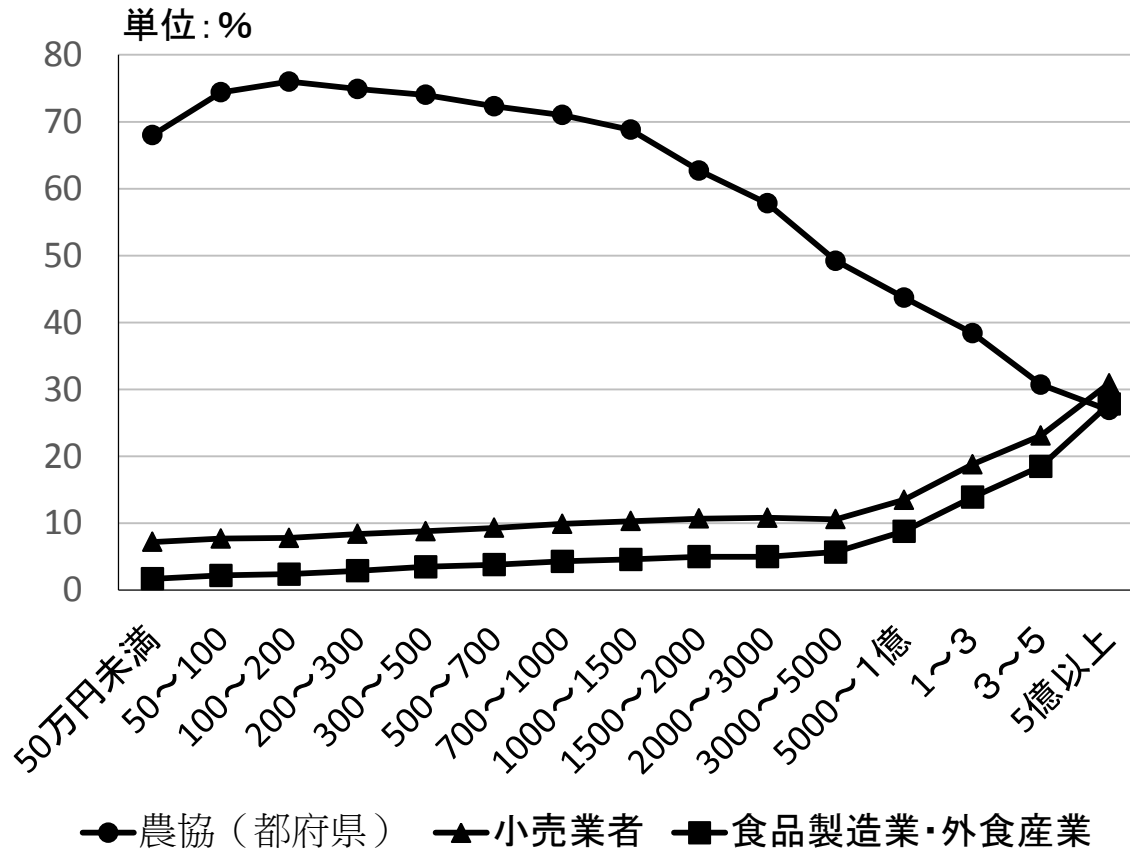


図2-4 農産物販売金額規模別事業展開状況(全国、2015年)

出所：2015年農林業センサス

注：販路が農協は都府県

大規模経営で進む雇用労働力の導入と経営の多角化

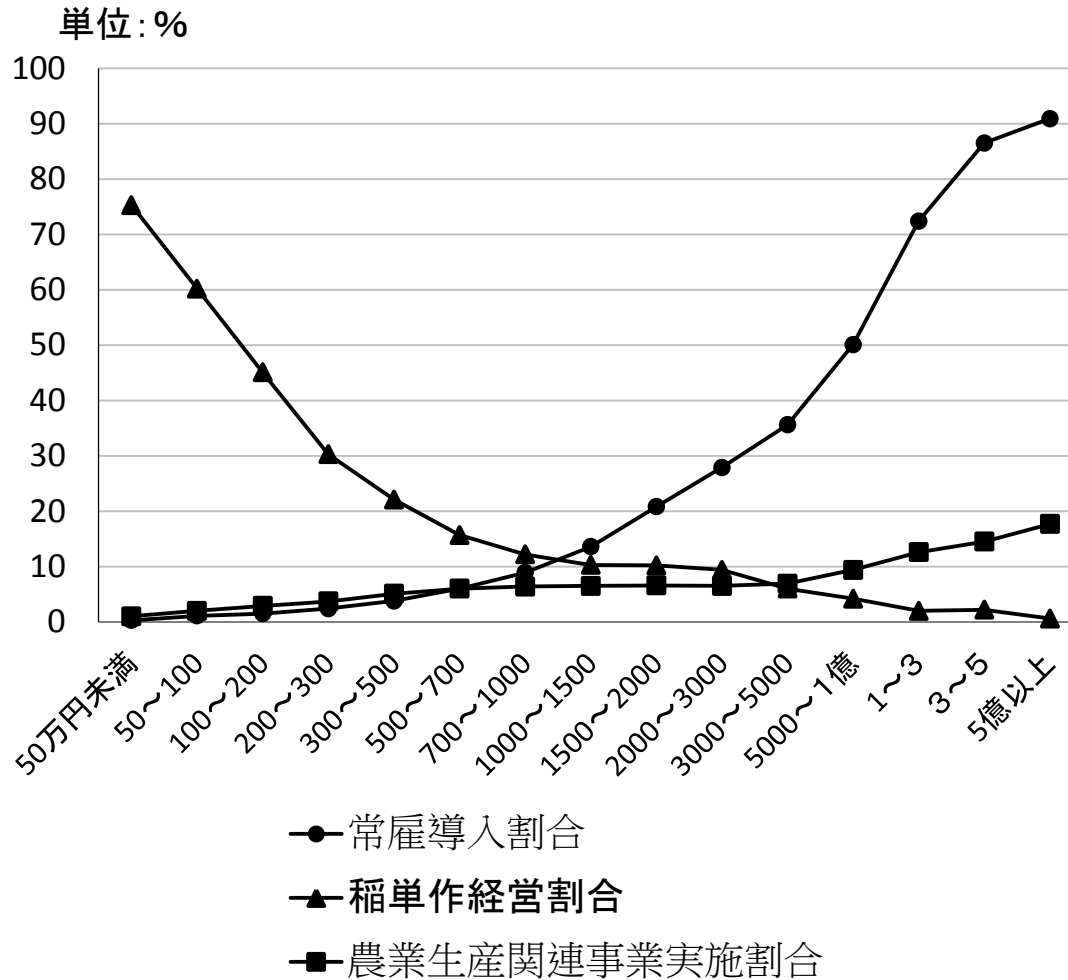


図2-5 農産物販売金額規模別事業展開状況(全国、2015年)

出所：農林業センサス(2015年)

表2-9 農業生産関連事業を行っている組織経営体数

単位：経営体、%

		農業関連 事業を 行っている 経営対 数	農産物の 加工	消費者 に直接 販売	観光 農園	貸農 園・体 験農 園等	農家 民泊	農家レ ストラ ン	海外に 輸出
2010年	組織経営体	7,100	2,164	5,889	589	612	81	257	110
2015年	組織経 営体	9,376	3,565	7,555	735	672	111	431	225
	うち法 人経営	8,310	3,378	6,629	681	595	107	418	217
10～15年 増減率		32.1	64.7	28.3	24.6	9.8	37.0	67.7	104.5

出所：農林業センサス(2010年、2015年)

第6節 集落営農の動向

表2-10 集落営農構成農家割合、現況集積面積の状況
(地域ブロック別)

	構成農家数割合 別集落営農数割合		経営耕地規模別集落営農数 割合(法人)		
	50%未満	90%以上	5～20ha	30ha以上	50ha以上
全国	30.3	33.7	35.1	33.6	12.7
北海道	21.0	27.6	8.1	86.4	81.0
都府県	30.4	33.8	35.4	33.0	12.0
東北	35.8	24.3	20.9	47.8	21.2
北陸	33.4	31.1	26.2	42.0	11.6
関東	61.5	11.9	20.6	47.6	20.1
東山	45.9	20.5	28.5	49.3	28.5
東海	25.2	45.2	29.8	36.2	14.3
近畿	18.9	50.9	48.4	20.0	6.9
山陰	17.4	40.5	57.5	13.0	4.8
山陽	16.1	53.5	48.1	22.2	5.6
四国	42.2	25.2	53.0	12.1	2.6
北九州	30.1	27.7	43.8	23.1	10.3
南九州	32.8	36.4	30.4	23.9	17.4
沖縄	16.6	33.3	—	—	—
山口県	14.5	42.5	52.2	27.1	8.5

出所：農水省「平成27年度集落営農実態調査」

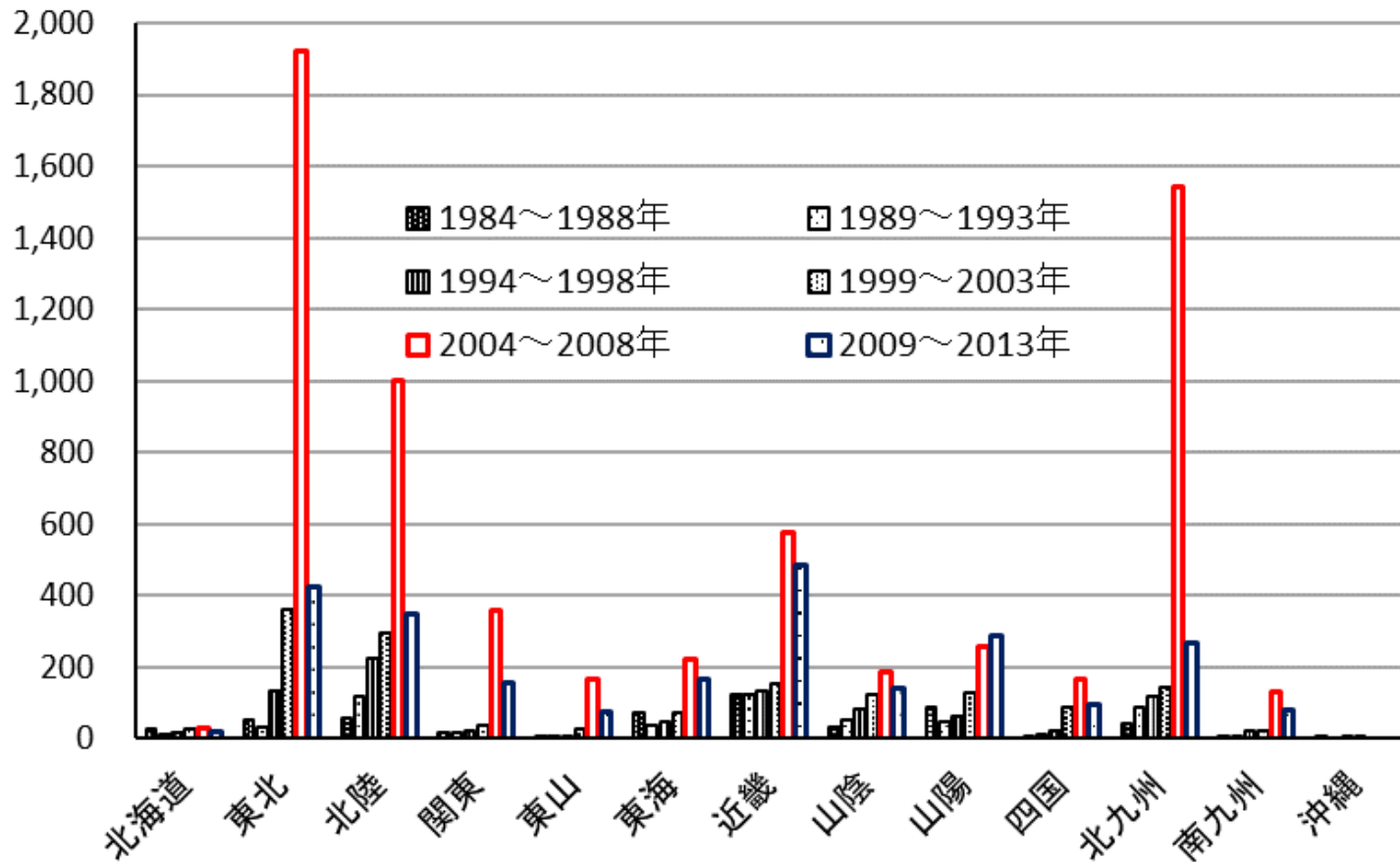


図2-6 設立年次別集落営農数(地域ブロック別)

出所:農水省「集落営農実態調査」(2015年)

単位:千法人

単位:%

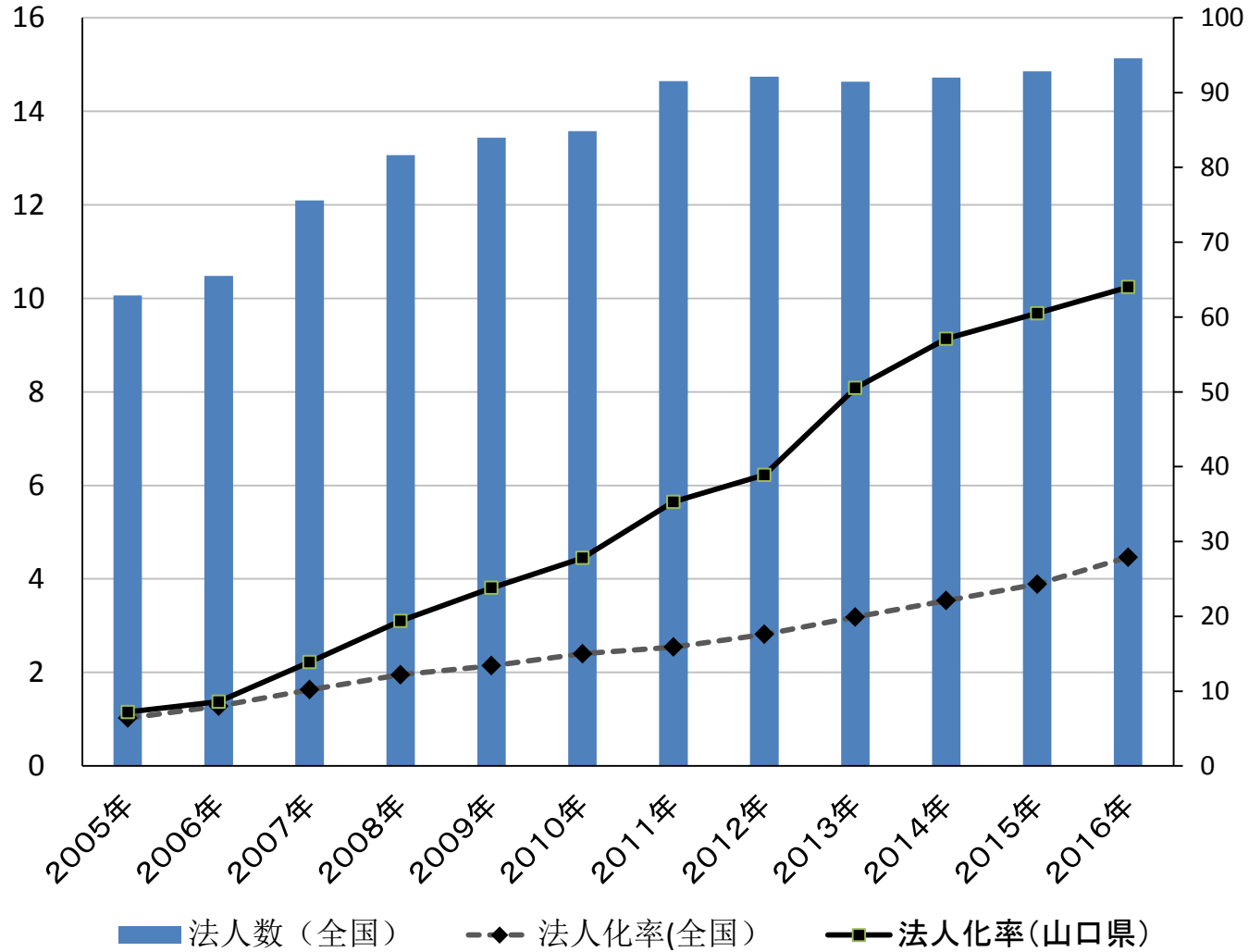


図2-7 集落営農数と法人化率の推移(全国と山口県)

出所:集落営農実態調査(農林水産省)

表2-11 組織形態別集落営農の構成比の推移(地域ブロック別)

単位：%

	集落営農数			構成比(2005年)			構成比(2010年)			構成比(2015年)		
	2005年	2010年	2015年	農事組 合法人	会社	非法人	農事組 合法人	会社	非法人	農事組 合法人	会社	非法人
全国	10,063	13577	14853	5.1	1.4	93.6	12.7	2.3	85.0	21.2	3.1	75.6
北海道	396	289	275	4.3	2.3	93.4	5.5	5.2	89.3	6.2	7.3	86.5
都府県	9667	13288	14578	5.1	1.3	93.6	12.9	2.2	84.9	21.5	3.1	75.4
東北	1624	2997	3306	3.3	2.8	94.0	7.0	3.2	89.8	13.5	3.8	82.7
北陸	1912	2089	2373	8.8	1.7	89.5	25.3	3.4	71.3	35.0	4.4	60.6
関東	279	626	642	6.5	0.7	92.8	13.7	1.9	84.3	26.0	3.4	70.6
東山	184	310	346	3.3	3.8	92.9	8.1	4.2	87.4	16.2	5.5	77.7
東海	753	790	791	4.1	1.7	94.2	9.1	3.0	87.8	18.1	3.9	78.0
近畿	1585	1771	2068	1.3	0.5	98.2	5.3	1.4	93.3	13.5	3.0	83.3
山陰	564	674	767	11.0	0.9	88.1	20.6	1.3	78.0	30.6	1.2	68.1
山陽	1022	1085	1247	8.6	0.4	91.0	23.4	1.8	74.8	37.2	2.7	60.1
四国	193	378	464	2.1	1.6	96.4	15.1	1.1	83.9	23.1	1.7	75.2
北九州	1402	2325	2294	2.4	0.3	97.3	9.5	0.8	89.7	15.8	1.1	83.1
南九州	143	237	274	4.9	2.8	92.3	8.9	2.5	88.6	13.9	2.9	83.2
沖縄	6	6	6	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
山口県	250	299	329	6.4	0.8	92.8	26.8	1.0	72.2	59.0	1.5	39.5

出所：農水省「集落営農実態調査」(2005年、2010年、2015年)

表2-12 組織形態別集落営農数の変化(地域ブロック別)

	集落営農数			増減数(2005-10年)				増減数(2010-15年)			
				計	農事組 合法人	会社	非法人	計	農事 組合 法人	会社	非法人
	2005年	2010年	2015年								
全国	10,063	13,577	14,853	3,514	1,216	176	2,122	1,276	1,422	154	-308
北海道	396	289	275	-107	-1	6	-112	-14	1	5	-20
都府県	9,667	13,288	14,578	3,621	1,217	170	2,234	1,290	1,421	149	-288
東北	1,624	2,997	3,306	1,373	157	52	1,164	309	237	27	43
北陸	1,912	2,089	2,373	177	361	38	-222	284	301	34	-51
関東	279	626	642	347	68	10	269	16	81	10	-75
東山	184	310	346	126	19	6	100	36	31	6	-2
東海	753	790	791	37	41	11	-15	1	71	7	-77
近畿	1,585	1,771	2,068	186	73	17	96	297	186	37	71
山陰	564	674	767	110	77	4	29	93	96	0	-4
山陽	1,022	1,085	1,247	63	166	15	-118	162	210	15	-63
四国	193	378	464	185	53	1	131	86	50	4	32
北九州	1,402	2,325	2,294	923	187	14	722	-31	142	7	-180
南九州	143	237	274	94	14	2	78	37	17	2	18
沖縄	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	250	299	329	49	64	1	-16	30	114	2	-86

出所：農水省「集落営農実態調査」(2005年、2010年、2015年)

法人数(累計)

法人数(単年設立数)

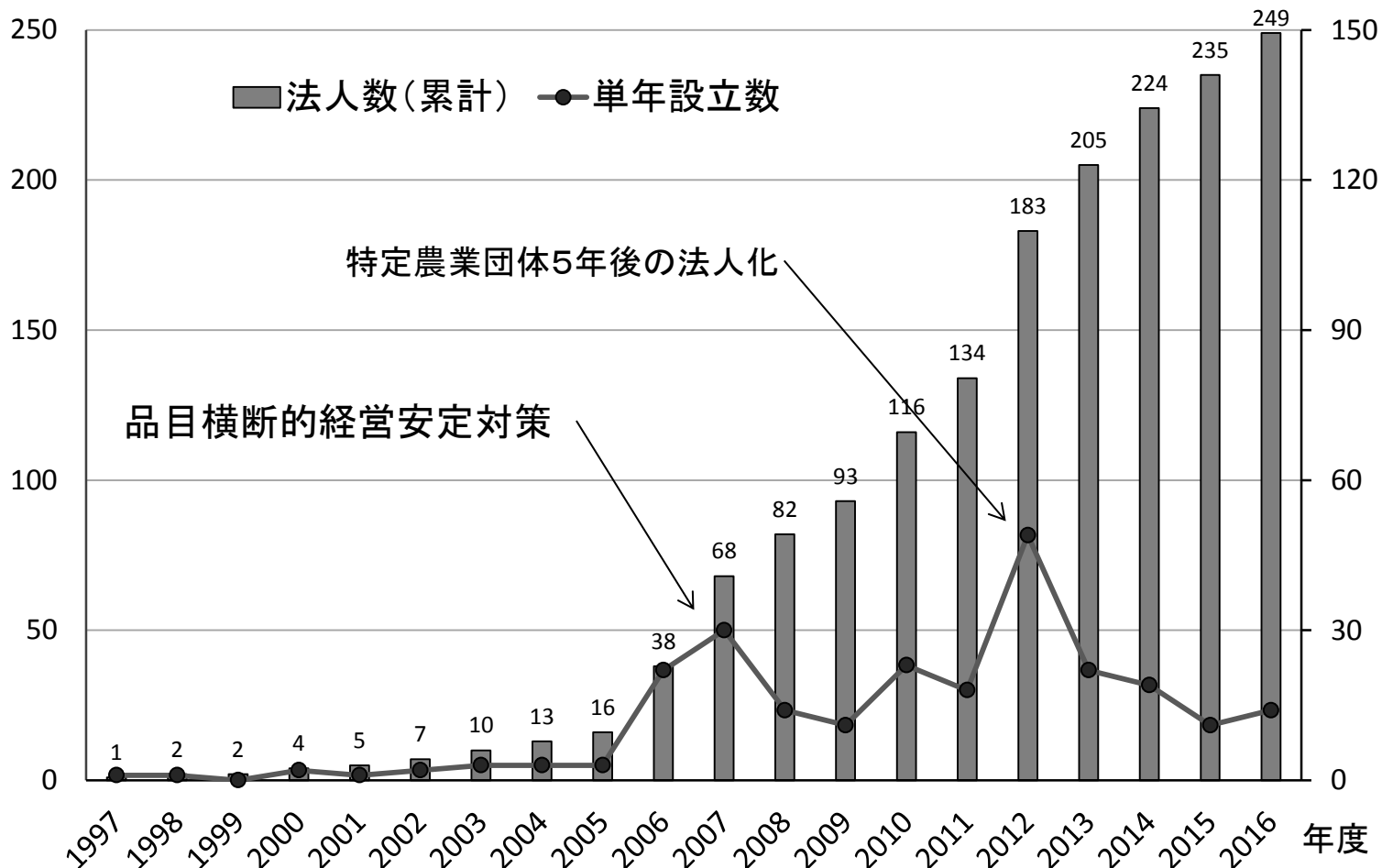


図2-8 年次別集落営農法人数(山口県)

出所:山口県農業振興課資料により作成

表2-13 農業生産以外の事業への取り組み状況(2015年)

単位：%

区分	計	現在取り組んでいる	現在取り組んでいない	今後取り組む予定あり
全国	100.0	25.8	74.2	14.7
法人	100.0	43.1	56.9	18.0
任意組織	100.0	17.5	82.5	13.2
北海道	100.0	27.5	72.5	5.9
東北	100.0	15.8	84.2	14.3
北陸	100.0	33.6	66.4	15.0
関東・東山	100.0	26.7	73.3	16.5
東海	100.0	34.8	65.2	14.9
近畿	100.0	39.7	60.3	15.0
中国	100.0	39.6	60.4	20.0
四国	100.0	28.4	71.6	9.5
九州	100.0	9.0	91.0	11.7

出所：農水省「平成27年集落営農活動実態調査」

第7節 山口県立農業大学校について

表2-14 山口県立農業大学校の沿革

年	名称等
1934	山口県立牟礼農民道場
1946	山口県立修練道場
1950	山口県立経営伝習農場
1971	山口県営農技術研修所
1978	山口県立農業大学校
2002	やまぐち就農支援塾開設（社会人研修：作目基礎研修設置）
2007	山口農林総合技術センター農業研修部（山口県立農業大学校）に組織改編
2010	やまぐち就農支援塾（社会人研修：作物基礎研修に加え担い手養成研修を設置）
2013	社会人研修：担い手養成研修に自営就農コース、法人就業コースを設置
2015	山口県農林総合技術センター農業担い手支援部（山口県立農業大学校）に組織改編（就農・技術支援室を設置）

出所：山口県立農業大学校資料(2017年)より作成。

注：1)やまぐち就農支援塾は、社会人研修部門の総称。

2)就農・技術支援室は、各種研修を総合的に支援する組織。

表2-15 山口県立農業大学校の研修体系

学生教育部門				社会人研修部門 (やまぐち就農支援塾)	
学科	専攻	定員	就業 年限	研修名	概要
園芸学科	野菜経営 コース	25人	2年	就農支援 研修	<ul style="list-style-type: none"> ○担い手養成研修 (プロ農家を目指す平日フルタイム研修：35名) ・ 自営就農コース：自己経営開始に必要な知識・技術習得 ・ 法人就業コース：集落営農法人等への就農を目指す方を対象にした研修 ○短期入門研修：就農を目指して活動を開始した方々の農業理解促進のための研修(3日～6日：30名) ○作物基礎研修：休日を利用して基礎的な栽培技術を学ぶ研修(毎月1～2階程度：55名)
	花き経営 コース				
	果樹経営 コース				
畜産学科	酪農経営 コース	15人		営農技術 向上研修	・ 農業機械研修(資格免許取得)
	肉用牛経営 コース			やまぐち就 農ゆめツ アー	・ 山口県への移住就農を目指す方々を対象にした研修 (年3回、週末3日間)

出所：山口県農業振興課資料(2016年)より作成。

注：社会人研修部門()内数字は、定員の目安。

第8節 山口県における農業振興施策

(1) 山口県農林業振興の基本構想(1990年3月)目標年2000年

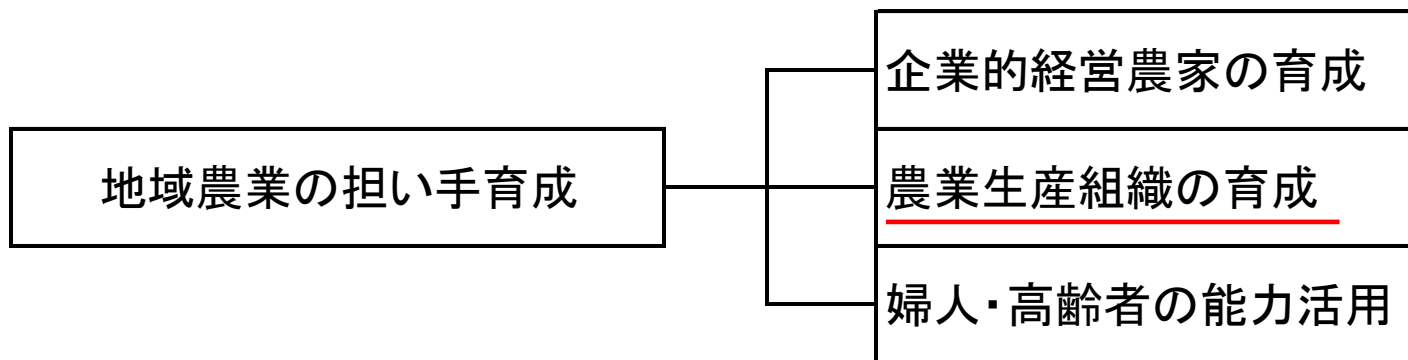


図2-8 担い手育成の推進体系

出所:山口県(1990年):「山口県農林業振興の基本構想」

注:1)集落営農組織の育成:1～数集落の範囲で構成員の合意のもと集落を組織化し合理的な土地利用と効率的な機械施設や労働力の利用を一元的に進める営農組織を育成する。

生産組織の誘導方向

地縁組織	集落営農組織(法人・任意)
機能組織	協業経営組織(法人・任意)
	農作業受託組織(法人・任意)
	共同利用組織(任意)

(2) 山口県農林業農山村振興の基本構想(1996年3月) (計画期間:1995年~2005年)

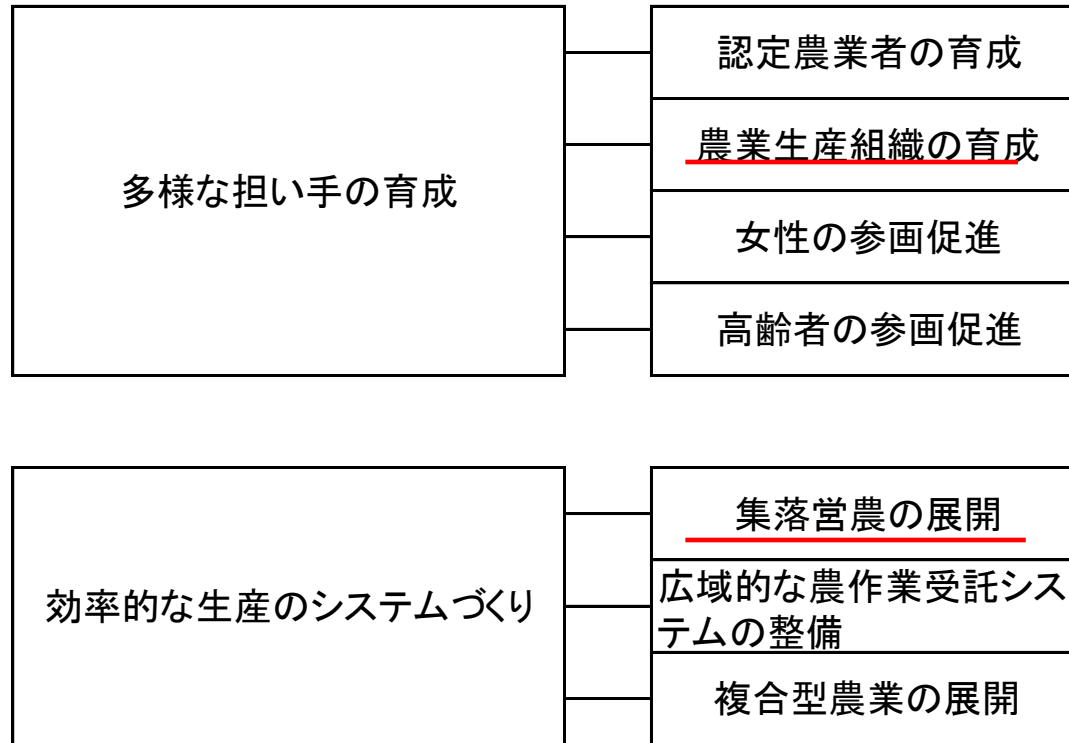


図2-9 多様な担い手の育成 及び効率的な生産のシステムづくりの施策体系

出所:山口県(1996年):「山口県農林業農山村振興の基本構想」

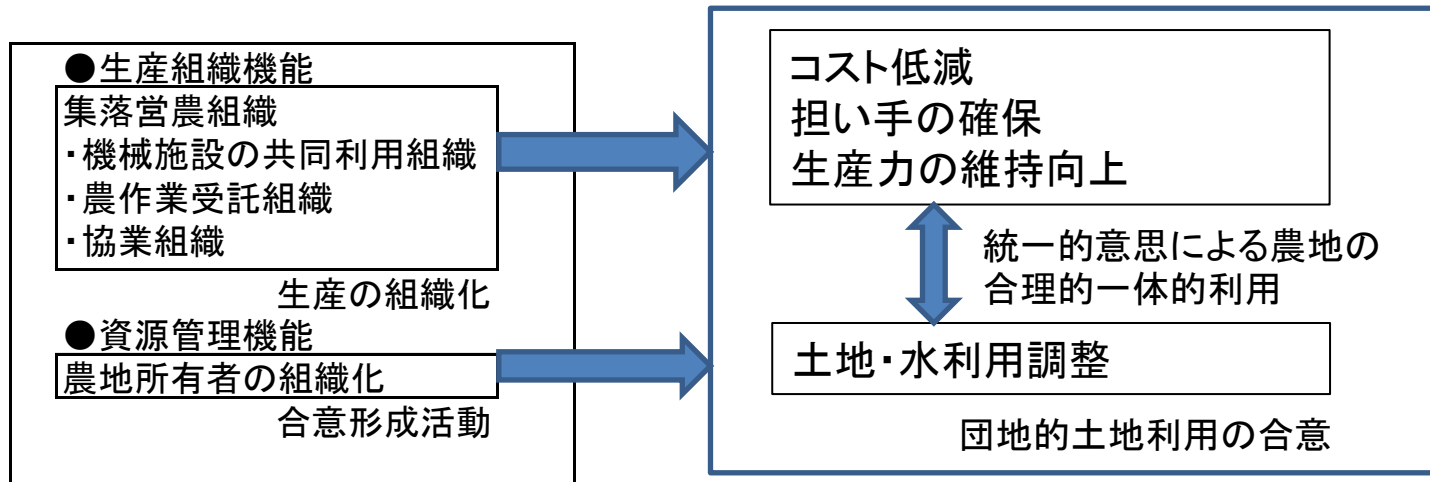
注:1)生産組織:協業経営組織、農作業受託組織、共同利用組織

2)集落営農組織:土地利用型作物を中心とした生産性の高い農業を実現、特定農業法人化を目標

Aタイプ:共同利用、共同作業 Bタイプ:オペレーター運営

(3) 山口県農林業農山村振興の基本構想(1996年3月)

集落営農の機能



集落営農組織の将来方向→法人化された組織経営体(特定農業法人化)

図2-10 集落営農の機能と効果

出所:山口県(1996年):「山口県農林業農山村振興の基本構想

(4) やまぐち食と緑のプラン21(2001年3月)

(計画期間:2001年~2010年)



- 「やまぐち型担い手組織」の育成
- ・出し手組織(農地所有者)の育成
- ・受け手(農業生産)組織の育成
- ・出し手組織と受け手組織の一体化

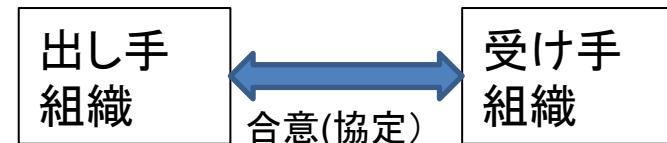


図2-11 担い手づくりの施策体系

出所:山口県(2001年):「やまぐち食と緑のプラン21」

(5) やまぐち食と緑・水産チャレンジ実行計画(2009年7月)
(計画期間2009年～2012年)

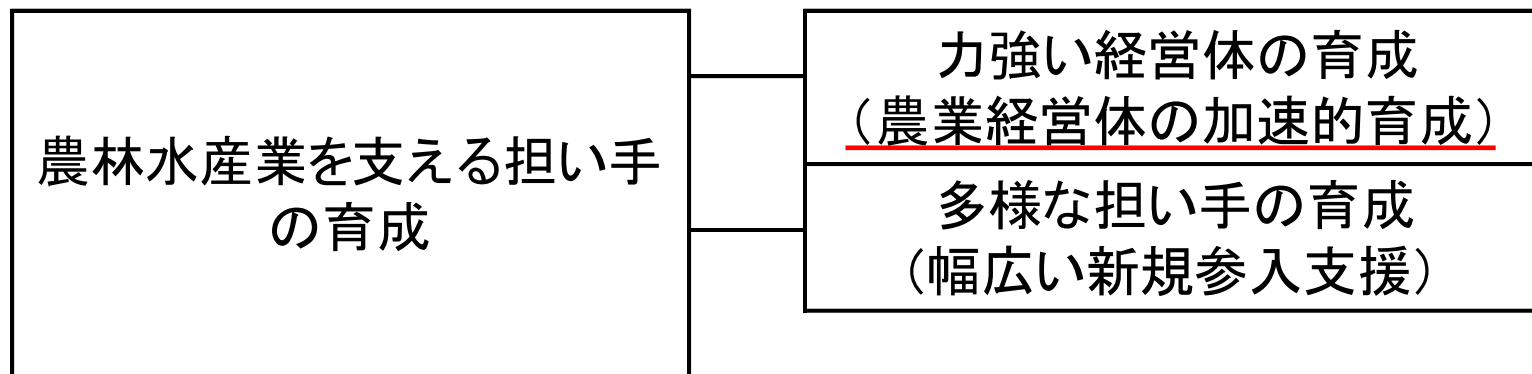


図2-12 施策体系

出所:山口県(2009年):「やまぐち食と緑・水産チャレンジ実行計画」

注:1) 農業経営体の加速的育成:①認定農業者の育成、②特定農業法人の育成
2) 多様な担い手の育成:新規農業就業(U,Iターン者)、企業の農業参入、

(6) やまぐち農林水産業再生・強化行動計画(2013年10月)
(計画期間2013年～2016年)

Ⅱ 中核経営体の確保・育成

1. 法人経営体の育成(集落営農法人の設立加速化)
2. 新規就業者の確保育成

図2-13 担い手育成にかかる施策の目標と取り組み内容

出所:山口県(2013年):「やまぐち農林水産業再生・強化行動計画実行計画」

注:1)法人経営体の育成:「人・農地プラン」の作成を通じ集落営農法人の設立を加速化する(地域の中心となる経営体(目標1,700(うち集落営農法人300))

表2-16 山口県における集落営農に関わる農業振興施策

	集落営農法人 数(累計)	集落営農法人 (単年設立数)	国の状況	国の補助事業等	山口県の状況	山口県の補助事業等
1990年					山口県農林業振興の基本構想(目標年2000年)	
1991年						
1992年			新しい食料・農業・農村政策の方向			
1993年			農業経営基盤強化促進法(特定農業法人制度)			
1994年						
1995年						
1996年					山口県農林業農山村振興の基本構想(1995年～2005年)	
1997年	1	1				
1998年	2	1	食糧・農業・農村基本法(28条:集落を基礎とした農業者の組織)			
1999年	2	0				やまぐち型担い手組織育成モデル事業(99～01年)
2000年	4	2	中山間地域等直接支払制度	集落営農経営確立支援事業(農用地利用改善団体活動支援)		

出所:山口県農林水産政策課、山口県農業振興課資料より作成

注:法人数は、年度末

表2-16 山口県における集落営農に関わる農業振興施策(続き)

	集落営農法人 数(累計)	集落営農法人 (単年設立数)	国の状況	国の補助事業等	山口県の状況	山口県の補助事業等
2000年	4	2	中山間地域等直接支払制度	集落営農経営確立支援事業 (農用地利用改善団体活動支援)		
2001年	5	1	食糧農業・農村基本法の制定		やまぐち食と緑のプラン21 (2001年～2010年)	
2002年	7	2				やまぐち型担い手組織育成緊急対策事業(02～04年) 特定農業団体への移行
2003年	10	3				
2004年	13	3	米政策改革	むらの経営多角化事業(04～06年)「むらの経営体」(農業法人設立支援)		
2005年	16	3				やまぐち型担い手組織育成強化支援事業(05～07年) 法人化支援 次世代に継承する「集落営農法人」設立支援事業(05年～07年)
2006年	38	22				集落農業法人加速的育成総合推進事業(07～09年) 法人化支援
2007年	68	30	品目横断経営所得安定対策			農業経営体加速的育成総合推進事業(07～09年)
2008年	82	14				集落営農組織経営安定支援事業(08～09年) 特定農業法人の経営改革を支援
2009年	93	11			やまぐち食と緑・水産チャレンジ実行計画(2009年～2012年) 山口県集落営農法人連携協議会設立	

表2-16 山口県における集落営農に関わる農業振興施策(続き)

	集落営農法人 数(累計)	集落営農法人 (単年設立数)	国の状況	国の補助事業等	山口県の状況	山口県の補助事業等
2010年	116	23	戸別所得補償制度	集落営農法人育成加速化事業(10~12年)(法人化に向けた農地集積、機械施設整備支援)	法人へ支援を集中、集落営農の法人化を加速化	やまぐち集落営農生産拡大事業(10~12年)集落営農法人の麦大豆野菜機械施設の導入支援
2011年	134	18	経営所得安定対策			
2012年	183	49				
2013年	205	22			やまぐち農林水産業再生・強化講堂計画(2013年~2016年)	農業経営体育成加速化事業(13年から15年)(集落営農法人の育成機械整備、ソフト)
2014年	224	19			やまぐち農林水産業活力創出行動計画(2014年から2017年)	
2015年	235	11				農業経営体育成支援事業(15年~17年)(法人化支援、機械整備)
2016年						集落営農法人連合体育成事業

出所:山口県農林水産政策課、山口県農業振興課資料より作成

注:集落営農法人数は、年度末

第8節 まとめ

分析対象地域山口県の位置づけ

①全国に先駆けて高齢化が進んでいる。

- ・全国の基幹的農業従事者の75歳以上の割合は31%で、10年間で10%増加している。
- ・地域別にみると中国地域で75歳以上の割合が最も高い。
- ・山口県は、全国に5年から10年程度先駆けて高齢化が進展しており、2015年は、75歳以上の割合は40%を超えている。
- ・全国の基幹的農業従事者の年齢別コーホート増減数は、「30歳～49歳」で増加幅が拡大している。山口県では、「30歳～35歳」、「40歳～49歳」で実人数においても増加に転じている。

②販売農家の状況(高齢化、兼業化、小規模、水稻に特化)

- ・山口県における販売農家は、高齢化、兼業化進んでおり、規模が小さく、水稻に特化した特徴を有している。同様な特徴を有する地域は、中国地域、近畿地域である。高齢化、兼業化、水稻に特化した地域は、中国地域、近畿地域、北陸地域である。

第8節 まとめ(つづき)

分析対象地域山口県の位置づけ(つづき)

③集落営農の動向(法人化率が高い。地域ぐるみ型法人が多い。規模が比較的小さい。)

- ・山口県は、規模が小さく、地域ぐるみ型の法人が多い。同様の傾向のある地域は、近畿、中国、四国である。
- ・2004年から2008年にかけて全国的に集落営農数が増加しており、特に、東北、北陸、北九州で急増している。しかし、2009年から2013年にかけて全国では設立数が大きく減少しているが、早くから集落営農に取り組んできた近畿、山陰では設立数の減少幅は小さく、山口県、山陽では、引き続き増加した。
- ・集落営農の法人化は、全国的に進んでいる(24.4%)が、地域別では、北陸、山陽、山陰で法人化率が高い。山陽地域は39.9%と最も高く、特に山口県は、60.5%と非常に高い。

④山口県における農業振興政策

- ・1990年に策定した「山口県農林業振興の基本構想」において集落営農の推進が明記され、2002年以降、単独県費の補助事業を切れ目なく立ち上げ、集落営農法人の設立を加速化してきた。2017年3月末現在、249法人が設立されている。

第8節 まとめ(つづき)

分析対象地域山口県の位置づけ(つづき)

以上の分析結果から山口県における農業構造や集落営農の特徴として、全国に先駆けて高齢化が進んでいることや比較的早くから集落営農法人の設立を進めてきたことが明らかとなった。

こうしたことを背景として、山口県において、高齢化に対応して設立されてきた地域ぐるみ型の集落営農法人が、近年、更なる高齢化による高齢構成員等のリタイアに対応して、新規就農者を雇用することにより経営発展を進めている法人が出現するという新しい動きが出てきた。

そこで、全国に先駆けて高齢化が進んでいる山口県における集落営農法人の担い手(後継者)確保問題を分析することにより得られる本研究の成果は、他県の集落営農法人の高齢化に対応した担い手確保問題について重要な知見となることから、分析対象地として山口県を選定した。

第3章 新規就農者を雇用する集落営農法人の特徴と課題 —山口県を事例として—

第1節 本章の課題と調査方法

- ・本章では、新規就農者を雇用している集落営農法人の概要を整理するとともに、新規就農者を雇用した様々な法人を類型化し、類型間の経営的特徴を分析することにより、どのような経営的特徴が新規就農者の雇用に結びついているのか、より具体的に明らかにすることを目的とする。
- ・調査対象法人は、2000年4月から2015年4月までに、新規就農者を雇用している「地域ぐるみ型」及び「少数担い手型」の集落営農法人14法人を選定した（表3-2）。筆者が把握した14法人は、2000年4月から2015年4月までの間に新規就農者を雇用した集落営農法人をほぼ網羅している。

調査項目は、構成員数、経営面積

、主要作目、加工、直売への取り組み、売上高、農業地域類型、新規就農者を雇用した年度等である。

調査結果から、対象法人を類型化し、それぞれの比較分析を行った。データは、法人の役員等に対する聞き取り調査等に拠った。

第2節 新規就農者を雇用している法人の概要

- ・「地域ぐるみ型」9法人（農事組合法人）
- ・「少数担い手型」5法人（農事組合法人、有限会社、株式会社）
- ・初任給13万円～17万円程度、賞与、昇給

第3節 新規就農者を雇用した法人の6類型

表3-1 新規就農者を雇用した法人の6類型

		少数担い手型	地域ぐるみ型	
		雇用した理由	雇用した理由	
		事業積極拡大	地域活性化 (事業積極拡大)	農業・農地維持 (高齢化対応)
合作 化目 多・ 角事 化業 の部 程門 度の 複	普通作物拡大	A (No.1,2)		
	露地野菜導入	B (No.,3,4)		D (No.6,7,8)
	施設野菜、畜 産等導入			E(No.9,10,11,12)
	加工取組、直 売所運営	C (No.5)	F (No.13,14)	

出所：聞き取り調査(2015年)により作成

注：1) A:少数担い手規模拡大型、B:少数担い手規模拡大野菜導入型

C:少数担い手規模拡大多角化型、D:地域ぐるみ農業・農地維持野菜導入型、E:地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜等導入型 F:地域ぐるみ地域活性化多角化型

2)地域ぐるみ型の雇用の理由は、高齢化対応の「農業・農地維持」と事業積極拡大のための雇用(地域活性化(事業積極拡大))に分類した。

(1) 少数担い手規模拡大型 (A型)

普通作物中心の経営を行う法人で、普通作物の規模拡大に伴って新規就農者を雇用している法人である。

(2) 少数担い手規模拡大野菜導入型 (B型)

上述法人が、新規就農者の労力を活用して収益増加のため露地野菜を導入している法人である。

(3) 少数担い手規模拡大多角化型 (C型)

普通作物規模拡大型の法人が、事業の更なる積極的拡大のため、自らが生産した農産物を原料に加工や6次産業化に取り組むために新規就農者を雇用している法人である。

(4) 地域ぐるみ農業・農地維持野菜導入型 (D型)

担い手の高齢化・減少に対応して農業・農地維持の目的で、新規就農者の雇用が求められ、これに伴いその就労や所得確保のため、露地野菜を導入・規模拡大している法人である。

(5) 地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜等導入型 (E型)

農業・農地維持の目的で、新規就農者の雇用が求められ、雇用に伴い周年就労や所得確保のため施設園芸や畜産等収益性の高い部門を導入・規模拡大している法人である。

(6) 地域ぐるみ地域活性化多角化型 (F型)

地域維持・活性化のために事業の積極的拡大として農産物の直売や農産加工に取り組むことに伴い新規就農者を雇用している法人である。

第4節 6類型の経営的特徴

表3-2 新規就農者を雇用している集落営農法人

類型化の視点			No.	法人の類型	法人設立から新規就農者雇用までの年数	雇用人数	構成人数	経営面積	主な作物等(ha)							複合化多角化等			農業地域		
労働の組織化の態様	雇用の理由	複合化多角化の程度							水稻(主食用ほか)	新規需要米	大豆	麦	飼料作物	露地野菜	施設野菜(m ²)	農作業受託(ha)	米直売	6次化	その他	都市的地域	中間
少数担い手型	事業積極的拡大	普通作物拡大	①	A	4	1	5	23.8	6.0	4.4	10.8				36.7	◎			◎		
			②	A	3	2	4	44.5	38.8		3.7	5.3				◎			◎		
		露地野菜導入	③	B	3	3	6	53.0	42.7		8.9			1.4	3.0	◎	エコ			◎	
			4	B	3	4	3	65.0	34.5	9.5	9.0	5.4		1.0	23.0	◎			◎		
	6次化	⑤	C	3	6	8	70.4	24.4	32.9	5.4	52.5				◎	◎	米粉製造販売、モ子加工	◎			
地域ぐるみ型	農業・農地維持	露地野菜導入	6	D	8	2	14	37.5	5.0	20.0	11.0	35.0		1.1					◎		
			7	D	6	1	91	65.0	30.6	9.9		46.2		4.0					◎		
			⑧	D	7	1	158	106.2	56.6	37.2	10.3	50.2		3.4					野菜量販店販売	◎	
	施設野菜導入	9	E	2	3	47	22.9	19.2		3.2	3.2		0.1	550	4.4	◎		杜氏、森林組合作業受託		◎	
		10	E	5	2	25	35.8	20.6		9.8	5.5		4.5	6,000		◎		エコ		◎	
		11	E	8	2	31	20.0	10.0		7.0			2.5	3,000					◎		
		12	E	4	1	22	26.0	20.0	6.0	1.7	4.5		0.6						畜産		◎
	地域活性化(事業積極的拡大)	6次化	⑬	F	9	5	118	30.9	16.0		6.5	4.5		2.0	8,040		◎	◎	専門店販売、イチゴケーキ製造販売		◎
14			F	4	2	76	21.5	4.5	4.0	5.6		9.6	0.8	810		◎	◎	畜産、直売所運営		◎	

出所: 山口県集落営農法人経営分析システム、山口県農業振興課資料及び聞き取り調査による

表3-3 6類型の経営的特徴(地代と収益配分)

単位:千円

類型化の視点			No.	法人の類型	組織形態別	支払い地代(10a当たり)	圃場管理料(10a当たり)	地代(10a当たり)	地代(合計)	労務費(合計)	役員報酬(1人当たり)	構成員還元額(労務費+従事分量配当+地代+役員報酬)(全体)	構成員還元額(労務費+地代)に占める地代の割合(%)
労働の組織化の様態	雇用の理由	複合化多角化の程度											
少数担い手型	事業積極拡大	普通作物拡大	1	A	(株)	5	0	5	1,262	5,722	1,950	-	-
		②	A	(株)	10	0	10	4,450	n.a.	n.a.	-	-	
		露地野菜導入	③	B	(有)	12	0	12	6,360	15,014	3,200	-	-
		4	B	(農)	7	0	7	4,362	35,847	1,753	-	-	
		6次化	⑤	C	(有)	6	0	6	4,424	16,838	n.a.	-	-
		平均					8			2,301			
地域ぐるみ型	農業・農地維持	露地野菜導入	6	D	(農)	17	0	17	6,293	7,133	195	27,056	23.3
			7	D	(農)	30	0	30	19,386	5,955	51	40,579	47.8
			⑧	D	(農)	7	0	7	7,312	15,206	125	39,731	18.4
		平均					18			124		29.8	
		施設野菜導入	9	E	(農)	13	0	13	2,884	14,043	891	36,597	7.8
	10		E	(農)	12	0	12	5,208	24,766	208	31,224	16.7	
	11		E	(農)	8	6	14	2,846	7,713	456	13,294	21.4	
	12	E	(農)	7	1	8	2,212	2,534	63	9,052	24.4		
	平均					12			405		17.6		
	地域活性化(事業積極拡大)	6次化	⑬	F	(農)	7	0	8	2,167	29,436	0	31,603	6.9
14			F	(農)	4	4	8	1,626	11,511	95	27,987	5.8	
平均							8			48		6.4	

出所: 山口県集落営農法人経営分析システム及び聞き取り調査により作成

注: 1) 労働費は、労務費と従事分量配当、役員報酬の合計

2) 地代は、圃場管理料と支払い地代の合計

表3-4 6類型の経営的特徴(地代の水準)

No.	法人の 類型	法人タイプ		経営面積 (ha)	地代 (千円 /10a)	農地賃借料 情報 (千円/10a)	農地賃借情 報との比較 (%)
		地域ぐ るみ型	少数担 い手型				
1	A		◎	23.8	5	4.8	104.0
②	A		◎	44.5	10(5)	10.2	98(49.0)
③	B		◎	53.0	12(6)	9.3	129(64.5)
4	B		◎	65.0	7	6.8	102.9
⑤	C		◎	70.4	6	9.3	64.5
平均					8(6)	8.1	99.4(77.0)
6	D	◎		37.5	17	9.3	182.8
7	D	◎		65.0	30	9.3	322.5
⑧	D	◎		106.2	7	9.3	75.3
平均					18	9.3	193.5
9	E	◎		22.9	13	8.0	162.5
10	E	◎		35.8	12	11.4	105.3
11	E	◎		20.0	14	6.8	205.9
12	E	◎		27.0	8	6.1	131.1
平均					12	8.1	157.7
⑬	F	◎		30.9	8	7.0	114.3
14	F	◎		21.5	8	5.8	137.9
平均					8	6.4	126.1

出所: 山口県集落営農法人経営分析システム及び法人所在市、町の農地賃借情報(2014年)

注: 1) 農地賃借情報は、最高、最低を除いた地域のデータの加重平均

2) No.2,3法人の()内は、地代減額後(2016年)の数値である。

第7節 新規就農者の受け入れと既存法人構成員との関係づくり

- ・ 法人役員は、新規就農者を地域の行事等（集落座談会、祭り、消防団等）に積極的に参加させている。
- ・ 地域ぐるみ型法人では、新規就農者が地域に住むことを重要視しており、法人が住居の準備を支援する取り組みも見られる。

第8節 まとめ

- ・ 労働の組織化の態様（地域ぐるみ型、少数担い手型）、新規就農者を雇用した理由及び作目・事業部門の複合化多角化の程度の3点に注目すると6類型（A型～F型）が存在することを確認した。
- ・ A型～F型は、全ての法人において、主食用水稻の他、経営安定対策において手厚い交付金の支援のある麦、大豆を作付けしている。
- ・ A,B,C型において、 $A < B < C$ 型の順に、経営規模、雇用者数が大きくなっている。
- ・ D型は露地野菜、E型は露地野菜＋施設野菜、F型は露地野菜＋施設野菜＋6次化に取り組んでいる。
- ・ 少数担い手型（A,B,C型）のすべての法人は、コメの直売を行っている。地域ぐるみ型のE型、F型法人においてもコメの直売に取り組む法人が見られる。
- ・ 6類型間の地代に着目すると、 $D < E < F < A, B, C$ 型の順に地代を重視する経営から労働評価型の経営の特徴が強まっていることが明らかとなった。

第8節 まとめ（つづき）

- ・ 農地貸借情報との地代水準の平均を比較するとA、B、C型99.4%、D型194%、E型157%、F型119%で、 $D < E < F < A, B, C$ の順に高くなっている。

- ・ 1人当たり役員報酬額は、少数担い手型の法人は、平均250万円程度確保されているが、地域ぐるみ型法人では、5万円から40万円程度で低いものの、D型<E型の傾向が見られた。

- ・ 少数担い手型法人（A、B、C型）では、規模拡大や事業発展が新規就農者の雇用を必要としているのに対して、地域ぐるみ型の法人（D、E、F型）では、オペレーター等の担い手の高齢化に対応して、農業・農地維持のため、新規就農者の雇用が求められ、そのために、複合化等経営を変化させていること、また、加工や直売所運営に取り組み事業を積極的に拡大し単なる農業・農地維持ではなく、地域活性化機能を担いつつあることが明らかとなった。

第4章 地域ぐるみ型集落営農法人における新規就農者の雇用と雇用を契機とした経営展開

—D型、E→F型の事例から—

第1節 本章の課題

- ・ 第3章において、新規就農者を雇用している集落営農法人において、労働の組織化の態様と新規就農者を雇用し理由及び雇用と相前後した経営変化の方途に着目して分類したところ6類型が析出できた。
 - ・ 本章では、地域ぐるみ型の法人である、D型、E型及びF型に注目し事例分析を通じて、集落営農法人における新規就農者の雇用と雇用を契機とした新たな経営展開の方向性を明らかにすることを課題とする。具体的には、次の4点である。
- ① オペレーターや役員等の人材の高齢化の実態や人材確保の実態を具体的に明らかにする。
 - ② 新規就農者を雇用することにより法人内の役割分担がどの様に変化しているのか、また、新規就農者をどのように位置づけ育成しようとしているのか明らかにする。
 - ③ 雇用と相前後した法人経営の変化がその後の法人経営展開にどの様な影響をもたらしているのか明らかにする。
 - ④ 新規就農者を雇用するためには、どの様なハードル(経営的特徴を有する必要)があるのか、また、それをどのようにして乗り越えたのか明らかにする。

**表4-1 新規就農者を雇用した法人の6類型と事例調査法人の位置づけ
(地域ぐるみ型)**

		少数担い手型	地域ぐるみ型	
		雇用の理由	雇用の理由	
		事業積極拡大	地域活性化 (事業積極拡大)	農業・農地維持 (高齢化対応)
合作 化目 多・ 角事 業の 部 程門 度の 複	普通作物拡大	A (No.1,2)		(農)X
	露地野菜導入	B (No.,3,4)	(農)Y	D (No.6,7,⑧)
	施設野菜、畜 産等導入			E (No.9,10,11,12,⑬)
	加工取組、直 売所運営	C (No.5)	F (No.⑬,14)	

出所：聞き取り調査により作成

注：1) No.は、表3-2の法人No.

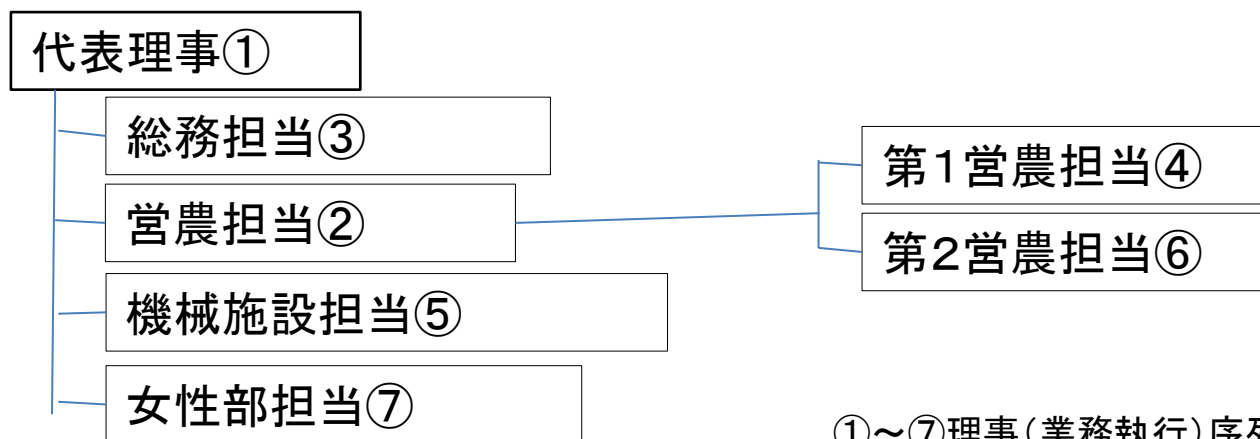
2) A：少数担い手規模拡大型、B：少数担い手規模拡大野菜導入型

C：少数担い手規模拡大多角化型

D：地域ぐるみ農業・農地維持野菜導入型、E：地域ぐるみ農業・農地維持施設野菜等導入型、F：地域ぐるみ地域活性化多角化型

第2節 (農)X(No.8)の事例分析(地域ぐるみ農業農地維持野菜導入型:D型) (農)Xの概要

- 1 設立 2008年9月
- 2 組合員数 158戸 理事14名 監事2名
- 3 農地集積面積 104.7ha
- 4 地区の概要 Y市K地区、S地区の一部(7集落)
 - ・圃場整備関係農家数 240戸
 - ・圃場整備面積 138ha (第1地区84ha 第2地区54ha)
- 5 経営部門
水稲55.3ha (主食用水稲22.3ha 加工用米30.2ha 酒米(3.0ha) 麦54.3ha
大豆10.1ha タマネギ1.9ha カボチャ0.5ha キャベツ0.5ha 飼料用米34.4ha
ハナッコー0.4ha ジャガイモ0.7ha
- 6 組織図



①～⑦理事(業務執行)序列

図4-1 (農)Xの役員推移

役員・年齢	年	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2015 年年齢
1	71	← 組合長				← 営農担当理事			76歳高齢化
2	64	← 営農担当理事				← 組合長			70
3	57	← 総務担当理事						62歳仕事の都合	
4	63	← 第1営農部担当理事							69
5	59	← 施設・機械担当理事							65
6		← 第2営農部担当理事: 60歳(退職者)							65
7		← 女性部担当理事: 57歳(組合員家族)							61

出所：聞き取り調査（2015年）、法人資料による。

注： ← → は役員任期を示す。

表4-2 (農)Xの農作業従事者の推移

(単位:人)

	組合員、家族		非組合員		新規就農者
	オペレーター	補助作業者	オペレーター	補助作業者	
2009年	5人(0)	2人(2)			
	60～64 4(0)	60歳代 2(2)			
	65～69 1(0)				
2015年	9人(0)	11人(9)	7人(0) (内7人集落内)	18人(16) (内10人集落外)	1人(1)
	50歳代 1(0)	50歳代 1(1)		40歳代以下4(4)	20歳代 1(1)
	60～64 1(0)	60歳代 6(6)	60～64 1(0)	50歳代 2(2)	(2015年雇用)
	65～69 5(0)	70歳代 4(2)	65～69 1(0)	60歳代 10(8)	
	70歳代 2(0)		70歳代 5(0)	70歳代 2(2)	

出所：聞き取り調査（2015年）、法人資料による

注：（ ）内は、女性人数

・ (農) X 経営面積

2009年 31ha 2010年 48ha 2011年 77ha 2012年 85ha

2013年 106ha 2014年 106ha 2015年 106ha

・ 2011年より農作業従事者を募集

・ 2015年4月 農業大学校卒業生（20歳）を1名雇用。

表4-3 (農)Xの農業生産の推移

(ha)

	水稲	麦	大豆	タマネギ	カボチャ	キャベツ	飼料米等	ハナツコリー	ジャガイモ	農地集積面積	新規就農者雇用
2009	30.0				1.0					31.0	
2010	42.7	18.6			0.2		5.2			48.1	
2011	57.7	38.2	7.8	0.6	0.6	0.4	10.1			77.1	
2012	60.1	46.8	6.2	0.5	0.1	0.4	18.1			85.3	
2013	70.4	48.9	13.3	0.8	1.0	1.0	20.2			106.2	
2014	73.5	50.2	10.3	1.7	0.3	0.0	20.7	0.4	1.0	106.2	
2015	66.3	51.6	10.8	1.1	0.3	0.5	27.0	0.4	1.0	106.2	新規就農者 1名雇用
2016	55.3	54.3	10.1	1.9	0.5	0.5	34.4	0.4	0.7	104.7	

出所:法人資料及び聞き取り調査(2015年)による。

注:1)雇用導入に対応して、キャベツを0.5ha作付け、2016年にタマネギの作付け面積を約2倍に拡大している。

2)2016年からはなっこりー、カボチャ以外の野菜の販路を、JA共販から、量販店、専門店への直売に変更している。

新規就農者の育成

- ・将来の野菜部門の責任者、役員として育成、
- ・研修会に積極的に参加、仲間づくり

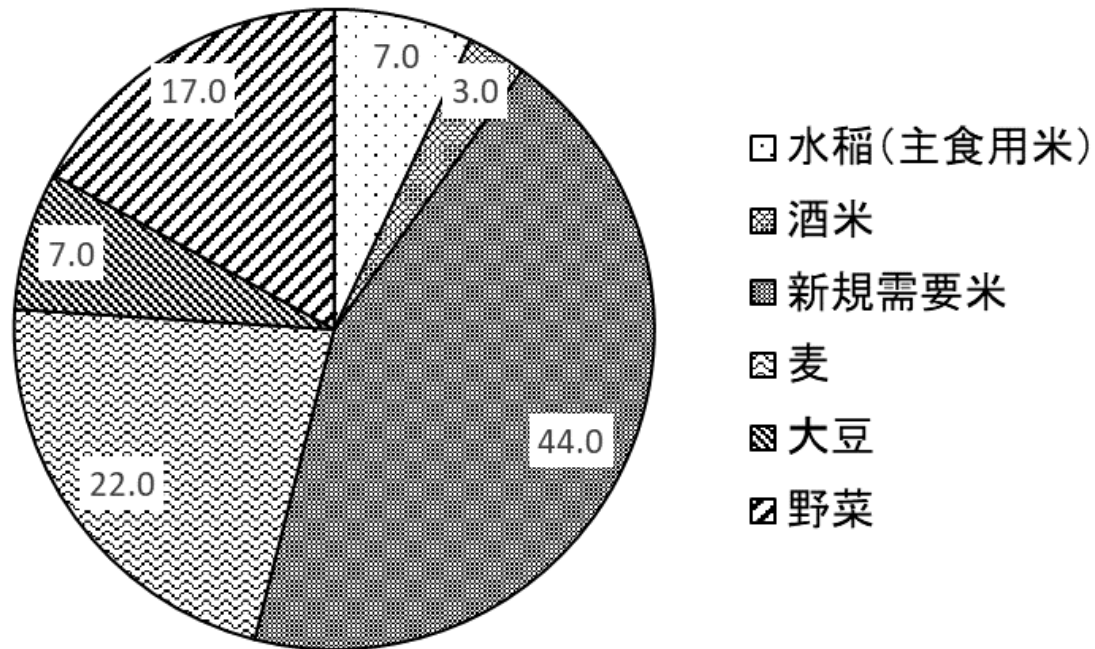


図4-2 (農)Xの農業所得の内訳(作物別、2016年)

出所: 法人資料(2016年)より作成

注: 2016年は麦不作(単収281kg/10a)のため、麦の10a当たりの所得は2015年の数値を使用した。大豆の単収は、151kg/10a

新規就農者の雇用に関する合意形成

雇用に関する合意形成が、役員会でなされた。

○合意が得られた背景

1. 高齢化に対応した労働力の確保が喫緊の課題となっていた。
2. 雇用による構成員還元額の減少が少なかったこと。
3. 収益性の向上に取り組んでいること。
4. 組合員の農地の受け皿として法人が設立されていること。
5. 構成員に農業所得を多く期待する者が少なかったこと。
6. 法人は企業的経営(適材適所、定期的な役員会の開催、部門別経理を導入して経営の状況把握と改善に取り組む等)に取り組んでいたこと。

構成員還元額を減少させ雇用のための労働費を確保する合意がなされた。

農用地利用改善団体との関係

表4-4 (農)X(No.8)と農用地利用改善団体との関係

協議会名称	X地区農用地利用改善団体
構成員	ほ場整備地区内に農地を所有している者
事務局	(農) X
会長	(農) Xの設立発起人
設立年	2008年
活動	<ul style="list-style-type: none"> ・改善団体(集落)の活動として、農道、水路の維持管理とその周囲の草刈り ・2015年から農地水保全管理支払交付金事業に取り組む(水路・農道の管理に集落により差があったため)
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・法人と集落は役割分担をしており、法人は、法人のトラクターモアを活用して草刈りの一部を分担している。 ・会長は、法人設立に尽力した人で、法人活動を応援してくれている。 ・農用地利用改善団体の総会と法人の総会は同日に同じ会場で時間をずらして開催している。

出所：聞き取り調査(2016年)による。

第3節 (農) Y (No.13)の事例分析 (E型→F型)

(農) Yの概要

- 1 設立 2002年2月
- 2 組合員数 119戸 理事7名
- 3 農地集積面積 36.8ha
- 4 地区の概要 山口県東部H市の東北部(8集落)
 - ・圃場整備関係農家数 160戸
 - ・圃場整備面積 99ha
- 5 経営部門
水稻15.0ha 大豆10.0ha 麦10.0ha タマネギ1.0ha キャベツ1.0ha ソバ0.5ha
キビ0.8ha 施設野菜 8,040㎡、農産加工(ジャム、ケーキ等)

6組織図

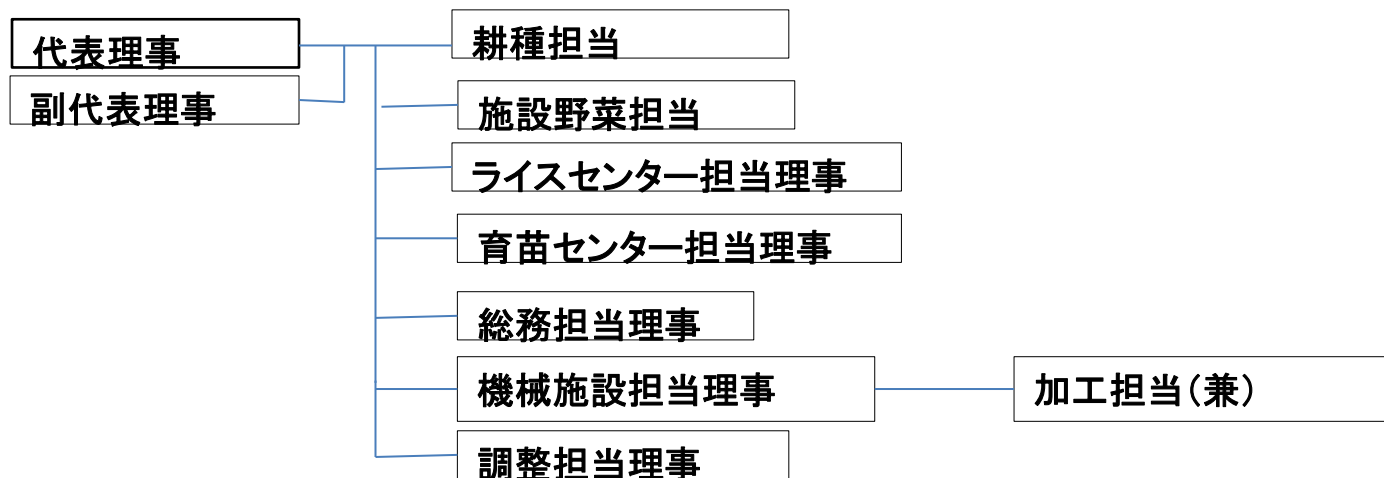


表4-5 (農)Y(No.13)の役員の推移(2002年から2015年)

役員:年齢	年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2015年 年齢
	1	74	← 組合長 →									← 理事 →				87
2	75	← 副組合長 →							副組合長・ 耕種担当理事		← 組合長・耕種担当理事 →				88	
3	75	← 機械担当理事 →							← 理事 →						88	
4	62	← 耕種担当理事・RC長 →							68歳体調不良							
5	64	← 総務担当理事 →														77
6	64	← 育苗長 →									← 副組合長・育苗長 →					77
7	54	← 調整担当理事 →						59歳仕事の都合								
8											← RC長:76歳退職者(2006 年からRC業務に従事) →				82	
9										← 機械担当理事;62歳(退職者) →				機械 加工担当理事	68	

出所：聞き取り調査（2015年）、法人資料より作成。

注： ←→ は任期を示す。

表4-6 (農)Yのオペレーターの確保状況

	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
1	← 47歳											→ 57歳仕事の都合		
2	← 62歳											→ 69歳体調不良		
3	← 64歳: 組合員(退職者)					→ 68歳体調不良								
4	← 74歳組合員(退職者)						→ 79歳高齢							
5	← 68歳: 非組合員				→ 70歳体調不良									
6	← 76歳: 理事					→ 79歳高齢								
7	← 66歳組合員					→ 69歳仕事の都合								
8												← ①24歳: 新規就農者(従業員)		
9												← ②25歳: 新規就農者(従業員)		
10												← 補助 65歳: 非組合員		
11												← 補助 31歳: 非組合員 (Uターン新規就農者)		
12												← ③21歳: 新規就農者 (従業員)		

出所: 聞き取り調査(2015年)による。

注: 1) 表中の「補助」は忙しい時のみ従事するオペレーター。

2) ←→ は作業従事期間を示す。

表4-7 (農)Yの農業生産、加工の展開

(単位: ha, m²)

	水稻	大豆	小麦	露地野菜	アワ・ソバ	施設イチゴ (m ²)	施設各種 野菜(m ²)	加工	新規就農者雇用
2002		8.6							
2003	4.5	11.4							
2004	7.2	12.5				1,300			
2005	10.5	9.9				1,300			
2006	12.2	12.0				1,300			
2007	14.4	9.3				3,250			
2008	15.4	8.9				3,250			
2009	10.6	11.1				3,250			
2010	16.0	8.3				4,550	650		
2011	16.0	6.2		0.9		3,250	1,300		2名雇用(①、②)
2012	16.0	6.5	3.4	1.3	2.0	3,250	1,300		
2013	16.0	6.5	3.5	2.6	2.0	3,250	1,300		
2014	16.0	6.5	4.5	2.0	1.3	6,090	1,950		2名雇用(4月) (③、④) 1名雇用(9月) (⑤)
2015	15.0	10.0	10.0	2.0	1.3	6,090	1,950	イチゴパ ンケー キ、イチゴ ジャム他	1名雇用 (⑥)

出所: 法人資料、聞き取り調査(2015年)より作成。

注: 1) ①~③は表4-4の番号と同一。

2) 法人は、2014年に地代を10,000円から8,000円に引き下げた。

表4-8 (農)Yの補助作業者確保状況(2015年)

	補助作業者	
	組合員、家族	非組合員
大型施設イチゴ		3名 30歳代1名 40歳代2名
ライスセンター	3名 60歳代2名 80歳代1名	2名 30歳代1名 60歳代1名
草刈り	3名 70歳代3名	1名 70歳代1名
加工	1名 30歳代1名	1名 40歳代1名
その他	17名 60～70歳代	

出所：法人資料(2015年)より作成。

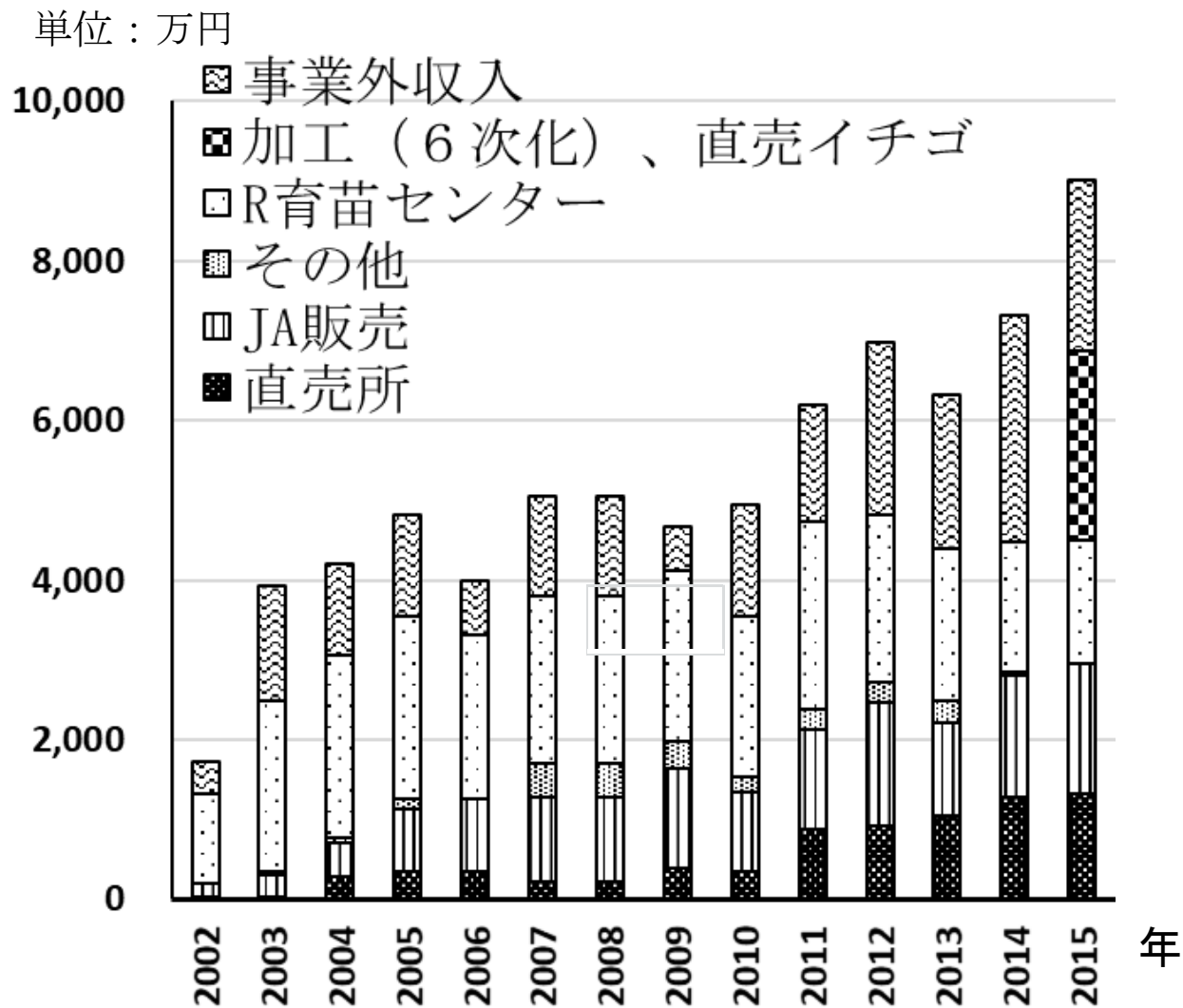


図4-3 (農)Yの粗収入の内訳

出所：法人総会資料より作成

(農)Yの6次産業化への取り組み

◎ 6次産業化を円滑に進めることが出来た背景

- ① 6次産業化総合事業計画作成に当たり、サポートセンター、県、市、JAの担当者の支援が得られた。
- ② 農産加工に関する技術習得等に県内加工業者の協力が得られた。
- ③ 法人が位置する地域に、直売所、レストラン等からなる農業振興拠点施設が設置されており、年間10万人に及ぶその訪問者をターゲットに、加工品の販売を行い販路を確保出来た。
- ④ 補助事業を活用して施設を整備した。

新規就農者の育成

- ・ 普通作物、野菜、加工部門の責任者,将来の役員候補として育成。

新規就農者の雇用に関する合意形成

雇用に関する合意形成が、役員会、総会でなされた。

○合意が得られた背景

1. 高齢化に対応した労働力の確保が喫緊の課題となっていた。
2. 高齢者の労働時間が減少していたこと。
3. 収益性の向上に取り組んでいること。
4. 組合員の農地の受け皿として法人が設立されていること。
5. 構成員に農業所得を多く期待する者が少なかったこと。
6. 法人は企業的経営(適材適所、定期的な役員会の開催等)に取り組んでいたこと。

構成員還元額を減少させ労働費を確保する合意がなされた。

表4-9 Y地域水と緑運用協議会と法人との関係

協議会名称	Y地域水と緑運用協議会
構成員	Y地域に農地を所有している者
事務局	地域農業振興施設・道の駅
会長	(農) Y組合長
設立年	2002年
活動	・協議会(集落)の活動として、農道、水路の維持管理とその周囲の草刈り、水系の保全が主目的
備考	・集落を単位とした組織 ・役員は集落から推薦 ・法人から法人が管理する場所と集落が管理する場所等について提案や依頼をする事がある。

出所：聞き取り調査（2016年）による。

第4節 まとめ

二つの事例分析から明らかになったことを、本章第1節で示した課題ごとに整理した。

第1に、オペレーターや役員等の人材の高齢化や人材確保の実態については、

・両法人とも、役員やオペレーターは、定年退職者が中心で、主に団塊の世代やそれより上の世代が中心となっており一部昭和一桁世代を含み非常に高齢化が進んでいる。

・オペレーターを集落内から確保することが困難となってきたため、新規就農者を雇用している。

・野菜の収穫作業に従事する作業者は、組合員の家族から確保できなくなったため、広く大字単位に呼び掛けて確保している。

第2に、高齢化に対応して、新規就農者を雇用することにより法人内の役割分担等がどのように変化しているのかについては、

・高齢のオペレーターと入れ替わって、新規就農者がオペレーターを担っていること、

・法人は、新規就農者を野菜等の部門の責任者として、かつ将来の法人の役員候補として育成していること、

第4節 まとめ（つづき）

第3に、雇用と相前後した法人経営の変化がその後の法人経営展開にどのような影響、作用をもたらしているのか、については、

- ・雇用者数の増加や昇給に対応した労賃増大に備え、より一層の収益性向上させるため、事業を積極的に拡大し地域活性化を図っている。農業・農地維持型の経営から事業積極拡大型の経営に変化している。
- ・高齢者のリタイアに対応して新規就農者を雇用することにより、年金を生活資金とし、+「α」の収入を期待する多数の高齢者を中心とした組織から、高齢者に専従者として雇用された若い新規就農者を加えた組織に変化していること、が明らかとなった。

第4に、新規就農者を雇用するためには、どのようなハードルがあるのか、また、そのハードルをどのようにして乗り越えたのか、については、

- ・地域ぐるみ型集落営農法人が、新規就農者を雇用するには乗り越えなければならない3つのハードルがあることが明らかになった。1つは、賃金の支払える収益性の向上、2つは、周年就労の確保、3つは、雇用に対する法人内の合意形成（構成員還元額の配分に関する集落内の合意形成）である。
- ・1つ目のハードルと2つ目のハードルを露地野菜や施設野菜の導入・規模拡大により乗り越えている。
- ・3つ目のハードルについては、雇用を契機として収益性の向上を図っていること、雇用に伴う構成員還元額の減少が少なかったこと、高齢者の作業時間が減少しつつあったこと、担い手不足が深刻な課題となっていたこと等から合意が得られている。地代重視より労働重視の組織運営を行っていた。地代と労務費との相克をクリアしている。

第4節 まとめ（つづき）

・また、4つ目のハードルは、雇用者数の増加に対応して、昇給や人数の増加による労賃増大に備えた更なる収益性の向上である。

・（農）X、Yの地代水準、地代の構成員還元額に占める割合は低い水準にあり、地代重視の経営から労働重視の経営に転換している。（農）Xは、部門制を導入し適材適所の役員選任、資料に基づく定例的な役員会の開催等企業的組織運営がなされていること、（農）Yは、組織運営を考慮して8集落で法人を立ち上げていること、部門制を採用し適材適所の役員選任していること、新たな事業への取り組みが積極的であること等、から地代重視から労務費重視の経営転換に成功している。

（農）Yが農業・農地維持型の法人（E型）から、地域活性化型の法人（F型）に移行した点が注目されるが、その背景として、

・オペレーター不足が深刻な問題となり、組織を維持するため新規就農者を4名雇用したこと、

・4名の雇用に対応して経営基盤を拡充して収益性を向上させるために、新たに2名の従業員を雇用し、大型イチゴハウスの設置やイチゴを原料とした加工販売事業を行う6次産業化に取り組んでいるなど事業積極拡大のための拡大再生産型の経営に移行していることが明らかとなった。

・このように、（農）Yは、事業の積極拡大により新たに雇用を創出し地域活性化に寄与している。

・6次産業化を円滑に進めることができた背景としては、補助事業の活用や関係機関や企業の連携した支援が得られたこと、農業振興施設（直売所等）が地域内にあり販路が確保されたこと、がある。

第5章 少数担い手型集落営農法人(事業積極拡大タイプ)における新規就農者の雇用と経営展開の方向性

—A, B, C型を事例として—

第1節 本章の課題

- ・ 第3章において、新規就農者を雇用している集落営農法人において、法人タイプと新規就農者を雇用し理由及び雇用と相前後した経営変化の方途に着目して分類したところ6類型が析出できた。
- ・ 本章では、少数担い手型である、A型、B型及びC型に注目し事例分析を通じて、新規就農者の雇用と雇用を契機とした経営展開の方向性を明らかにすることを課題とする。具体的には、次の5点である。

- ① 普通作物規模拡大の背景と雇用との関係を明らかにする。
- ② 野菜導入や経営多角化の背景と雇用との関係を明らかにする
- ③ 新規就農者を雇用するためには、どの様なハードルがあるのか、また、それをどのようにして乗り越えたのか明らかにする。
- ④ 雇用と相前後した法人経営の変化がその後の法人経営展開にどの様な影響をもたらしているのか明らかにする。
- ⑤ ①～④について、地域ぐるみ型法人との違いを明らかにする。

表5-1 新規就農者を雇用した法人の6類型と事例調査法人の位置づけ(少数担い手型)

		少数担い手型	地域ぐるみ型	
		雇用した理由	雇用した理由	
		事業積極拡大	地域活性化 (事業積極拡大)	農業・農地維持 (高齢化対応)
合作 化目 多・ 角事 業の 部 程門 度の 複	普通作物拡大	A (No.1,②)		
	露地野菜導入	B (No.③,4)		D (No.6,7,8)
	施設野菜、畜 産等導入			E (No.9,10,11,12)
	加工取組、直 売所運営	C (No.⑤)	F (No.13,14)	

出所：聞き取り調査（2016年）より作成。

注：1）A：少数担い手規模拡大型 B：少数担い手規模拡大野菜導入型

C：少数担い手模拡大多角化型 D：地域ぐるみ農業・農地維持

野菜導入型 E：地域ぐるみ地域活性化多角化型

F：地域ぐるみ地域活性化多角化型

2）表中のNo. 1～14は、新規就農者を従業員として雇用した法人に付けた番号、○を付した番号は本論文で事例調査を行った法人。

3）地域ぐるみ型の雇用の理由は、高齢化に対応して農業・農地維持のための雇用（農業・農地維持）と事業積極拡大のための地域活性化（事業積極拡大）に分類した。

第2節 (株)U(No.2)の事例分析(少数担い手規模拡大型:A型)

(株)Uの概要

1 法人設立の経緯

個人経営による農地受託が限界となった大規模農家が中心となり特定農業法人を設立(2008年10月)

2 役員数 2名 従業員数 2名

3 地域の概要(平成合併前旧町の大字)

- ・山口県中心部の標高300mの中間地域、良質米地帯。
- ・圃場整備、768.8ha(県営2地区718.6ha)、団体営2地区50.2ha)
- ・基幹的農業従事者

59歳以下 20% 60～69歳 40% 70～79歳 34% 80歳以上17%

4 経営面積 53ha

5 経営部門

水稻46ha(主食用水稻39ha モチ米1ha 酒米6ha) 裸麦7.8ha
大豆4.5ha ソバ 1ha

表5-2 (株)Uの経営展開の推移と雇用

単位:ha

年	経営面積	コシカ (移植)	コシカ (直播)	もち	酒米	裸麦	大豆	そば	飼料 作物	役員 (人)	従業 員 (人)	雇用等主な取り組み
2009	20.5	15.7		0.2	2.5	2.1				2		
2010	22.7	15.7		0.2	4.7	3.1				2		
2011	28.4	20.0		0.2	6.0	4.1			1.7	2	1	米直売開始 1名雇用①
2012	35.5	25.2		0.2	3.3	3.2	2.0		4.3	2	1	
2013	41.9	25.0	6.0	0.2	3.8	4.8	2.1	0.7	1.9	2	2	1名雇用②
2014	44.5	28.0	6.0	0.2	4.6	5.3	3.7	0.7		2	2	大豆コンバイン導入 直播機導入
2015	48.5	27.2	6.0	1.0	6.7	7.7	3.3	0.7		2	2	田植機10条導入
2016	53.0	33.0	6.0	1.0	6.0	7.8	4.5	1.0		2	2	2017年1名雇用予定 地代半減

出所：法人資料及び聞き取り調査（2016年）による。

第3節 (有)V(No.3)の事例分析(少数担い手規模拡大野菜導入型:B型)

(有)V(No.3)の概要

- 1 設立 1999年8月
- 2 役員数 3名 従業員数 3名
- 3 農地集積面積 57ha
- 4 地域の概要
 - ・山口県東北部の標高350m～400mの山間地域
 - ・良質米地域
 - ・地域(旧町)の圃場整備面積 269ha
- 5 農地集積面積 57ha
- 6 経営部門
 - 水稻44.5ha 大豆10.0ha 野菜2.5ha(ジャガイモ、サツマイモ)
 - 小豆0.2ha

表5-3 (有)Vの経営展開の推移と雇用

(ha)

年度	経営面積	水稻	大豆	ジャガイモ	サツマイモ	小豆	役員(人)	従業員(人)	雇用等主な取り組み
1999	14.0	12.0	2.0				3		・有志3名で(有)V設立
2002	25.0	20.0	5.0				3	1	・規模拡大に対応して1名(Uターン24歳男性①)を雇用、大豆担当
2003	25.0	20.0	5.0				2	1	・役員1名退職
2005	35.0	29.7	5.0		0.3		2	2	・規模拡大に対応して農業大学校卒業生を1名(20歳男性②)雇用、野菜担当
2007	40.0	34.6	5.0	0.1	0.3		2	3	・従業員1名雇用(総務担当40歳代女性③)
2012	49.6	39.5	8.6	0.8	0.4	0.2	2	3	・中期経営計画検討(6次化等) ・ジャガイモ機械導入
2014	53.0	42.7	8.9	1.0	0.4	0.2	3	3	・従業員1名雇用(総務担当④、従業員1名③役員就任) ・米の直販開始(道の駅) ・34→41psトラクター、ブームスプレー、モア
2016	57.0	44.5	10.0	2.0	0.5	0.2	3	3	・規模拡大に対応して、農業大学校社会人研修生1名(29歳女性⑤)雇用、役員1名退職、従業員1名(①)役員就任 ・地代半減 ・水稻直播(0.3ha)導入、30→48psトラクター

出所：法人資料及び聞き取り調査（2016年）による。

注：1）表中の①～⑤は、新規就農者等に付けた番号

第4節 (有)W(少数担い手規模拡大多角化型:C型)の事例分析

(有)W(No.5)の概要

- 1 設立 1972年5月(1998年に農事組合法人から有限会社に改組)
- 2 役員数 3名 従業員数 5名
- 3 農地集積面積 77.5ha
- 4 地域の概要
 - ・山口県の瀬戸内海に面した土地利用型農業が営まれている干拓地、都市的地域に位置する。
 - ・圃場整備面積 463ha(13集落)
- 5 経営部門
 - 水稻59.2ha(主食用 18.0ha 加工用米 17.0ha 米粉用15.5ha モチ米8.7ha)
 - 麦54.5ha 大豆7.0ha 米粉製造販売(約60t) もち加工・販売
- 6 組織図

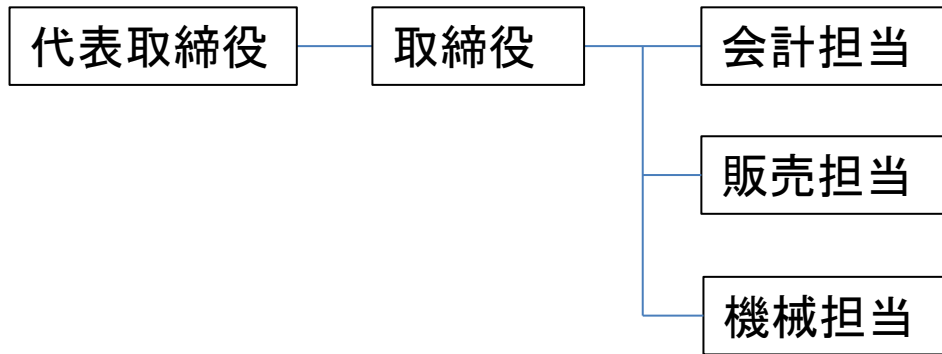


表5-4 (有)Wの経営展開の推移と雇用

(ha、人)

	年	農地集積面積	水稻(移植)	水稻(直播)	麦	大豆	役員	従業員	雇用	経営の多角化等
規模拡大	1998	41.6	31.7		19.7		3			
	1999	52.7	33.7		26.1		3			
	2000	53.4	35.2		34.9		3			
	2001	54.2	34.2		34.3		3	1	規模拡大のため1名雇用(農業大学校卒業生①)	
	2002	55.3	36.3		33.5		3	1		
	2003	56.7	37.5		37.5		3	1		
	2004	57.6	43.1		37.8		3	1		
6次化1期	2005	58.3	41.4		35.1	5.1	3	2	規模拡大、モチ加工のため1名雇用(Uターン②)	モチ加工開始 精米プラント整備
	2006	58.8	41.8		38.8	7.3	3	2		PB米販売開始
	2007	62.5	41.7	3.0	34.3	8.8	3	2		
	2008	64.1	42.1	4.0	36.0	8.5	3	2		
	2009	65.2	42.3	4.0	36.6	9.5	3	2		
6次化2期	2010	65.2	42.9	5.0	36.6	14.0	3	2		
	2011	66.4	42.5	5.0	36.6	8.8	3	4	規模拡大及び6次化のため2名雇用(元団体職員③、農業大学校卒業生④)	製粉プラント整備 A協同組合設立 米粉販売開始
	2012	66.4	42.0	5.0	46.0	9.3	3	4		
	2013	70.3	47.8	7.0	48.6	5.0	3	4		
	2014	70.4	45.6	10.0	52.5	5.4	3	5	規模拡大、モチ加工拡大のため1名雇用(農業大学校卒業生⑤)	モチ加工規模拡大
	2015	74.9	47.4	10.0	51.6	6.8	3	5	役員1名退職、1名雇用(Uターン⑥)、従業員1名(①) 役員選任	
	2016	77.5	49.2	10.0	54.5	7.0	3	5		米粉パン製造販売決定

出所：法人資料、聞き取り調査（2016年）による

注：1）表中の①～⑥は新規就農者等に付けた番号

図5-3 (有)Wの労働力有効活用のための作業分散

	5月		6月			7月
	20	30	10	20	30	10
大麦		←→ 収穫				
小麦			←→ 収穫			
水稲(直播) 耕起直播		↓ 播種				
不耕起直播	←→ 播種					
水稲(移植)				←→ 田植		
大豆						←→ 播種

出所：法人聞き取り調査(2016年)による

単位：1,000万円

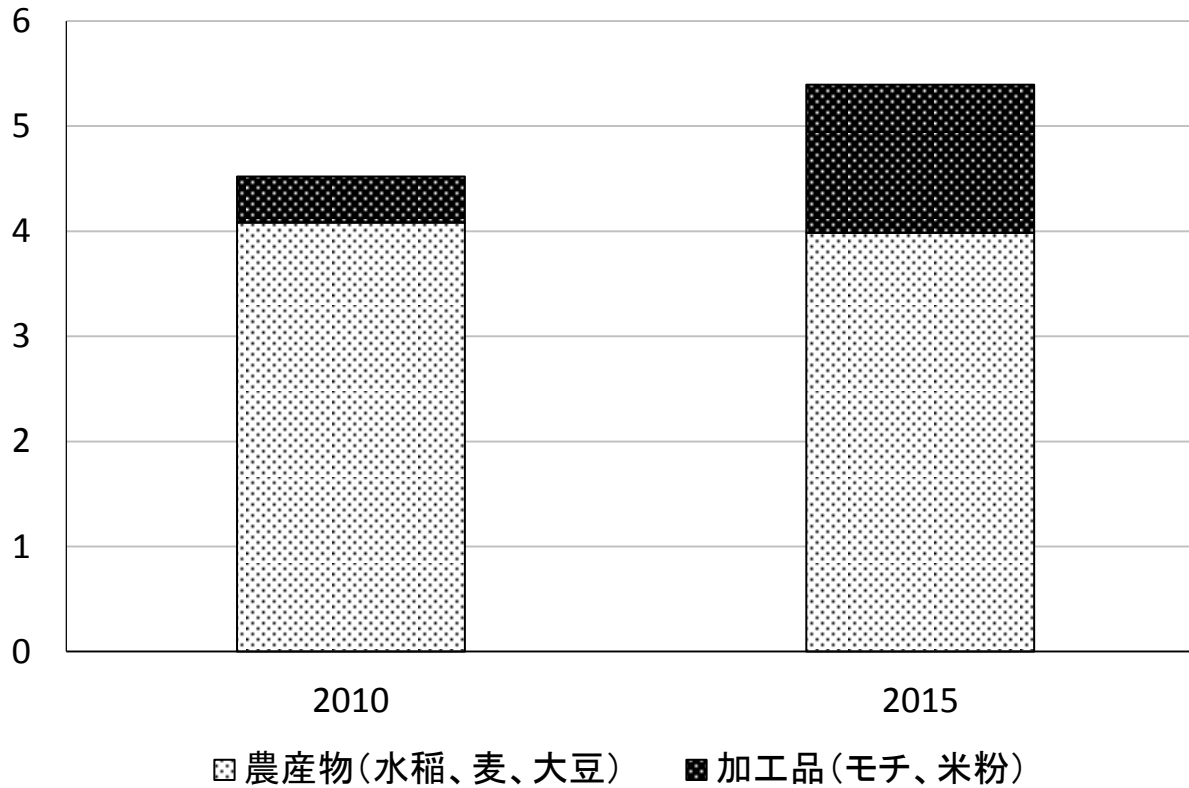
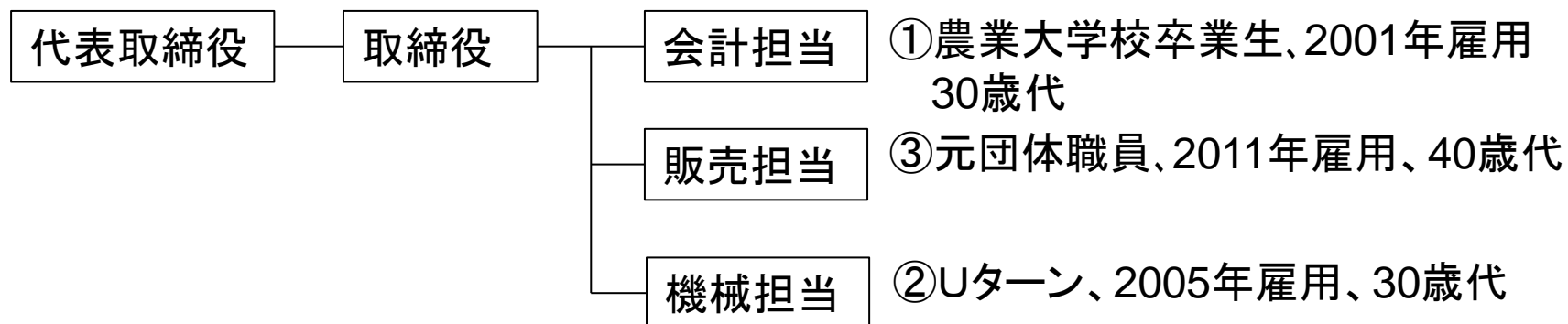


図5-4 (有)Wの農産物と加工品の売上高の推移

出所：聞き取り調査(2016年)による

(有)Wの組織図



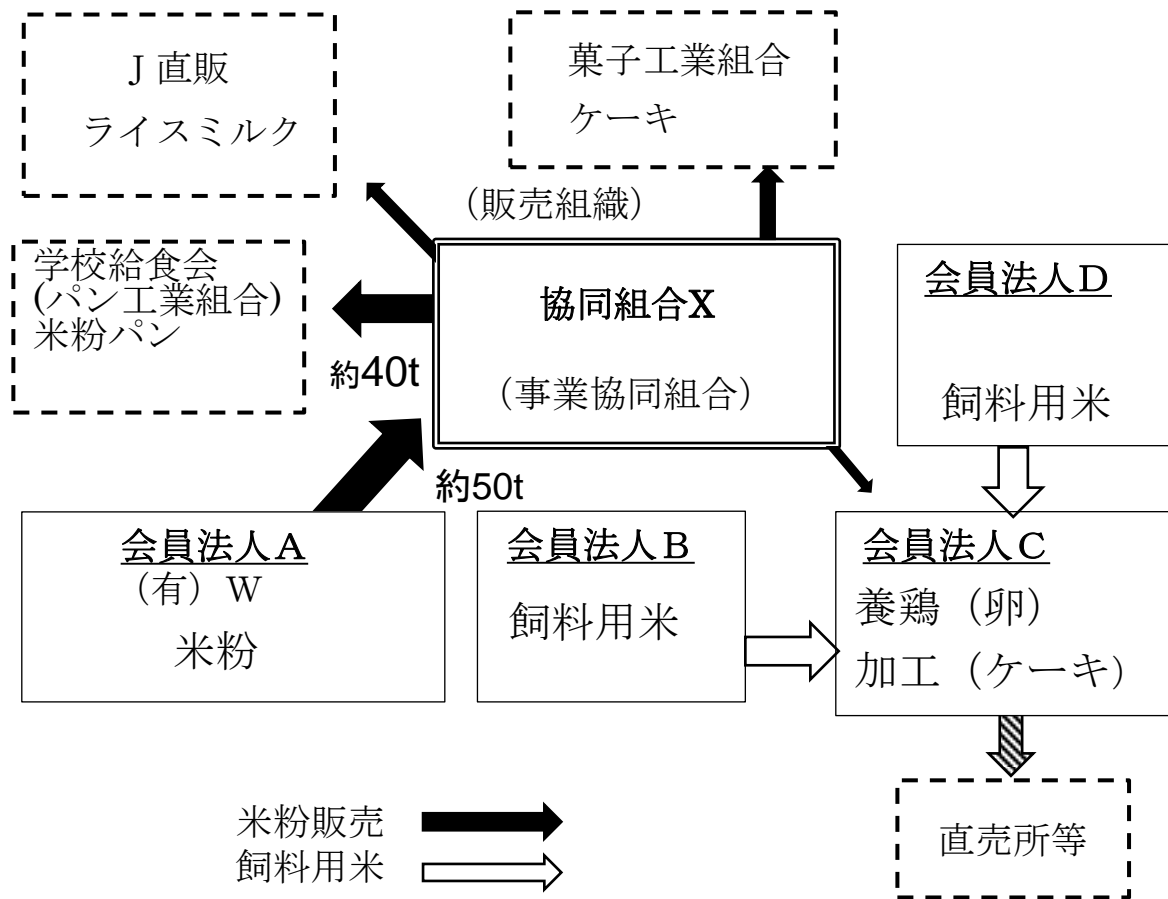


図5-5 (有)Wの米粉製造販売による6次産業化への取り組み

出所：聞き取り調査（2016年）による。

注：1) 協同組合Xは、A～D法人を会員とする事業協同組合

(有)Wにおいて6次産業化を円滑に進めることが出来た背景

- ① 県では、学校給食に米粉を供給することを計画しており米粉の需要があったが、県内に米粉製粉を行う施設がなかった。
- ② 法人間の連携により進めることとし、米粉用米や飼料用米の生産を行う法人と、飼料に米を使用する養鶏業と加工事業を行う法人をメンバーとする事業協同組合を立ちあげた。
- ③ 事業協同組合を設立したことにより、中小企業団体中央会の補助事業を活用してパン工業組合、菓子工業組合と連携してパン・菓子類の開発や市場調査を行うことが出来た。また、販路確保に繋がった。
- ④ 6次化、販売担当として、人材(元団体職員)が確保できた。
- ⑤ 学校給食会という販路が確保できた。
- ⑥ モチ加工のため整備した精米プラントをPB米生産、米粉生産に有効活用できた。
- ⑦ 補助事業を活用して製粉施設整備を行った。

第5節 まとめ

1 普通作物規模拡大の背景と雇用との関係

- ・3法人ともに、①高齡農家のリタイアに対応し、また、特定農業法人化することにより農地の受け皿となって規模拡大していること、②規模拡大に対応して新規就農者を雇用したことにより収益性を向上させる必要性が生じ、麦、大豆の規模拡大を行っていること、が明らかとなった。

2 野菜導入や多角化の背景について

- ・少数担い手規模拡大野菜導入型における野菜の導入については、①規模拡大に伴う従業員数の増加に対応して、周年就労により収益性を向上させるため、野菜の導入・規模拡大を図っていること、②野菜導入においては、契約栽培に取り組み安定的な価格と販路を確保していること、③機械化を進めていることが明らかとなった。
- ・少数担い手規模拡大多角化型における経営の多角化の背景については、従業員数の増加や昇給、米価低下に対応して、より一層の収益性の向上を図ることが求められたため、米粉製造加工販売を行う6次産業化に取り組んでいることが明らかとなった。

第5節 まとめ(つづき)

- ・円滑に6次化を進めることが出来た背景として、①学校給食に米粉を供給する需要があったが、米粉製粉施設が県内に無かったこと、②学校給食会という販路が確保出来たこと、③多様な組織間連携により製品開発や販路を確保したこと、④補助事業を活用して施設整備を行ったことが明らかとなった。

3 新規就農者を雇用するのにどの様なハードルがあるのか、また、それをどのように乗り越えたのか。

- ・雇用導入に二つのハードル、①賃金の支払える収益性の向上、②周年就労
- ・雇用導入により雇用者数の増加に対応して、昇給や人数の増加による労賃増大に備え収益性を向上させる必要が生じ、③雇用することにより、更なる収益性の向上という3つ目のハードルが生じている。
- ・麦大豆の規模拡大、機械化した野菜の導入、6次化の取り組みによって乗り越えている。

4 雇用と相前後した法人経営の変化が経営展開に及ぼす影響について

- ・①普通作物規模拡大のための雇用、②雇用者数の増加に伴う周年就労による収益性向上のための野菜導入、③更なる規模拡大、収益性向上のための雇用者数の増加や米価の低下に対応してより一層の収益性を向上させるため、6次化事業へ取り組んでいることからA型→B型→C型へ移行する方向性がうかがえた。

5 地域ぐるみ型との違い

- ・少数担い手型は、積極的事業拡大(規模拡大)のために雇用が求められている。
- ・雇用導入のために法人内の合意形成を得るというハードルはない。
- ・雇用することにより更なる収益性の向上という3つ目のハードルは、地域ぐるみ型の4つ目のハードルと同一。

第5節 まとめ(つづき)

- ・地域ぐるみ型法人は、資源管理組織との密接な連携が見られるが、少数担い手型は、資源管理組織との密接な連携は見られない。

第6章 結論と今後の課題

第1節 本研究の要約

(1) 本研究の課題と方法

・本研究は、深刻な問題となっている集落営農法人の担い手(後継者)確保問題に新規就農者の雇用と雇用を契機とした経営展開という視点から、新規就農者を雇用している集落営農法人を、①労働の組織化の態様(地域ぐるみ型、少数担い手型)、②新規就農者を雇用した理由、③作目・事業部門の複合化多角化の程度の3点に着目し類型化し類型間の比較を通じて①新規就農者を雇用するにはどの様なハードル(経営的特徴を有する必要)があるのか、②また、どのようにして乗り越えているのか、③新規就農者を雇用することによりどのような経営展開が可能となるのか、④新規就農者を雇用して経営発展を進めている集落営農法人にはどの様な経営発展の方向性があるのか、以上4点を明らかにすることを目的に分析を試みた。

その場合、方法的に重視したのは新規就農者を雇用した様々な集落営農法人を類型化し、その類型間の比較分析を行ったことである。

その理由は、集落営農法人に見られる類型は、経営体としての発展段階があるのか、単なる類型差なのか、といった論点があることを田代(2016)は指摘していることを踏まえ、本研究では、経営発展の方向性(進化の段階性)を明らかにするために有効であると考え、新規就農者を雇用している様々な法人を類型化し類型間の比較分析を行なった。

第1節 本研究の要約(つづき)

(2)各省ごとの分析の要約

- ①第2章
- ②第3章
- ③第4章
- ④第5章

(3)本研究課題別に見た結論

①新規就農者を雇用するにあたり乗り越えなければならないどの様なハードルがあるか

・4つのハードルがある。雇用にあたり三つのハードル①賃金の支払える収益性の向上、②周年就労の確保、③雇用に対する法人内の合意形成、さらに④雇用者数の増加、昇給に備え、更なる収益性の向上が求められるという4つ目のハードルがある。(③は、地域ぐるみ型特有のハードル)

* 新規就農者を雇用している集落営農法人の経営的特徴

・地域ぐるみ型において、経営の複合化多角化の進んだ類型ほど地代重視から労働重視の経営的特徴が強くなっている。

$D < E < F$

・少数担い手型は、 $A < B < C$ 型の順に、経営規模、複合化多角化の程度が進んでおり雇用者数が増加している

第1節 本研究の要約(つづき)

(3)本研究課題別に見た結論(つづき)

②どの様にしてハードルを乗り越えたのか

第1の、賃金の支払える収益性の向上

- ・A型:普通作物(水稻、麦、大豆の規模拡大)、B型:麦、大豆の規模拡大+野菜の導入、C型:麦、大豆の規模拡大+6次化
- ・D型:麦、大豆の規模拡大+露地野菜の導入、E型:麦、大豆の規模拡大、露地野菜+施設野菜の導入、F型:麦、大豆規模拡大、露地野菜、施設野菜+6次化

第2の、周年就労

- ・B型:野菜導入、C型:6次化、D型:露地野菜導入、E型:露地野菜、施設野菜導入
- F型:露地野菜、施設野菜導入

第3の、法人内の合意形成

- ・(農)X:雇用による構成員還元額の減少が少なかったこと、収益性の向上に取り組んでいること、労働力不足が喫緊の課題となっていたこと、から合意がなされた。
- ・(農)Y:収益性の向上に取り組んでいること、高齢者の労働時間数が減少していたこと、労働力不足が喫緊の課題となっていたこと、から合意がなされた。
- ・両法人とも、平等重視よりも労賃重視の組織運営。

第4の、雇用により生じた昇給等に備えた新たな収益性の向上

- ・C型:6次化、F型:6次化

第1節 本研究の要約(つづき)

(4) 新規就農者の雇用と雇用を契機とした経営展開の方向性

◎地域ぐるみ型(高齢化、兼業化、水稻に特化、零細規模)

第1段階 基本的なモデル

・基本的な理念:「集落の農地は集落で守る」(担い手の高齢化に対応して設立)

役員:定年退職者、オペレーター:定年退職者、兼業者、

補助作業員:組合員の家族

管理作業:組合員に委託

野菜、加工部門は女性高齢者の働く場の確保(収益部門ではない)

年金+ α の所得を期待する多数の高齢者を中心とした組織

定年延長、世代交代による農業ばなれ(高齢化の進展、組合員の分化)

・定年退職者で繋いでいく経営モデルが困難となる状況の出現

・深刻な労働力不足

①収益性の向上、②周年就労、③合意形成

第2段階 組織維持のために新規就農者の雇用(農業農地維持タイプ D,E型)

(他産業並みの所得を期待する新規就農者の雇用)

年金+ α を期待する多くの高齢者+他産業並みの所得を期待する新規就農者

高齢者の減少、新規就農者の増加

④賃金増加に対応した更なる収益性の向上

第3段階 収益性向上のために、事業積極的拡大し地域活性化機能を担う(F型)

新規就農者がオペレーター、野菜部門の責任者を担う

* 経営展開の方向性: D→E→F

第1節 本研究の要約(つづき)

(4)新規就農者の雇用と雇用を契機とした経営展開の方向性(つづき)

◎地域ぐるみ型

第3段階(つづき)

集落営農法人生産組織機能

(コスト低減、担い手の確保、生産力の維持向上)

他産業並みの所得を期待する少数の(専従者)による経営体の運営
農業生産以外の事業への取り組み



農地の団地的、合理的利用

地域合意・資源管理機能

(資源管理・団地的土地利用)

数集落を範囲に結成する農用地利用改善団体等と密接に連携し多面的機能支払い交付金事業等を活用して地域資源管理機能の維持向上

農用地利用改善団体等

第1節 本研究の要約(つづき)

(4)新規就農者の雇用と雇用を契機とした経営展開の方向性(つづき)

◎少数担い手型

第1段階 基本的なモデル

・基本的な理念:「規模拡大による収益増大を目指して法人化」

役員:他産業並みの所得を期待する認定農業者等

オペレーター:専従の役員、従業員

補助作業員:基本的になし、農繁期に、近隣からパート雇用

他産業並みの所得を期待する少数の専従者を中心とした組織運営



第2段階 規模拡大のために新規就農者の雇用(少数担い手規模拡大型:A、B型)
(他産業並みの所得を期待する新規就農者の雇用)

①賃金の支払える収益性の向上(麦、大豆規模拡大、野菜導入)

②周年就労(野菜導入:機械化)

規模拡大に対応して、雇用者数増加



第3段階 ③雇用者数の増加、昇給に備えた収益性向上のために雇用
(事業積極的拡大 6次化 C型)

* 経営展開の方向性:A→B→C

第1節 本研究の要約(つづき)

(4)新規就農者の雇用と雇用を契機とした経営展開の方向性(つづき)

◎少数担い手型

第3段階(つづき)

少数担い手型法人

(コスト低減、担い手の確保)

他産業並みの所得を期待する少数の(専従者)による
経営体の運営、農業生産以外の事業への取り組み



農地の引き受け



農用地利用改善団体

農用地利用改善団体の周辺農地

第2節 政策提言

本研究により以下の点が明らかとなった。

・地代重視から労働重視の経営的特徴を有している。

・地域ぐるみ型集落営農法人には、新規就農者を雇用するには、4つの乗り越えなければならないハードルがある。

・分析事例法人は、露地野菜導入、施設野菜導入により収益性の向上及び周年就労を実現している。その際、実現できた背景として、地域に野菜産地があり、野菜の栽培技術を持った組合員がいたこと、道の駅、量販店等多様な販路が確保できたこと、機械化して軽労化、省力化を図ったことがある。

4つ目のハードルを乗り越えるために、6次化に取り組んでいるが、6次化に円滑に取り組めた背景には、6次産業化総合事業計画作成にあたり地域の実情に詳しい関係機関の協力が得られたこと、農産加工に関する情報収集に県内加工業者の協力が得られたこと、法人の位置する地域に農産物販売施設などがあり販路が確保できたこと、販売担当者を確保したこと、補助事業を活用して施設整備を行ったこと、がある。

また、雇用に関する合意形成については、雇用を契機として収益性の向上を図っていること、雇用に伴う構成員還元額の減少が少なかったこと、高齢者の作業時間が減少しつつあったこと、担い手不足が深刻な課題となっていたこと等から合意が得られている。（雇用費の増大と構成員還元額との間で矛盾は生じていない）。地代と労務費との相克をクリアしている。

第2節 政策提言(つづき)

・事例法人では、適材適所による役員選任、地代より労働を重視した経営、コスト意識のある経営展開、がなされており、平等重視の経営から労働重視の経営が行われている。

このため、今後、高齢化の進展により組織の維持が艱難になることが予想される地域ぐるみ型の集落営農法人における担い手（後継者）確保にかかる政策として、①野菜を収益部門とするために、栽培技術習得支援の他、機械化の推進、多様な販路確保のための支援が有効と思われる。

また、②6次化を円滑に取り組むためには、多様な販路の確保と、加工業者等との連携による製品開発支援、施設整備のための支援が求められる。

規模が小さな法人では、③法人間連携によりハードルを乗り越えることも有効と考える。

④地代重視の経営から労働重視の経営に転換するためには、法人設立時において、地代水準を低くすること、適材適所の役員選任を行うこと、1集落ではなく数集落で法人を設立することの支援策が求められる。

また、⑤地域ぐるみ型集落営農法人の生産部門を担う実働部隊の経営確立と併せて、資源管理を担う組織の活動支援も重要である。非農家の社会人の就業希望者が増加していることから、山口県において見られた、新規就農者を供給する実習農場を設置した⑥農業大学校における社会人研修制度の充実が重要である。

【引用文献・参考文献】

- 秋津元輝(2009)：「農への多様化する参入パターンと支援」、『農業と経済』,75(12),pp.5-14.
- 青柳斉他(2008)：『雇用と農業経営』,農林統計協会.
- 荒井聡(2005)：「米政策改革下における地域参加型集落営農法人組織の展開論理一岐阜県揖斐川町K営農組合を中心に」,『農業・食料経済研究』,51(2),pp.53-62.
- 安藤光義(2008)：「水田農業構造再編と集落営農」,『農業経済研究』,80(2),pp67-77.
- 安藤光義(2013)：「中山間地域における集落営農法人の多様な展開一大分県竹田市の事例」,『2013年度日本農業経済学会論文集』,pp.1-8.
- 安藤光義(2005)：「総兼業地域における集落営農の現状と展開方向」,『農業と経済』,71(5),pp.51-57.
- 安藤光義(2013)：『農業構造変動の地域分析一2010年センサス分析と地域の実態調査』,農山漁村文化協会.
- 安藤光義編著(2013年)：『日本農業の構造変動 2010年農業センサス分析』,農林統計協会.
- 伊庭治彦(2014)：「中国地方中山間地域における集落営農の問題と展望」,『農業問題研究』,45(2),pp.4-12.
- 今井伸治ら(1997)：「新規参入は今一人と制度の充実を目指して」,『農業と経済』,臨時増刊号,pp6-41.
- 江川章(2016)：「TPPと日本農業の構造一農林業センサス分析」,農業・農協問題研究所第32回研究大会報告要旨
- 小田切徳美・藤山浩編著『地域再生のフロンティア』,農山漁村文化協会,2013,pp.83-98.
- 小田切徳美(2008)：『日本の農業一2005年農業センサス分析一』,農林統計協会.
- 加古敏之・初川信介(2007)：「広域営農組合の現状と課題」,『2007年度日本農業経済学会論文集』,pp.83-89.
- 桂明広(2006)：「集落営農と経営施策」,『農業経営研究』,43(4),pp.26-34.
- 金子いずみ(2007)：「集落営農における作業確保とその組織化の分析」,『2007年度日本農業経済学会論文集』,pp.97-104.
- 金子いずみ(2000)：「特定農業法人の諸類型と制度の役割山口県のぐるみ型法人の事例から」,『2000年度日本農業経済学会論文集』,pp.7-10.
- 北田紀久雄(2008)：「中国地方中山間地域における集落営農の問題と展望」,『農業問題研究』,45(2),pp.4-12.
- 楠本雅弘(2010)：『進化する集落営農』,農山漁村文化協会,pp49.

【引用文献・参考文献】

- 久保雄生(2013)：「集落営農法人の組織形態と後継者の育成に向けた課題」, 『農村計画学会誌』, 32, pp. 317-322.
- 倉岡考賢・井上憲一(2012)：「集落営農法人における常雇従業員の労務管理の特徴」, 『農林業問題研究』, 48(1), pp. 157-163.
- 小林元(2007)：「集落型農業生産法人の組織的性格と課題—労働参加形態から見た組織的性格」, 『日本の農業—あすへのあゆみ—』 240, 農政調査委員会, 2007年, pp. 51-56他.
- 小山頭子・宮田剛志(2012)：「中山間地域における集落営農の運営管理—協業経営型農事組合法人に焦点をあてて—」, 『農業経営研究』, 50(1), pp. 35-40.
- 斉藤潔(2000)：「農業法人の新しい経営展開とその評価」, 『農業経営研究』, 37(4), pp. 29-37.
- 迫田登稔(2011)：「農業における企業経営の経営展開と人的資源管理」, 『農業経営研究』, 48(4), pp. 25-35.
- 澤田守(2003)：「農業法人就職者の特徴と課題」, 『2003年度日本農業経済学会論文集』, pp. 58-62.
- 澤田守(2012)：「稲作農業法人への雇用就農の特徴と課題」, 『関東東海農業経営研究』, 101号, pp. 75-80.
- 島根県担い手育成総合支援協議会・島根県農業技術センター(2012)：「集落営農の次世代後継者育成 普及啓発資料」, pp. 8-30.
- 杉田直樹(2011)：「経営組織・営農類型別にみる農業雇用の現状と課題」, 『農業経営研究』, 49(2), pp. 87-92.
- 高橋明広(2001)：「集落営農における多角化戦略の導入効果—不安定兼業地域に位置を事例に—」, 『関東東海農業経営研究』, 92号, pp. 49-52.
- 高橋明広・梅本雅(2009)：「集落営農合併組織における多角化戦略の成立条件—北陸地域のファーム0を素材に—」, 『農業経営研究』, 43(1), pp. 76-81.
- 田代洋一編(2016)：「TPPと農林業・国民生活」, 筑波書房].
- 田代洋一(2011)：『地域農業の担い手群像』, 農山漁村文化協会.
- 田畑保(2002)：『日本の農業』, 221号, pp. 140-144.
- 棚田光雄(2004)：「集落営農法人の実態分析」, 『近畿中国四国農業経営研究』, 6, pp. 51-63.
- 棚田光雄(2007)：「ぐるみ型集落営農法人における園芸作対応の現状と課題」, 『農業経営研究』, 45(2), pp. 46-51.

[引用文献・参考文献]

- 農林水産省大臣官房統計部(2015年9月) : 「農林水産統計 平成26年度新規就農者調査」, pp. 1-4.
- 農林水産省 : 「2015年世界農林業センサス」, http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2015/kekka_gaisuuti.html
- 宮武恭一(2007) : 「広域化・大規模化する集落営農の成果と異議」, 『農業経営研究』, 45(2) , pp. 41-45.
- 宮武恭一(2013) : 「大規模稲作経営におけるコスト低減の可能性」, 『関東東海農業経営研究』, 103号 , pp. 73-78.
- 山口県集落営農法人連携協議会(2014) : 「平成26年度第3回山口県集落営農法人連携協議会役員会資料」 , pp. 30-32.
- 山口県JA営農指導員協議会 (2013) : 「平成24年度営農指導員・普及指導員交流集会資料」, pp1-7.
- 山口県担い手育成総合支援協議会 (2010) : 「平成22年版集落営農法人のすすめ」
- 山口県(1990年) : 「山口県農林業振興の基本構想」
- 山口県(1996年) : 「山口県農林業・農山村振興の基本構想」
- 山口県(2001年) : 「やまぐち食と緑のプラン21」
- 山口県(2009年) : 「やまぐち食と緑・水産チャレンジ実行計画」
- 山口県(2013年) : 「やまぐち農林水産業再生・強化行動計画」
- 山口県(1999~2015) : 平成11~27年度農林行政の重点施策と予算概要
- 山口県(2016) : 「平成28年度山口県立農業大学校要覧」

ご清聴
ありがとう
ございました